はじめに

練馬区では、これまでも子ども施策を区政の重要な課題として捉え、平成 17 年度には、練馬区次世代育成支援行動計画(前期)を策定して区民の皆様と手を携えて、子どもたちや子育て家庭を支援するための諸施策を実施してまいりました。

しかしながら、子どもや子育でをめぐる環境が大きく変化する中、依然として家庭や地域における 子育で機能が低下していること、また、一昨年来の経済危機と相まって保育所の待機児童が急増して いることなど、子育でを取り巻く環境は一層厳しさを増しています。こうしたことから、私は、改め て子どもを生み育てることに本当によろこびを感じることができる地域社会を築いていくこと、そし て、明日の練馬を担う子どもたちの健やかな成長を支えることこそ、区が全力をあげて取り組まなけ ればならない課題であると決意を新たにしているところであります。

そこで、平成 21 年 12 月に策定した基本構想において、次代を担う子どもの健やかな成長を支えるため「子ども分野」を新たな政策の柱として掲げました。そして、この子ども分野の政策を具体化するため、長期計画(平成 22 年度~ 26 年度)とともに、今般、子ども施策を総合的に推進する次世代育成支援行動計画(後期)(平成 22 年度~ 26 年度)を策定しました。

後期の行動計画では、4つの基本理念に基づいて、区の計画目標である「子育て、子育ちをみんなが応援するまち ねりま」を実現するため、6つの基本目標を掲げ、47の計画事業の他、様々な事業を総合的に実施します。

この行動計画を策定するにあたり、子育て中の家庭や、中学生、高校生、子育てを終えた家庭、独身の方へのアンケート調査を実施し、子どもと家庭をめぐる状況や区の子育でに関するサービスなどについての区民の皆様の意識や意向を把握しました。

また、学識経験者、福祉・教育関係者、公募による委員などで構成する「練馬区次世代育成支援推 進協議会」からいただいたご意見や区民意見反映制度により区民の皆様からいただいたご意見など を、計画に反映するように努めました。

子どもたちが健やかに生まれ育つことのできる練馬区を築くために、区民の皆様とともに子育て、 子育ちを応援し、次代を担う子どもたちの成長を支える本行動計画の推進に全力を尽くしてまいりま すので、皆様のご理解とご協力をお願い申しあげます。

平成 22 年 3 月

練馬区長 志村 豊志郎

目 次

第1	章	計画の基本的考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
第2	章	子どもと家庭を取り巻く現状と課題	
1	子ど	もと家庭を取り巻く現状	1
2	練馬	区における次世代育成支援の課題	9
3	前期	計画での主な取組	2
第3	章	行動計画の体系	
1		·目標 ······ 2	
2	練馬	区次世代育成支援行動計画(後期)体系図	0
第 4	章	事業計画	
Ι	子と	ごもたちの「育つ力」と子育て家庭の「育てる力」を応援します	5
${\rm I\hspace{1em}I}$	子と	ごもと親の健康づくりを応援します	8
${\rm I\hspace{1em}I}$	子と	ごもの健やかな成長を助けるため教育環境を整備します	8
IV	子と	ごもと子育て家庭を応援するまちづくりを進めます	8
V	支援	爰が必要な子どもと子育て家庭を応援します······11	0
VI	計画	回の着実な推進を図ります	0
事業	の概	接 ·······12	:5
事業	案内] ·······16	0
参考	資料	 16	i7

第1章 計画の基本的考え方

1. 計画策定の目的

この計画は、次世代育成支援についての区の施策の方向と具体的な事業計画を定めることを目的としています。

また、子どもを含めた区民の皆様に計画の内容を分かりやすく発信し、区民の皆様とともに計画を 実現することを目的としています。

2. 計画策定の背景

平成 14 年 1 月に国立社会保障・人口問題研究所から発表された「日本の将来推計人口」では、従来、少子化の主たる要因であった晩婚化に加え、「夫婦の出生力そのものの低下」という現象が見られ、現状のままでは、少子化は今後一層進行すると予想されています。

国は、平成14年9月に「少子化対策プラスワン」を取りまとめ、保育に関する施策など「子育てと仕事の両立支援」が中心であった従来の取組に加え、「男性を含めた働き方の見直し」「地域における子育て支援」「社会保障における次世代支援」「子どもの社会性の向上や自立の促進」という4つの柱に沿って、総合的な取組を推進することとしました。

そして、平成 17 年度から 10 年の間で集中的に取り組むために「次世代育成支援対策推進法」(平成 15 年 7 月法律第 120 号)を制定しました。この法律によって、都道府県、区市町村および事業主は、行動計画を策定して次世代育成支援対策を実施することが義務付けられることになりました。

これを受け、区では平成 17 年度~21 年度の5 か年を計画期間とした「練馬区次世代育成支援行動計画」(以下「前期行動計画」という)を策定しました。しかし、平成 17 年には予想を上回る少子化の進行が見られたため、平成 18 年 6 月には、国の少子化社会対策会議が決定した「新しい少子化対策について」を踏まえ、少子化対策の抜本的な拡充、強化を図ってきました。

一方、国は「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議を設置し、結婚や出産・子育てに関する国民の希望を実現するためには何が必要であるかに焦点をあてて検討を進め、平成 19 年 12 月に「子どもと家族を応援する日本」重点戦略が取りまとめられました。重点戦略では、就労と出産・子育ての二者択一構造の解消には、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現」とその社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を「車の両輪」として進めていく必要があるとしています。

この間、区では「前期行動計画」に基づき、子ども家庭支援センターの整備、子育てのひろばの設置、保育所の定員の拡大など次世代育成支援の取組を進めてきました。本行動計画は、「前期行動計画」の検証を踏まえ、次世代育成支援の一層の推進を図るために、後期の次世代育成支援行動計画として策定しました。

なお、平成 21 年 12 月に策定した基本構想や策定中の長期計画(平成 22 年度~ 26 年度)との整合性を図っています。

3. 計画の期間

本計画は、平成 17 年度から平成 26 年度までの 10 か年計画のうち平成 22 年度から平成 26 年度 までの後期 5 年間を計画の期間とします。

前期計画						往		 ■			Z	欠期計画		
亚	平	平	亚	平	平	<u> </u>	平	亚	平	平	亚			
成	成	成	成	成	成	成	成	成	成	成	成			
17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	•	•	•
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年			
度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度			



4. 計画の対象

- (1) この計画は、子どもと子育て家庭を含むすべての区民と区内の事業主、NPO、行政等すべての 個人および団体が対象となります。
- (2) この計画では、「子ども」とは、おおむね 18 歳未満の児童をいいます。

5. 計画の位置づけ、他の計画との関係

この計画は、区の長期計画を上位計画とする、子どもと子育て家庭に対する施策をまとめた個別計画です。

また、この計画では、練馬区の今後の施策の方向や計画事業の具体的目標を定めています。区では、毎年度の財政状況を踏まえながら、この計画の実現に努めます。

この計画と関連する他の計画との関係は、つぎのとおりです。

(1) 基本構想・長期計画との関係について

「練馬区のめざす 10 年後の姿」を掲げ、4 つの分野のはじめに子ども分野を置いている練馬区基本構想や平成 22 年度から平成 26 年度を計画期間とする、長期計画を踏まえており、長期計画の「子ども分野」などの関連分野にある計画を含んでいます。

(2) 保育計画について

練馬区は、児童福祉法(平成 15 年 7 月法律第 121 号)の規定により、保育計画の策定が義務付けられています。この計画は、保育計画を含んだものとして策定しています。

(3) 母子保健計画について

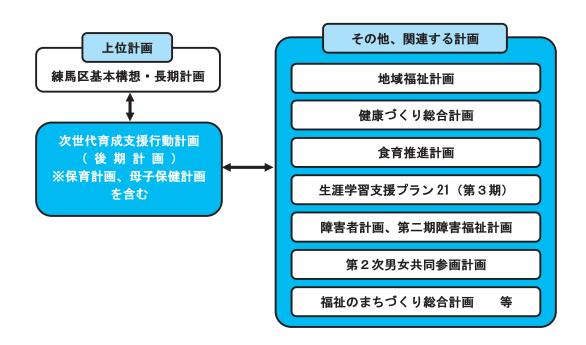
「市町村における母子保健計画策定指針」(厚生労働省 平成8年5月)により策定する母子保健計画についても、この計画の中に含んだものとして、策定しています。

(4)地域福祉計画について

「社会福祉法」(昭和 26 年 3 月 29 日法律第 45 号) により策定する地域福祉計画の児童福祉分野に関する分野別計画として策定しています。

(注1)保育計画:保育の申込みのあった児童で、保育の実施がされていないもの(待機児童)の数が、50人以上いる区市町村は、策定する必要があります。

(注 2) 母子保健計画:国の「健やか親子 21 (21世紀の母子保健を推進する国民運動計画)」の趣旨を踏まえ、区市町村が策定することになっています。



6. 計画の基本理念

子どもたちが、健やかに生まれ、育つことは、社会の発展に欠かすことができません。練馬区は、すべての子育で家庭が安心して暮らすことができ、すべての子どもたちが健やかに生まれ育ち、自立することのできる社会を築くために、次世代育成支援行動計画(前期計画)を作成しました。そこでは、児童憲章や児童の権利に関する条約などを踏まえたうえで、以下の4点を基本理念としました。後期計画においても、これらの基本理念を引き続き掲げ、計画を推進していきます。

- (1) 子どもの最善の利益を考えるとともに、子ども自らの「育つ力」を大切にします。
- (2) 父親・母親を中心とした、家庭の「育てる力」を大切にします。
- (3) 子育ての負担を家庭だけに負わせることなく、地域や職場が子どもと子育て家庭を応援します。
- (4) 行政は、地域や職場と連携しながら、子どもと子育て家庭を応援します。

【トピック】

児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)

「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」は、世界中の子どもが健やかに成長できるようにとの願いをこめて、1989(平成元)年に国連総会において採択されました。日本は 1994(平成 6)年に批准しています。

この条約は前文と本文 54 条からなり、子どもの生存、発達、保護、参加という包括的な権利を実現・保護するために必要となる具体的な事項を規定しています。また、「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」では子どもの権利として 4 つの権利を守ることを定めています。

練馬区では、こうした子どもたちの権利を守るため、様々な施策や事業を行っています。

生きる権利

- ・防げる病気などで命を奪われないこと。
- ・病気やけがをしたら治療を受けられること。

育つ権利

- ・教育を受け、休んだり遊んだりできること。
- ・考えや感じることの自由が守られ、自分らしく育つことができることなど。

守られる権利

- ・あらゆる種類の虐待や搾取などから守られること。
- ・障害のある子どもや少数民族の子どもなどはとくに守られることなど。

参加する権利

・自由に意見を表したり、集まってグループをつくったり、自由な活動を 行ったりできることなど。

7. 計画目標

子育て、子育ちをみんなが応援するまち ねりま

練馬区では、4つの基本理念を実現するため、「子育て、子育ちをみんなが応援するまち ねりま」 を前期計画に引き続き計画目標に掲げます。

父親・母親その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、地域 社会全体で家庭の「育てる力」と子ども自らの「育つ力」を応援することによって、安心して子育て ができるまち、そして、子どもが未来に希望を持ち、次代を担う力を身につけることのできるまちの 実現を目指します。

8. 計画の推進および実施状況の公表

計画で示した施策の推進や、具体的な事業の実施にあたっては、定期的に計画の実施状況を把握・ 点検し、その結果をその後の事業の実施や、計画の見直しに反映させていくことが大切です。

練馬区では平成 14 年度から行政評価制度を実施し、施策や事務事業を評価し区政の改革・改善に 努めています。

本行動計画ではさらに、事務事業ごとの目標に対する達成度だけではなく、どれだけ区民の方が子育てしやすくなったか、または子育てに満足しているかなどの利用者の視点に立った評価指標を設定し、施策や事務事業の評価をしていきます。

計画を着実に推進していくために「計画・目標=施策・事業の立案と指標・目標の設定」(PLAN)
⇒「実施=予算編成・事業執行」(DO) ⇒「成果の点検・評価」(CHECK) ⇒「改革・改善」
(ACTION) という一連のサイクルにより計画目標の実現に向けた取組をします。

また、サイクルの「成果の点検・評価」(CHECK)については、行政評価において毎年行う事務事業評価、隔年で行う施策評価と本行動計画独自の評価を連動させて点検・評価を行っていきます。

なお、評価や計画事業(※)の実施状況については年度ごとに、施策・事務事業の評価は評価をした年度ごとに公表するとともに、区民の意見を反映させるため、公募区民、団体代表、学識経験者等で構成する「練馬区次世代育成支援推進協議会」において、施策や事業に関する問題提起や提案を行っていただきます。

※ 重点的に実施する事業で、計画の目標を達成するために進行管理を行う事業

▶第2章 子どもと家庭を取り巻く現状と課題

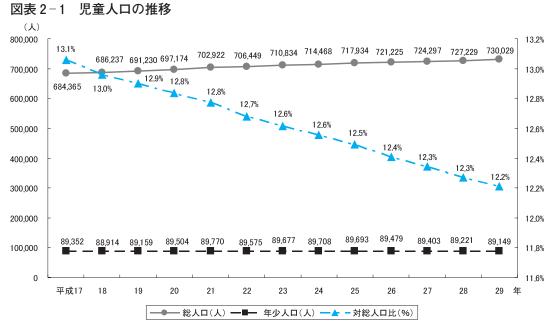
1. 子どもと家庭を取り巻く現状

◆練馬区の現況

(1) 少子化の推移

練馬区の人口の推移を見てみると、総人口は増加していますが、年少人口はほぼ一定しています。 総人口に占める年少人口の割合は年々減少しており、平成 17 年から平成 22 年の間に 0.4 ポイント 減少しています。さらに、平成 29 年までの人口推計から、今後も総人口に占める年少人口の比率が 減少し、老齢人口の割合が増加することが見込まれます。

一人の女子が一生の間に生む子ども数に相当する合計特殊出生率は、緩やかな減少を続け、平成 17 年には過去最低の 1.02 となりました。その後、平成 18 年 1.04、平成 19 年 1.10、平成 20 年 1.11 と上昇しています。これは、東京都より高く、全国より低くなっています。



(平成 $17\sim 22$ 年 1 月 1 日現在、住民基本台帳および外国人登録原票、平成 23 年以降は平成 16 年 1 月~平成 21 年 1 月までの実績に基づく推計値)

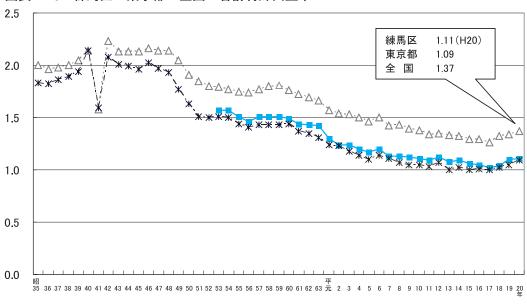
図表 2-2 年少人口、生産年齢人口、老齢人口の推移

	2005年 平成17年	2006年 平成18年	2007年 平成19年	2008年 平成20年	2009年 平成21年	2010年 平成22年	2011年 平成23年	2012年 平成24年	2013年 平成25年	2014年 平成26年	2015年 平成27年	2016年 平成28年	2017年 平成29年
年少人口 (0~14歳)	89,352	88,914	89,159	89,504	89,770	89,575	89,677	89,708	89,693	89,479	89,403	89,221	89,149
生産年齢人口 (15~64歳)	477,711	476,255	476,737	478,593	480,173	480,899	484,349	486,216	485,363	484,840	484,412	485,347	486,985
老年人口 (65歳以上)	117,302	121,068	125,334	129,077	132,979	135,975	136,808	138,544	142,878	146,906	150,482	152,661	153,895
合計	684,365	686,237	691,230	697,174	702,922	706,449	710,834	714,468	717,934	721,225	724,297	727,229	730,029
年少人口係数	13.1%	13.0%	12.9%	12.8%	12.8%	12.7%	12.6%	12.6%	12.5%	12.4%	12.3%	12.3%	12.2%
生産年齢人口係数	69.8%	69.4%	69.0%	68.6%	68.3%	68.1%	68.1%	68.1%	67.6%	67.2%	66.9%	66.7%	66.7%
老年人口係数 (高齢化率)	17.1%	17.6%	18.1%	18.5%	18.9%	19.2%	19.2%	19.4%	19.9%	20.4%	20.8%	21.0%	21.1%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(平成 17 ~ 22 年 1 月 1 日現在、住民基本台帳および外国人登録原票、平成 23 年以降は平成 16 年 1 月~平成 21 年 1 月までの実績に基づく推計値)

(注) 年少人口係数…0 歳~14 歳人口割合、生産年齢人口係数…15 歳~64 歳人口割合、老年人口係数…65 歳以上人口割合

図表 2-3 練馬区・東京都・全国の合計特殊出生率



出典:(出生数・出生率)「東京都衛生年報」(平成 15 年以前)、「人口動態統計」(平成 16 年以降)、厚生労働省「人口動態統計」

---△-- 全 国 --*-- 東京都 ─■─ 練馬区

練馬区の率については、一部再計算しているので原資料と一致しない年がある。

(合計特殊出生率)「ねりまの保健衛生(平成21年度版)」

※平成20年の数値は「人口動態統計」より記載。

(2) 家庭の状況

練馬区の人口は年々増加しており、平成22年には692,450人となりました。しかし、1世帯あ たり世帯人員は、2.08人で最も少なくなっています。

婚姻率は、平成元年から 16 年までほぼ横ばいで推移し、平成 17 年以降は人口千人あたり 6.0 台 となり、平成19年には6.2と最も低くなりました。

一方、離婚率はほぼ一貫して上昇し平成 14 年には人口千人あたり 2.44 となりましたが、その後 は下降し、平成19年には平成7年以来2.00を下回りました。

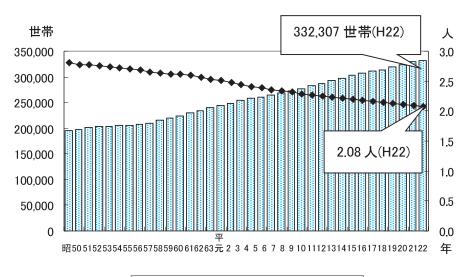
年	人口	世帯数
平成8年	627,662	268,

図表 2-4 人口・世帯の推移

年	人口	世帯数	世帯人員
平成8年	627,662	268,548	2.34
平成9年	631,140	272,482	2.32
平成10年	635,827	277,532	2.29
平成11年	641,821	282,976	2.27
平成12年	646,729	287,745	2.25
平成13年	651,618	292,305	2.23
平成14年	657,377	297,517	2.21
平成15年	662,885	302,605	2.19
平成16年	667,512	306,942	2.17
平成17年	672,251	310,889	2.16
平成18年	674,123	314,248	2.15
平成19年	678,869	318,925	2.13
平成20年	684,107	324,194	2.11
平成21年	689,187	329,290	2.09
平成22年	692,450	332,307	2.08

住民基本台帳 各年1月1日現在

1世生なたは



■■■■ 世帯数 → 1世帯あたり世帯人員

図表 2-5 練馬区・東京都・全国の婚姻率、離婚率

	練馬	区	東京都	全国	東京	京都	練馬	区	東京都	全国
年	婚姻数	婚姻率	婚姻率	婚姻率	平均初婚 年齢(夫)	平均初婚 年齢(妻)	離婚数	離婚率	離婚率	離婚率
平成 元	4,360	7.1	6.8	5.8	29.3	26.7	888	1.44	1.48	1.29
2	4,442	7.2	6.9	5.9	29.3	26.7	931	1.50	1.51	1.28
3	4,773	7.6	7.0	6.0	29.3	26.7	1,136	1.82	1.63	1.37
4	4,575	7.3	6.9	6.1	29.3	26.9	1,058	1.68	1.70	1.45
5	4,921	7.8	7.2	6.4	29.4	27.0	1,102	1.74	1.78	1.52
6	4,872	7.7	7.1	6.3	29.5	27.1	1,190	1.88	1.81	1.57
7	4,767	7.5	7.2	6.4	29.6	27.3	1,213	1.91	1.83	1.60
8	4,847	7.6	7.1	6.4	29.7	27.4	1,298	2.03	1.89	1.66
9	4,727	7.3	6.9	6.2	29.7	27.6	1,330	2.06	2.00	1.78
10	4,847	7.5	7.0	6.3	29.9	27.7	1,434	2.21	2.16	1.94
11	4,505	6.9	6.8	6.1	30.0	27.9	1,510	2.30	2.21	2.00
12	4,996	7.6	7.2	6.4	30.1	28.0	1,565	2.38	2.24	2.10
13	4,968	7.5	7.3	6.4	30.4	28.3	1,612	2.42	2.35	2.27
14	4,894	7.3	6.9	6.0	30.5	28.4	1,635	2.44	2.34	2.30
15	4,463	6.9	6.8	5.9	30.7	28.7	1,631	2.28	2.30	2.25
16	4,331	7.0	7.0	5.7	30.9	28.9	1,482	2.24	2.24	2.15
17	4,195	6.9	6.9	5.7	31.2	29.2	1,569	2.19	2.19	2.08
18	4,432	6.4	7.2	5.8	31.3	29.3	1,435	2.06	2.12	2.04
19	4,394	6.2	7.1	5.7	31.5	29.5	1,364	1.94	2.13	2.02
20	4,537	6.4	7.3	5.8	31.5	29.6	1,358	1.92	2.10	1.99

出典:「東京都衛生年報」(平成15年以前)、「人口動態統計」(平成16年以降)、厚生労働省「人口動態統計」

(3) 子どもと子育ての実態

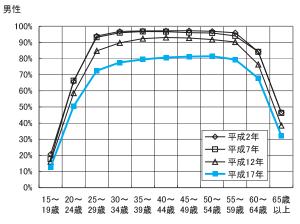
女性の労働力率を年齢階層別に比較すると、20歳代が高く、その後子育てに関わる30歳代で一旦大きく減少し、子どもが小学校高学年以降となる40歳以降で再び上昇、55歳以降で減少するいわゆる「M字曲線」を描いています。また、時系列で比較すると、平成12年までは、25歳以降の全年齢階層で労働力が上昇するとともに、M字の底が浅くなる傾向が見られましたが、平成17年は再び減少しました。一方、全国・東京都と比べると、30歳以降の労働力率が低く、出産で離職しそのまま職に就かない女性の割合が高くなっています。

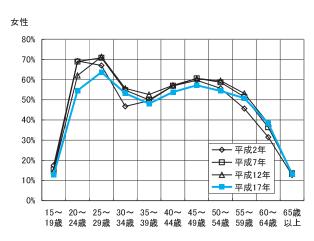
男性については、各年齢階層とも、全国・東京都より低くなっています。

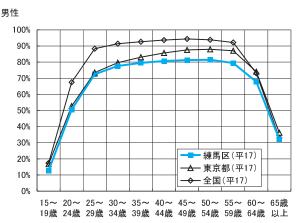
職業別の就業者数に占める女性の数は、事務従事者、サービス業従事者の2つが6割前後と高くなっています。なお、専門的・技術的職業従事者と管理的職業従事者の割合は、わずかですが増加しています。

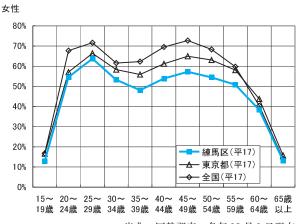
出産と母親の離職については、「練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査(平成21年3月)」によると、「出産一年前にすでに働いていなかった」との回答が4割近くあり、「出産に伴い離職した」が3割を占めています。また、「出産に伴い離職した」人の中では「子どもがある程度の年齢になるまで子育てに専念したい」との回答が4割、「保育サービスと職場環境の両方整備なら継続して就労」が2割となっています。

図表 2-6 労働力率の推移









出典:国勢調査、各年10月1日現在

◆社会の動向

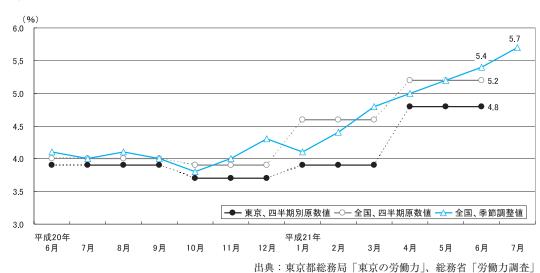
(1)世界的経済不況

アメリカから始まった金融不安は、100年に1度と言われる世界同時不況を招きました。

わが国でも、円高、株安、消費の落ち込みなどにより、企業収益は大幅に減少し、企業の倒産が相次ぎ、雇用情勢も急速に悪化しました。

このような状況のなかで、平成 21 年 4 ~ 6 月の完全失業率(四半期別原数値)は 4.8%で、前年 同期と比べ、0.9 ポイント上昇しました。

就業者数は683万2千人で、前年同期に比べ4万6千人(0.7%)減少し、2年連続で減少しました。



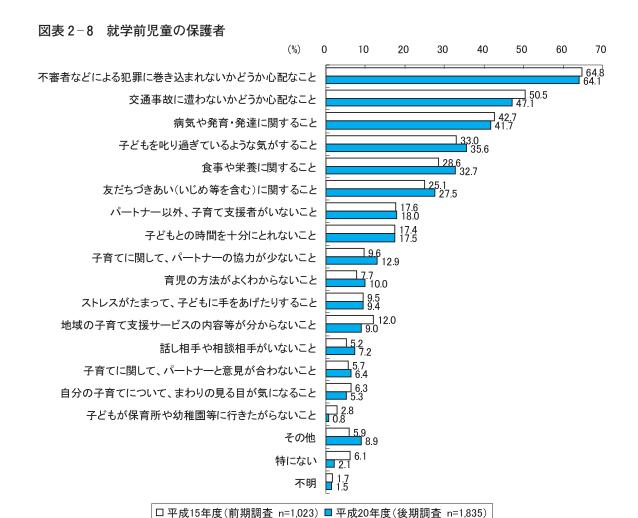
図表 2-7 東京都、全国の完全失業率の推移

(2) 生活の安全安心への関心

子育てで心配に感じていること、気になっていることについてのニーズ調査では、「不審者などによる犯罪に巻き込まれないかどうか心配なこと」が7割、「交通事故に遭わないかどうか心配なこと」が5割の回答があり、保護者の子どもの安全安心に対する関心の高さがうかがえます。

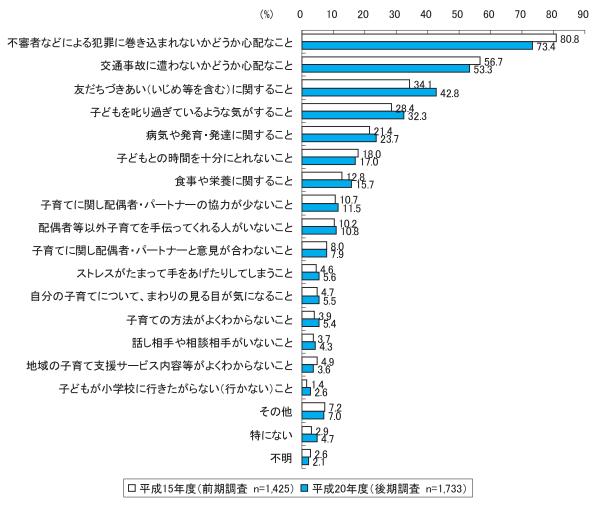
また、新型インフルエンザの流行で、区内の小・中学校における学級閉鎖が拡大し、同インフルエンザに対する区民の関心が高まりました。

◆子どものことで心配に感じていること、気になっていること



出典: (前期) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書(平成15年度) (後期) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書(平成20年度)

図表 2-9 就学児童の保護者



出典:(前期)練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書(平成15年度) (後期)練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書(平成20年度)

(3)「新しい公共」と地域コミュニティの活性化

人々の社会参加意識が高まり、住民が自ら地域の問題に取り組んでいく活動が活発になっています。このような意識の変化を背景に、個人や町会・自治会・NPO・ボランティア団体、企業などが、行政との協働のもとに、地域における新たな公共的・公益的活動を担っていく「新しい公共」と呼ばれる取組が進められています。子育て支援の分野では、NPO・ボランティア団体や企業などが保育所や学童クラブ、子育てひろばなどの運営を担っています。また、子ども家庭支援センターは地域の子育て支援のネットワークの中心として、地域の子育て支援団体の支援や虐待予防に対応しています。

2. 練馬区における次世代育成支援の課題

(1) 地域で子育てを支える

核家族化の進行にともない、それぞれの家庭で代々培われてきた子育ての知恵や体験が親から子へ伝わらなくなっています。また、仕事などで昼間、親が不在の家庭が増加するとともに、個人の生活を優先する傾向などを反映して、地域で対応してきた子育てなど生活の互助も失われがちです。このような状況の中、子育て中の親の孤独感や不安の増大といった問題が生じています。

地域の絆を強くして子育て家庭の交流等を促進するとともに、行政だけでなく地域や事業者と連携して社会全体で子どもと子育て家庭を支える仕組みづくりを進める必要があります。

(2) 子育てと仕事が両立する社会を築く

女性の社会進出が進んでいく中で、子育てと仕事の両立は子育て家庭の大きな課題です。

男女雇用機会均等法や育児・介護休業法の改正など法制度は整備されましたが、男性は仕事、女性は家庭という固定的な性別役割分担意識が社会に残っており、子育て中の父母が働きやすい環境が実現したとは言い難い状況です。

こうした意識を改めるための広報・啓発・情報提供等を行っていく必要があります。

また、子育てと仕事が両立する社会を築くために、保育所の入所待機児童の解消や、残業など労働時間の延長に対応できる延長保育や子どもが病気になったときの病児保育、病後児保育など多様な保育サービスの充実も求められています。区では、平成 17 年度~21 年度に認可保育所の入所定員を381人、認証保育所等の認可外保育施設の入所定員を385人増やしましたが、待機児童数は平成21 年度には429人へと大幅に増えました。今後より一層の待機児童解消への取組が求められています。

(3) 子どもの育つ力をのばす

少子化・核家族化または、都市化の進展にともない、子どもが集団で遊ぶ機会や、子どもの心のよりどころとなる居場所が少なくなっており、子どもたちの人間関係も希薄になっています。

人間関係を学ぶ機会を増やし、地域の中で子ども同士のつながりを強めるとともに、大人との交流の場を拡大することや、中高生を含む子どもの居場所が求められています。子どもが一人ひとりの能力に応じ、変化する社会の中でも主体的に生きていくことができるように、学力の向上や地域資源の活用等による「生きる力」をはぐくんでいく教育環境の整備が必要です。

(4) 子どもと親の健康を確保する

健康の維持・増進は子どもが健やかに成長、発達し、社会生活を営んでいくために欠かせない条件です。

平成21年に入って、新型インフルエンザが世界的に流行しました。練馬区でも小・中学生の感染の拡大にともない、学級閉鎖などの対策をとってきました。今回の流行を通じて、手洗い・うがいをはじめとする、日常生活での取組の大切さが、改めて認識されました。

妊娠、出産から新生児にいたる高度で専門的な医療を総合的に提供する周産期医療については、ほとんどが区外の医療機関を利用しなければならない状態です。さらに、小児救急に対するニーズも高まっています。

近年、子どもの食を巡っては、朝食の欠食やスナック類の間食が多いという状況が見られ、このような生活環境により、栄養の偏り、肥満傾向の増加など食に起因するさまざまな健康問題が起きています。

乳幼児期から正しい食事の取り方や望ましい食習慣を定着させるとともに、食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係づくりによる心身の健全育成を図ることが大切です。

(5) 子どもの安全を確保する

平成20年度の二一ズ調査によると、子育てで心配に感じていること、気になっていることについてでは、「不審者などによる犯罪に巻き込まれないかどうか心配なこと」が7割、「交通事故に遭わないかどうか心配なこと」が5割の回答があり、保護者の子どもの安全安心に対する関心の高さが伺えます。

子どもが健やかに成長するためには、子どもたちが暮らす地域社会が、子どもたちにとって安全・安心なまちでなくてはなりません。子どもを守り、子育ての不安感を取り除くために、防犯対策や交通安全対策が強く求められています。

(6) 子育てしやすいまちづくりを進める

平成20年度の二一ズ調査によれば、子育てをするうえで、特に負担に感じていることとして「住居が狭い」が就学前児童のいる家庭では10項目中4番目、小学児童のいる家庭では10項目中3番目となっており、子育て世帯にとって、住居の問題は特に負担を感じる原因となっていることが分かります。

また、就学前児童の保護者に対する同調査で、子どもとの外出の際の困りごととして「建物がベビーカーでの移動に配慮されていないこと」「トイレがオムツ替えなどの利用に配慮されていないこと」「歩道も自転車が通るなど、安心して歩けないこと」との回答が3割を超えています。

住環境は、子どもの健全な成長に大きな影響を与えるものです。また、道路や駅などのバリアフリー 1 や公共施設のユニバーサルデザイン 2 の促進、子ども連れでも安心して外出できる環境の整備は、子育てしやすい社会を築いていくうえで大切な要素です。

子ども連れでも出かけやすい、子育て家庭にやさしいまちづくりを進めるとともに、安心して子育 てできる住居の確保が必要です。

¹ **バリアフリー**: 児童、障害者、高齢者などすべての人がまちの中で自由に行き来し、社会のあらゆる分野で参加できるように、人の移動や参加を妨げている様々な障壁(パリア)をなくしていくことです。なお、近年では、年齢や障害の有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにと、ユニバーサルデザインという考え方が広まってきており、交通機関、建築物、日常生活用品等に生かされています。

² ユニバーサルデザイン:「できる限りすべての人に利用可能であるように製品・建物・空間をデザインすること」と定義されており、障害者や高齢者、および健常者の区別なく使いやすいように配慮されたデザインのことです。

(7) 必要な支援を受けられる社会を築く

子ども家庭支援センターに寄せられた児童虐待に関する相談件数は、平成 17 年度の 275 件から 平成 20 年度の 374 件と増加しています。児童虐待は子どもの人権を著しく侵害し、心身の成長および人格の形成に重大な影響を与えるため、虐待の予防、早期発見が重要です。また、虐待を引き起こす要因は、保護者の育児負担や経済的な不安、社会的な孤立など様々です。そのため関係機関のネットワークの強化に加え、予防のための子育て支援策を充実する必要があります。

ひとり親家庭は子育てと生計を一人で担い、就労面でも不利な状況に置かれ、経済的に弱い立場になりがちです。ひとり親家庭の支援については、特に経済的自立を目指した事業の充実が求められています。

障害児が、乳幼児期から社会人となるまで、住み慣れた地域で自立し社会参加ができるように、一人ひとりのニーズに応じた支援が求められています。また、近年、発達障害に対する関心が、高まっています。発達障害は、人口に占める割合が高いにもかかわらず、従来の施策では対応が十分とは言えません。家族を含め、社会全体における理解が不十分であり、発達障害者本人やその関係者は大きな不安を抱えています。

障害の早期発見や早期療養のほか、相談支援体制の構築や福祉・保健・子育て・教育などの関係機関のネットワーク化を図る必要があります。

3. 前期計画での主な取組

練馬区では「次世代育成支援行動計画」(平成 17 年度~平成 21 年度)の計画目標「子育て、子育ちをみんなが応援するまち ねりま」に基づいて、さまざまな施策を実施してきました。また、公募区民、地域住民組織・事業主、学識経験者、保健・福祉・教育関係者、行政職員から構成される「練馬区次世代育成支援推進協議会」を設置したうえで、次世代育成支援に関するさまざまな内容を検討・推進する仕組みに基づいて施策を推進してきました。

前期計画が4年終了した時点での主な実績は、下表のとおりです。計画策定当初に設定した目標は、社会状況の変化などに応じて上方修正しているものも多いので、最新の目標値に達していない事業があります。

計画事業のうち主なものの実施状況	21 年度末の目標値 (毎年の見直し後)	20 年度末の実績値
〇子ども家庭支援センターの整備 17 年 8 月開設の練馬子ども家庭支援センターに続き、19 年 4 月に関子ども家庭支援センター、20 年 4 月に光が丘子ども家庭支援センターを開設しました。	・子ども家庭支援センター 4か所	3 か所
〇子育てのひろば	・ぴよぴよ 5か所	4 か所
「ぴよぴよ」「にこにこ」の新規開設とと もに、民設子育てのひろばへの支援を行って	・にこにこ 63 か所 ・放課後児童等の広	62 か所
きました。	場事業 5 か所 ・民設子育てのひろ	3 か所
	ばへの支援8か所	6 か所
〇ファミリーサポート (育児支えあい) 事業 21 年 3 月末現在 援助会員数 318 人、利 用会員数 4,254 人、活動件数 24,398 件	・ファミリーサポー トセンター 3か所	3 か所
〇保育所待機児童の解消 認証保育所の増設、私立保育所の開設等に	・入所児童定員数 9,339人	9, 243 人
より、受入れ枠の拡大を図ってきました。	・区 ・ 私 立 保 育 所 82 園、8,147 人 ・認証保育所	81 園、8,092 人
	23か所、635人	22 か 所、623人
	(B型含む)	(B型含む)
	・家庭福祉員福祉員 46 人、138 人 ・駅型グループ保育	42 人、121 人
	室 8室、75人 ・保育室	8室、63人
	9 室、169 人 9 室、169 人 ・幼稚園預かり保育	9室、169人
	7 園、175 人	7 園、175 人

計画事業のうち主なものの実施状況	21 年度末の目標値 (毎年の見直し後)	20 年度末の実績値
○乳幼児一時預かり事業	- 設置か所 4か所	3 か所
子ども家庭支援センターの開設にあわせ	定員数 36 人	30 人
て、実施箇所、定員数を拡充してきました。	・ 放課後児童等の広	
	場事業 2か所	2 か所
〇学童クラブ事業	・ 設置か所数	
入会需要を踏まえ、学童クラブのない小学	92 か所	90 か所
校区域に学童クラブ室を建設しました。	- 定員数 3,540人	3,470 人
〇学校応援団推進事業	• 小学校 56 校	41 校
毎年着実に実施校数を増やしてきました。		

このほか、こんにちは赤ちゃん(生後4か月までの全戸訪問)事業の拡充や妊婦健康診査事業の公費負担拡大といった母子保健事業の充実、子ども医療費の助成の対象者拡大(小学校就学前から中学生までへ)、第3子誕生祝金の支給、特定不妊治療費の助成といった経済的支援の充実、ひとり親家庭や障害のある子どもの支援の充実、児童虐待防止ネットワークの強化・啓発事業の開始のほか、次代を担う若者を支援するため、わかものスタート支援事業といった区独自のユニークな事業に取り組んできました。

▶第3章 行動計画の体系

基本目標

行動計画の4つの基本理念を実現するための計画目標「子育て、子育ちをみんなが応援するまちねりま」のもとに、つぎの6つの基本を目標設定します。

(1) 子どもたちの「育つ力」と子育て家庭の「育てる力」を応援します

すべての子どもは、次代を担う「宝」です。子どもが、豊かな人間性を形成しながら、自己を確立できるように、児童館、学童クラブをはじめとした居場所、遊び場、多様な経験機会の充実に努め、子ども自身が持っている「育つ力」を応援します。

子育てには、父親・母親その他の保護者が第一義的責任を有します。対して、地域や行政は子育ての不安や負担を軽減し、保護者が孤立してしまうことがないよう、子育て家庭の「育てる力」を応援する必要があります。子育て支援についての情報提供、相談機能を充実するとともに、子育て家庭の交流促進、子育てを地域で支える仕組みづくりを推進します。また、多様な保育サービスの提供に努めます。

女性の社会進出がますます進んでいく中で、男女にかかわらず、子育てと仕事は二者択一ではなく、両立できることが当然でなければなりません。男性を含めたすべての人が、子育てと仕事のバランスのとれた働き方ができるような「働き方の見直し」や、子育て中の父母が働きやすい就業環境を推進するための意識改革と関係法制度の広報、啓発に努めます。

また、子育てと仕事の両立を支援するため、ファミリーサポート事業や保育サービス、学童クラブ・児童館事業や放課後子どもプランの推進に努めます。

(2) 子どもと親の健康づくりを応援します

子どもと親の健康は、次世代を健やかに育てるための基盤となるものです。

妊婦の健康維持、子どもの疾病・障害の早期発見および養育の支援や健康相談、育児不安の解消に 努め、子どもが生まれる前からの継続した支援に努めます。

定期予防接種の推進や、安心して子どもを生み、育てる拠りどころとなる小児医療、周産期医療の 充実に努めます。

小児救急医療体制については、今後も練馬区小児救急医療連絡会議を通じて関係機関の連携を進めていきます。ハイリスク妊婦や周産期の乳児の死亡や重症化を減らすために、地域の医療機関と連携協力し小児科医療・周産期医療の充実を図っていきます。

食習慣の乱れなどが、子どもの心と身体の健康問題を引き起こしていることから、食を通じた子どもの健全育成に努めます。

思春期の保健対策では、性や喫煙・薬物等の保健対策の充実に努めます。

(3) 子どもの健やかな成長を助けるため教育環境を整備します

子どもたちの健やかな成長は、社会全体の願いです。子どもたちの学力の向上を図るとともに、豊かな心と健やかな身体をはぐくみ、個性を生かす学校教育、幼児教育の充実を図ります。

家庭教育は、教育の原点です。今、都市化の進展や核家族化、地域における地縁的つながりの希薄化などにより、家庭の教育力が低下しているといわれています。子どもは親子のふれあいの中で、共感する喜びや人と関わることの楽しさを学び、人に対する思いやりや信頼感、物事の善悪や社会的なマナーなどを身につけていきます。家庭の果たす役割や親の責任を再確認し、日常の生活をとおして家庭での「しつけ」を進め「あたたかな家庭づくり」をすることが重要です。区ではこのような視点から、子どもの発達段階に応じた家庭教育の支援に努めます。

また、都市化の進行などにより、以前と比べ、地域の教育力も弱まっているといわれています。子 どもは地域で育つのであり、地域の教育力を高める必要があります。総合型地域スポーツクラブの育 成やエコクラブ活動など様々な体験機会の提供により、地域のさまざまな人の協力をいただきなが ら、地域の教育力の向上に努めます。

(4) 子どもと子育て家庭を応援するまちづくりを進めます

安心して子どもを生み、育てるためには、良質な住宅や良好な居住環境の確保が必要です。若年 ファミリー世帯やひとり親世帯に対し区営住宅の募集枠を確保していく等の施策を実施するととも に、公的な賃貸住宅の入居・募集などの住宅情報の提供に努めます。

子どもや乳幼児連れの親子が、安全に安心して通行できる道路環境を整備する必要があります。その他、道路や駅のバリアフリーや公共施設のユニバーサルデザインの考え方に立った整備、子育て世帯が安心して利用できるトイレの設置など、快適なまちづくりを推進します。

また、子どもたちを交通事故から守るために、歩道の整備や信号・標識の設置等ハード面の整備とともに、学校や地域における交通安全教育などのソフト面の対策を推進します。

子どもを狙った犯罪の防止については、警察や地域住民と協働し、犯罪等に関する情報提供や、防犯ボランティア活動などにより、犯罪から子どもたちを守る活動に努めます。

(5) 支援が必要な子どもと子育て家庭を応援します

国際連合児童権利宣言では、「児童は、あらゆる放任、虐待および搾取から保護されなければならない」としています。今、この人類共通の理念が、守られない状況も見受けられます。子ども家庭支援センターを中心とした関係機関が連携しながら、児童虐待の予防、早期発見・早期対応、問題解決のための支援を行い、子どもと保護者が健やかに暮らせるように努めます。

また、ひとり親家庭、特に母子家庭において児童の健全な育成を図るためには、就労による自立の 支援が必要です。ひとり親家庭の自立を促進するとともに、豊かな家庭生活のために、就労支援や生 活支援、経済的支援など、総合的な支援に努めます。

障害児が身近な地域で、安心して生活できるようにすることが求められています。乳幼児期から学校卒業後まで、障害児の自立や社会参加に向けて、保健・医療・療育・教育・福祉などの関係機関が連携し、支援体制の充実を図ります。

また、発達に心配のある乳幼児をできるだけ早期に発見し、療養を行うために、関係機関の連携に努めます。現在心身障害者福祉センターで実施している相談機能・療育機能の拡充を図るために、 (仮称) こども発達支援センターを整備し、発達や障害特性に対応できる相談・療育に努めます。

(6) 計画の着実な推進を図ります

子どもと子育て家庭の支援のためには、計画の着実な推進が求められます。

行動計画の実施状況については、行政評価制度の活用や行動計画を評価するための独自の指標を設定してその効果を評価し、区民に公表します。また、公募区民を含んだ協議会を引き続き設置し、行動計画の実施状況の把握・点検にあたって意見を聴くとともに、将来の練馬区の子育て支援について意見をいただき、その実現に努めます。また、第三者評価や利用者(保護者)アンケートなど区民参加による評価を実施し、施策運営の改善に努め、計画の着実な推進を図ります。

2 練馬区次世代育成支援行動計画(後期)体系図

子育て、子育ちをみんなが応援するまち ねりま Ι 子どもたちの「育つ力」と子育て家庭の「育てる力」を応援します 子育て支援についての情報提供、相談機能の充実 2 子育て家庭の交流の促進 3 子育て家庭を地域で支える仕組みづくり 4 保育サービスの充実 5 児童館、地区区民館、厚生文化会館、学童クラブ事業等の充実 6 その他の居場所、遊び場、多様な体験機会の充実 7 子ども自らが考え、参画する機会の拡充 8 経済的な支援 9 誰もが働きやすい就業環境の推進 \prod 子どもと親の健康づくりを応援します 1 健康診査等の充実 健康相談の充実と育児不安の解消 3 予防接種の推進 4 小児(救急)医療・周産期医療の充実 5 食を通じた子どもの健全育成 思春期における保健対策の充実 6

子どもの健やかな成長を助けるため教育環境を整備します \blacksquare 1 生きる力を育成する学校教育 2 家庭教育への支援の充実 3 地域の教育力の向上 4 幼児教育の充実 IV 子どもと子育て家庭を応援するまちづくりを進めます 1 居住環境の整備と子育てバリアフリーのまちづくり 2 安全・安心のまちづくり 支援が必要な子どもと子育て家庭を応援します 児童虐待防止対策の充実 2 ひとり親家庭の自立の支援 3 障害児の健全な発達の支援 M 計画の着実な推進を図ります 計画を推進する仕組みづくり

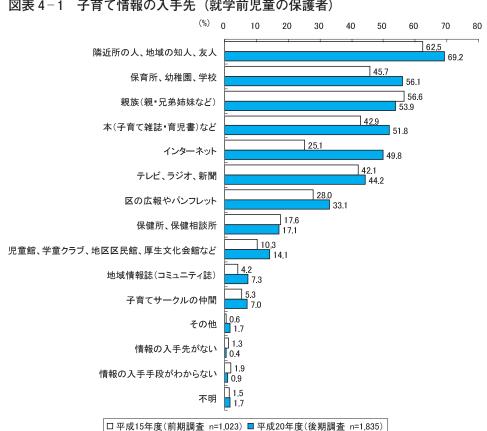
第4章 事業計画

I. 子どもたちの「育つ力」と子育て家庭の「育てる力」を応援します

1. 子育て支援についての情報提供、相談機能の充実

(1) 現状と課題

情報が氾濫しているといわれている現代にあっても、自分にとって必要な情報を容易に手に入れる ことは、難しいものがあります。 就学前児童のいる家庭に対するアンケート結果(平成20年度調査) によれば、子育でに関する情報の取得先については、「隣近所の人、友人、知人」「保育所・幼稚園・ 学校 | 「親族 | 「本(子育て雑誌など) | 「インターネット | などが上位を占めています。区の関係で は、「保育所・幼稚園・学校」が上位にありますが、「区の広報やパンフレット」や「保健所、保健相 |談所||「児童館、学童クラブ、地区区民館、厚生文化会館など| の区の関係機関からの取得は低く なっています。また、平成15年度調査と比較すると、平成20年度調査では上位5項目のうち、「テ レビ、ラジオ、新聞」の割合よりも「インターネット」の割合が高くなっています。(図表 4-1)



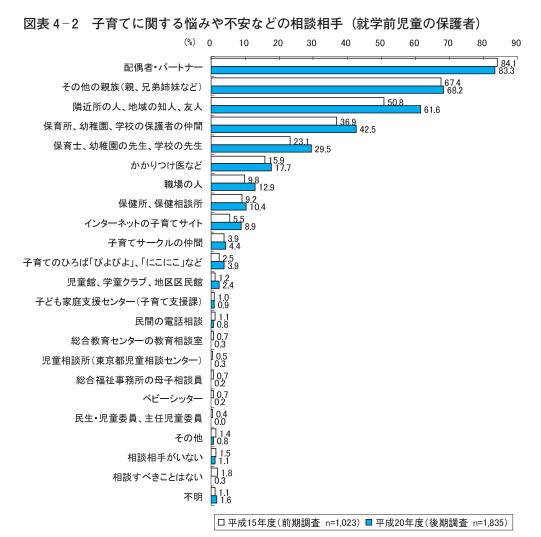
図表 4-1 子育で情報の入手先(就学前児童の保護者)

出典:(前期)練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書(平成15年度) (後期)練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書(平成20年度)

第4章 事業計画

区は、これまでも区報や区のホームページ、関係機関のパンフレットなどにより、さまざまな情報 提供を行ってきました。今後は、これまで以上に子育て家庭に効果的な情報提供を行うことが求められています。

区では、子育でに関する総合相談窓口として、子ども家庭支援センターを設置しています。地域における相談窓口としては、児童館、総合福祉事務所、保育所、子育でのひろば、保健相談所などがあります。また、そのほか、この計画の体系では、別の箇所で扱っていますが、虐待相談、母子相談、発達相談、教育相談、健康相談など、子どもと子育でにかかわるさまざまな専門相談窓口があります。(P40 参照) しかし、就学前児童のいる家庭に対するアンケート結果(平成 20 年度調査)によれば、子育でに関する悩みや不安などの相談相手は、第 1 位は「配偶者・パートナー」で、「その他の親族(親、兄弟姉妹など)」「隣近所の人、地域の知人、友人」と続き、区の機関は低くなっています。平成 15 年度調査と比較しても、変化は見られません。(図表 4-2)



出典:(前期)練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書(平成15年度) (後期)練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書(平成20年度) 今後は、子どもと子育て家庭の悩みや不安を解消するため、相談業務に従事する職員の資質、技能の向上に努めます。さらに、プライバシーに配慮しつつ、総合相談窓口、地域の相談窓口、ならびに専門相談窓口が連携を強化するとともに、子どもと子育て家庭が有効に利用できるよう周知を図り、これらの相談窓口の認知度を高めることが大切です。

(2) 施策の方向

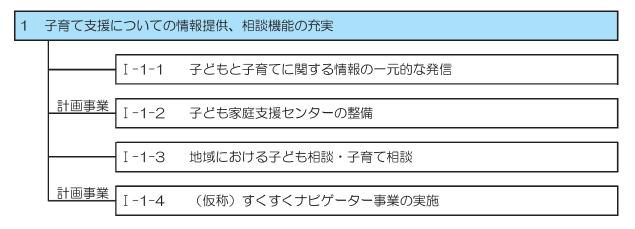
情報提供については、特に行動範囲が限られがちな子育て家庭や子どもたちでも、必要な時に必要な情報を入手できるように、子どもと子育てに関するホームページや印刷物により効果的な情報提供を行います。ホームページや印刷物の作成にあたっては、区民の参加を得て作成するとともに、特にインターネットによる子育で情報の提供については、ホームページの構成などを工夫し、必要な情報が得やすくなるよう努めていきます。

また、子育てについて個々の状況に応じた子育て支援事業を案内する「(仮称) すくすくナビゲーター | を新たに育成し、子育てのひろばに配置していきます。

相談機能の充実では、子ども家庭支援センターを、相談業務の地域の拠点として区内 5 か所に設けるとともに、児童虐待対応等の機能の集中化を図るよう整備をすすめます。地域に設置されている保健相談所、児童館、保育所などでは、さらに相談機能の充実を図ります。

また、児童館では、日常の活動の中で、小学生・中学生等と信頼関係を結びながら、子ども相談を実施し、子どもの不安や悩みの解決ができるよう努めます。

(3) 施策の体系



(4) 計画事業

Ⅰ-1-2 子ども家庭支援センターの整備

	事業の概要 担当課										
身近な地域の子ども家庭支援センターにおいて、保健師・社会福祉士等専門職員が 子育て支援課											
子どもと	子どもと子育て家庭の総合相談に応じます。										
また、	児童虐待対	応等の重大な問題に対応する	るため、機能の集中化を図り	ります。							
子ども	と子育て家	庭を支援する中核的機関で	ある子ども家庭支援センター	-の5か所							
目を開設	没するととも	に、機能の充実を図ります。									
対象者	事業主体	21 年度末の現況(見込み)	5 か年の事業量	26 年度	末の目標値						
子ども、	区	4 か所(練馬、貫井、光が	1 か所(大泉)増	先駆型セン	シター						
子育て		丘、関)	移転・機能集中化 1 か	1か所	(練馬)						
家庭	家庭 所 (練馬) 従来型センター										
	4 か所 (貫井・光が丘・										
					関・大泉)						

Ⅰ-1-4 (仮称) すくすくナビゲーター事業の実施

	事業の概要 担当課											
子育で	子育て支援情報を効果的に提供するために情報基盤を整備するとともに、様々な相 子育て支援課											
談に対し	談に対し、個々の状況に応じた子育て支援事業を案内する(仮称)すくすくナビゲー											
ターを引	子育てのひろ	ばに配置します。										
対象者	事業主体	21 年度末の現況(見込み)	5 か年の事業量	26 年度	末の目標値							
児童の	区		(仮称) すくすくナビゲ	(仮称) 🤄	すくすくナビゲ							
保護者			ーターの育成、配置(24	ーターを	子育てのひろば							
			か所)	24 か所に	设置							
			(仮称) すくすくナビゲ									
			一タ一用のハンドブック									
			を作成									
	(仮称) すくすくナビゲ											
			ーターのウェブサイト版									
			としてHPを整備									

【トピック】

子ども家庭支援センター

子どもと子育て家庭に関するあらゆる相談に応じ、相談内容に応じた専門機関やサービスの紹介、子育てに関する情報の提供などを行うとともに、子育てのひろば「ぴよぴよ」を設置し、子育て世帯が日ごろから利用できる施設となっています。

また、児童虐待について地域の方々から通報を受けるとともに、子どもの人権を守り養育に困難をきたしている家庭を援助するため、練馬区内の関係機関で構成する要保護児童対策 地域協議会の事務局を務めています。

平成22年5月に開設する大泉子ども家庭支援センターは、区内5か所めの施設であり、身近な地域に窓口を設けることで相談機能の充実を図ります。

また、虐待対応にかかる機能などは練馬子ども家庭支援センターに機能の集中化を図ることで、対応力を強化し、練馬地域・光が丘地域・石神井地域・大泉地域といったエリアに対して効率的で有効な対応が行えるよう整備を進めていきます。

2. 子育て家庭の交流の促進

(1) 現状と課題

区では、0歳から3歳までの乳幼児と親同士が自由に交流するための場として、子育てのひろばを開設しています。子育てのひろばは、専用の施設である「ぴよぴよ」と、学童クラブ室を活用した「にこにこ」で実施しています。区立施設以外でも、NPO等民間団体などが実施しています。

また、児童館、地区区民館、保健相談所などでは、乳幼児や保護者を対象に歌や体操、本の読み聞かせなど、さまざまな事業を行い、親子の交流や仲間づくりを進めています。保育所、幼稚園でも、園庭の開放や園行事への参加等をとおして、子育て家庭の交流を図っています。

子育て家庭の交流は、特に在宅で育児をする親が、孤独感に陥ることなく、子どもを生み、育てる 喜びを分かちあうためには、大変重要なことです。

就学前の子どものいる家庭へのアンケートの結果によると「子育てのひろば事業で利用」について、80.2%が「利用していない」と回答しています。その理由として一番多いのが、28.9%の「特に理由がない」、次は21.9%の「時間がない」でした。

ひろば事業を身近なものとするために、徒歩圏内にいつでも利用できる場を提供することが求められています。

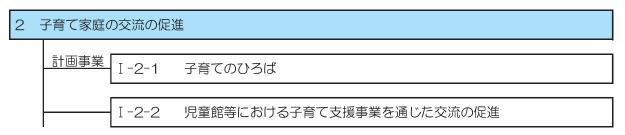
(2) 施策の方向

利用日数、利用時間が確保できる専用の施設で実施する子育てのひろば「ぴよぴよ」を、5か所から11か所に増設します。

また、NPO 等民間団体が実施する子育てのひろばへの支援も含めて、子育てのひろばの拡充と交流事業の促進に努め、子育て家庭を支援します。

このほか、子育でに係る方々を対象として、子育で支援啓発講座を実施していきます。育児不安の軽減と育でる力の向上を図るための講座としては、ノーバディーズ・パーフェクトを実施しています。これは、ファシリテーター³の支援のもと、親同士が支えあう関係を築きながら、子育でのノウハウを相互に学びあう講座です。

(3) 施策の体系



³ **ファシリテーター**:中立的な立場を保ちながら話しあいに参加し、参加メンバー自らが主体的に考えられるようサポート するとともに、議論を円滑に調整しながら、合意形成や相互理解に向けた調整役を担います。

I-2-3 保育所・幼稚園における子育て家庭の交流の促進	2-3 保育所・幼稚園における子育て家庭の交流の促進
------------------------------	----------------------------

計画事業 [-2-4

[-2-4 子育て支援啓発講座の実施

(4) 計画事業

I-2-1 子育てのひろば

	事業の概要 担当課										
0~3点	0~3歳までの子どもと保護者に集いの場を提供し、子育てをしている家庭の交流を 子育て支援課										
促進し、	促進し、孤立感の解消に努めます。また、子育ての相談を行い、子育てに関する不安										
の解消に	の解消に努めます。										
対象者	事業主体	21 年度末の現況(見込み)	5 か年の事業量	26 年度	末の目標値						
0~3歳	区、	ぴよぴよ									
までの	社会福祉	5 か所	6 か所増		11 か所						
乳幼児	法人、	にこにこ									
保護者	NPO 法人、	63 か所			63 か所						
	その他地										
	域の運営	放課後児童等のひろば									
	団体	(民間学童保育)事業									
		3 か所		3 か所							
	民設子育てのひろばへの										
		支援									
		8 か所	5 か所増		13 か所						

Ⅰ-2-4 子育で支援啓発講座の実施

	担当課						
子育で	子育て支援課						
安の軽減	安の軽減と育てる力の向上を図るための講座としては、ノーバディーズ・パーフェク						
トを実施します。これは、ファシリテーターの支援のもと、親同士が支えあう関係を							
築きながら、子育てのノウハウを相互に学びあう講座です。							
対象者	事業主体	21 年度末の現況(見込み)	5 か年の事業量	26 年度末の目標値			
児童の	区	ノーバディーズ・パーフ					
保護者		ェクト					
		定員 12 名程度×6 回講座	毎年、定員 12 名程度×6	定員 12 名程度×6 回講			
		×3 会場にて実施	回講座×4 会場にて実施	×4 会場にて実施			
			(新設する大泉子ども家				
			庭支援センター分の増)				
			子育て支援啓発講座実施	子育て支持	爰啓発講座実施		

【トピック】

子育てのひろば

0歳から3歳の乳幼児とその保護者の方を対象として、親子が自由に来所し、安心して子どもを遊ばせることのできる屋内のひろばです。

親子で楽しく遊んだり、保護者同士の交流の場として開放しています。

また、子育てに関する相談も受け付けています。

子育てのひろばには、区立の子育てのひろば「ぴよぴよ」、NPO等民間団体が開設している 民設の子育てのひろばがあり、より身近な地域で利用ができるよう、増設を計画していきます。 また、学童クラブ室を活用する「にこにこ」や放課後児童等の広場事業も利用できます。また、 学童クラブ室を活用する「にこにこ」や放課後児童等の広場事業も利用できます。

ぴよぴよ

実施場所 5か所

実施日 週5または6日実施していますが、施設により異なります。

実施時間 10 時~ 16 時

民設子育てのひろば

実施場所 8か所

実施日 週3または4日実施していますが、施設により異なります。

実施時間 おおむね 10 時~ 15 時

にこにこ

実施場所 63 か所 (午前中の学童クラブ室を使用)

実施日 週2日程度実施していますが、施設により異なります。

実施時間 10 時~ 12 時

放課後児童等の広場事業

実施場所 3か所

実施日 週 $3\sim5$ 日実施していますが、施設により異なります。また、小学校の春・夏・冬

休み期間はお休みです。

実施時間 10 時~ 13 時

※施設によっては、利用には料金がかかります。

3. 子育て家庭を地域で支える仕組みづくり

(1) 現状と課題

夫婦のみまたは子どもとその保護者のみで生活する核家族世帯の増加に伴い、それぞれの家庭で 代々培われてきた子育ての方法や技術が途絶えがちです。(図表 4-3)

図表 4-3 核家族世帯

	核家族世帯		核家族世帯内訳						
			夫婦のみ	夫婦と子供		男親と子供		女親と子供	
	世帯数	1世あたり 親族人員	世帯数	世帯数	1世あたり 親族人員	世帯数	1世あたり 親族人員	世帯数	1世あたり 親族人員
昭和50年	117,251	3.39	21,223	86,179	3.83	1,308	2.56	8,541	2.53
昭和55年	122,016	3.34	24,039	86,604	3.83	1,582	2.53	9,791	2.51
昭和60年	130,569	3.26	28,954	87,896	3.80	2,043	2.50	11,676	2.49
平成2年	141,642	3.17	35,732	89,794	3.76	2,653	2.45	13,463	2.46
平成7年	150,750	3.04	44,602	87,699	3.70	3,408	2.38	15,401	2.42
平成12年	159,481	2.96	51,071	87,288	3.66	3,229	2.35	17,893	2.41
平成17年	163,429	2.92	55,052	85,878	3.65	3,892	2.38	18,607	2.39

出典:国勢調査 各年10月1日

また、仕事などで昼間不在の家庭が増加するとともに、個人の生活を優先する傾向などを反映して、地域で対応してきた子育てなど生活の互助も失われがちです。

このような背景のもと、地域のコミュニティを強化し、子育て家庭を地域で支える仕組みづくりが求められています。これまでも、民生児童委員・主任児童委員、町会、青少年委員をはじめとするさまざまな地域住民や、NPO等民間子育て支援団体が、地域の子どもと家庭を支える活動を実施してきました。

今後は、それぞれの活動の充実を図るとともに、それぞれの活動が有効に機能するようネットワークを結び、連携しあいながら、子育て家庭を地域で支える仕組みを、より強固なものにする必要があります。

(2) 施策の方向

地域住民や NPO 等民間子育て支援団体の情報を集め、または発信する拠点として、地域の子ども家庭支援センターを位置づけます。子ども家庭支援センターでは、施設の提供や必要な備品の貸出し等を行うなど、子育て支援団体等の活動やネットワークづくりを支援します。また、各団体の情報等を子どもと家庭に提供します。

17 ある児童館では、各児童館での子育てに関する事業を通じてさまざまな子どもと家庭、地域の子育て支援団体、地域住民、保健相談所、学校、保育所、幼稚園などと連携し、地域レベルでのネットワークづくりを進めます。

ファミリーサポート事業は、区内を 4 地域に分けて平成 12 年 1 月から活動しています。それぞれの地域の援助会員が利用会員の依頼を受けて、一時保育などを実施しており、多くの実績を上げています。この要因は、援助会員が毎月会合を開き情報の交換や勉強を重ねていることと、援助会員の

リーダーが自らの地域情報に詳しいことだと考えられます。今後さらにこの活動を支えるために、利用しやすい効率的な体勢を整備するとともに、援助会員の確保、増員とスキルアップを図るため保育サービス講習会の充実等を行っていきます。

(3) 施策の体系

3 子育で家庭を地域で支える仕組みづくり I -3-1 民間子育で支援団体のネットワークづくり 計画事業 I -3-2 児童館を地域の核とする子育で支援ネットワークの構築 計画事業 I -3-3 ファミリーサポート (育児支えあい)事業

(4) 計画事業

Ⅰ-3-2 児童館を地域の核とする子育で支援ネットワークの構築

	担当課				
関する事 住民、例 クづくり	事業の提携を R健相談所、 Jを進めます	域で支えることを目的に、 通じて、さまざまな子ども 学校、保育所、幼稚園など 。 ネットワークづくりに差が	と家庭、地域の子育て支援B と連携し、地域レベルでの?	団体、地域 ネットワー	子育て支援課
対象者	事業主体	21 年度末の現況(見込み)	5 か年の事業量	26 年度末の目標値	
区民	区	5 館	12 館増	17 館	

Ⅰ-3-3 ファミリーサポート (育児支えあい) 事業

	担当課						
区民だ	子育て支援課						
用会員(子どもの保護者)の双方の了解のもと、子どもの一時保育・保育所等への送							
迎などを	迎などを行います。						
今後は、より利用しやすく効率的な体制を整備していきます。また、援助会員の確							
保、増員とスキルアップを図るため、保育サービス講習会を充実します。							
対象者	事業主体	21 年度末の現況(見込み)	5 か年の事業量	26 年度末の目標値			
会員登	区	ファミリーサポートセンター	援助依頼	援助依頼			
録した		3か所(練馬・光が丘・関)	受付体制の充実	受付体制の充実			
区民		保育サービス講習会年間4回	援助会員の増員、育成	援助会員の増員・育成			
			保育サービス講習会の充実	保育サービ	ス講習会の充実		

【トピック】

ファミリーサポート(育児支えあい)

ファミリーサポートは、育児の援助を行いたい区民(援助会員)と、育児の援助を受けたい区民(利用会員)からなる会員組織です。

保護者が仕事や外出などでお子さんを預かって欲しいときに、援助会員が、登録された利用会員のお子さん(産休明けから小学3年までの児童)を有償でお預かりします。

ファミリーサポートは、区民の主体的な育児援助活動であり、援助会員は、この事業に理解と 熱意を持つ区民の方が、区の実施する保育サービス講習会を修了することで登録されます。また、 会員となった後もフォローアップ研修等を実施しています。

4. 保育サービスの充実

(1) 現状と課題

女性の社会進出の増加による共働き世帯の増加などにより、保育所を必要とする世帯は年々増えています。

就学前児童のいる家庭に対するアンケート結果によると、父親が就労している家庭は 98.0%で、母親が就労している家庭は 36.0%です。現在、保育所を利用している家庭は 42.2%ですが、保育所の入所希望者は増えています。また、同アンケート調査の『子育て支援の要望』についてでは、「保育所を増やしたり、利用日数等を拡充してほしい」が 49.0%で 15 項目中 5 番目に高い要望となっています。

保育所の需要の増加に対応するため、保育所の新設や定員の見直しなどにより平成 17 ~ 21 年度に 381 人の定員増をしてきました。さらに認証保育所の新設などにより認可外保育施設の定員を 385 名 増やし、受入れ枠の拡大を図ってきました。しかし、依然として多くの待機児童がいるのが現状です。

今後、長期的な保育需要を踏まえて早期に待機児童解消を推進していくには、これまで以上の規模 で集中的に保育所等の整備を図っていく必要があります。

平成 21 年 4 月 1 日現在、区・私立保育所 83 園中 40 園で延長保育を実施していますが、就学前の児童のいる家庭へのアンケートでは、平日の保育サービス利用希望者のうち、「区立・私立認可保育所」「認証保育所・保育室」「認定こども園」「ベビーシッター」「家庭福祉員」といった項目において、20%以上の方が 19 時以降もサービス利用をしたいと回答しています。

就学前児童のいる家庭に対するアンケートにおいて、派遣・パート・アルバイト等就労の母親にフルタイム就労への転換希望を質問したところ、「希望がある」と「希望があるが予定はない」を合わせた計 47.0%が、フルタイム就労への転換希望があるとしています。今後も女性の社会進出が進めば、さまざまな就労形態に対応した、延長保育などの保育サービスの拡充が、さらに求められると考えられるため、利用実態を踏まえながらサービスを拡充していく必要があります。

保育サービスを利用している就学前児童のいる家庭に対するニーズ調査のアンケート結果(平成20年度調査)では、「この一年間にお子さんが病気やケガで通常の保育が利用できなかったことはありますか」という問いに対して、約70%が「あった」と回答しています。また、子どもの病気やケガで保育サービスが利用できなかった時、できれば施設に預けたいと感じた日数が、年間で平均5.1日となっています。現在、4か所で病後児保育を実施していますが、今後もアンケート結果をはじめ、地域バランスや利用実態なども考慮して拡充していく必要があります。

自宅で子育てをする家庭向けのサービスにおいても、冠婚葬祭やリフレッシュ目的等で子どもを家族以外に一時的に預けた経験の有無について、30%以上の方が「ある」と回答しています。また、その場合の日数は、年間で平均14.5日という結果になっています。このような要望に対応するため、現状でも、乳幼児一時預かり、短期入所(ショートステイ)、夜間一時保育(トワイライトステイ)といった保育サービスを実施していますが、さらに拡大していく必要があります。

このような状況を踏まえて、今後、保育所入所待機児童の早期解消を図ることを最重要課題とするとともに、引き続き、延長保育・一時預かりなど多様な保育サービスのさらなる拡充も図っていく必

要があります。

(2) 施策の方向

待機児童の早期解消にあたっては、長期的な保育需要を踏まえて、私立保育所や認証保育所の早期整備を進めていきます。また、既設園の増改築等による定員増、年齢別定員の見直しなどによる受入れ枠の増も引き続き積極的に図っていきます。

さらに、多様な就労形態に対応した保育サービスを拡充するため、保育所新設にあたっては、延長保育の実施を図っていきます。また、地域バランスを考慮した病後児保育の充実をするとともに、医療機関連携型については、病児にも対応できる施設づくりに努めていきます。

また、自宅で子育てをする家庭を支援するため、乳幼児一時預かり事業の実施をはじめ、短期入所 (ショートステイ)、夜間一時保育(トワイライトステイ)、短期特例保育、一時預かりなどについて も力を入れていきます。

そして、これらの様々な保育サービスを、限られた財源の中で充実していくために、区立保育所の 運営業務委託などにより、効率的で効果的な事業展開を図っていきます。

4 保育サービ	スの充実	
計画事業	I -4-1	保育所待機児の解消
計画事業	I -4-2	乳幼児一時預かり事業
	I -4-3	短期入所(ショートステイ)
	I -4-4	夜間一時保育(トワイライトステイ)
計画事業	I -4-5	短期特例保育
計画事業	I -4-6	一時預かり
計画事業	I -4-7	病児・病後児保育
計画事業	I -4-8	延長保育
計画事業	I -4-9	認定こども園

I-4-10 亿	木日保育
I-4-11 =	丰末保育
I-4-12 彦	産休明け保育
I-4-13 (〇歳児の11 時間保育の実施

(4) 計画事業

Ⅰ-4-1 保育所待機児の解消

		事業の概要	5		担当課
私立語	忍可保育所の	新設、既設園の増改築等に	よる定員増、認証保育所の新	所設などに	保育課
より、伊	ママス マイス マイス マイス マイス マイス マイス アイス アイス アイス アイス アイス アイス アイス アイス アイス ア	の定員を拡大し、早期の待機	幾児解消を目指します。		
対象者	事業主体	21 年度末の現況(見込み)	5 か年の事業量	26 年度	末の目標値
保育所	区、	入所児童定員数			
に入所	社会福祉	9, 467 人	1,984 人増		11, 451 人
を希望	法人等民	認可保育所			
する就	間事業者、	83 園	16 園増		99 園
学前の	家庭福祉	8, 243 人	1,388 人増		9,631 人
児童	員	認証保育所			
		22 か所	18 か所増		40 か所
		623 人	535 人増		1, 158 人
		家庭福祉員			
		福祉員 41 人	福祉員5人増	褔	祉員 46 人
		117 人	15 人増		132 人
		駅型グループ保育室			
		8 室	継続		8室
		60 人	15 人増		75 人
		保育室			
		9 室			
		169 人			
		幼稚園預かり保育			
		6 園			5 園
		155 人			130 人
		認定こども園			
		2 園	5 園増		7 <u>遠</u>
		100 人	225 人増		325 人

Ⅰ-4-2 乳幼児一時預かり事業

		事業の概要	Ē		担当課					
保護者	保護者の都合にあわせ、乳幼児の一時預かりを実施することで、在宅子育て家庭へ 子育て支援課									
の育児オ	の育児支援を行います。									
利用の	ワニーズが非	常に高いことから、子ども家	R庭支援センターの開設など	に併せて、						
利用枠を	上拡大します	0								
対象者	事業主体	21 年度末の現況(見込み)	5 か年の事業量	26 年度	末の目標値					
0 歳児	区、	設置か所数								
から未	NPO等	4 か所	1か所増		5 か所					
就学児	民間団体	定員数 36 人	10 人増		46 人					
		放課後児童等の広場事業								
		2 か所	継続		2 か所					

I-4-5 短期特例保育

			事業の概要	<u> </u>		担当課			
保護者	音の疾病、出.	産等により短期]的に一時的な	な保育が必要な場合に、生後	58 日以上	保育課			
から未就学の児童を対象に、保育員、定員に空きのある保育所・認証保育所・保育室									
において保育を行います。									
緊急問	寺における短	期特例保育事業	美の需要が高	いことから、新設の私立保育	育所および				
認証保育	育所に実施を	要請していきま	ミす 。						
対象者	事業主体	21 年度末の現	況(見込み)	5 か年の事業量	26 年度	末の目標値			
保護者	区、	<保育員>							
の出産	保育員、	保育員	9 人	5 人増		14 人			
疾病等	民間事業	定員数	27 人	15 人増		42 人			
要件に	者	<定員の空きを和	川用>						
あては		保育所	65 園	16 園増		81 <u>園</u>			
まる未		認証保育所	18 か所	12 か所増		30 か所			
就学児		保育室	8室						

Ⅰ-4-6 一時預かり

	事業の概要									
保護者の育児疲れ、断続的勤務などの保育ニーズに応えるために、一時的に保育を 保育詞										
行います。										
対象者	事業主体	21 年度末の現況(見込み)	5 か年の事業量	26 年度	末の目標値					
未就学	区、	区•私立保育所								
児	社会福祉	6 園	7 園増		13 園					
	法人等民	定員数 44 人	40 人増		84 人					
	間事業者									

Ⅰ-4-7 病児・病後児保育

		事業の概要	<u> </u>		担当課					
小学材	交3年生まで	の児童が、病気の回復期で	集団保育が困難な期間に、倪	保育所や医	保育課					
療施設などの一室を保育室として整備し、一時的に預かります。										
また、	また、病後児保育に加えて、病気の回復期に至らない病児を一時的に預かる病児保									
育も医療	寮機関連携型	により行います。								
対象者	事業主体	業主体 21 年度末の現況(見込み) 5 か年の事業量 26 年度末の								
病気の	区、	病後児保育		病後児保育						
回復期	社会福祉	4 か所			2 か所					
等にあ	法人等民	定員数 22人			6 人					
る小学	間事業者、		病児保育	病児保育						
校 3 年	医療機関		病後児からの移行 2 か		3 か所					
生まで			所増		20 人					
の児童			新設1か所増							
			定員4人増							

I-4-8 延長保育

		事業の概要	<u> </u>		担当課				
保護者	音の就労等の	延長、多様な就労形態に対	応するため、現在、区・私立	Z保育所 40	保育課				
園で、保育所の開所時間の前後に延長保育を実施しています。今後も新設私立保育所									
および選	運営業務委託	を行う区立保育所において	拡大を図っていきます。						
対象者	事業主体	21 年度末の現況(見込み)	末の目標値						
延長保	区、	区・私立保育所 計 40 か	計 15 か所増	計 55 か所					
育実施	社会福祉	所							
園保育	法人等民	朝30分 6園	朝 6 園増		朝 12園				
園児	間事業者	タ1時間 31園	タ 15 園増		タ 55 園				
		タ1時間30分 1園							
		タ2時間 7園							
		タ2時間30分 1園							

Ⅰ-4-9 認定こども園

		事業の概要	5		担当課					
幼稚園機能と保育所機能を有した認定こども園の整備を促進し、就学前の児童の教保育課										
育・保育	育・保育を一体として提供するとともに、地域における子育て支援も行います。									
対象者	事業主体	21 年度末の現況(見込み)	5 か年の事業量	26 年度	末の目標値					
未就学	学校法人	2 園	5 園		7 康					
児	等	定員数 100 人	225 人増		325 人					

【トピック】

幼稚園預かり保育

一部の私立幼稚園では、幼稚園教育の時間の前後や夏休みなどに、保護者の就労等によりご家庭で保育できないお子さんを受け入れています。

練馬区では、平成21年度末時点で、私立幼稚園6園で預かり保育を実施しています。

<利用対象>

預かり保育を実施している幼稚園の在園児で、保護者の仕事・病気などのため家庭で保育できないお子さん

<保育日と保育時間>

月曜日~土曜日(日曜日・祝日・年末年始を除く)

幼稚園教育時間を除く午前7時30分~午後6時30分

<預かり保育料>

月額 10,000 円

- ※幼稚園の保育料は別途
- ※預かり保育時の食事・おやつ代は別途

【トピック】

病後児保育室

病気の回復期にあり、集団保育が困難な期間、一時的にお子さんを預かる保育施設です。練馬 区には、平成 21 年度末時点で、4 か所の病後児保育施設があります。

- ※病気の回復期とは?
- ・診断が確定し、急性期を過ぎた時以降
- ・伝染性の病気の場合は、他児への感染期を過ぎた時以降
- ・外傷の場合は、症状が固定した時以降
- <利用対象>
- ・保育所などに通所する区内在住のお子さん
- ・区内の保育所などに通所するお子さん
- ※利用にあたっては、事前に各施設への登録および予約が必要です。
- <費用>
 - 1日につき 2.000円。
 - ※そのほか登録料が必要です。
 - ※施設によっては、その他に食事代等が必要です。
 - ※生活保護世帯および住民税非課税世帯の方は免除申請、所得税非課税世帯の方は減額申請が できます。

【トピック】

病児保育室

病気の急性期、または回復期であっても他のお子さんへの感染や急変のおそれがあるお子さん を預かる保育施設です。今後、練馬区においても整備を図っていきます。

- ※病後児保育室と違うのは
- ・感染症にり患しているお子さんを受け入れるための隔離機能を有した部屋があること
- ・1日1回以上医師が回診を行うなど、お子さんの症状の変化に対応できる体制があること

5. 児童館、地区区民館、厚生文化会館、学童クラブ事業等の充実

(1) 現状と課題

少子化、核家族化の進行する中、子どもを取り巻く地域環境や子育て環境が厳しくなっています。 乳幼児期における孤立しがちな母子関係や、少年期の希薄な人間関係は、子どもの健やかな成長に とって大きな問題となっています。また、都市化の進展に伴い、良好な地域コミュニティを形成する ことも難しく、家族の孤立化が社会問題となっています。

子どもたちの人間関係は、友だちとの遊びの時間や遊び場の減少などにより、希薄になっています。

人間関係を学習する機会を多く持つためには、地域の中で子どもたち同士のつながりを強めると同時に、大人との交流の場の拡大も求められています。

小学生児童のいる家庭へのアンケートで『子育て支援サービスの利用経験と利用意向』を質問したところ、「児童館、学童クラブ、地区区民館等の児童室」は、利用経験、利用意向ともにトップとなっています(図表 4-4)。児童館等が多くの区民に利用され、今後も利用したいと思われており、今後も子どもと子育て家庭の需要に沿った事業の実施が求められています。

利用意向 60 「 13 50 15 40 **(5) 6** <u>30</u> **(4)** • (14) 利用経験 20 20 0 12 10 30 40 60 70 50 (8) • (1) (9) 10 (10) $\overline{7}$ (3) (11) 0

図表 4-4 子育で支援サービスの利用経験&利用意向マトリックス (就学児童の保護者)

- ①区主催の母親学級、両親学級
- ②母性健康管理指導事項連絡カード
- ③保健相談所のこんにちは赤ちゃん事業
- ④保健所、保健相談所の情報・相談サービス
- ⑤家庭教育に関する学級・講座
- ⑥総合教育センターの情報・相談サービス
- ⑦幼稚園の未就園児保育
- ⑧幼稚園の預り保育

- ⑨保育園や幼稚園の園庭等の開放・地域交流等
- ⑩子育てのひろば「ぴよぴよ」、「にこにこ」等
- ⑪一時預かり
- ①病後児保育
- ③児童館・学童クラブ・地区区民館等の児童室
- (4)子ども家庭支援センター
- ⑤区の子育で情報に関するホームページ

出典: (後期) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書(平成20年度)

保護者の就労等により、放課後保育に欠ける児童が年々増加の傾向にあります。社会情勢の変化とともに就労形態も多様化し、母親の就労も増加傾向が見られます。毎年入会受入れ枠を増加させても、希望する学童クラブに入会できない待機児童が増える傾向にあり、待機児童の解消策が求められています。

(2) 施策の方向

価値観が多様化する中で、子育ち・子育てに対するニーズも多岐にわたっています。次世代を担う 子どもたちが健やかに育つことのできる地域社会を築くために、児童館は地域の子どもたちの遊びの 仲間作りの拠点として、また、子育て家庭の集いの場として機能をさらに発展させていきます。

魅力ある児童館事業を行うために、地域の人材活用を図るとともに、子どもたちの意見や要望を反映するため設置した子どもスタッフや、中高生の居場所づくり事業の本格実施を通じて、子どもたちが主体的に考え、参画できる施策を展開します。また、児童館運営委員会を軸として、地域の関係機関とネットワークを組むとともに、青少年育成地区委員会、学校、PTA、学校応援団などとの共同行事や、地域へ出向き館外活動を行うことなどによって、地域の子育て拠点としての機能を拡充します。

保護者の就労等により放課後保育に欠ける児童の健全育成については、学童クラブの入会需要を踏まえて、施設の新築・改修等により受入れ人員の拡大を図るとともに、保育時間の延長、障害児受入れ枠の拡大を行うなど事業の充実に努めます。

また、区民や民間との協働による効果的・効率的な児童館、学童クラブ等の運営を目指して、委託化などを進めるとともに、地域で子育て等を応援する学校応援団の方々による「児童放課後等居場所(ひろば)づくり事業」を進めることによって、地域で子どもと子育て家庭を支える仕組みを広げていきます。



(4) 計画事業

Ⅰ-5-6 中高生の居場所づくり

		事業の概要	Ę		担当課				
中学生・高校生の居場所を確保することで、多様な発表・自己表現の機会を通じ、 子育て支援課									
社会性を	社会性をはぐくみ、自立を促すため、児童館に中学生・高校生専用の時間帯を設けま								
す。									
対象者	事業主体	21 年度末の現況(見込み)	5 か年の事業量	26 年度	末の目標値				
中学生、	区	モデル実施 1館	10 か所実施	児童館における中高生対					
高校生				応事業の乳	尾施 10 か所				

6. その他の居場所、遊び場、多様な体験機会の充実

(1) 現状と課題

子どもが自立した大人に成長するには、人格の基礎を形成する子どもの時期に、成長の段階に応じた居場所や遊び場が整備されていることが必要です。また、成長に必要なさまざまな体験をすることも欠かせません。

しかし練馬区では、都市化の進展などにより、子どもたちが安全に安心して過ごせる場所が少なくなっています。また、兄弟姉妹の減少により友だち付きあいも苦手になってきているようです。そのため、「友だちと外遊び」から「友だちと家や施設での遊び」へ、「友だちと家や施設での遊び」から「家でのひとり遊び」へと進んでいるようです。小学生のいる家庭と中高生のアンケート結果からも、自宅で過ごす子どもが多くなっており、子ども同士の関係が希薄になっていることがうかがえます。(図表 4-5~8)

◆ 放課後の居場所

図表 4-5 小学 1~3年生

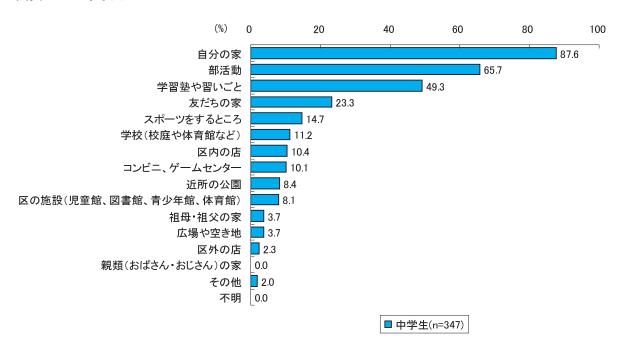
	した 居している家族と過ご 保護者や祖父母等の同	学童クラブにいた	ツクラブに行った塾や習いごと、スポー	に参加したくり事業、クラブ活動児童放課後等居場所づ	友だちの家にいた	地域の施設にいた児童館や図書館などの	や知人等の大人といた同居していない祖父母	自宅で一人で過ごした	で過ごした	就寝していた	その他	不明(無回答含む)
午後1時~2時	7.9	13.7	0.4	12.4	0.9	0.7	0.5	0.9	0.0	0.0	18.5	44.2
午後2時~3時	17.8	17.3	1.5	13.2	3.1	2.5	8.0	1.4	0.2	0.1	13.7	28.4
午後3時~4時	26.9	19.4	10.7	11.2	8.8	5.8	1.1	1.8	1.5	0.1	6.1	6.6
午後4時~5時	27.7	17.2	23.6	6.0	7.8	5.1	1.8	1.3	8.0	0.2	4.6	4.0
午後5時~6時	56.5	8.5	18.0	0.0	1.5	0.4	3.4	1.6	2.1	0.2	1.9	5.8
午後6時~7時	78.0	0.1	6.1	0.0	0.6	0.2	2.7	1.6	2.0	0.5	1.5	6.6
午後7時~8時	83.6	0.1	1.9	0.0	0.4	0.1	2.1	0.7	0.4	2.7	1.2	6.8

図表 4-6 小学 4~6年生

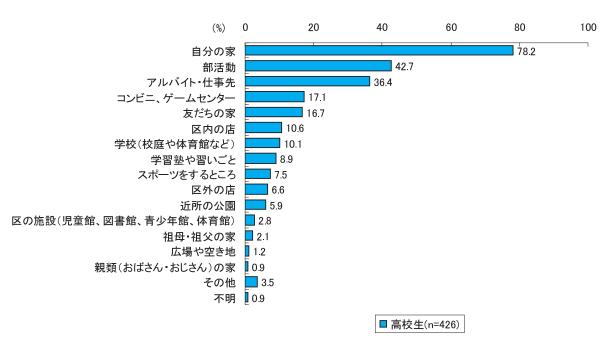
	した 居している家族と過ご 保護者や祖父母等の同	ツクラブに行った塾や習いごと、スポー	に参加したくり事業、クラブ活動児童放課後等居場所づ	自宅で一人で過ごした	友だちの家にいた	で過ごした	や知人等の大人といた同居していない祖父母	地域の施設にいた児童館や図書館などの	就寝していた	学童クラブにいた	その他	不明(無回答含む)
午後1時~2時	3.5	0.3	16.3	1.2	0.6	1.2	0.2	0.3	0.1	0.1	23.1	53.1
午後2時~3時	6.8	1.0	16.3	1.6	1.5	1.5	0.3	0.8	0.1	0.2	21.9	47.7
午後3時~4時	16.5	4.6	14.1	5.6	6.1	3.2	0.9	2.9	0.1	0.3	15.5	30.0
午後4時~5時	32.2	22.8	5.0	6.3	9.4	5.0	2.1	2.7	0.1	0.2	6.5	7.8
午後5時~6時	40.8	34.9	0.7	4.5	3.0	4.2	2.4	0.3	0.1	0.1	2.4	6.5
午後6時~7時	58.3	24.6	0.0	2.7	0.1	2.5	2.5	0.1	0.2	0.0	1.2	7.8
午後7時~8時	73.0	12.3	0.0	0.6	0.3	1.2	1.5	0.1	8.0	0.0	1.5	8.7

出典:(後期)練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書(平成20年度)

図表 4-7 中学生



図表 4-8 高校生



出典: (後期) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書 (平成 20 年度)

良好な居場所や遊び場、多様な体験機会は、子どもたちの自立を促すとともに、社会性をはぐくみます。そして、感性を豊かにし、情緒を安定させ、身体を鍛えます。

成長段階に応じた居場所や遊び場、さまざまな体験機会を拡充することが求められています。特に、体験機会の拡充では、大人と子どもが触れあう機会が少なくなったことによって、成長期に多様な価値観に触れる機会を少なくし、他人を思いやる力、自ら考える力やたくましく生きる力を弱くし

ています。さまざまな立場の大人との交流をすることが大切です。また、五感で自然を感じる体験 も、子どもの時期にはとりわけ重要です。

(2) 施策の方向

青少年館、児童遊園、公園等、子どもたちにさまざまな居場所や遊び場を提供するとともに、自然 体験や芸術体験、異年齢・異世代との交流体験など、多様な体験機会の充実に努めます。

特に、子どもが安心して過ごせる学校の開放や、学校応援団、ねりま遊遊スクール事業、総合型地域スポーツクラブ(SSC)の育成、こどもエコクラブ事業など、父親や母親をはじめ、地域の高齢者も含めたさまざまな世代の大人が、子どもたちに居場所や体験機会の提供を行う事業の拡充に努めます。



	I -6-13	わかものスタート支援事業
計画事業	I -6-14	練馬区における「放課後子どもプラン」
計画事業	I -6-15	ねりま遊遊スクール(子どもの居場所づくり)事業
計画事業	I -6-16	外遊びの場の提供

(4) 計画事業

I-6-9 学校応援団推進事業

		事業の概要	<u> </u>		担当課		
区立小学校にPTAや町会・自治会などの地域住民を主体とした「学校応援団」を 生涯学習課							
設置し、	小学校の児	童および地域のために、学	校・地域相互の人材活用お。	よび学校施			
設の地域	域活用を図り	ます。各学校応援団が、子	どもたちの遊びや学び、読書	書等で過ご			
せる場る	を提供する「	児童放課後等居場所(ひろ)	ば) づくり事業」などを行う	うことによ			
り、子と	ごもたちの健	やかな成長をはぐくむ環境で	づくりを推進していきます。				
今後に	は、学校応援	団が安定した活動を継続で	きるように、事業の担い手で	であるスタ			
ッフや流	5動場所の確	保等の支援をしていきます。					
また、	放課後等の	子どもたちの安全で健やかっ	な居場所の充実を図るため、	練馬区に			
おける	「放課後等の	子どもプラン」に基づく学	童クラブとの連携が円滑に近	進むよう、			
ハード	ひろば室整	備や校内への学童クラブ移談	段)、ソフト (連携のきっかけ	作りなど)			
の両面で	の両面での支援を行っていきます。						
対象者	事業主体	21 年度末の現況(見込み)	5 か年の事業量	26 年度末の目標値			
小学生	学校応援	小学校 56 校	9 校増		65 校		
等	団						

ন	回							
I -6-14	I −6−14 練馬区における「放課後子どもプラン」							
		事業の概要	<u> </u>		担当課			
放課後	後等の子ども	たちの安全で健やかな居場	所づくりを進めるため、全人	学校に学	生涯学習課、			
校応援団	団を立ち上げ	、学校応援団ひろば事業と!	学童クラブ事業との連携を図	図ります。	子育て支援課			
学校局	な援団ひろば	事業と学童クラブ事業との	連携を進めるため、小学校タ	小にある学				
童クラフ	ブは、順次、	小学校内に移設等整備しま	す。また、整備にあたり必要	要に応じて				
学校応接	受団ひろば室	を併設します。						
さらに	こ、この計画	を推進し、放課後等の子ど	もの安全・安心な居場所を拡	広充する中				
で、学重	重クラブ待機	児の減少を図ります。						
対象者	事業主体	21 年度末の現況(見込み)	5 か年の事業量	26 年度	末の目標値			
小学生	区、	学校応援団の設置 56 校	9 校増		65 校			
	学校応援団、							
	学童クラブ、	学童クラブ事業とひろば	学童クラブ事業とひろば	学童クラス	ブ事業とひろば			
	学校 事業の連携の本格実施 事業との連携 事業の全小学校での連携							
		校内学童クラブ設置数	設計・工事 16 件	学童クラフ	ブの構内移設・			
		(近接設置校含む) 42 校		整備				

Ⅰ-6-15 ねりま遊遊スクール (子どもの居場所づくり) 事業

	担当課						
平日加	平日放課後、土日・休日の余暇時間を活用して実施する、乳幼児から中学生までを						
対象とし	、た講座です	。子どもの活動に取り組む	団体の創意工夫を活かし、均	也域の教育			
力向上に	こつなげてい	ます。					
今後と	≤も、地域団	体と協力しながら、子ども	たちが、身近な地域でさまる	ざまな体験			
ができる	るように、多	くの学習機会を提供してい	きます。あわせて、ねりまり	の未来を担			
う人材の)養成を図っ	ていきます。					
対象者	事業主体	21 年度末の現況(見込み)	5 か年の事業量	26 年度	まの目標値		
子ども	PTAな	小中学生および親子対象					
	ど地域団	講座 400 講座	10 講座減		390 講座		
	体	障害のある子どものため					
	の連続講座 1 講座 4 講座増 5 講座						
		中学生対象連続講座					
		_	5 講座増		5 講座		

Ⅰ-6-16 外遊びの場の提供

	担当課				
NPC	NPO等民間活動団体との協働により、子どもたちが生きる力をはぐくむための遊				
びの場と	こして、幅広	い年齢層を対象に、実体験	を積み重ねることのできるタ	小遊びの場	
を開設し	」ます。				
対象者	事業主体	21 年度末の現況(見込み)	5 か年の事業量	26 年度末の目標値	
子ども	区または	外遊びの場提供事業案検討	外遊びの場提供事業実施	外遊びの場提供事業の実施	
	民間団体	活動団体調査	検証および事業の実施		

【トピック】

ねりま遊遊スクール

週末などの子どもの余暇時間に、子どもたちが参加できる講座を地域の団体等に委託して 実施しています。ねりま遊遊スクールは子どもの活動に取り組む団体の創意工夫を活かし、 子どもが自ら学び考える機会の充実や、子どもと保護者の関係を深めることを推進していき ます。

○ねりま遊遊スクールの概要

自然体験活動、楽器演奏、工作、料理、パソコン操作、昔あそび、季節行事、リトミック⁴ や各種スポーツなど多岐にわたる講座を区内の公共施設や児童館などで年間 400 講座(平成 20 年度)ほど実施しています。講座の対象は子ども(乳幼児~小・中学生)、もしくは子どもとその保護者であり、年間の参加者数は約 13,850 人(平成 20 年度)です。

⁴ **リトミック**:スイスの作曲家エミール・ジャック・ダルクローズ(1865 ~ 1950)が考案した音楽教育。感覚的成長が著しい幼児期・学童期に心で感じたことを、身体を使って表現することで心と体の協調・調和を作り出そうとするもので、全身でリズムや音を感じ取り、演奏したり行動表現したりする。

7. 子ども自らが考え、参画する機会の拡充

(1) 現状と課題

子どもが自立した大人になるためには、子どもの時期に獲得したさまざまな体験を糧として、自己の意思と責任で、地域の中で役割を持って活動するなど、社会に参画していくことが必要です。中高生を対象にしたアンケート調査では、ボランティア活動の経験があるのは、中学生で59.0%、高校生で72.5%という結果でした(図表 4-9)。また、参加したいボランティア活動については、中学生、高校生ともに「環境を守る活動」が30%を超えています(図表 4-10、11)。

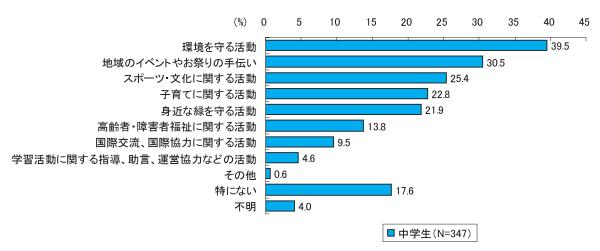
(%) 10 20 30 40 50 60 70 日常的にボランティアをしている **ا** 4 ۸ 4.0 ボランティアを以前していた 53.0 何回かしたことがある 62.2 39.5 したことはない 244 1.4 不明 □中学生(N=347) ■ 高校生(N=426)

図表 4-9 ボランティア活動経験(中高生)

出典: (後期) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書(平成 20 年度)

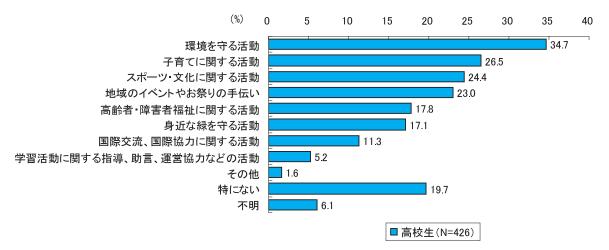
◆ 参加したいボランティア活動

図表 4-10 中学生



出典:(後期)練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書(平成20年度)

図表 4-11 高校生



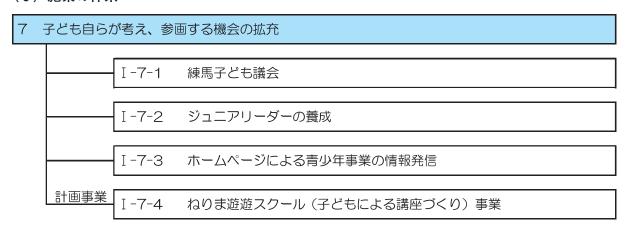
出典:(後期)練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書(平成20年度)

少子化の影響や子どもを取り巻く犯罪の状況などのさまざまな要因により、子どもに対して、過保 護や過干渉の傾向が強くなっているといわれています。子ども自らが考え、それぞれの力を発揮しな がら参画できる場が求められます。

(2) 施策の方向

子どもたちが主体的に考え、参画できる施策を展開します。参画により子どもたちが自分への自信を持ち、新たな課題に立ち向かう力をはぐくみます。

特に、次代を担う子どもたちが、未来に関わる事柄について考える力を身につけることが大切で す。練馬子ども議会などを通じて、子どもたちに、未来の練馬区を考えてもらう施策を展開します。



(4) 計画事業

Ⅰ-7-4 ねりま遊遊スクール (子どもによる講座づくり) 事業

	担当課				
平日0	平日の放課後、土日・休日を活用し、中高生自らが小学生を対象に企画・運営をす				
る講座で	です。今後は	、「子どもたちにとって、か	けがえのない存在として地域	或社会の中	
で活かる	され、感謝さ	れ、必要とされる場所」と	しての「要(い)場所」事業	業を推進し	
ていき	ます 。				
対象者	事業主体	体 21 年度末の現況(見込み) 5 か年の事業量 26 年度末の目標値			
子ども	子ども、	15 講座	33 講座増		48 講座
	地域団体				

8. 経済的な支援

(1) 現状と課題

子育て家庭においては、学校教育や塾の費用などの教育費をはじめとした子育でに要する費用が 年々増加しています。一方、長引く景気低迷の中で所得は減少しているため、家計に占める子育でに 要する費用の割合も年々上昇しています。

このような状況の中で、子育てで出費がかさむことを負担に感じている家庭の割合は、アンケート調査では、就学前児童のいる家庭で30.1%、小学校児童のいる家庭で43.2%、40歳代の子育て家庭(13歳から18歳の末子がいる世帯)では70.0%となっており、子どもが成長するにしたがって経済的な負担感が増しています。また、内閣府の調査(平成19年「社会意識に関する世論調査」)によると、子育てのつらさの内容として「子どもの将来の教育にお金がかかること」が42.4%と最も高くなっています。

子どもの成長に従って、塾や習いごと、進学や通学のための費用が、家庭の大きな負担になっていることがうかがわれます。

区では、国や都の制度に基づきながら、子育て家庭に対してさまざまな経済的な支援策を行っています。

次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するために、国の制度として子ども手当が創設され、中学校3年生までの子どもを養育する保護者へ手当が支給されます。

子どもの健やかな育成を目的として実施している子ども医療費助成については、中学生までの子どもの医療費を対象として、健康保険の自己負担分などを助成しています。なお、都の制度では所得制限を設けていますが、区は所得制限を設けずに実施しています。

また、教育にかかる経済的負担の軽減については、小学校・中学校の就学援助、特別支援学級就学奨励費の支給などを実施しています。

そのほか、児童扶養手当、児童育成手当(育成手当)およびひとり親家庭等医療費助成、障害児を 養育する家庭を対象とした特別児童扶養手当および児童育成手当(障害手当)などの経済的な支援策 を実施しています。

これら経済的な支援のために支出している金額は、平成 20 年度では約 127 億 5 千 2 百万円となっています。

しかしながら、アンケート結果にも表れているように、子育て家庭の経済的な負担感の緩和には 至っていないのが現状です。

今後は、子育て家庭の負担感の緩和に結びつく経済的な支援策を充実していくことが求められます。

一方、新たに経済的な支援策を実施するためには、そのための財源を確保することが必要です。

区は、これまで国や都の補助金など財源の確保に努めながら施策の充実を図ってきましたが、それと同時に今後とも制度の充実について国や都に働きかけていく必要があります。

(2) 施策の方向

子育て家庭の負担感を緩和するために、子ども手当の支給、子ども医療費の助成、就学援助費の支給などの経済的支援を実施します。

また、子ども医療費の所得制限の廃止を東京都に要望するなど、制度の充実について機会をとらえて国や都に要望していきます。



9. 誰もが働きやすい就業環境の推進

(1) 現状と課題

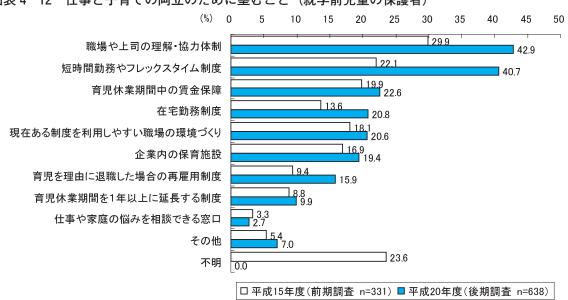
就学前児童のいる家庭に対するアンケート結果によれば、1週間に60時間以上仕事をしている父親が32.1%に上っており、父親が子育てに関わりにくくなっています。平成21年度区民意識意向調査で、家庭における男女の役割分担について、本来はどのようにあるべきか質問したところ「男女とも仕事をし、家事等は男女がともに分担」すべきという回答が4割を超え最も多いのですが、実際の役割分担について質問したところでは、そのように役割分担しているとの回答は約1割に過ぎません。

このため、働く女性は、仕事の他に家事・育児・介護を担うことが期待され、働き続けるためには 妊娠・出産をためらわざるを得ない場合があります。

これを解消するためには、父親と母親がともに十分に家事・育児等に関われるような社会にしていくことが大切です。男性を含めたすべての人が、人生の各段階において、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)がとれる多様な生き方を選択できるように、「働き方の見直し」に社会全体で取り組んでいくことが必要です。

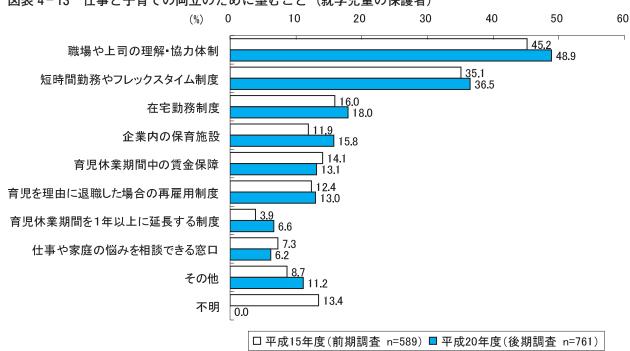
子育て期間中はいったん仕事を離れ、その後に再就職するという道筋も、多く見られます。それぞれの生活にあわせて働くために、自ら事業を起こしたり NPO (特定非営利活動法人) に携わったりすることを目指す区民もいます。これらを含めた多様な働き方の選択を支援することが求められます。

また、『仕事と子育てを両立させるために職場に望むこと』(平成 20 年度調査)は、就学前児童のいる家庭でも小学生のいる家庭でも、「職場や上司の理解・協力体制」が最も高くなっています。また、これらの項目は平成 15 年度調査でも同様に最も高くあげられていましたが、平成 20 年度調査の方が割合が高くなっています(図表 4-12、13)。



図表 4-12 仕事と子育ての両立のために望むこと(就学前児童の保護者)

出典: (前期) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書(平成 15 年度) (後期) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書(平成 20 年度)



図表 4-13 仕事と子育ての両立のために望むこと (就学児童の保護者)

出典: (前期) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書(平成15年度) (後期) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書(平成20年度)

働く意志を持つ女性・男性がともに育児や介護を分担しながら働き続けることができるように、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法の改正など、法制度は整備されてきましたが、依然として、職場優先の意識や性別によって役割分担を固定的に考えてしまう意識等により、子育で中の父母が働きやすい環境が実現したとは言い難い現状です。

このため、区民、区内の事業主、区内で働く人等の意識改革を推進するための広報・啓発、情報提供等と仕事と子育ての両立支援のための関係法制度等の広報・啓発、情報提供等を行うことが必要です。

区は子育てと仕事の両立を支援するためにさまざまな施策を実施していますが、今後はさらに施策の充実を図るとともに、保護者や事業主への情報提供に努め、必要なときに必要なサービスを活用できるようにしていくことが課題となっています。

(2) 施策の方向

職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識等を解消するため、働き方の見直しについて、区民、 区内の事業主、区内で働く人等に国、東京都、近隣区等と連携を図りながら広く呼びかけを行います。

仕事と子育ての両立支援のための関係法制度等について情報収集を行い、情報紙の発行やホームページ、資料コーナーの運営や労働相談等により、広報・情報提供を行います。また、機会を捉えて関係法制度の整備について、国・東京都へ要望します。

子育て等で離職した後の再就職や起業のための基礎的な知識・技能を身につけるための講座等により、多様な働き方の選択を支援するとともに、就労相談や支援の事業についても実施していきます。

(3) 施策の体系



(4) 計画事業

Ⅰ-9-9 男女共同参画計画に基づく施策の推進

		担当課					
第23	第2次練馬区男女共同参画計画では、基本理念の1つとして「家庭生活における活 人権・男女共						
動と他の	つ活動の両立	」を掲げています。特に働	き方の見直しを進め、仕事と	と生活の調	同参画課		
和(ワー	-ク・ライフ	バランス)を実現するこ	とは、区民が人生の各段階に	に応じて多			
様な生き	き方を選択▫	実現するための取組の1つ。	として重要です。				
第23	欠計画が平成	; 22 年度で終了することを受	やけ、平成 22 年度末に次期詞	画を策定			
し、平成	, 23 年度から	新たな計画に基づく男女共	同参画に係る施策を総合的に	こ推進して			
いきます	۲。						
対象者	事業主体	21 年度末の現況(見込み)	5 か年の事業量	26 年度	末の目標値		
区民、	区	次期練馬区男女共同参画	次期練馬区男女共同参画	次期練馬區	区男女共同参画		
事業者、		計画の策定に向けての提	計画の策定および計画に	計画に基づ	づく施策の推進		
区職員	区職員 基づく施策の推進						
ı		女性の労働実態調査の実					
<u> </u>		施					

Ⅱ.子どもと親の健康づくりを応援します

1. 健康診査等の充実

(1) 現状と課題

母子の健康の保持増進や疾病・障害の早期発見、早期療育のために、健康診査等の果たす役割は重要です。

就学前児童のいる家庭に対するアンケート調査では、乳幼児健康診査に「満足している」「だいたい満足している」との回答は、合わせて85.4%となっています。乳幼児健康診査に期待することとしては「病気・異常の早期発見ができる場」80.3%、「身体計測の場」62.8%、「歯科健康診査の場」59.7%、「育児相談ができる場」56.9%、「栄養相談ができる場」43.7%となっています。

これらの結果から、健康診査は、身近なところで子どもの成長発達について確認・相談できる場、 育児を専門職に相談できる場、すなわち子育て支援の場としてより強く求められていることがわかり ます。

また、地域の中で孤立することなく子育て支援ができるように子育て支援に関するサービスの情報 提供は重要であり、その結果「保健所、保健相談所」の子育て支援サービスの認知度・利用度も高く なっています。

区では、妊娠の届出をした方に、妊娠・出産・育児に関する母子の健康状態を一貫して記録しておくための母子健康手帳を交付するとともに、子育てに関する情報をわかりやすく記載した区独自の手帳「出産育児情報」を別冊として作成し、同時に配付しています。また、安心して出産ができるように、すべての妊婦の方を対象に妊娠中の前期・後期2回分を配布していた妊婦健康診査受診票を14回分にまで増やし、妊娠中の健康管理の充実や経済的負担の軽減を図ってきました。さらに、母親学級で実施している妊婦歯科健康診査の実施方法についても、受診者の利便性の向上を図ることが求められています。

また、4 か月児・ $6 \sim 7$ か月児・ $9 \sim 10$ か月児・1 歳 6 か月児・3 歳児を対象に、身体の発育および精神発達面から、総合的に健康診査を実施しています。

健康診査の受診率向上のために健康診査の時間を子どもの生活リズムに配慮した時間帯へ変更し、 未受診者への受診勧奨も行っています。

健全な口腔機能を育てるために、1歳6か月児と3歳児に加え、2歳児、2歳6か月児についても歯科健康診査が受けられる機会を設けました。これにより、半年に一度、歯科健康診査が受診できる体制を整えました。平成20年度の3歳児歯科健康診査でむし歯のない子どもは、82.7%でしたが、今後、さらにむし歯のない幼児を増やしていくための啓発が必要です。

また、障害や疾病の早期発見・早期療育のために、健康診査後の経過観察を行うことや、障害や発達の遅れのある乳幼児の親へ早い段階からの支援を進めることも必要です。

さらに、学齢期においては、小・中学校全児童生徒を対象に健康診断のほかに、生活習慣病検診を 実施しています。また、歯科の健康診断の際にむし歯・歯周疾患のない児童に対して「よい歯のバッ ジ」を交付し、むし歯予防と早期治療を啓発しています。 このように、妊娠、出産から乳幼児期については保健相談所、学齢期については学校を中心として、母子の健康保持、疾病・障害の早期発見、早期療育を図っています。

(2) 施策の方向

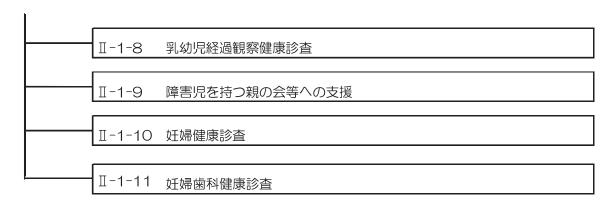
母子健康手帳や出産育児情報については、今後も情報を更新し、役に立つ内容とするよう充実に努めます。

受診率の高い乳幼児健康診査は、多くの子育で中の家庭と早い段階で接することができる機会であり、親子の健康の保持増進や疾病・障害の早期発見、早期療育のための重要な保健施策として位置づけます。そのため、健康診査の実施方法の工夫や専門職員の資質の向上に努めるとともに、健康診査未受診者を対象として、受診勧奨や家庭訪問を行い受診率の向上を目指します。あわせて、健康診査が親自身の相談もできる場となるように努め、積極的な育児支援を行い、子ども家庭支援センターや他の関係機関と連携して、育児不安が虐待に発展することを防ぎます。

今後、妊婦歯科健康診査は、身近な歯科医療機関で受診できるように実施方法を見直していきます。また、幼児歯科健康診査では、むし歯になりやすい生活習慣のある子に定期的なフォローを行うなどむし歯の減少に努めます。

さらに、健康診査後のフォロー教室、経過観察や障害児を持つ親の会等への支援を引き続き行い、 今後開設予定の(仮称)こども発達支援センター、保育所、幼稚園、小中学校等の関係機関と連携 し、子どもの発達についての悩みや不安の軽減が図れるようにしていきます。





(4) 計画事業

Ⅱ-1-3 幼児歯科健康診査

	担当課							
1歳6	1歳6か月児、2歳児、2歳6か月児、3歳児を対象に、歯科健康診査および歯科保 保健相談所							
健指導を	そ行います							
対象者	事業主体	21 年度末の現況(見込み)	5 か年の事業量	26 年度	末の目標値			
幼児	区	1歳6か月児歯科健康診査						
		受診率 86%	4 ポイント増		90%			
		2歳児歯科健康診査						
		受診率 77%	3 ポイント増		80%			
		2歳6か月児歯科健康診査						
		受診率 22%	8 ポイント増		30%			
		3歳児歯科健康診査						
		受診率 90%	受診率の増加		90%以上			
		3 歳児のむし歯のない子						
		の割合 83%	2 ポイント増		85%			

2. 健康相談の充実と育児不安の解消

(1) 現状と課題

核家族化の進行などに伴って孤立しがちな子育て家庭では、育児に対する不安感や負担感が広がっています。就学前児童のいる家庭に対するアンケート結果でも、保護者の子育てに関する不安感や負担感については、「不安や負担を感じる」(「非常に不安や負担を感じる」+「なんとなく不安や負担を感じる」)は52.7%で、平成15年度調査と比較すると、不安感や負担感は増加傾向にあります。

保健相談所では、妊娠、出産および育児についての正しい理解を深めてもらい、育児に対する不安や悩みを軽減できるよう、「両親学級(パパとママの準備教室)」「母親学級」「育児と離乳食講習会」等の教室や、「育児栄養相談」等の各種の相談事業を開催しています。「両親学級(パパとママの準備教室)」については、毎回定員を超える申し込みに応じるため開催回数を増やし、「母親学級」については、妊婦同士の交流が図れるよう内容を充実しました。

相談事業については、1歳児、2歳児を対象に子育ての悩みや不安等を、保健師や管理栄養士、歯科衛生士などの専門職員に相談できる場として、平成21年度から子育て相談を充実しました。また、1歳児については、来所者全員を対象として食育推進事業「すこやか親子の食事講習会」を同時開催し、親と子の食生活の不安に応えられるよう開催回数を増やし内容を充実しました。

また、訪問指導事業として、妊娠届等による「妊婦訪問指導」や、これまでの新生児訪問指導事業を拡大し、生後4か月までの乳児のいる全家庭を対象として、助産師や保健師が訪問する「こんにちは赤ちゃん事業(乳児家庭全戸訪問事業)」を実施しています。さらに、「産婦訪問指導」として産後の心の問題を早期に把握・支援するためにEPDS(エジンバラ産後うつ病質問票)を実施しています。

就学前児童のいる家庭に対するアンケート結果によると、「子どものことで心配に感じていること、 気になっていること」については、犯罪被害や交通事故に続いて、「病気や発育・発達に関すること」 「子どもを叱りすぎているような気がすること」「食事や栄養に関すること」が多くなっています。

一方、「子育てに関する悩みや不安の相談相手」として「保健所・保健相談所」は10.4%となっています。

これらの結果から、子どもの心配事や気になることについて、保健相談所は身近な相談機関として、保護者の不安や悩みに十分応えるために、相談事業や訪問事業をより充実していくことが必要です。

また、育児に対する不安感や負担感を軽減するためには、子育て家庭の交流を促進し、親がお互いの悩みを語りあうことによって孤立感を和らげることも大切です。このため、親の心の健康を支援するため、育児の不安や悩みを語りあい、親同士の交流が広がるように育児交流会(グループミーティング)を実施しています。

さらに、乳幼児期に起こりやすい事故を未然に防ぐための啓発や、妊産婦の飲酒・喫煙の防止、乳幼児のいる家庭における、受動喫煙による健康被害の予防などに関する知識の普及なども継続して進めていく必要があります。

(2) 施策の方向

父親と母親が、妊娠中から協力して子育ての準備を進めることができるように「両親学級」や「母親学級」の内容を充実していきます。あわせて保護者の孤立化を防ぐため、育児交流会等の支援に努めます。また、乳幼児の健康被害や事故を防止するための普及啓発や情報提供にも努めます。

さらに、産後の心の問題や子育ての不安等の身近な相談機関として早期から支援できるように、「産婦訪問指導」および「こんにちは赤ちゃん事業(乳児家庭全戸訪問事業)」の実施率の向上と充実を図ります。また、相談事業や訪問事業に加え、地区担当保健師による継続相談をとおして虐待予防に努め、子ども家庭支援センターや他の関係機関と連携して支援していきます。



Ⅱ -2	2-12 妊産婦の飲酒や喫煙の防止および受動喫煙による健康被害予防の啓発
Ш-2	2-13 SIDS(乳幼児突然死症候群)の情報提供
Ш-2	2-14 育児支援家庭訪問事業
Π-2	2-15 1 歳児・2 歳児子育て相談

(4) 計画事業

Ⅱ-2-4 妊産婦訪問指導、産後相談

	担当課					
妊娠症	妊娠届や健康診査の結果等から保健指導が必要な妊婦や、出生通知票を受理した産					
婦等に対	対して健康状	態、生活環境、疾病予防等	について訪問指導を行います	す。産婦訪		
問では、	EPDS (エジ	ンバラ産後うつ病質問票)を	宇施し、産後の心の問題の!	早期把握・		
支援に勢	らいます。ま	た、4 か月児健康診査時に	産後の健康管理や育児につい	いて保健指		
導を行い	います。					
対象者	対象者 事業主体 21 年度末の現況(見込み) 5 か年の事業量 26 年度				末の目標値	
妊産婦	区	産婦訪問指導実施率				
		75%	15 ポイント増		90%以上	

Ⅱ-2-5こんにちは赤ちゃん事業 (乳児家庭全戸訪問事業)

	担当課				
助産師	助産師・保健師が生後 4 か月までの乳児がいる全家庭を訪問し、新生児および乳児				
の発育・	栄養・生活	環境・疾病予防等に関し適	切な指導をするとともに、そ	子育て支援	
に関する	る情報提供を	行います。また、支援が必	要な家庭については、適切な	なサービス	
提供に新	古びつけ、育	児不安・負担の軽減に努める	ます。		
対象者	事業主体	21 年度末の現況(見込み)	5 か年の事業量	26 年度	まの目標値
生後4か	区	訪問実施率			
月まで		75%	15%ポイント増		90%以上
の乳児					

3. 予防接種の推進

(1) 現状と課題

予防接種法が制定された昭和 23 年当時は戦後まもない時期であり、衛生状態も悪く伝染病が流行していました。衛生状態もよく、予防接種の普及した現在では感染症は少なくなっていますが、以下のように予防接種対象疾患が指定されています。

- ①中止すれば再び流行の起こるおそれの大きい疾患 例) ポリオ・日本脳炎・百日咳・ジフテリア
- ②現在でも重症合併症により死亡例のある疾患 例) 麻しん・結核
- ③常時感染の機会があり、災害時の社会防衛上必要なもの 例)破傷風
- ④先天異常の原因となる疾患 例)風しん

練馬区では平成14年1月から保健情報システムを用いて、標準接種年齢に達した乳幼児へ、三種混合(ジフテリア、百日咳、破傷風)、二種混合(ジフテリア、破傷風)、ポリオ、麻しん風しん混合の定期予防接種の予診票を、個別に送付しています。標準接種年齢に達する度に送付しているため、勧奨効果は高いと思われます。

麻しんについては、麻しん風しん混合ワクチンが承認されたため、平成 18 年 4 月から 2 回目を接種することになりました。平成 19 年春には、高校生・大学生の間で麻しんが全国的に大流行となり、2012 年(平成 24 年)までの麻しんの排除を目標に、平成 20 年 4 月からは 5 年間の補足接種として中学 1 年生・高校 3 年生に開始しています。

麻しん風しん I 期の接種率は平成 20 年度で 100%、 II 期の接種率は 96.6%となっており、すこやか親子 21 で提唱されている接種率 95%を超えています。

しかし、中学 1 年生を対象としたIII期は 81.7%、高校 3 年生を対象としたIII期は 65.6%と低く、接種率の向上が課題です。

結核の予防接種である BCG については、4 か月児健康診査時に BCG 接種を行っており、接種率は 98%と高率です。

なお、日本脳炎については、国の方針で平成 17 年 5 月 30 日から積極的勧奨の差し控えが継続しており、個別通知は休止しています。

一方、平成21年4月に海外で発生した新型インフルエンザが、国内においても感染拡大を続け大流行になっています。この新型インフルエンザに対しては、11月から死亡および重症化の防止を目的に、優先対象者ごとに予防接種が始まり、平成22年1月から全ての人が予防接種できるようになっています。

新型インフルエンザの発生などで、任意予防接種に対する問合わせや要望がますます多くなってきており、適切な情報提供や関係機関との協議が課題となっています。

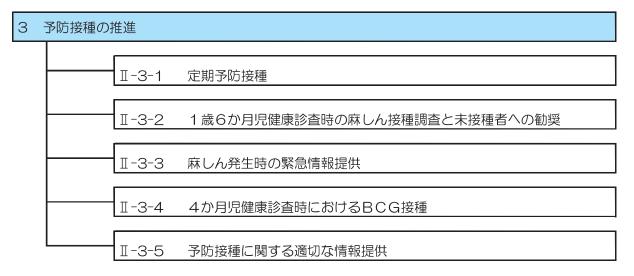
(2) 施策の方向

練馬区では平成 14 年に中学校で麻しんの集団発生が起きたことをきっかけに、同年秋より積極的に麻しんの予防接種の勧奨を行っています。今後は勧奨の効果を検証しながら、予防接種率の向上を図ります。

麻しんのみならず、定期予防接種全体の勧奨については、学校等の関係機関との連携を強化していきます。

平成 19 年春に、高校生・大学生の間で麻しんが大流行しました。そこで、国は平成 24 年までの排除を目標とした「麻しん(はしか)排除計画」を策定しました。区でも、麻しん予防接種実施計画を策定し、この計画に基づいて関係機関で構成する協議会を開催する等、目標達成に必要な接種率の向上を目指して努力をしています。

今後も、頻繁に改正が予想される定期予防接種への対応と、種類の増え続ける任意予防接種に関する情報について、適切に提供できるよう努めます。



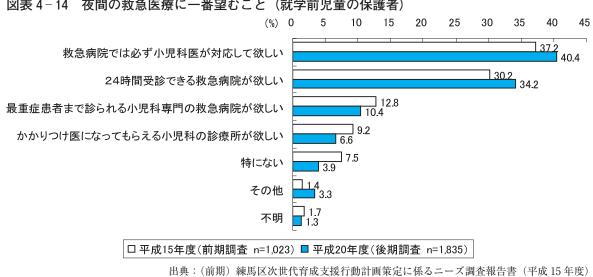
4. 小児(救急)医療・周産期医療の充実

(1) 現状と課題

練馬区でも晩婚化や妊娠中も就業を続ける女性の増加などにより、高齢出産や低体重児の出生が増 加傾向となっています。区では、妊娠中の母体の異常や、子どもの疾病等に対して妊娠高血圧症候群 等医療費助成や未熟児養育医療給付等を行い、早期に適切な医療を受けられるよう支援しています。

また、区内の小児科・産科の医療機関数はほぼ横ばいの推移を示していますが、妊娠、出産から新 生児に至る高度に専門的な医療を総合的に提供する周産期医療については、ほとんどが区外の医療機 関を利用しなければならない状況であり、病床の確保が必要です。

就学前児童のいる家庭に対するアンケート調査(平成 20 年度調査)では、「救急病院では必ず小 児科医が対応して欲しい | [24 時間受診できる救急病院が欲しい | [最重症患者まで診られる小児科 専門の救急病院が欲しい」などがあげられています。また、これら上位3つの項目は、平成15年度 調査の際にもあげられていましたが、上位2つの割合については、平成20年度調査の方が高くなっ ています(図表4-14)。



図表 4-14 夜間の救急医療に一番望むこと(就学前児童の保護者)

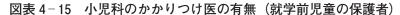
(後期) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書 (平成 20 年度)

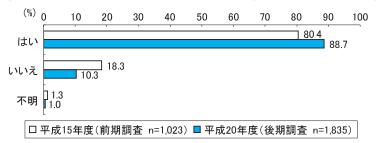
区では小児救急医療対策として、区内の2大学病院に毎準夜(午後5時から午後10時)の小児 初期救急医療事業を委託しています。平成20年度の小児初期救急患者は日本大学医学部付属練馬光 が丘病院 2,851 人、順天堂大学医学部附属練馬病院 1,082 人でした。また、平成 13 年度に開設し た練馬区夜間救急こどもクリニックの平成20年度の小児患者は5,195人でした。

このような小児救急医療へのニーズに対応するため、区内の小児救急医療体制を充実する必要があ ります。

「小児科のかかりつけ医」の有無については、就学前児童のいる家庭に対するアンケート調査(平 成 20 年度調査) では、88.7%と高い数値になっています。また、平成 15 年度調査よりも高い割合 が示されています(図表 4-15)。かかりつけ医には、体調や発育のことなどを、普段から相談でき

る利点があります。今後は、かかりつけ医との上手な付きあい方を啓発する必要があります。





出典:(前期)練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書(平成15年度) (後期)練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書(平成20年度)

また、急変時の手当ての仕方や、すぐに受診が必要かどうかの判断の助けになるような知識の普及についても、母子健康手帳とあわせて交付している「出産育児情報」にも掲載していますが、今後さらに力を入れていく必要があります。

(2) 施策の方向

区民のニーズの高い小児救急医療体制については、練馬区医師会、日本大学医学部付属練馬光が丘病院、順天堂大学医学部附属練馬病院および練馬区とで設置している練馬区小児救急医療連絡協議会をとおして、今後も関係機関の連携を進めていきます。

また、ハイリスク妊婦や周産期の乳児の死亡や重症化を減らすために、地域の産科・小児科標榜の医療機関と相互に連携協力し小児医療・周産期医療の充実を図っていきます。



(4) 計画事業

Ⅱ-4-6 病床確保事業

	事業の概要							
区内0	区内の小児医療、周産期医療、救急医療、高度医療の機能を充実させるために、新地域医療課							
たな病院	究の整備およ	び既存病院の増築・増床を	行います。					
対象者	事業主体	21 年度末の現況(見込み)	5 か年の事業量	26 年度	末の目標値			
区民	未定	練馬区病床確保 • 医療機	500 床の整備準備として	新病院の	整備着手(500			
	(新病院▪	能拡充検討委員会におい	用地選定、基本設計・実	床程度確保	杲)			
	既存病院)	て、新病院の整備および	施設計を行う。	既存病院の増床(200 床				
		既存病院の増築・増床に	増床 200 床の基本設計、	程度確保)				
		ついての具体的方策と区	実施設計を行い、建設工	病床の確保	呆とともに小児			
		内の小児医療・周産期医	事を施工する。	医療 周	産期医療の充実			
		療等の機能の拡充につい		が図られて	ている 。			
		ての、具体策をまとめる。		※ 練馬区(の一般・療養病			
		※ 練馬区の一般・療養病		床数	2,612 床			
		床数 1,912 床						

【トピック】

練馬区夜間救急こどもクリニック事業

練馬区夜間救急こどもクリニックは、練馬区医師会の協力を得て、小児科医師の当番制による子どものための準夜間(小児)初期救急医療を行うものとして、平成13年6月1日に開設しました。

救急医療体制についての考え方は大きく3つあり、第一は「初期救急」で、入院を必要としない軽症患者を対象とします。入院設備は必ずしも必要としません。夜間救急こどもクリニックはこれにあたります。第二は「二次救急」で、入院治療を必要とする重症患者が対象です。これは当然に、検査体制や入院設備が必要になります。日本大学医学部付属練馬光が丘病院や順天堂大学医学部附属練馬病院はこれにあたります。第三は「三次救急」で、生死に関わるような重篤患者が対象であり、入院設備はもとより、多くの診療科にわたるスタッフが常駐する必要があります。これは残念ながら区内にはなく、日本大学医学部付属板橋病院、帝京大学医学部付属病院などが近隣にあります。区としては、軽症な患者は区内の小児科の診療所や「こどもクリニック」のような初期医療機関が担当し、重症な場合には日本大学医学部付属練馬光が丘病院や順天堂大学医学部附属練馬病院といった大学病院が担当するといった役割分担が望ましいと考えています。

このように、それぞれの役割に応じて、スタッフ体制や設備が整備されているので、子どもの症状が軽症と思われる時は、区内の小児科の診療所やこどもクリニックの活用をお願いしたいと思っています。

「こどもクリニック」のような子どものための準夜間帯診療所は、全国的にみても珍しいものだと思います。受付時間は、平日が午後8時から午後10時30分まで、日曜・祝休日・土曜・年末年始が午後6時から午後9時30分までで、1年をとおして診療しています。

○練馬区夜間救急こどもクリニック

<場所> 練馬区役所東庁舎2階

<電話> 03-3994-2238

<受付時間> 平日(月~金) 20:00 ~ 22:30

土曜 18:00 ~ 21:30

日曜・祝日・年末年始(12月30日~1月4日)10:00~11:30

 $13:00 \sim 16:30$

18:00 ~ 21:30

- *受診の際は、健康保険証、各種医療証をお持ちください。予約の必要はありません。
- *入院などが必要なときは連携病院に受入れを依頼します。往診は行いません。
- *対象は15歳以下のお子さんです。

【トピック】

周産期セミオープンシステム事業

練馬区の人口は 70 万人を超えるにもかかわらず、出産ができる病院・診療所・助産所は区内 に 8 か所しかなく、練馬区民の 6 割は区外の医療機関等で出産しています。

このような状況を踏まえ、区では、日本大学医学部付属練馬光が丘病院の協力を得て、誰もが 安心して子どもを産める環境を整えることを目標に周産期セミオープンシステム事業を始めま す。

<セミオープンシステムとは>

日本大学医学部付属練馬光が丘病院と地域の診療所・助産所が連携し、妊娠 32 週頃までは妊婦健康診査を診療所・助産所で受診し、以降は日本大学医学部付属練馬光が丘病院で受診するシステムです。

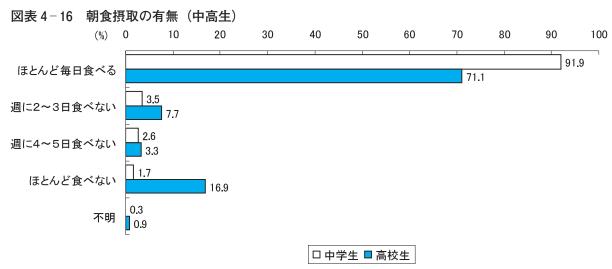
分娩の際は日本大学医学部付属練馬光が丘病院に入院して、日本大学医学部付属練馬光が丘病院の医師が分娩を扱います。

このシステムにより、妊婦健康診査と分娩の役割を分担することで、妊婦さんにとっては近くの診療所・助産所で妊婦健康診査ができます。また、日本大学医学部付属練馬光が丘病院と診療所・助産所が妊娠経過や検査結果の情報を共有することにより、早い時期から分娩に向けての安全な体制を築くことができます。

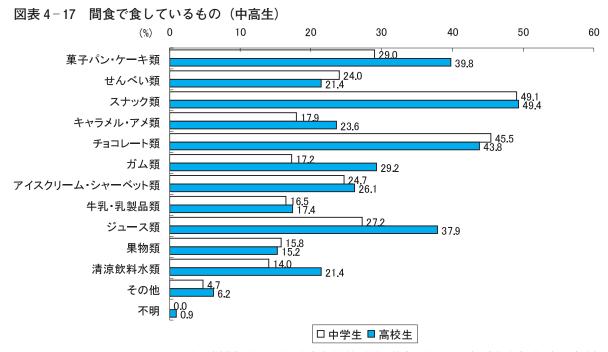
5. 食を通じた子どもの健全育成

(1) 現状と課題

近年、社会環境の変化に伴い、子どもの食を巡る環境は大きく変わってきています。中学生、高校生に対するアンケートでは、朝食の欠食やスナック類の間食が多いという状況が見られ、このような生活環境により、栄養の偏り、肥満傾向の増加など、生活習慣病等、食に起因するさまざまな健康問題が起きています。また、核家族化の進行などによって、伝統的な食に関する知識や技術をつぎの世代に伝えていくことが難しくなってきています。(図表 4-16、17)



出典: (前期) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書(平成15年度) (後期) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書(平成20年度)



出典:(前期)練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書(平成15年度) (後期)練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書(平成20年度)

第4章 事業計画

このような現状から、乳幼児期から正しい食事のとり方や望ましい食習慣を定着させるとともに、食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係づくりによる心身の健全育成を図ることが大切です。このため、保健分野や教育分野をはじめさまざまな分野が連携しつつ、乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を進めるとともに、食事作り等の体験活動などを進めることが必要です。

また、低体重児の出生増加等を踏まえ、母性の健康の確保を図る必要があることから、妊産婦を対象とした、食に関する学習の機会や情報提供を進めることも必要です。

(2) 施策の方向

子どもたちの生涯にわたる健康づくりの基本となる食生活習慣を定着させ、食に関する健全な環境を築いていくために、保育所、学校における食育を推進するとともに、区民、関係機関、行政による食育推進ネットワーク事業を充実していきます。

また、保健相談所における食育講習会、栄養相談等において、正しい情報の提供に努めます。

学校における食育は、教育活動全体を通じて行う健康教育の一環として実施していきます。学校給食は、学級担任、栄養教諭等が給食時間はもとより各教科等における食に関する指導に活用できるよう努めます。



【トピック】

練馬区食育推進ネットワーク会議

練馬区食育推進ネットワーク会議は2007年に設置されました。公募で選ばれた区民委員と、学識経験者委員、業界や関係団体を代表する委員、それに行政の各担当者を加えて組織されています。

ねりまの文化や人のつながり、各委員の持ち前の力が相乗効果を生み、一致団結して「食育実践ハンドブックね・り・ま」や「食育実践カレンダーね・り・ま」を作成し、食育の普及啓発に力を発揮しています。また、食育講演会・食育事例発表会や JA東京あおば農業祭に「食育コーナー」を出展するなどして、「食育は楽しそう、やって見よう」と食育を実践する人を増やすことを目標として活動を続けています。

ねりまの食育を"輪っか"にするために、活動しています。

体験農園の 農家の方々 (野菜ウォークラリー や体験農園への協力)

学校・保育所 関係者

(保育所や小中学校 の体験させる食育)

食育体験・ 推進者

(男の料理サークル・食のサポーター活動)

関係団体・業界の方々

(協力店・流通業の 独自の活動)

食育について未体 験の区民の皆様 (JA農業祭、講演会 に参加)

練馬区食育推進 ネットワーク会議

遠くの地域の食 育推進担当の皆 様

(漁協と協力した青森県八戸市ほか)







食育実践ハンドブックね・り・ま 食育実践ハンドブックね・り・ま【改訂版】 食育実践カレンダーね・り・ま

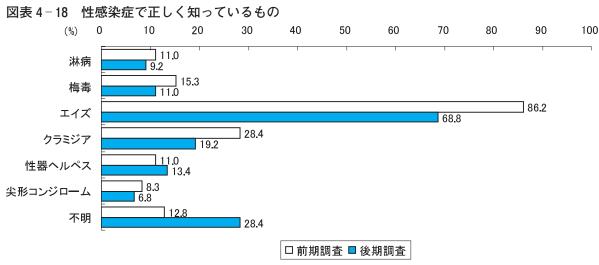
6. 思春期における保健対策の充実

(1) 現状と課題

近年、いじめ・不登校・ひきこもり・家庭内暴力・発達障害等の問題を抱える児童・生徒が増加しており社会問題化しています。

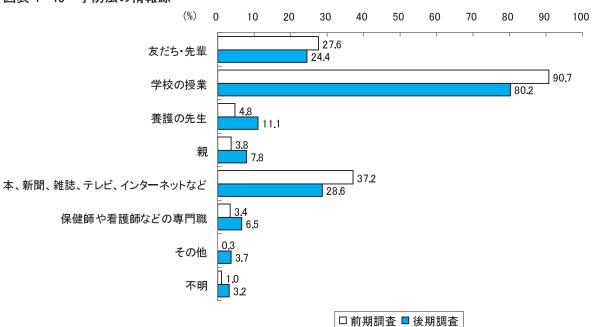
現在、学校では養護教諭等への相談のほかにスクールカウンセラーや心のふれあい相談員の配置を行っています。思春期の心の健康づくりには、子どもと保護者、子どもに関わる関係機関が連携を図りながら進めていくことが重要になります。平成 16 年度から平成 21 年度にかけて、練馬区保健所と教育委員会の共催で「思春期心の健康支援ネットワーク事業」の企画、関係者連絡会やシンポジウム、支援者のスキルアップ研修等を開催してきました。平成 17 年度には、児童虐待問題等の対応機関として、練馬子ども家庭支援センターが開設され、平成 18 年度には、非行児童等も含め対応を協議する練馬区要保護児童対策地域協議会が設置されました。今後、関係機関とのネットワークや新たな対応機関との連携強化を図りながら、課題を解決していくことが求められています。

また、10代の人工妊娠中絶、性感染症・エイズ罹患率の増大等の問題については、高校生を対象にしたアンケート調査によると、エイズ以外の性感染症を知っている割合が低くなっています。また、エイズについても、平成15年度調査よりも割合が低くなっています。知識の情報源は、学校の授業が80%を占めていましたが、性に関する情報は社会的に氾濫しており、性的な成熟に伴う身体的・心理的変化を正しく理解し、適切な予防行動ができるよう支援していくことが重要です。(図表4-18、19)



出典:(前期)練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書(平成15年度) (後期)練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書(平成20年度)

図表 4-19 予防法の情報源



出典: (前期) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書(平成15年度) (後期) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書(平成20年度)

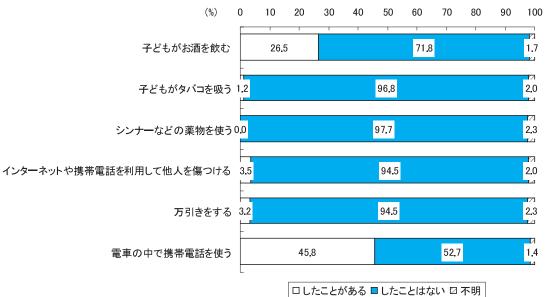
未成年者の喫煙・飲酒の経験については、それぞれ中学生で 1.2%、26.5%、高校生では 19.0%、56.3%が「経験がある」と回答がありました(図表 4-20、21)。

喫煙・飲酒の問題は、未成年が経験することの健康への影響を正しく啓発していくことが必要です。

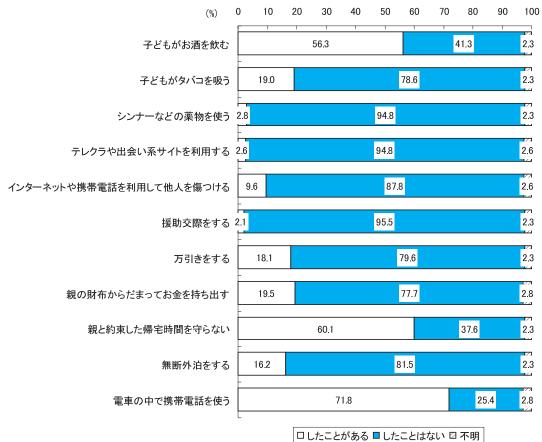
また、シンナーなどの薬物の経験については、中学生は 0.0%、高校生は 2.8%でした。薬物乱用については、薬物の心身への影響等を具体的に分かりやすく説明し、好奇心や遊びのつもりで安易に使用することがないよう指導・啓発していくことが必要です(図表 4-20、21)。

◆ お酒やタバコ等の経験

図表 4-20 中学生



図表 4-21 高校生



出典:(後期)練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書(平成20年度)

(2) 施策の方向

思春期の心の問題については、学校にスクールカウンセラーや心の相談員を配置し、子どもの健全 育成に努めます。個々の対応だけでは解決が難しい問題等には、要保護児童対策地域協議会等の場を 積極的に活用し、関係機関との連携強化を図り、課題の解決を目指します。

喫煙・飲酒・薬物乱用の問題については、学校での健康教育を推進するとともに、保健相談所は健康に関する正しい知識や望ましい態度を身に付けられるよう協力していきます。

喫煙・飲酒などの未成年者では法律で禁止されているもの、とりわけ薬物乱用については、学校だけでなく地域社会における予防啓発活動の推進に取り組みます。

これら思春期における保健対策に、学校・医療・保健・福祉等の各機関が連携して取り組んでいきます。

また、子どもたちのインターネット利用において、学校裏サイトなどによるいじめが問題となっていることから、学校における情報モラル教育や家庭でのルールづくりを推進していきます。



Ⅲ、子どもの健やかな成長を助けるため教育環境を整備します

1. 生きる力を育成する学校教育

(1) 現状と課題

社会全体の大きな変化の中で、子どもたちの教育環境も大きく変化してきました。

現在の子どもたちは、物質的な豊かさや便利さの中で生活する一方、ゆとりのない忙しい生活を送っている状況にあります。また、子どもたちは生活体験や社会体験の不足もあって、人間関係をつくる力が弱いなど、社会性の欠如が危惧されています。子どもの自立が遅くなっていることや健康・体力の問題も指摘されています。

学校教育においては、変化の激しいこれからの社会を生きるために、「生きる力」すなわち、確かな学力、豊かな人間性、健康・体力の知・徳・体をバランスよく育てることが大切です。区では、「人権教育および豊かな心を育成する教育の推進」「確かな学力の定着・向上や、体力向上および健康の保持増進を図り、主体的に学ぶ子どもを育てる教育の推進」「家庭および地域社会に開かれた学校づくりの推進」を重点課題としています。この課題を解決するため、学力向上事業、個に応じた指導の充実、国際理解教育の推進、不登校児童生徒への登校支援対策、特色ある学校づくり、移動教室や臨海学校等の校外学習など、さまざまな取組を行ってきました。

これまでの区の取組は一定の成果を上げてきたところではありますが、約 48,000 人の子どもたち一人ひとりの「生きる力」の育成を一層図るために、9 年間にわたる義務教育の充実に取り組んでいく必要があります。

(2) 施策の方向

学校は、校長のリーダーシップのもと、子どもたち一人ひとりを大切にし、個性や能力を伸ばし、子どもたちが次代を担っていけるように、生きる力の育成に取り組んでいきます。このため、学力向上事業として、少人数指導、個に応じた指導の実施などにより基礎学力の向上を図ります。また、国際理解教育や中学校生徒海外派遣事業などを推進するとともに、キャリア教育や校外学習を充実し、「生きる力」の育成に努めます。さらに、小中学校にスクールカウンセラーを配置し、児童・生徒へのカウンセリングを行うとともに、小中学校に児童生徒の相談相手としての心のふれあい相談員の配置をし、また、自宅に引きこもりがちな児童・生徒のいる家庭へのネリマフレンド(話し相手)の派遣を行うなど、児童・生徒の健全な育成に努めます。区は、各学校の現状を踏まえたそれぞれの目標の達成や、課題の解決のために最大限の支援を行います。

また、地域の人材を生かした体験学習などを実施する特色ある学校づくりの推進や、保護者や地域の方の意見を学校経営に生かす学校評議員制度の充実など、保護者や地域と連携した教育環境の整備に努め、子どもたちの生きる力をはぐくみます。

1 生きる力を育	生きる力を育成する学校教育				
	Ⅲ-1-1	学力向上事業			
計画事業	I I-1-2	少人数指導等指導方法の充実			
	Ⅲ-1-3	国際理解教育			
	Ⅲ-1-4	中学校生徒海外派遣事業			
	I I-1-5	キャリア教育			
	I I-1-6	校外授業			
	Ⅲ-1-7	個を尊重する価値観の育成			
	I I-1-8	男女平等をはじめとする人権教育の推進			
	I I-1-9	サポートチーム			
計画事業	Ⅲ-1-1 0	教育相談			
	Ⅲ-1-11	適応指導教室			
	I I-1-12	特色ある学校づくりの推進			
	Ⅲ-1-13	学校評議員制度			
	Ⅲ-1-14	学校施設整備			
計画事業	Ⅲ-1-15	小中一貫・連携教育の推進			
計画事業	I I-1-16	特別支援学級の設置			
計画事業	Ⅲ-1-17	(仮称)学校教育支援センターの整備			
計画事業	I -1-18	校舎等の耐震化の推進			
計画事業	I I-1-19	みどりと環境の学校づくりの推進			
計画事業	I -1-20	区立学校・区立幼稚園の適正配置			

(4) 計画事業

Ⅲ-1-2 少人数指導等指導方法の充実

事業の概要	担当課
児童・生徒の基礎学力の向上と個性に応じたきめ細かな指導の充実を図ります。	教育指導課
・少人数指導	
・習熟度別指導	
・ティールティーチングの実施	

対象者	事業主体	21 年度末の現況(見込み)	5 か年の事業量	26 年度末の目標値
小中学	区	少人数指導の実施		
生		小学校 54 校	11 校増	65 校
		中学校 19 校	15 校増	34 校
		ティームティーチングの実		
		施		
		小学校 7校	継続	7校
		中学校 11 校	継続	11 校

Ⅲ-1-10 教育相談

	事業の概要					
教育は	教育に関する子ども・保護者・教育関係者の相談に応じます。区民がより身近なと 総合教育					
ころで木	目談が受けら	れるよう、実施箇所数と相談	談員数を充実します。		センター	
対象者	事業主体	21 年度末の現況(見込み)	5 か年の事業量	26 年度末の目標値		
子ども、	区	3 か所	1 か所増	4	か所	
保護者、						
教育関						
係者						

Ⅲ-1-15 小中一貫・連携教育の推進

	事業の概要					
平成 2	平成 23 年 4 月に小中一貫教育校(1 校)を開校する。					
小中-	小中一貫教育校の取組と成果を、すべての小中学校に情報提供し、小中連携教育の					
推進を図	図ります。					
対象者	事業主体	21 年度末の現況(見込み)	5 か年の事業量	26 年度末の目標値		
区立小	区	小中一貫教育校の実施計画	小中一貫教育校開校(1校)	小中一貫教	育树開校	
中学校		(中間報告)の作成	小中連携教育の強化・推進	小中一貫・	連携教育の推進	
			さらなる小中一貫教育校設置	小中一貫教	育校(2校目)の検	
			の検討	討		

Ⅲ-1-16 特別支援学級の設置

	事業の概要					
知的阿	知的障害学級および情緒障害等通級指導学級を新設します。					
対象者	対象者 事業主体 21 年度末の現況(見込み) 5 か年の事業量 26 年度			26 年度末の目標値		
区立小	区	知的障害学級				
中学校		小学校 10 校	6 校増	16 校		
		中学校 8校	継続	8 校		
		情緒障害等通級指導学級				
		小学校 7校	1 校増	8 校		
		中学校 2校	2 校増	4 校		

Ⅲ-1-17 (仮称) 学校教育支援センターの整備

	事業の概要					
総合教	総合教育センターを発展的に改組し、教職員の研究・研修事業や教育相談事業など 総合教育セン					
を拡充し	ノます 。				ター	
対象者	事業主体	21 年度末の現況(見込み)	5 か年の事業量	26 年度	末の目標値	
子ども、	区	基本コンセプト	運営・整備	(仮称) 🔄	学校教育支援セ	
保護者、	保護者、計画を策定 ンターの整備・運営					
教育関						
係者						

Ⅲ-1-18 校舎等の耐震化の推進

	事業の概要					
学校校	学校校舎・体育館の耐震補強工事を実施し、23年度までに全ての校舎・体育館を Is 施設課					
値 0.7以	以上とします	0				
対象者	事業主体	21 年度末の現況(見込み)	5 か年の事業量	26 年度	まの目標値	
区立小	区	耐震化率:81.8%	耐震補強設計 17 校	耐震化	比率:100%	
中学校			耐震補強工事 44 校			

Ⅲ-1-19 みどりと環境の学校づくりの推進

	事業の概要					
校庭為	校庭芝生化、屋上緑化およびみどりのカーテン等緑化工事を実施します。					
対象者	事業主体	21 年度末の現況(見込み)	5 か年の事業量	26 年度	末の目標値	
区立小	区	校庭芝生化 28 校	35 校増		63 校	
中学校		屋上緑化 9校	5 校増		14 校	
		みどりのカーテン等				
		48 校	25 校増		73 校	

Ⅲ-1-20 区立学校・区立幼稚園の適正配置

	担当課						
「第-	「第一次実施計画」に基づき、平成22年4月に4校の統合新校(光が丘地区)を開 新しい学校						
校します。また、「第二次実施計画」を策定し、区立学校・区立幼稚園の適正配置を推 づくり担当課							
進します	۲.						
対象者	事業主体	21 年度末の現況(見込み)	5 か年の事業量 26 年度		末の目標値		
区立幼	区	4 統合準備会の運営	統合新校の開校 4校	統合新校の	開校 4 校		
稚園			「第二次実施計画」の策定	「第二次実	施計画」の策定		
区立小			「第二次実施計画」に基づ	「第二次実	[施計画] に基づ		
中学校			く適正配置の推進	く適正配置	の推進		

2. 家庭教育への支援の充実

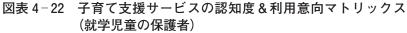
(1) 現状と課題

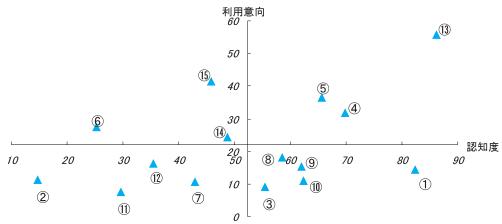
子どもをめぐる状況や教育環境の変化が著しい現在、家庭教育について不安があることを訴える保護者が多くなっています。子どもたちの健全な成長・発達のためには、家庭教育の充実が求められます。練馬区でも、教育委員会の基本方針の一つに、「家庭教育の支援と子どもたちの健全育成の推進」を掲げています。

また、「子育て学習講座」は、PTA や地域で活動する生涯学習団体などが教育委員会から企画・運営の委託を受け、家庭や地域における子どもの教育について学習する機会を広く区民に提供するものです。平成 20 年度の実績では、区内の公共施設等 40 か所で延 86 回の講座を実施し延べ 2,737 人が参加するなど、区民が主体となって子どもの教育について学習する有効な機会となっています。

さらに、総合教育センターにおいても、家庭教育に関する保護者対象の講演会と不登校の子どもを 持つ保護者対象の講演会を行うなどの支援をしています。

しかし、小学生児童のいる家庭を対象としたアンケート調査によれば、「総合教育センターの情報・相談サービス」の認知度は、他の事業に比べて高いとは言えません。ただし、これらを利用してみたいとする区民の割合は、認知度が高い「区が主催する母親学級、両親学級、育児教室」より高くなっています(図表 4-22)。このようなことから、区民主体で進める家庭教育に関する学習活動支援の継続とともに、事業の認知度を高める効果的な周知活動が必要です。





- ①区主催の母親学級、両親学級
- ②母性健康管理指導事項連絡カード
- ③保健相談所のこんにちは赤ちゃん事業
- ④保健所、保健相談所の情報・相談サービス
- ⑤家庭教育に関する学級・講座
- ⑥総合教育センターの情報・相談サービス
- ⑦幼稚園の未就園児保育
- ⑧幼稚園の預り保育

- ⑨保育園や幼稚園の園庭等の開放・地域交流等
- ⑩子育てのひろば「ぴよぴよ」、「にこにこ」等
- ⑪一時預かり
- ⑫病後児保育
- ③児童館・学童クラブ・地区区民館等の児童室
- (4)子ども家庭支援センター
- ⑤区の子育で情報に関するホームページ

出典:(後期)練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書(平成20年度)

(2) 施策の方向

すべての保護者が家庭教育の担い手としての責任と自信を持ち、生き生きと子育てに取り組むことができるよう、今後とも「子育て学習講座」等、家庭教育に関する学習機会の提供を引き続き充実させるとともに、区のホームページを活用するなど、これらの事業についての周知活動に努めます。また、事業の実施にあたっては、関連する部局との連携も図ります。

(3) 施策の体系



(4) 計画事業

Ⅲ-2-2 子育て学習講座

		事業の概要	Ę		担当課	
子育で	子育て学習のほか、家庭教育支援となる講座を提供します。特に、これまでの子育					
てを中心	てを中心とした講座(21 年度 80 講座)に加えて、親育ちといった視点を取り入れた					
学習会を	区がパイロ	ット的に実施し、地域の団	体に広めていくなど、親力を	を高める事		
業を推進	重していきま	す。また、男親が参加できん	るよう、講座内容の充実を図	引ります。		
対象者	事業主体	21 年度末の現況(見込み)	5 か年の事業量	26 年度	まの目標値	
保護者	PTAなど	子育て学習講座				
等	地域団体	80 講座	5 講座減		75 講座	
	親育ち講座					
		1講座	4 講座増		5 講座	

3. 地域の教育力の向上

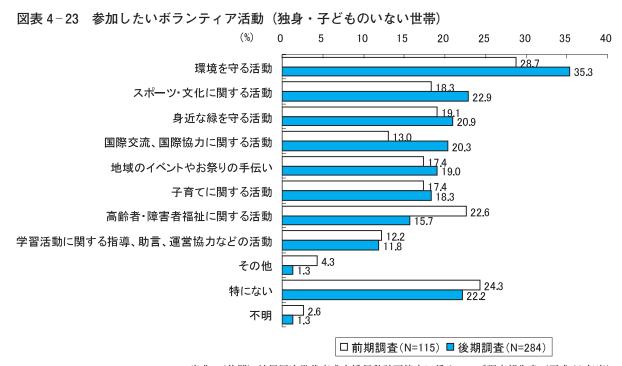
(1) 現状と課題

子どもの時期は、人格の基礎を形成する大事な時期です。学校、家庭だけでなく、地域の大人も子どもたちを支援することが必要です。子どもたちの「生きる力」をはぐくむためには、学校、家庭と連携したボランティア活動等の拡充により、地域の教育力を高める必要があります。

青少年委員や青少年育成地区委員会は、学校と連携しながら、地域の青少年の自主的な活動の支援 や余暇活動の充実、高齢者や保育園児との交流など、青少年の育成指導に成果を発揮しています。

また、地域によっては、小学校や中学校の保護者が中心となって、「親父(おやじ)の会」を結成して、地域の子どもに関わっていく活動を行っています。

独身および子どものいない世帯のアンケート結果(平成 20 年度調査)では、『参加したいボランティア活動』として、「環境を守る活動」をトップに、多くの区民の方がボランティア活動に関心を持っていることが分かります。また、特に、「環境を守る活動」は、平成 15 年度調査よりも高い割合となっています(図表 4-23)。



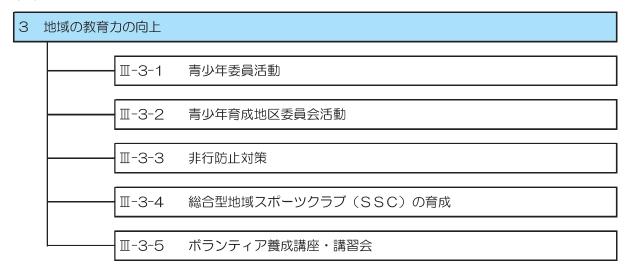
出典:(後期) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書(平成 20 年度)

このようなことから、今後、「環境を守る活動」を始めとして、子どもや地域の大人だれもが参加 しやすいボランティア活動を拡充し、多くの区民の参加が得られるようにすることが必要です。この ような活動の中で、子どもたちの「生きる力」をはぐくむと同時に、地域の教育力の向上が期待され ます。

(2) 施策の方向

青少年委員や青少年育成地区委員会の活動の充実に努め、子どもの健全育成を進めます。また、学校応援団事業やねりま遊遊スクール事業など区民主体による子どもの居場所づくりの支援を行うとともに、総合型地域スポーツクラブ(SSC)の育成やこどもエコクラブ事業など、さまざまな体験機会の提供により、地域の教育力の向上に努めます。

地域の教育力を向上させる施策については、地域の主体的な活動に負う部分が多くあります。今後も地域のさまざまな団体や個人の協力を得ながら、地域の教育力の向上に努めます。



4. 幼児教育の充実

(1) 現状と課題

幼児期は人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期です。そのため、地域社会の中で家庭と幼稚園等が十分な連携を図り、幼児一人ひとりの望ましい発達を促していく教育環境を整備していくことが必要です。

特に近年の少子化など、子どもや親を取り巻く環境は大きく変わり、学校教育の出発点としての幼児教育の果たす役割はますます重要になっています。また、幼稚園教育から小学校教育への円滑な移行のための連携も求められています。

このような状況の中で、区立幼稚園 5 園、区内私立幼稚園 42 園においては、幼児教育の充実に努めるとともに、幼稚園機能を活用して地域における子育てを支援しています。

さらに、区立幼稚園全園で、身の回りのことがおおむね自分でできる程度の比較的軽い障害のある 幼児を若干名受け入れるとともに、私立幼稚園で障害児保育を行う園に対して区が保育委託を行って います。

今後も、幼児教育の充実に向けて、認定こども園等の幼保一元化の取組をはじめ、社会環境の変化 に伴う多様なニーズに対応した幼稚園機能の拡充を進めるとともに、幼稚園教育の水準の維持向上を 図ることが必要です。

また、区内の3歳児から5歳児の全幼児16,900人(平成21年5月1日現在)のうち、60.5%が私立幼稚園に通園しており、私立幼稚園は当区の幼児教育において大きな役割を果たしています。

区では保護者の負担を軽減するため、私立幼稚園等に通園させている園児の保護者に、入園料・保育料の助成を行っています。また、教育の振興を目的として住民税一定限度額以下の世帯を対象に、 入園料および保育料の減免補助を行っています。

その他、私立幼稚園に対して、経常的経費の一部助成をはじめ、施設整備資金に対する利子補給なども実施しています。

今後も幼稚園教育の就園環境を整備するため、区立幼稚園と私立幼稚園の格差是正に配慮しなが ら、適切な補助を行っていく必要があります。

(2) 施策の方向

多様化している保護者と地域のニーズに応え、幼稚園教育の充実に努めます。

このため、幼稚園教員の資質向上や施設整備の充実、教育環境の整備等の推進を目的として、私立 幼稚園等に対して経費の一部を助成します。

また、区立幼稚園児の保護者の負担と私立幼稚園等園児の保護者の負担の均衡を図り、適切な補助を行って、幼児の就園を奨励します。

障害のある幼児の受入れについては、学校教育では、特別支援学校の幼稚部がありますが、幼稚園は比較的軽い障害の幼児を中心に受け入れることが期待されています。

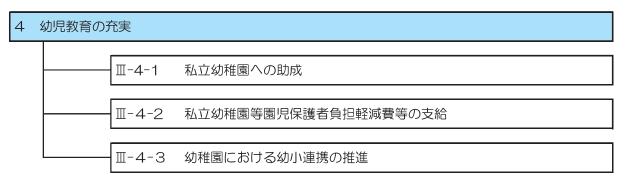
多様な幼児の集団の中で、障害に配慮しつつ、幼児の全体的な発達を促していくため、引き続き全 区立幼稚園において障害児の受入れを行うとともに、あわせて、私立幼稚園での受入れも支援してい

きます。

また、幼稚園機能を弾力的に運用し、子育て相談の実施や園舎・園庭の地域開放、園行事等を通じて、未就園児やその保護者等への子育て支援を行うなど、地域に開かれた幼稚園づくりを進めます。

就学前の幼児教育の重要性が増しています。そこで、幼稚園と小学校との連携については、幼児の発達と学びは連続していることから、幼児の健やかな成長を促すため、小学校以降の生活や学習基盤の育成につながることに配慮した幼小連携事業実施の拡大を目指します。

幼稚園と保育所との連携については、認定こども園等をすでに実施している幼稚園とも情報の交換をしながら、今後も取り組んでいきます。



Ⅳ. 子どもと子育て家庭を応援するまちづくりを進めます

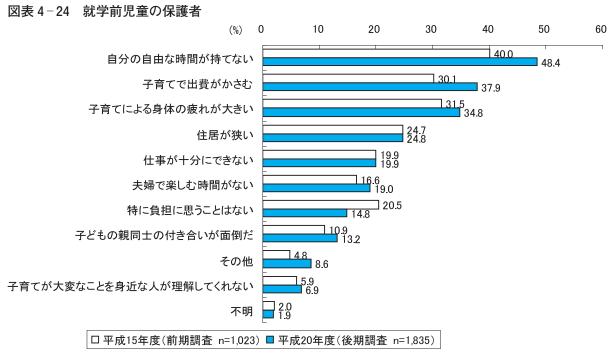
1. 居住環境の整備と子育てバリアフリーのまちづくり

(1) 現状と課題

居住環境は、子どもの健全な成長に大きな影響を与えるものであり、良好な居住環境の確保が求められています。また、子ども連れでも安心して外出できる環境の整備や、子どもの視点も含めたバリアフリーのまちづくり、ユニバーサルデザインといった発想が、まちづくりには求められています。

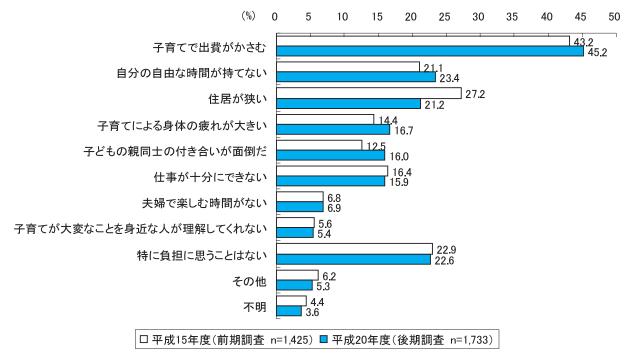
アンケート調査結果(平成 20 年度調査)によれば、子育てをするうえで特に負担を感じていることとして、「住居が狭い」が、就学前児童のいる家庭では、24.8%で 10 項目中 4 番目(平成 15 年度調査:10 項目中 4 番目)、小学校児童のいる家庭では、21.2% で 10 項目中 3 番目(平成 15 年度調査:10 項目中 2 番目)となっており、子育て世帯にとって住居の問題は、特に負担を感じる原因となっていることが分かります。(図表 4-24、25)

◆ 子育てをするうえで特に負担を感じていること、悩んでいること



出典:(前期)練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書(平成15年度) (後期)練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書(平成20年度)

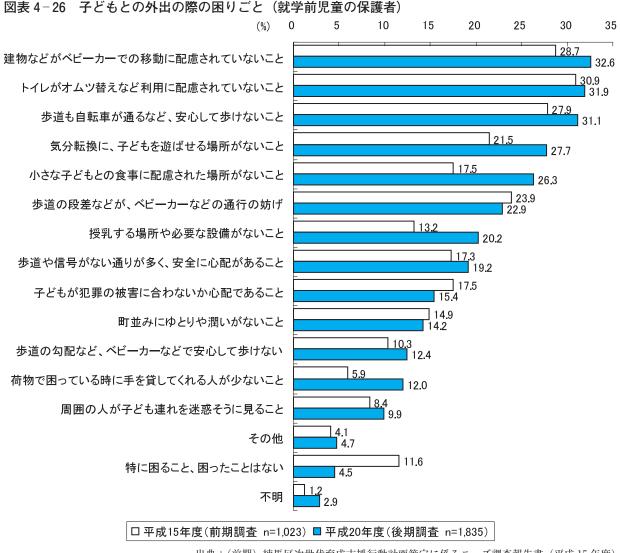
図表 4-25 就学児童の保護者



出典:(前期)練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書(平成15年度) (後期)練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書(平成20年度)

離婚の増加により、ひとり親世帯が増えています。ひとり親世帯数は、平成7年から平成17年の変化をみてみると、父子世帯数は、460世帯から345世帯へ減少しています。一方、母子世帯数は、この10年間で2,707世帯から2,815世帯と増えています。一般的には、母子世帯は経済的基盤が不安定であるといわれており、住宅面での配慮を検討する必要があります。

バリアフリーのまちづくりに関しては、就学前児童のいる家庭に対するアンケートでは、『子どもと外出する際の困りごと』として、「建物などがベビーカーでの移動に配慮されていないこと」(32.6%)、「トイレがオムツ替えなど利用に配慮されていないこと」(31.9%)、「歩道も自転車が通るなど、安心して歩けないこと」(31.1%)、「歩道の段差などが、ベビーカーなどの通行の妨げ」(22.9%)といった施設整備の改善の必要性が指摘されています。また、「歩道の段差などが、ベビーカーなどの通行の妨げ」以外の上記の項目では、平成15年度調査よりも平成20年度調査の方が割合が高くなっています。さらに、「周囲の人が子ども連れを迷惑そうに見ること」(9.9%)、「荷物で困っている時に手を貸してくれる人が少ないこと」(12.0%)との指摘もあり、子育てを支援するバリアフリーのまちづくりでは、ハード面での整備だけではなく、子育て家庭を応援する気持ちを育てるソフト面からの支援も必要です。(図表4-26)



出典: (前期) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書(平成15年度) (後期) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書(平成20年度)

(2) 施策の方向

居住環境の整備については、区では、低所得者層の居住環境の確保を図るため、東京都から都営住宅の移管を受けて、区営住宅の整備をすすめ、平成21年度現在、管理戸数は793戸となっています。

平成 17 年度からは、ひとり親世帯や若年ファミリー世帯などを対象とした区営住宅の募集にあたって、独自枠の導入や一定の要件を満たした場合の優遇措置の適用などを実施しています。また、公営住宅という性格から公平性や機会の均等を図るため、若年ファミリー世帯の定期使用(最高 10年)については、引き続き全体のバランスを考慮しながら確保していきます。区内には区営住宅以外にも多くの公営住宅があることから、募集情報などの情報提供を丁寧に行い、住宅に関する子育て家庭への支援の充実に努めます。

練馬区福祉のまちづくり推進条例(平成22年度施行)に基づき、福祉のまちづくりを進めます。 公共施設については、同条例によりユニバーサルデザインの考え方に立って整備を進めます。

駅舎については、引き続きバリアフリー法に基づいて鉄道事業者が実施する駅舎のバリアフリー化

工事に対する助成を行います。また、同条例に基づき、鉄道駅および駅周辺のユニバーサルデザインを促進します。道路の段差改良や歩道の設置、公園内に子ども連れでも利用できる「だれでもトイレ」の設置を引き続き進めていきます。

しかし、既存の施設等については、物理的スペースがないことや整備に要する経費などの課題も多く、今後、整備が可能な施設等からバリアフリー化を進めていきます。

福祉のまちづくりは、区のさまざまな施策と関連する課題であり、区民の理解や参加が不可欠であることから、平成 17 年度に「福祉のまちづくり総合計画」を、区民参加により策定しました。この「福祉のまちづくり総合計画」の推進においては、障害者や高齢者の視点だけではなく、子育て家庭の視点も加えて評価を行い、安全で快適な生活環境の整備に努めています。



(4) 計画事業

№-1-4 鉄道駅および駅周辺のユニバーサルデザインの促進

		事業の概要	년 단		担当課	
だれも	が安全で快	適に暮らせ、社会参加でき	る環境を創出するため、バリ	ノアフリー	交通企画課	
法の目標	法の目標年である平成 22 年までに、区内にある 21 のすべての駅のバリアフリー化の					
完了に向	可けて、鉄道	事業者が実施する駅のエレ	ベーターなどのバリアフリ-	-施設の整		
備に対し	して補助を実	施します。また、区内の鉄	道駅施設におけるバリアフリ	ノーの状況		
を確認す	トるとともに	課題を抽出し、さらなる設備	備の充実を図ります。			
このほ	まか、駅周辺	や「だれでもトイレ」の設	置などについても、ユニバ-	ーサルデザ		
インの考	きえ方に立っ	て、施設を整備します。				
対象者	事業主体	21 年度末の現況(見込み)	5 か年の事業量	26 年度	末の目標値	
子ども、	鉄道事業	事業完了駅 18 駅	3 駅増 (江古田、氷川		21 駅	
子育て	者		台、石神井公園(本設))			
家庭	家庭					
			さらなるバリアフリー施	さらなるノ	ベリアフリー施	
			設の充実	設の充実		

№-1-5 歩道のバリアフリー化

		事業の概要	<u> </u>		担当課			
安心で	安心で快適な歩行者空間を確保するとともに魅力あるまち並みを形成するため歩行							
者横断部	者横断部を改良し、また電線類を地中化します。							
対象者	事業主体	21 年度末の現況(見込み)	21 年度末の現況(見込み) 5 か年の事業量 26 年度末の					
子ども、	区	步行者横断部改良工事箇						
子育て		所 184 か所	100 か所		284 か所			
家庭		電線類地中化事業	電線類地中化事業					
		6 か所完成	6 か所整備	12	か所完成			

№-1-6 公園へのだれでもトイレの設置

	事業の概要								
安心して外出できる環境整備の一環として、公園新設および大規模改修時に、障害 公園緑地課									
者や子と	者や子ども連れでも利用できる「だれでもトイレ」を設置するとともに、バリアフリ								
一化を進	一化を進めます。								
対象者	事業主体	21 年度末の現況(見込み)	5 か年の事業量	26 年度	末の目標値				
子ども、	区	25 か所	10 か所増	35 か所					
子育て									
家庭									

2. 安全・安心のまちづくり

(1) 現状と課題

交通安全の確保は区民共通の願いです。区は、交通事故のない安全で安心して暮らせるまちの実現のために、平成10年12月に「交通安全都市練馬区宣言」を行いました。区では、区民と協力して交通事故防止のために道路環境を整備するとともに、交通安全思想の普及・啓発に努めています。

子どもの交通事故はやや減少しましたが、まだ高い水準にあります。中学生以下の子どもの交通事故は、平成 19 年には発生件数が 247 件、負傷者数も 291 人となっています。(図表 4-27)

図表 4-27 子どもの交通事故発生状況

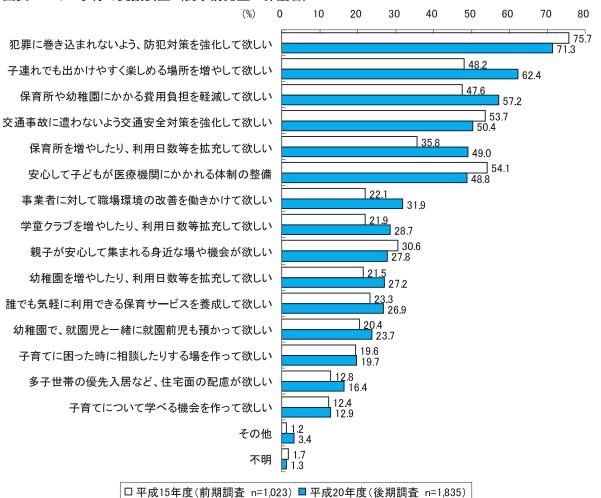
年および	発生件数				死者数				負傷者数			
警察署	計	幼児	小学生	中学生	計	幼児	小学生	中学生	計	幼児	小学生	中学生
平成 15	314	40	207	67	0	0	0	0	362	90	210	62
16	328	42	220	66	0	0	0	0	404	111	229	64
17	316	45	207	64	1	0	1	0	373	87	216	70
18	274	26	184	64	0	0	0	0	329	68	196	65
19	247	24	169	54	1	0	1	0	291	69	171	51
練馬警察署	65	7	42	16	0	0	0	0	66	10	40	16
光が丘警察署	65	6	47	12	1	0	1	0	90	29	49	12
石神井警察署	117	11	80	26	0	0	0	0	135	30	82	23

出典:「練馬区統計書」(平成20年版)

(注)件数は、子どもが第一・第二当事者となった事故件数で、死傷者数は、車両同乗者等を含む全被害者数を計上した。 練馬警察署、光が丘警察署、石神井警察署の取扱い件数であるため、区内の発生件数とは一致しない。

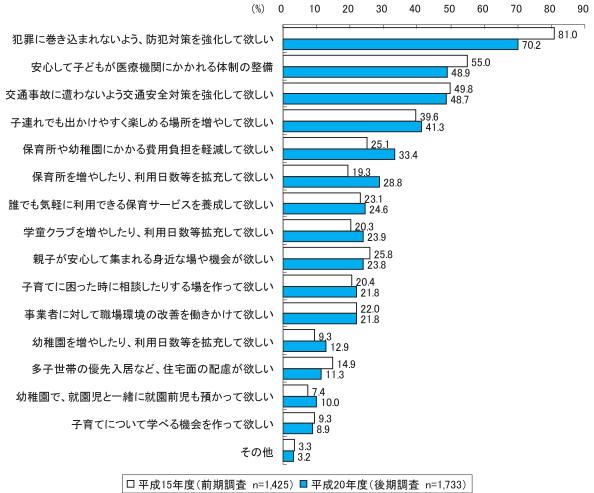
交通安全の願いは、アンケート結果にも表れています。『子育て支援施策でどこに力を入れていくといいか』については、就学前児童のいる家庭では、「交通事故に遭わないよう交通安全対策を強化して欲しい」が50.4%で第4位(平成15年度調査:第3位)でした。小学生のいる家庭でも、48.7%で第3位(平成15年度調査:第3位)でした。警察や関係機関と連携を図りながら、今後も引き続き交通安全思想の普及・啓発などを粘り強く推進する必要があります。(図表4-28、29)

図表 4-28 子育で支援要望(就学前児童の保護者)



出典: (前期) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書(平成15年度) (後期) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書(平成20年度)





出典: (前期) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書(平成15年度) (後期) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書(平成20年度)

また、アンケートによると、『子育て支援施策でどこに力を入れていくといいか』については、就学前児童のいる家庭、小学生のいる家庭ともに、「犯罪に巻き込まれないよう、防犯対策を強化して欲しい」が平成 15 年度調査と同様に第 1 位でした。特に、就学前児童のいる家庭では、71.3%と非常に高い数値となっており、保護者が子どもの安全に強い関心を持っていることが裏付けられています。(図表 4-28、29)

このような状況の中で、区はセーフティ教室や児童・生徒の地域における緊急避難所の設置、全ての児童・生徒を対象にした防犯ブザーの配布などにより子どもの安全の確保に努めています。

その他に、防犯カメラの設置助成、地域住民によるパトロール活動の支援に必要な物品の供与や安全・安心パトロールカーの貸し出しなど様々な施策により、地域の防犯力向上に努めています。

さらに、安全・安心パトロールカーによる 24 時間パトロールの実施、安全・安心メールによる犯罪情報、防犯・防火情報・防災に役立つ情報などの配信を通じて、区民が安全で安心して暮らせる地域づくりを進めています。

未来ある子どもたちの安全を確保することは、区はもちろんのこと、社会をあげて取り組むべき重要課題です。子どもたちを安全に健やかにはぐくむために、これまで以上に地域住民の自主的活動と

それに対する支援が重要になってきています。

(2) 施策の方向

子どもたちを安全に健やかにはぐくむためには、保護者はもちろんのこと、学校、地域社会、行政が連携して子どもたちを守らなければなりません。そして、子ども自身には、「自分の命は自分が守る」ことを、教えていかなくてはなりません。

子どもたちの交通安全のために、学校で行われる交通安全教育の充実を図るとともに、警察や関係機関と連携を図りながら、今後も引き続き交通安全思想の普及・啓発に努めます。また、子どもの自転車による交通事故を未然に防ぐため、「自転車運転免許制度」を推進しています。

安全・安心のまちづくりを進め、犯罪から子どもたちを守るために、保護者、地域住民などと連携しながら、「地域の子どもは地域で守る」ことを目指して、地域の自主的な防犯活動の支援や、協力者・協力団体の育成に努めます。また、通信技術を利用して子どもを見守る新たな仕組みについて研究していきます。

さらに、青少年の健全な育成のために、情報モラルの向上や家庭でのルール作りを推進します。特に、有害情報に対しては、子どもたちだけでなく、大人自身もインターネットなどのメディア特性を理解し、正しい判断力をはぐくむことを目的とした講座を実施します。



	W-2-8	児童館、保育所等の危機管理マニュアルの作成等
	W-2-9	
	17 2 3	
	№-2-10	セーフティ教室
計画事業	W-2-11	
	10-2-11	元里・土1位の地域に 3017 公系心断無例の改直
	W-2-12	防犯設備設置に係る助成
	W-2-13	防犯用品・防犯機器の普及促進
	W-2-14	雑誌自動販売機等実態調査
計画事業		
	W-2-15	子ども安全学習講座
計画事業	W-2-16	地域防犯防火連携組織の確立
計型車業		
計画事業	IV-2-17	情報教育推進事業
	W-2-18	情報通信システムを活用した防犯システムの研究
	1 2 10	

(4) 計画事業

№-2-2 自転車運転免許制度

		事業の概要	<u> </u>		担当課				
実技指	実技指導と筆記試験により、子どもに自転車運転のルール・マナーを教え、自転車 交通安全課								
に関する	に関する正しい知識を身につけた子どもに、自転車安全運転カードを発行します。子								
どもに自	どもに自覚を持たせることにより、自転車による交通事故の防止に努めます。未実施								
校への周	校への周知と理解を求め、より多くの児童を対象に事業を実施していきます。								
対象者	事業主体	21 年度末の現況(見込み)	5 か年の事業量	26 年度	末の目標値				
区立小	区	「自転車安全運転カード」	各年度において、「自転車	「自転車安	全運転カード」				
学校3年		発行数安全運転カード」を、発行数							
生以上		一年間で 5,000 枚	6,000人に発行する。	一年間で	6,000枚				

№-2-6 地域パトロール体制の充実

		事業の概要	5		担当課				
地域0	爰や、防犯	安全・安心担							
設備整備	当課								
す。									
地域0	地域の住民組織による防犯活動の取組が困難な部分について、安全・安心パトロー								
ルカーの	D効率的な運	用や区関係部署、区内各警	察署・消防署との連携を図 ^し	りながら防					
犯防火事業を実施します。									
対象者	対象者 事業主体 21 年度末の現況(見込み) 5 か年の事業量 26 年度末の目標値								
区民	保護者、	24 時間巡回パトロールの		24 時間巡[回パトロールの				

対象者	事業主体	21 年度末の現況(見込み)	5 か年の事業量	26 年度末の目標値
区民	保護者、	24 時間巡回パトロールの		24 時間巡回パトロールの
	地域住民、	実施		実施
	区	小学校周辺パトロール		小学校周辺パトロール
		夜間巡回パトロール		夜間巡回パトロール
		パトロールカー貸出		
		450 回	150 回増	600 回
		パトロール用品支給		
		290 団体	110 団体増	400 団体
		パトロール協定団体		
		8 団体	4 団体増	12 団体

№-2-11 児童・生徒の地域における緊急避難所の設置

		事業の概要	포 -		担当課					
主に通	主に通学路等で、児童・生徒が犯罪に巻き込まれそうになった時、助けを求め「駆 青少年課									
け込むこ	け込むことのできる」場所を、区民の協力を得て確保し、犯罪発生を抑止します。									
引き約	引き続き、すべての小学校学区域により多くの緊急避難所が設置できるように、地									
域の実施	を団体へ働き かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かん	かけていきます。								
対象者	事業主体	21 年度末の現況(見込み)	5 か年の事業量	26 年度末の目標値						
小学生	小学校学	ひまわり 110番 56 校	13 校増	65 校						
	区域区民、	ひまわり 110 番とこども	ひまわり 110 番表示板の無							
	区	110番 (カンガル―110番)	料配布およびひまわり 110							
		の併用 6 校	番統一に向けた実施団体へ							
		こども 110 番(カンガルー								
	110番) 6校									
		独自の表示板 1 校								

Ⅳ-2-15 子ども安全学習講座

		事業の概要	Ę		担当課					
子ども	が安全にか	つ安心して生活するために	、子ども自身が考え行動でる	きるような	生涯学習課					
実践的な	は内容の講座	や、地域での取り組みを推	進していくような講座を、『	川き続き実						
施していきます。										
対象者	対象者 事業主体 21 年度末の現況(見込み) 5 か年の事業量 26 年度末の目標値									
幼児以上	区、PTA	15 講座		15 講座						
の子ど	やNPO		内容および実施方法を見	見 本講座のうち、地域課題						
も、親子	などの地		直していく。	く。 に対応した講座を区が企						
または子	域団体			画して実施	立する。					
どもとそ										
の保護										
者、子ど										
もたちの										
安全につ										
いて関心										
のある大										
1										

№-2-16 地域防犯防火連携組織の確立

	事業の概要								
小学校区を基本単位としながら、地域の実情に応じた範囲を組織の単位として、地域									
団体、図	団体、区、学校、警察など関係機関の連携を進めていきます。 担当課								
連携網	連携組織については、新たに組織を構築する他、防犯、防火などですでに連携が見ら								
れている	る地域では、	既存組織の強化による組織構	構築を進めます。						
対象者	事業主体	21 年度末の現況 (見込み)	5 か年の事業量	26 年度末	の目標値				
区民	区	地域防犯防火連携組織設							
		置数 8 地区	57 地区		65 地区				

№-2-17 情報教育推進事業

		事	事業の概要			担当課			
子ども	にとって有	害な情報の実際を	学ぶととき	もに、大人として地域とし	て取り組む	生涯学習課			
ことので	ことのできる予防(子どもにパソコンや携帯電話を買い与える際に注意すべきことな								
ど) や対	ど)や対策について考えます。また、学校裏サイトにおけるいじめなどの実態をとお								
して、イ	インターネッ	トと人権侵害につ	いても考え	える機会とします。					
今後も	5、区内全小	中学校で実施して	いる「情報	級モラル講習会」と連携し	て実施して				
いくほか	い、情報を読	み取る力を身につ	け悪意のな	ある情報から自らの身を守	れるよう、				
情報リラ	テラシー教育	を展開していきま	す。						
対象者	事業主体	21 年度末の現況	(見込み)	5 か年の事業量	26 年度	末の目標値			
子ども、	区	情報教育講演会	5 回	情報教育講演会 3 回減	情報教育講	演会 2回			
保護者				情報教育家庭NIE	情報教育家	:庭NIE			
				1講座		1講座			
	情報教育中学生のため「情報教育中学生のための								
				の番組制作 1講座	番組制作	1講座			

V. 支援が必要な子どもと子育て家庭を応援します

1. 児童虐待防止対策の充実

(1) 現状と課題

児童虐待は、子どもの人権を尊重し、子どもの健やかな成長を保障しようとする児童憲章、児童福祉法および「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」の根幹に関わるものであり、その防止は社会全体で取り組むべき重要な課題です。

練馬区における虐待相談件数は、平成 20 年度は 374 件であり、平成 17 年度の 275 件から、年々増加しています。これらに対応するためにも、児童虐待防止対策を充実する必要があります。

区と都における児童虐待への対応については、住民に身近な区において虐待の未然防止・早期発見を中心に取り組み、東京都児童相談センターは、専門的知識および技術を要するケースへの対応や、区の後方支援を中心に担当して、相互に連携を取りあっています。

練馬区は、児童の虐待防止等に関する法律(平成 12 年制定)の施行以来、積極的に児童虐待防止 体制の整備を進めてきました。平成 18 年度には、これまで設けていた練馬区児童虐待防止協議会を、 児童福祉法に基づく要保護児童対策地域協議会に移行し、学校、保育所等を含めた区の関係機関、民生児童委員協議会、人権擁護委員、私立幼稚園協会、私立保育園協会、医師会、歯科医師会、児童相談所、警察署などの幅広い関係機関が連携を図っています。また、要保護児童対策地域協議会の調整機関として子ども家庭支援センターを指定しています。協議会では、児童虐待の予防、早期発見、問題解決のための援助を目的として、「児童虐待防止マニュアル」を平成 15 年度に作成し、平成 20 年度に改訂を行いました。現在、各関係機関は、マニュアルに基づき虐待防止対策に取り組んでいますが、関係機関の主体的な取組と効果的な連携をより一層強化する必要があります。

また、子どもの人権尊重および児童虐待防止の啓発を、関係機関や区民を対象に、重点的に実施する必要があります。

そのためには、児童虐待防止の中核的機関である子ども家庭支援センターの機能の充実を図る必要があります。

(2) 施策の方向

児童虐待に関する通報・相談窓口として、子ども家庭支援センターを区内5か所に設置していきます。併せて区では、区民がいつでも身近なところで気軽に相談でき、適切な対応ができるように、保健相談所・総合福祉事務所・総合教育センターなどの相談窓口を設けています。また、子どもと家庭の最も身近な地域で、児童虐待を予防、早期発見し、援助機能を十分に発揮するために、要保護児童対策地域協議会が設ける地域子ども家庭支援ネットワーク会議を、4総合福祉事務所の地域に対応して4地域に設けており、児童虐待の情報の交換や児童虐待対応の連携強化を図っています。

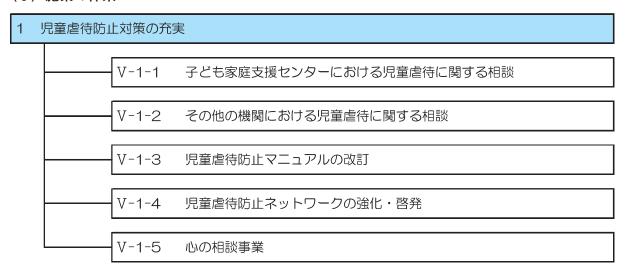
関係機関がそれぞれの役割を充分に果たし、連携して子どもと家庭の抱える困難な問題を解決していくためには、マニュアルの整備が必要です。子ども家庭支援センターは「児童虐待防止マニュアル」の改訂を進めます。

なお、児童虐待に関する継続的な対応については、練馬子ども家庭支援センターに機能を集中する とともに、地域の関係者などがネットワークを形成して適切に援助していくことができるように、各 子ども家庭支援センターが支援します。

さらに、保護者から受ける相談について、深刻な悩みには、心の相談事業の参加を案内し、母親同士のグループミーティングを通じて考え、話しあうことで参加者自身の「育てる力」の向上と、虐待予防を図ります。

また、区全域や各地域などで機会を捉えて子どもの人権尊重および児童虐待防止の啓発を区民および関係機関を対象に実施します。

(3) 施策の体系



【トピック】

児童虐待防止ネットワーク

児童虐待の防止と、早期発見を行うためには、関係機関が連携し、必要な情報の交換を行うと ともに、児童およびその保護者等を支援していくためのネットワークを構築する必要がありま す。

練馬区においては、児童福祉法に基づく要保護児童対策地域協議会を設置し、子ども家庭支援 センターが、その調整機関となっています。

代表者会議、実務者会議、地域子ども家庭支援ネットワーク会議、個別ネットワーク会議の4種類の会議を開催し、要保護児童の適切な保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容(支援にあたっての援助方針、具体的な方法および時期、各機関の役割分担など)に関する協議を行っています。

2. ひとり親家庭の自立の支援

(1) 現状と課題

国勢調査によると、練馬区内の母子家庭は平成7年と平成17年の比較で約100世帯増加し、6歳未満の子どものいる世帯も約50世帯増加しています。父子家庭では、平成7年と平成17年の比較で世帯数、6歳未満の子どものいる世帯数ともに減少しています。(図表4-30、31)

図表 4-30 ひとり親家庭の状況―母子家庭の状況

		母子	世帯数(世帯)		母子世帯人員(人)					1世帯あた
年	総数	子どもが 1 人	子どもが 2 人	子どもが 3 人以上	(再掲) 6歳未満の 子どものい る世帯	総数	子どもが 1 人	子どもが 2 人	_	(再掲) 6歳未満の 子どものい る世帯	り子どもの 数 (人)
平成 2	2,544	1,350	954	240	344	6,544	2,700	2,862	982	914	1.6
7	2,707	1,512	955	240	495	6,874	3,024	2,865	985	1,276	1.5
12	3,298	1,784	1,178	336	708	8,520	3,568	3,534	1,418	1,928	1.6
17	2,815	1,476	1,039	300	541	7,349	2,952	3,117	1,280	1,507	1.6

国勢調査 各年10月1日

図表 4-31 ひとり親家庭の状況─父子家庭の状況

	父子世帯数(世帯)					父子世帯人員(人)					1 世帯あた
年	総数	子どもが 1 人	子どもが 2 人	子どもが 3 人以上		総数	子どもが 1 人	子どもが 2 人	子どもが 3 人以上	(再掲) 6歳未満の 子どもの いる世帯	り子どもの 数 (人)
平成 2	474	268	161	45	24	1,204	536	483	185	71	1.5
7	460	263	155	42	46	1,163	526	465	172	122	1.5
12	434	239	152	43	54	1,110	478	456	176	145	1.6
17	345	207	110	28	33	862	414	330	118	94	1.5

国勢調査 各年10月1日

ひとり親家庭は、母親や父親がひとりで「生活の維持」「仕事と家事・育児の両立」など多くの問題を抱え込むことになり、非常に不安定な状態におかれがちです。特に、母子家庭では、母親が、子育てと生計の担い手という二重の役割を一人で担うことになった直後からその生活は大きく変化し、住居、収入、子どもの養育等の面でさまざまな困難に直面することになります。その多くは課題が複雑に重なり合っており、総合的に支援する必要があります。

その他、精神面で支えを必要としている場合や養育能力や生活能力が欠けている場合において、適切な援助を行うなど、生活について幅広く支援する仕組みや、個々の世帯が抱える問題に対し、相互に支えあう仕組みを活用することなどが求められており、きめ細かな施策を展開することが重要です。

母子家庭については、子育てをしながら母親が収入面、雇用条件面等でより良い職業に就き、経済的に自立できることが、母親本人にとっても子どもの成長にとっても重要なことであり、就労支援施策を推進する必要があります。父子家庭については、仕事と家事・育児の両立で困難に陥っている例が多く、家事援助などの生活支援が必要です。

区では、ひとり親家庭等医療費の助成、児童扶養手当や児童育成手当の支給、各種福祉資金の貸付、母子生活支援施設の設置や緊急一時保護施設の確保、ホームヘルプサービスや休養ホームの提供等さまざまな事業を実施しています。

今後も引き続きひとり親家庭への支援を充実するとともに、特に母子家庭の経済的自立を目指した 事業の充実を図る必要があります。

(2) 施策の方向

国は、「きめ細かな福祉サービスの展開」と「自立の支援」に主眼を置き、離婚後の生活の激変を緩和するために、母子家庭となった直後の支援を重点的に実施するとともに、就労による自立を支援する方針です。区では、ひとり親家庭の就労活動の支援を行う体制の整備を図りながら、自立に向けた職業能力の開発などの就労支援事業の充実を図るため、ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業・ひとり親家庭高等技能訓練促進費事業・母子自立支援プログラム策定事業を実施しています。このうち、自立支援教育訓練給付金事業・高等技能訓練促進費事業については父子家庭も対象に加え、ひとり親家庭への施策として充実を図っています。

今後も各種相談、生活支援、経済的支援などのひとり親家庭に対する支援事業を実施し、ひとり親 家庭の自立を支援していきます。



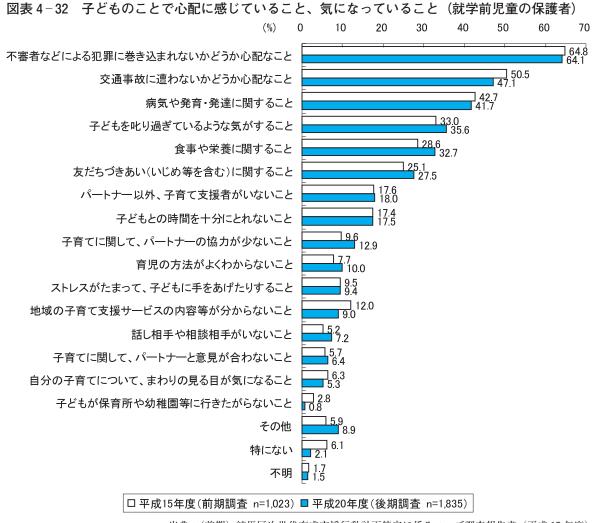
▼-2-10 ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業
▼-2-11 ひとり親家庭等休養ホーム事業

3. 障害児の健全な発達の支援

(1) 現状と課題

障害児が乳幼児期から社会人となるまで、住み慣れた地域で必要な援助を受けながら自立や社会参 加ができるように、一人ひとりの多様なニーズに応じた支援が求められています。

就学前児童のいる家庭に対するアンケート結果によれば、『子どものことで心配に感じている、気 になっていること』について、「病気や発育・発達に関すること」が41.7%で第3位になっていま す。また、平成 15 年度調査も同様の結果でしたが、平成 15 年度調査の方がわずかに割合が高く なっていました(図表4-32)。



出典: (前期) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書(平成15年度)

(後期) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書 (平成 20 年度)

発達に心配のある乳幼児の保護者や兄弟姉妹は、精神的・肉体的に大きな負担をかかえている場合 が多く、早期支援が必要です。

子どもの発達は出生から3歳までの変化が著しいため、障害を早期に発見し、保護者も含めた支 援体制を確立することは、障害児の健全な発達を支援するうえで重要です。

第4章 事業計画

練馬区では、昭和54年に心身障害者福祉センター(中村橋福祉ケアセンター)を開設し、障害のある乳幼児に対する相談・療育を実施してきました。

しかし、近年、学習障害、注意欠陥/多動性障害、高機能自閉症等の発達障害や発達リスクのある 児童の相談件数が増加しています。そのため、増加する相談・療育のニーズに対応する支援体制の検 討が必要です。また、障害児への療育、相談などを実施している民間団体に対する支援も必要です。

平成19年4月より、「特別支援教育」が学校教育法に位置づけられ、すべての学校において、障害のある児童生徒の支援をさらに充実していくことになりました。現在、幼稚園、小学校、中学校では支援体制を整備し、障害のある児童生徒に対して、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な教育的支援を行っていくことが求められています。

中・軽度の障害児については、保育所や学童クラブにおいて受入れに努めていますが、その充実が必要です。重度の障害児については、保育所や学童クラブは集団保育のため受入れが困難な状況にあり、特別支援学校に通学する児童生徒の放課後の居場所づくりなどが求められています。また、障害児の保護者の負担軽減のために障害児を預かるなどの援助も求められています。

さらに、障害児が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように、子どもを含めた地域の人々が 障害に対する理解を一層深めるとともに、経済的支援や生活支援などをすすめることが必要です。

(2) 施策の方向

発達に心配のある乳幼児が抱える問題をできるだけ早期に発見し、早期の療育を行うために、保健・医療・保育・福祉・教育等の関係機関の連携に努めます。さらに、現在心身障害者福祉センターで実施している相談機能・療育機能の拡充を図るために、(仮称)こども発達支援センターを整備します。

また、民間幼児・児童訓練教室への支援を含め、一人ひとりの発達や障害特性に対応できる相談・ 療育に努めます。

学校教育では、特別支援教育とのかかわりの少ない教員も含め、教員全体の専門性の向上を図ります。保育所、学童クラブでは、障害児の受入れ拡大に努めます。また、特別支援学校に通学する児童生徒については、関係機関や保護者と連携して放課後の居場所づくりへの支援を検討します。

経済的支援や生活支援などの障害児に対する支援事業を実施し、障害児の自立や社会参加を支援していきます。

8 障害児	の健全な発達の多	支援
	V-3-1	発達に心配のある子どもに対する診察・相談
	V-3-2	心身障害者(児)歯科相談
	V-3-3	心身障害者(児)歯科診療
	V-3-4	障害児の早期療育
計画	事業 V-3-5	特別支援教育に関わる教員の専門性の向上
	V-3-6	幼稚園における障害児教育
	V-3-7	障害児保育
	V-3-8	学童クラブでの障害児の受入れ等
	V-3-9	特別児童扶養手当の支給
	V-3-10	児童育成手当(障害手当)の支給
計画	事業 V-3-11	心身障害者(児)に対する住宅改造・改善の助成
計画	事業 V-3-12	心身障害者(児)に対する居宅系サービスの充実
計画	事業 V-3-13	日常生活を容易にするための各種援助
	V-3-14	福祉タクシー等事業
	V-3-15	チェアキャブ運行事業への補助
	V-3-16	民間幼児・児童訓練教室に対する運営費の助成等
	V-3-17	特別支援教育の推進
計画	事業 V-3-18	(仮称)こども発達支援センターの整備

(4) 施策の体系

Ⅴ-3-5 特別支援教育に関わる教員の専門性の向上

		担当課							
特別才	特別支援教育理解のための研修、特別支援教育コーディネーター養成のための研修 教育指導課								
を充実さ	させ、教員の	専門性の向上を図ることに	より、特別支援学級および過	通常学級に					
おける特	寺別支援教育	の一層の充実を図ります。							
対象者	事業主体	21 年度末の現況(見込み)	5 か年の事業量	26 年度	末の目標値				
幼小中	区	特別支援教育理解のため	研修内容の充実を図る	特別支援教	教育理解のため				
学校の		の研修会 年間4回		の研修会	年間4回				
教員		特別支援教育コーディネ		特別支援教	教育コーディネ				
		ーター養成研修会		一タ一養原	艾研修会				
		年間 6 回			年間6回				
				研修を充実	実させ、特別支				
				援学級おる	よび通常の学級				
				における特	寺別支援教育の				
				一層の充乳	(を図る				

Ⅴ-3-11 心身障害者(児)に対する住宅改造・改善の助成

	担当課					
重度の	玄関等の改	障害者				
善工事な	ょどに対する	「住宅設備改善費の給付制」	度」の普及に努めます。		サービス	
					調整担当課	
対象者	事業主体	21 年度末の現況(見込み)	5 か年の事業量	26 年度末の目標値		
心身障	区	障害児における				
害者		住宅設備改善費の給付				
(児)		50 件	250 件/5 年間		50 件/年	

Ⅴ-3-12 心身障害者(児)に対する居宅系サービスの充実

	担当課							
心身隨	章害児の必要	なサービスが十分に供給さ	れるよう、また、心身障害リ	見の家族の	障害者			
病気や事	病気や事故、レスパイト(休養)などのため、一人ひとりの二一ズを把握し、効率的 サービス							
効果的な	は居宅系サー	ビス(居宅介護・重度訪問	介護・行動援護・重度障害者	皆等包括支	調整担当課			
援•短其	月入所 児童	デイサービス)の提供の充電	実を図ります。					
対象者	事業主体	21 年度末の現況(見込み)	5 か年の事業量	26 年度	末の目標値			
身体障	区	障害児における	年間 10%前後の伸び	障害児にお	おける			
害者		居宅介護・重度訪問介護・		居宅介護	• 重度訪問介			
(児)、		行動援護•重度障害者等		護•行動	援護•重度障害			
知的障		包括支援		者等包括	支援			
害者		利用時間 548,681 時間		利用時間	750,000 時間			
(児)、		短期入所		短期入所				
精神障		利用日数 9,340 日		利用日数	15,000 日			
害者		児童デイサービス		児童デイ	サービス			
		利用日数 7,160日		利用日数	10,000 日			

Ⅴ-3-13 日常生活を容易にするための各種援助

	担当課					
重度0	障害者					
減するだ	-めの用具を	給付または貸与します。心	身障害者(児)のニーズに配	配慮した給	サービス	
付品目や	5給付体制を	検討します。			調整担当課	
対象者	事業主体	21 年度末の現況(見込み)	5 か年の事業量	26 年度末の目標値		
心身障	区	障害児における	障害児における 年に 10%前後の伸び 障害児に			
害者		日常生活用具給付•貸		日常生活	5用具給付・貸	
(児)		与件数 8,836件		与件数	13,000件	

∇-3-18 (仮称) こども発達支援センターの整備

	担当課				
発達に	障害者				
療育事業	美を実施して	きた心身障害者福祉センタ	一の実績を踏まえ、より機能	能を強化す	サービス
るため、	(仮称)こと	ども発達支援センターを整備	もします。		調整担当課
(仮利	か)こども発	達支援センターの機能とし	ては、相談、通所による療育	育、関係機	
関への支	を援と連携、	家族への支援、地域住民の	啓発などを想定しています。		
対象者	事業主体	21 年度末の現況(見込み)	5 か年の事業量	26 年度	末の目標値
発達に	区	基本計画策定	(仮称)こども発達支援	(仮称) 3	こども発達支援
心配の			センターの開設	センターの	D開設
ある 18					
歳未満					
の者					

VI. 計画の着実な推進を図ります

1. 計画を推進する仕組みづくり

(1) 現状と課題

「子育て、子育ちをみんなが応援するまち ねりま」を実現していくためには、区民、事業主、区がそれぞれの立場で主体的に行動するとともに、協働して取り組んでいくことが必要です。また、事業の実施状況を子どもと家庭の立場から評価し、成果を検証することによって、適切な改善を図っていかなければなりません。

一方、練馬区は限られた税収や人員で、子育て支援や、高齢者福祉への対応など複雑・多岐にわたる行政需要に総合的、計画的に対応していく必要があります。このような状況の中で、区は、練馬区行政改革推進プランを平成19年10月に策定し、①区民本位の行政サービスの提供、②協働型地域経営の推進、③戦略的組織マネジメント・財政の健全化の推進、④職員の意識改革と能力開発(働きがいのある職場づくり)を4つの柱として「区民福祉の向上のため、区民本位の効率的で質の高い行政」を目指して区政運営に努めています。行動計画の推進にあたっては、練馬区行政改革推進プランの目指す方向を踏まえた着実な取組を進める必要があります。

(2) 施策の方向

公募区民を含んだ次世代育成支援推進協議会を引き続き設置し、行動計画についての意見を施策に 反映させます。

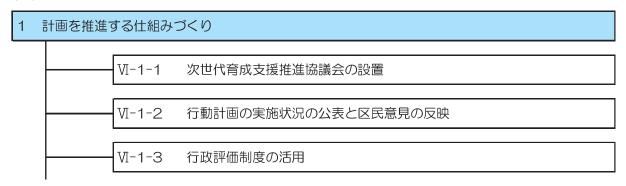
施策や事業の評価については、行政評価制度による評価だけでなく、区民や利用者の視点に立った 評価指標を独自に設定して評価を行い、結果を公表します。

また、第三者評価や利用者(保護者)アンケートなど区民参加による評価を実施して、施設運営やサービスの改善に努めます。

区民・民間との協働により、施設や事業の運営への区民参画や区民主体の事業展開を進めるととも に、施設の管理運営や業務の委託化などを進め、効率的で効果的な計画の実現を目指します。

これらの行動計画推進の仕組みづくりにあわせて、庁内に関係部長で構成する次世代育成支援推進 委員会を引き続き設置するとともに、区の推進体制を整備します。

(3) 施策の体系



VI-1-4	区民参加による評価制度の活用
VI-1-5	施設の管理運営、業務の委託化等の推進
VI-1-6	区の推進体制の整備
VI-1-7	第三者評価の受審

事業の概要

I 子どもたちの「育つ力」と子育て家庭の「育てる力」を応援します

1 子育て支援についての情報提供、相談機能の充実

番号	区分	事業名	事業の概要	担当課
I -1-1		子どもと子育て に関する情報の 一元的な発信	区役所の各部課に分散している子どもと子育て	子育て支援課
I -1-2	事業	子ども家庭支援 センターの整備	身近な地域の子ども家庭支援センターにおいて、保健師・社会福祉士等専門職員が子どもと子育て家庭の総合相談に応じます。 また、児童虐待対応等の重大な問題に対応するため、機能の集中化を図ります。 子どもと子育て家庭を支援する中核的機関である子ども家庭支援センターの5か所目を開設するとともに、機能の充実を図ります。	子育て支援課
I -1-3		地域における 子ども相談・ 子育て相談	地域の相談窓口として、保健相談所、児童館、 保育所、幼稚園、総合教育センター、男女共同参 画センターえーるなどで、子育てに関する不安や 悩みの相談を、電話や面談で受け、解決に努めま す。専門的な対応が必要な事例には、子ども家庭 支援センターなどの関係機関と連携し、解決に努 めます。	保 保 保 保 で で で で で で で で で で で で で
I -1-4 新規 事業	計画 事業	(仮称) すく すくナビゲー ター事業の実 施	子育て支援情報を効果的に提供するために情報 基盤を整備するとともに、様々な相談に対し、個々 の状況に応じた子育て支援事業を案内する(仮称) すくすくナビゲーターを子育てのひろばに配置し ます。	子育て支援課

2 子育て家庭の交流の促進

番号	区分	事業名	事業の概要	担当課
I -2-1	計画	子育てのひろば	0~3 歳までの子どもと保護者に集いの場を提供	子育て支援課
	事業		し、子育てをしている家庭の交流を促進し、孤立	
			感の解消に努めます。また、子育ての相談を行い、	
			子育てに関する不安の解消に努めます。	
I -2-2		児童館等にお	児童館、地区区民館、厚生文化会館、保健相談	子育て支援課、
		ける子育て支	所などにおいて、乳幼児や保護者を対象にしたさ	地域振興課、
		援事業を通じ	まざまな事業の実施や、子育て自主グループへの	地域福祉課、
		た交流の促進	活動の場の貸出しなど、子育て家庭の交流の促進	健康推進課、
			とグループ作りを支援します。	保健相談所

番号	区分	事業名	事業の概要	担当課
I -2-3		保育所・幼稚	保育所、幼稚園の園庭開放や園行事などをとお	保育課、
		園における	して、地域の子育て家庭の交流や、園と地域の交	学務課
		子育て家庭の	流を進めます。	
		交流の促進	保育所では、地域の子育て中の親子を対象に、	
			「ふれあい給食」や遊びの事業などを実施し子育	
			て家庭の交流を図るとともに、子育ての悩みや不	
			安を気軽に相談できる場をつくるなど、子育て家	
			庭を支援します。	
			幼稚園では、未就園児とその保護者を対象とし	
			た、園舎・園庭の開放や在園児との交流を進め、	
			地域の子育て家庭の交流を促進していきます。	
I -2-4	計画	子育て支援啓	子育てに係る方々を対象として、子育て支援啓	子育て支援課
	事業	発講座の実施	発講座を実施していきます。育児不安の軽減と育	
			てる力の向上を図るための講座としては、ノーバ	
			ディーズ・パーフェクトを実施します。これは、	
			ファシリテーターの支援のもと、親同士が支えあ	
			う関係を築きながら、子育てのノウハウを相互に	
			学びあう講座です。	

3 子育て家庭を地域で支える仕組みづくり

番号	区分	事業名	事業の概要	担当課
I -3-1		民間子育て 支援団体の ネットワーク づくり	NPO等子育て支援団体の情報の集中拠点として子ども家庭支援センターを位置付け、子育て支援団体などのネットワークづくりを支援します。また、NPO等子育て支援団体活動への施設の提供や、必要な備品の貸出しを行います。	子育て支援課
I -3-2	事業	児童館を地域 の核とする 子育て支援 ネットワーク の構築	子どもと家庭を地域で支えることを目的に、児童館を中心とした地域での子育てに関する事業の提携を通じて、さまざまな子どもと家庭、地域の子育て支援団体、地域住民、保健相談所、学校、保育所、幼稚園などと連携し、地域レベルでのネットワークづくりを進めます。 現状は地域によりネットワークづくりに差があることから、さらに推進していきます。	子育て支援課
I -3-3	事業	ファミリーサ ポート (育児 支えあい)事 業		子育て支援課

4 保育サービスの充実

番号	区分	事業名	事業の概要	担当課
I -4-1	計画 事業	保育所待機児 の解消	私立認可保育所の新設、既設園の増改築等による定員増、認証保育所の新設などにより、保育サービスの定員を拡大し、早期の待機児解消を目指します。	保育課
I -4-2	事業	乳幼児一時預 かり事業	保護者の都合にあわせ、乳幼児の一時預かりを 実施することで、在宅子育て家庭への育児支援を 行います。 利用のニーズが非常に高いことから、子ども家 庭支援センターの開設などに併せて、利用枠を拡 大します。	子育て支援課
I -4-3		短期入所 (ショートステイ)	保護者が疾病等の理由によって家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に、施設において養育することにより児童および家庭の福祉の向上を図ります。 【平成 21 年度末の現況 (見込み)】 設置か所数 2 か所 定員数 13 人 利用日数 延べ 912 日	子育て支援課
I -4-4		夜間一時保育 (トワイライ トステイ)	保護者が、仕事やその他の理由によって平日の 夜間に不在となり、家庭における児童の養育が困 難となった場合、子ども家庭支援センター(ぴよ ぴよ)や施設において養育することにより、児童 および家庭の福祉の向上を図ります。 【平成21年度末の現況(見込み)】 設置か所数 4か所 定員数 36人 利用件数 延べ 2,681件	子育て支援課
I -4-5	事業	短期特例保育	保護者の疾病、出産等により短期的に保育が必要な場合に、生後58日以上から未就学の児童を対象に、保育員、定員に空きのある保育所・認証保育所・保育室において保育を行います。 緊急時における短期特例保育事業の需要が高いことから、新設の私立保育所および認証保育所に実施を要請していきます。	保育課
I -4-6	計画事業	一時預かり	保護者の育児疲れ、断続的勤務などの保育ニー ズに応えるために、一時的に保育を行います。	保育課
I -4-7	計画 事業	病児・病後児 保育	小学校 3 年生までの児童が、病気の回復期で集団保育が困難な期間に、保育所や医療施設などの一室を保育室として整備し、一時的に預かります。また、病後児保育に加えて、病気の回復期に至らない病児を一時的に預かる病児保育も医療機関連携型により行います。	保育課

番号	区分	事業名	事業の概要	担当課
I -4-8	事業	延長保育	保護者の就労等の延長、多様な就労形態に対応するため、現在、区・私立保育所 40 園で、保育所の開所時間の前後に延長保育を実施しています。今後も新設私立保育所および運営業務委託を行う区立保育所において拡大を図っていきます。	保育課
I -4-9	計画 事業	認定こども園	幼稚園機能と保育所機能を有した認定こども園の整備を促進し、就学前の児童の教育・保育を一体として提供するとともに、地域における子育て支援も行います。	保育課
I -4-10		休日保育	従来、保育所の休園日となっていた日曜・祝日 に、休日保育を実施します。今後の動向を見なが ら、事業を実施する園数・地域については検討し ていきます。	保育課
I -4-11		年末保育	保護者の多様な就労形態に対応するため、12 月29・30 日に、午前7時30分から午後6時30分まで、保育所・保育室で保育を行います。 【平成21年度末の現況(見込み)】 区立保育所10園 私立保育所5園 保育室1室	保育課
I -4-12		産休明け保育	産後すぐ職場復帰するなど、産休明けからのニーズに応えるために、生後 58 日からの乳児の保育を実施します。産休明けから預けたいという保護者の要望を踏まえ、実施保育所を拡大していきます。 【平成 21 年度末の現況 (見込み)】 区立保育所 14 園 私立保育所 11 園 (分園含む)	保育課
I -4-13		0歳児の11時間 保育の実施	区立・私立保育所で、8 か月以上の児童の 11 時間保育を行っています。0 歳児から 11 時間預けたいという保護者の要望を踏まえ、実施保育所を拡大していきます。 【平成 21 年度末の現況(見込み)】 区立保育所 12 園 私立保育所 12 園(分園含む)	保育課

5 児童館、地区区民館、厚生文化会館、学童クラブ事業等の充実

番号	区分	事業名	事業の概要	担当課
I -5-1		魅力ある児童館	乳幼児、小学生から中高生までの利用者層に対	子育て支援課
		活動の展開	応して、幅広く特色ある事業を提供することで魅	
			力的な児童館活動を展開します。	

番号	区分	事業名	事業の概要	担当課
I -5-2		地区区民館、	地区区民館、厚生文化会館では、児童館機能と	地域振興課、
		厚生文化会館	して、幼児対象事業の運営や、クラブ活動、子ど	地域福祉課
		の児童館事業	も対象の季節行事などを、地域の協力を得ながら	
			展開します。	
I -5-3		児童館ホーム	児童館のホームページを活用して、「児童館だよ	子育て支援課
		ページの整備	り」や各種行事等の情報を提供します。現在の情	
			報提供は単方向ですが、今後は子どもの声が反映	
			できるような双方向な仕組みも模索していきま	
			す。	
			また、インターネットを活用した子育て相談や	
T F 4			子ども相談にも取り組んでいきます。	フナーナビ=
I -5-4		児童館等の開館	児童館等の開館日・開館時間は現在月曜から土	子育て支援課
		日、開館時間の	曜の午前9時から午後5時までとなっていますが、	
		拡大	児童館の開館時間を延長し、遊びの充実を図りま	
			す。また、日曜日の児童館等の利用を促進し、親 子のふれあいや地域の人々との交流を豊かに築く	
			場を提供します。	
			・ 中村児童館 (水・土の午後 7 時まで)、光が丘な	
			かよし児童館(月~土の午後8時まで、日の午前9	
			時から午後5時まで)で実施していますが、今後	
			とも可能なものについては開館日・開館時間の拡	
			大と整合に向けて検討を進めていきます。	
I -5-5		児童館運営	効率的、効果的な児童館運営を図るために地域	子育て支援課
		委員会の設置	と協働することを目的として、児童館運営委員会	
			を設置し、ご意見やご要望を児童館運営に反映さ	
			せます。	
			平成21年度末現在では16館に設置しましたが、	
			全 17 館に設置するとともに、今後は、地域の意見	
			を反映した児童館の運営を行えるような仕組みを	
			つくっていきます。また、運営委員会は地域のネ	
			ットワークづくりの母体となっていきます。	
I -5-6	計画	中高生の居	中学生・高校生の居場所を確保することで、多	子育て支援課
	事業	場所づくり	様な発表・自己表現の機会を通じ、社会性をはぐ	
			くみ、自立を促すため、児童館に中学生・高校生	
		***	専用の時間帯を設けます。	7*
I -5-7		学童クラブ事	放課後等の保育に欠ける児童の健全育成を図る	子育て支援課、
		業	ため、学童クラブ事業を充実します。	地域振興課、
I -5-8		旧舎約フじも		地域福祉課
新規		児童館子ども スタッフの活	魅力ある児童館事業を行うために、児童館に来 館している児童で構成された児童館子どもスタッ	子育て支援課
事業		スタックの活	間している児童で構成された児童館子ともスタッフを活用します。	
尹未		П	ノで泊用しより。	

6 その他の居場所、遊び場、多様な体験機会の充実

番号	区分	事業名	事業の概要	担当課
I -6-1		青少年館事業	青少年向けの教室・講座や、個人でも気軽に利	生涯学習課
			用できる学習室、談話室、レクホールの開放を通	
			じて、青少年の健全な育成を支援します。	
I -6-2		民間遊び場・	(民間遊び場および民有地一時開放遊び場)	青少年課
		公(民)有地	区内の民有空き地を子どもの遊び場として利用	
		一時開放遊び	し、児童・青少年の健全育成を支援します。土地	
		場事業	所有者や管理委員・運営委員の高齢化が進んでい	
			ますが、遊び場の存続とともに、新たな遊び場の	
			設置を検討していきます。	
			(公有地一時開放遊び場)	
			区内の公有地をその本来目的で使用するまでの	
			間、子どもの遊び場として利用し、児童・青少年	
			の健全育成を支援します。	
			【平成 21 年度末の現況(見込み)】	
			民間遊び場数 33 か所	
			民有地一時開放遊び場数 6 か所	
			公有地一時開放遊び場数 3か所	
I -6-3		青少年キャンプ	区内の青少年団体、親子グループ等を対象に、	青少年課
		場の利用促進	練馬区立秩父青少年キャンプ場を開設していま	
			す。自然環境に恵まれた施設で、宿泊を伴う自炊	
			やキャンプファイヤーなどを通じて自然体験を積	
			むとともに、友人との交流を図り、人間性豊な青	
			少年の育成を支援します。ジュニアリーダーの養	
			成と併せ、団体利用のさらなる促進を図ります。 (問記中間)	
			(開設期間) 毎年5月1日から10月31日までの6か月間	
			定員 110名	
I -6-4		公園等憩いの	子どもを含め区民の憩いの場として、公園等を	公園緑地課、
1 0 4		場の整備	整備します。また、区内に残された貴重な樹林を	青少年課
		一切 の 正 11冊	保全し区民に開放し、土や樹木とふれあえる場を	H J T IM
			確保します。	
			また、児童遊園では、近隣住民による児童遊園	
			運営委員会による清掃や児童の指導等、地域と協	
			働で子どもたちの遊び場を運営していますが、委	
			員の高齢化に伴い運営に不都合を生じている委員	
			会もあることから、効果的なPRを行うよう努め、	
			地域のコミュニティ拠点としての児童遊園の運営	
			について引き続き呼びかけを行っていきます。	
			【平成 21 年度末の現況 (見込み)】	
			児童遊園 216 か所	
			(児童遊園運営委員会設置児童遊園数 45 か所)	
			公園 191 か所	
			緑地・緑道 212 か所	
			憩いの森・街かどの森 51 か所	

番号	区分	事業名	事業の概要	担当課
I -6-5		学校施設の地 域開放	各校に設置された学校応援団や学校開放運営委員会に委託し、学校教育に支障のない範囲で子どもを含めた地域住民の学習・文化・スポーツ・レクリエーション活動の場として、学校施設を開放します。 【平成21年度末の現況(見込み)】 校庭開放 (小学校 69 校) 体育館開放 (小学校 44 校) 図書館開放 (小学校 44 校) 教室開放 (小学校 22 校)	生涯学習課
I -6-6		学習・文化、 スポーツに関 する情報提供	「学習・文化ガイドブック」「スポーツガイドブック」等により、学習・文化やスポーツに関する情報提供を行い、子どもの健全な成長を支援します。	生涯学習課、スポーツ振興課
I -6-7		子ども読書活動の推進	平成21年3月に「練馬区子ども読書活動推進計画(第二次)」を策定しました。第二次計画に基づき、子どもの読書活動の意義や大切さの普及・啓発、家庭、地域社会、学校の緊密な連携と相互の協力による取組の推進、子どもが読書に親しむ機会の提供と読書環境の整備に努めます。 (a) 子どもサービス事業・・・各種行事の企画実施、子ども向けホームページの充実、子ども高計事業の推進 (b) 読書啓発・・・「本の探検ラリー」の実施規模の拡充 (c) ブックスタート・・・利用規模の拡大 (d) 学校等支援・・・団体貸出し、学校教職員・児童関係施設職員対象の講習会の充実 (e) 地域読書活動支援・・・読書活動ボランティアの養成講習会の充実	光が丘図書館
I -6-8		芸 術 活 動 等 (ジュニア・ オーケストラ)	ジュニアオーケストラなどの活動をとおして豊かな人間性をはぐくむとともに、異年齢の子どもが交流する場を提供します。	生涯学習課、 総合教育 センター

番号	区分	事業名	事業の概要	担当課
I -6-9	計画 事業	学校応援団 推進事業	区立小学校にPTAや町会・自治会などの地域住民を主体とした「学校応援団」を設置し、小字校の児童および地域のために、学校・地域ります。各学校応援団が、子どもたちの遊が、居場のできます。 今後は、事業の担していきます。 今後は、事業の担していきます。 今後は、事業の担していきます。 今後は、事業の担していきます。 また、放課後等の子どもたちの安全で健やかな居場所の充実を図るため、練馬区に対していきまが円滑であるため、対対との連携が円滑重クラブ移設)、ソフト(連携のきす。の学童クラブ移設)、大学をでいきます。	生涯学習課
I -6-10		こどもエコ クラブ事業	環境省が主催する幼児・小・中・高校生の 2 名以上グループを対象とした活動で、区は事務局として支援します。 子どもたちが主体的に行う、自然観察・調査、リサイクル等、地域の中で身近にできる環境活動を支援することにより、人間と環境の関わりについての幅広い理解を深めるとともに、多様な体験機会を提供します。今後は、環境学習の場の提供や環境に関する情報の提供を充実していきます。	環境政策課
I -6-11		スポーツ教室 等スポーツ体 験	初心者スポーツ教室、少年少女スポーツ大会(少年野球大会)の開催など、スポーツ体験を通じて、少年少女の交流および体力の向上と豊かな心身の育成を進めます。参加率の低い教室については、実施時期や周知方法等を改善していきます。	スポーツ振興課
I -6-12		練馬こども まつり	毎年5月の第2土曜日(児童福祉週間)に、実施会場2会場(都立光が丘・石神井公園)で、100種類くらいの遊びのコーナーを設け、ゲームや工作などを楽しんでいます。 今後とも、楽しい遊びを通じて、親子の交流の場を提供するとともに、児童館等の児童厚生施設や子ども会、民間団体の相互交流を図ります。 【平成21年度末の現況(見込み)】 参加団体 91団体、参加者 47,000人	子育て支援課
I -6-13		わかものスタート支援事業	青少年が、地域社会とのかかわりの中で、自らの未来を切り拓いていけるように、社会参加や就労を支援するため、講演会やパソコン実務、就労支援の講座を開催します。 また、ニート(若年無業者)・ひきこもりの若者への支援として、相談窓口の設置や、職業体験の場の提供などによる就労支援を検討します。	生涯学習課

番号	区分	事業名	事業の概要	担当課
I -6-14	計画	練馬区におけ	放課後等の子どもたちの安全で健やかな居場所	生涯学習課、
	事業	る「放課後子	づくりを進めるため、全小学校に学校応援団を立	子育て支援課
		どもプラン」	ち上げ、学校応援団ひろば事業と学童クラブ事業	
			との連携を図ります。	
			学校応援団ひろば事業と学童クラブとの連携を	
			進めるため、小学校外にある学童クラブは、順次、	
			小学校内に移設等整備します。また、整備にあた	
			り必要に応じて学校応援団ひろば室を併設しま	
			す。	
			さらに、この計画を推進し、放課後等の子ども	
			の安全・安心な居場所を拡充する中で、学童クラ	
			ブ待機児の減少を図ります。	
I -6-15	計画	ねりま遊遊ス	平日放課後、土日・休日の余暇時間を活用して	生涯学習課
	事業	クール(子ど	実施する、乳幼児から中学生までを対象とした講	
		もの居場所づ	座です。子どもの活動に取り組む団体の創意工夫	
		くり)事業	を活かし、地域の教育力向上につなげています。	
			今後とも、地域団体と協力しながら、子どもた	
			ちが、身近な地域でさまざまな体験ができるよう	
			に、多くの学習機会を提供していきます。あわせ	
			て、ねりまの未来を担う人材の養成を図っていき	
			ます。	
I -6-16	計画	外遊びの場の	NPO等民間活動団体との協働により、子ども	子育て支援課
新規	事業	提供	たちが生きる力をはぐくむための遊びの場とし	
事業			て、幅広い年齢層を対象に、実体験を積み重ねる	
			ことのできる外遊びの場を開設します。	

7 子どもが自ら考え、参画する機会の拡充

番号	区分	事業名	事業の概要	担当課
I -7-1		練馬子ども議会	学校などから選出された子ども議員が、区政について意見や質問を表明し、それに区職員が答弁します。 子どもたちが区政や区議会について理解を深め、区政等への参画の意識を高める契機とします。 また、子どもたちの意見や要望を、区が聴取する機会とします。	青少年課
I -7-2		ジュニアリー ダーの養成	子どもたちの仲間づくりのために、地域におけるさまざまな活動において、中心的役割を担う青少年を養成します。学校・学年を越えて、仲間づくりのリーダーとして役立つキャンプやレクリエーションなどの知識や、技術を楽しく学ぶことができる場を提供します。 現状は受講生・協力者が減少傾向にあるため周知に努めるとともに、継続して参加する受講生を増加させることにより修了後の地域でのリーダーとしての活動を担っていただけるようにしていきます。	青少年課

番号	区分	事業名	事業の概要	担当課
I -7-3		ホームページ	青少年向けホームページを開設し、青少年に関	青少年課
		による青少年	する施策や事業、催し、施設の案内などを掲載す	
		事業の情報発	るとともに、意見要望などを受けます。	
		信	青少年にわかりやすく親しみやすいホームペー	
			ジへと改訂してきましたが、練馬区ホームページ	
			リニューアルにあわせてさらに改訂を行っていき	
			ます。	
I -7-4	計画	ねりま遊遊ス	平日の放課後、土日・休日を活用し、中高生自	生涯学習課
	事業	クール(子ど	らが小学生を対象に企画・運営をする講座です。	
		もによる講座	今後は、「子どもたちにとって、かけがえのない存	
		づくり) 事業	在として地域社会の中で活かされ、感謝され、必	
			要とされる場所」としての「要(い)場所」事業	
			を推進していきます。	

8 経済的な支援

番号	区分	事業名	事業の概要	担当課
I -8-1		子ども手当の	中学校 3 年生までの子どもを養育する保護者に	子育て支援課
		支給	手当を支給します。	
			【平成 22 年度制度開始】	
			受給者数(見込み) 70,000人	
I -8-2		就学援助費の	経済的理由により児童・生徒に義務教育を受け	学務課
		支給	させることが困難な保護者に、区が学用品・給食	
			費等の援助を行い、教育の機会均等を図ります。	
			【平成 21 年度末の現況 (見込み)】	
			認定者数 11,436 人	
I -8-3		子ども医療費	中学生までの子どもを対象に、健康保険の自己	子育て支援課
		の助成	負担分と入院時食事療養費標準負担額等を所得制	
			限なしで助成します。	
			【平成 21 年度末の現況 (見込み)】	
			受給者数 92,000 人	
I -8-4		第3子誕生祝	練馬区に1年以上在住する家庭で第3子以降が	子育て支援課
		金の支給	誕生した場合、新生児1人につき誕生祝金 20 万円	
			を支給する。	
			【平成 21 年度末の現況 (見込み)】	
			受給者数 600人	

9 誰もが働きやすい就業環境の推進

番号	区分	事業名	事業の概要	担当課
I -9-1	<u>[</u> /]	男女共同参画 に関する啓発 行事等	男女共同参画社会(男女が対等に、自らの意思	
			働き方の見直しや職場での固定的性別役割分担意 識の解消を促します。	

番号	区分	事業名	事業の概要	担当課
I -9-2		「ねりま産業 情報 (ペがさ す)」等による 啓発·広報	区の産業施策等の情報を提供する広報紙「ねりま産業情報(ペがさす)」等によって、意識改革を推進するための広報・啓発、情報提供等を行います。	商工観光課
I -9-3		男女共同参画 情報紙「MOVE」 等による啓 発・広報	男女共同参画情報紙「MOVE(ムーブ)」等によって、意識改革を推進するための広報・啓発、情報提供等を行います。また、仕事と子育ての両立に関連する法制度等の広報・啓発、情報提供等を行います。	人権・男女 共同参画課
I -9-4		就職・再就職のための情報提供	男女共同参画センターえーるで、子育てで退職した女性等に、就職・再就職や職業能力開発の基礎的な知識・技能を身につけるための講座を実施します。また、就職・再就職および職業能力開発のための各種情報の収集および提供を行います。 昨今の経済危機の影響もあり、より多くの女性が再就職を望む状況となっていることから、より再就職に結びつきやすいように、具体的で実践的な講座の実施と、情報発信を継続していきます。	人権·男女 共同参画課
I -9-5		起業家支援のための講座	多様な働き方のひとつとして、創業に必要となる知識や技術の習得のための実践的な講座を開催します。 一人でも多く創業者を増やすため、講座内容を工夫していきます。	経済課
I -9-6		就労相談・支援	就労情報提供の場として、「ワークサポートねりま」を開設しているほか、若年者向けの事業として、「ヤング応援就職面接会」などを実施しています。 また、区ホームページでは、就労に関する情報や支援事業を掲載していきます。	経済課
I -9-7		労働資料の収集および提供	仕事と子育ての両立支援のための関係法制度等の情報や資料の収集に努め、男女共同参画センターえーる図書・資料室の運営、情報ライブラリーニュース「すてっぷ」の発行、勤労福祉会館だよりの発行により、これらの情報の広報・啓発、情報提供等を行います。 貸出し用図書、情報ライブラリーニュース「すてっぷ」、勤労福祉会館だよりの内容を充実させ、利用者にとって役立つものにしていきます。	人権・男女 共同参画課、 経済課
I -9-8		労働に関する 講座等	勤労者向け講座等の中で、仕事と子育ての両立 支援のための情報提供に努めます。	経済課

番号	区分	事業名	事業の概要	担当課
I -9-9 新規 事業	計畫業	男女共同参画計画に基づく施策の推進	第 2 次練馬区男女共同参画計画では、基本理念の 1 つとして「家庭生活における活動と他の活動の両立」を掲げています。特に働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を実現することは、区民が人生の各段階に応じて多様な生き方を選択・実現するための取組の1つとして重要です。 第 2 次計画が平成 22 年度で終了することを受け、平成 22 年度末に次期計画を策定し、平成 23 年度から新たな計画に基づく男女共同参画に係る施策を総合的に推進していきます。	人権·男女 共同参画課

Ⅱ 子どもと親の健康づくりを応援します

1 健康診査等の充実

番号	区分	事業名	事業の概要	担当課
Ⅱ-1-1		妊娠届 • 母子健康手帳交付	妊娠届出時に母子健康手帳および出産育児情報 を交付し、妊婦健康診査受診票、パンフレット等 が入った「母と子の保健バッグ」を配付します。 【平成21年度末の現況(見込み)】 妊娠届 6,800件	健康推進課
П−1−2		乳幼児健康診査	乳幼児を対象に身体や精神発達の節目の時期に健康診査を実施しています(4か月・6か月・9か月・1歳6か月・3歳)。 保健相談所で実施する健康診査は、医師の診察の他、必要に応じて保健師、栄養士、歯科衛生士、心理相談員の専門職が個別相談に対応しています。健康診査は子どもの相談に限らず、保護者の子育てに関する悩みや保護者自身の相談にも対応しています。また、区内の子育てサービスを上手に利用していただくために、子育てサービスの情報提供も同時に行っていきます。	健康推進課、 保健相談所
Ⅱ-1-3	計画事業	幼児歯科健康 診査	1歳6か月児、2歳児、2歳6か月児、3歳児を 対象に、歯科健康診査および歯科保健指導を行い ます	保健相談所
П-1-4		歯の衛生週間行事	歯の衛生週間の時期にあわせて、3つの事業を行います。 ① 歯ートファミリーコンクール 前年度 3 歳児歯科健康診査を受け、むし歯がなく健康状態も良好な幼児とその家族の中で、希望する家族に練馬区歯科医師会の協力を得て審査を実施します。さらに優秀な家族は、東京都の実施する「8020・すこやかファミリー」に推薦します。 ② 歯科衛生図画・ポスターコンクール区立小学生を対象に歯科衛生に関する図画およびポスターコンクールを実施します。さらに優秀な作品は、全国小学生歯科衛生図画・ポスターコンクール東京都予選に選出します。 ③ よい歯・よい子のつどい上記 2 つのコンクールにおける入賞者を区が表彰します。	健康推進課
П−1−5		保育園児、幼 稚園児の健康 診断	園児の健康状態を把握し、集団生活を健康で安全に過ごせるように健康診断を実施します。	学務課、 保健給食課、 保育課
П -1-6		児童生徒の健康 診断	法定の健康診断の他に、小中学校全児童を対象に、生活習慣病健康診査を実施します。また、小学校では、4年生以上の学年にも寄生虫卵検査、中学校1年生に貧血検査を実施します。歯科定期健康診断の際には、むし歯・歯周疾患のない児童に対して、表彰バッジの「よい歯のバッジ」を交付します。	保健給食課

番号	区分	事業名	事業の概要	担当課
I I −1−7		1歳6か月児	1歳6か月児健康診査後に、子ども自身や母親に	保健相談所
		健康診査フォ	専門的な支援が必要と思われる親子に、季節の行	
		口一教室	事や親子の遊びなどのプログラムをとおして親子	
			関係や子どもの発達について心理士・保育士・保	
			健師によるグループ指導、助言を行います。	
II −1−8		乳幼児経過	4 か月児健康診査、1 歳 6 か月児健康診査、3 歳	保健相談所
		観察健康診査	児健康診査等の結果、経過観察の必要な乳幼児に	
			対し改めて経過観察健康診査日を設け、医師によ	
			る診察、保健師・栄養士・心理相談員による個別相	
			談等健康診査を行います。また、健康診査後に必	
			要に応じて地区担当保健師が継続支援します。	
			【平成 21 年度末の現況】	
			実施回数 99回	
			受診者数 1,400人	
Ⅱ -1-9		障害児を持つ	障害児の保護者同士が交流を図り、障害の学習	保健相談所
		親の会等への	や啓発、療育・就園、就学等の情報交換を行う活	
		支援	動を支援します。	
I I −1−10		妊婦健康診査	妊婦および胎児の健康管理と異常の早期発見を	健康推進課
			目的とし、定期的な健康診査のために、妊婦健康	
			診査受診票の交付を行っています。平成20年9月	
			より7回から14回に受診回数を増やしました。	
I I −1−11		妊婦歯科健康	妊娠中の方を対象に、区内協力歯科医療機関で	健康推進課
新規		診査	問診、口腔内診査、歯みがき指導などを実施しま	
事業			す。	

2 健康相談の充実と育児不安の解消

番号	区分	事業名	事業の概要	担当課
I I −2−1		両親学級(パ	父親・母親・家族になる方を対象に、妊娠期・	保健相談所
		パとママの準	産褥期の健康管理・栄養・歯の衛生および出産・	
		備教室)•母親	育児等に関する講習を行います。妊婦さん同士の	
		学級	交流の場にします。	
			【平成 21 年度末の現況 (見込み)】	
			両親学級 年間開催数 43 回	
			参加者数 1,800人	
			母親学級 年間開催数 47回	
			参加者数 1,400人	
Ⅱ -2-2		育児と離乳食	育児について、離乳食の進め方、歯の衛生管理	保健相談所
		講習会	等の講習会を行うとともに、乳児の親子の交流、	
			仲間づくりを進めます。	
			【平成 21 年度末の現況 (見込み)】	
			実施回数 60 回 2,200 人	
I I −2−3		子育て学習室	子育て中の保護者を対象に、子育てに必要な知	保健相談所
			識や情報提供を目的に講演会等を開催します。	
			【平成 21 年度末の現況 (見込み)】	
			参加人数 400 人	

番号	区分	事業名	事業の概要	担当課
п −2−4	計画	妊産婦訪問指	妊娠届や健康診査の結果等から保健指導が必要	保健相談所
	事業	導、産後相談	な妊婦や、出生通知票を受理した産婦等に対して	
			健康状態、生活環境、疾病予防等について訪問指	
			導を行います。産婦訪問では、EPDS(エジンバラ	
			産後うつ病質問票)を実施し、産後の心の問題の	
			早期把握・支援に努めます。また、4か月児健康診	
			査時に産後の健康管理や育児について保健指導を	
			行います。	
Ⅱ −2−5	計画	こんにちは赤	助産師・保健師が生後 4 か月までの乳児がいる	保健相談所
	事業	ちゃん事業		
		(乳児家庭全	生活環境・疾病予防等に関し、適切な指導を実施	
		戸訪問事業)	するとともに、子育て支援に関する情報提供を行	
			います。	
			また、支援が必要な家庭については、適切なサ	
			一ビス提供に結びつけ育児不安・負担の軽減に努	
T 0 0			めます。	/D /zh Lp =// =~
П −2−6		育児栄養相談	乳幼児とその保護者を対象に、身長・体重の計	保健相談所
			別の他、乳幼児の発育発達、栄養・育児について、	
			保健師・管理栄養士・歯科衛生士が相談にのりま	
			す。	
			【平成 21 年度末の現況(見込み)】	
			実施回数 144 回 来所者数 11,500 人	
п -2-7		アレルギー相	4か月児および1歳6か月児健康診査時にアレル	/兄/建士口=火元
ш-2-7		アレルモー相 談・アレルギ	4か月兄および「歳りか月兄健康診査時にアレル ギースクリーニングを行い、必要に応じて専門医	保健相談所
		一講演会	イースグリーーングを打い、必要に応じて等日医 の受診を勧めます。生活環境・食事等について専	
		神供云	の支衫を勧めより。王冶環境・長事寺について寺 門医・保健師・管理栄養士による指導を行います。	
			また、アレルギーに関する講演会を開催し、アレ	
			ルギーに関する知識の普及啓発に努めます。	
			【平成 21 年度末の現況 (見込み)】	
			スクリーニング実施人数 11,000人	
			アレルギー相談 実施回数 12回	
			相談者数 100人	
П −2−8		育児交流会	育児の不安や悩みを抱える親を対象に、グルー	保健相談所
		(グループミ	プミーティングを実施し、育児交流を図ります。	
		一ティング)	また、親の心の健康支援等個別支援も強化して	
			いきます。	
			【平成 21 年度末の現況 (見込み)】	
			実施回数 32 回	
			参加実人数 260人	
			延べ参加人数 400 人	
Ⅱ -2-9		多胎児の会	育児不安や負担の多い多胎児の親同士の交流や	保健相談所
			情報提供の場として「多胎児の会」を開催し、多	
			胎児を持つ親の支援を行います。	
Ⅱ -2-10		子育てグループ		保健相談所
		の育成・支援	もの交流・情報交換を図り、子育てグループを育	
			成、支援します。	

番号	区分	事業名	事業の概要	担当課
I I −2−11		子どもの事故	6 保健相談所に事故防止コーナーを設置すると	保健相談所
		防止の普及啓	ともに、母子保健事業をとおして乳幼児の事故防	
		発	止について普及啓発を行っていきます。	
			【平成 20 年度末の現況】	
			事故防止コーナー設置状況 4か所	
II −2−12		妊産婦の飲酒	母親学級やパパとママの準備教室および乳幼児	健康推進課、
		や喫煙の防止	健康診査・育児栄養相談等にて、妊産婦の飲酒や	保健相談所
		および受動喫	喫煙の防止、および乳幼児のいる家庭における受	
		煙による健康	動喫煙による健康被害予防の啓発と保健指導を行	
		被害予防の啓	います。	
		発		
II −2−13		SIDS(乳幼児	SIDS(乳幼児突然死症候群)について、母子健	健康推進課、
		突然死症候	康手帳・出産育児情報交付時、母親学級、パパと	保健相談所
		群)の情報提供	ママの準備教室などの事業、乳幼児健康診査の機	
			会を通じて普及啓発・情報提供を行います。	
			【平成 20 年度末の現況】	
			母子健康手帳交付、出産育児情報交付人数	
			6,800 人	
			母親学級・パパとママの準備教室受講者数	
т 0 14		本 四十級中 点	3,200 人	フケイナゼー
п −2−14		育児支援家庭	出産後間もない核家族などの育児を家事援助者	子育て支援課
т 0 1Г		訪問事業	の派遣で支援します。	/ロ /zキ+ロ=ル =r
II −2−15		1 歳児・2 歳児	1歳および2歳の誕生月に、身長・体重の計測を	保健相談所
新規		子育て相談	行い、その保護者に対して育児・栄養・歯科につ	
事業			いて保健師・管理栄養士・歯科衛生士が相談にの	
			り、子育てを支援していきます。	

3 予防接種の推進

番号	区分	事業名	事業の概要	担当課
I I −3−1		定期予防接種	予防接種法に基づき、ジフテリア・破傷風・百	保健予防課
			日咳・風しん・麻しん・日本脳炎については医療	
			機関での個別接種を、ポリオは年 2 回集団接種を	
			実施します。	
			【平成 21 年度末の現況 (見込み)】	
			接種率 100%	
Ⅱ -3-2		1 歳 6 か月児	1 歳 6 か月児健康診査時に麻しんの予防接種調	保健予防課
		健康診査時の	査を行い、未接種者に対し個別に勧奨を行います。	
		麻しん接種調	【平成 21 年度末の現況 (見込み)】	
		査と未接種者	接種率 100%	
		への勧奨		
I I −3−3		麻しん発生時	保育所・幼稚園・小学校・中学校および医師会	保健予防課
		の緊急情報提	と連携し、麻しんの発生があれば保健所に集約し	
		供	た後、速やかに医師会を通じて発生情報の提供を	
			行っていきます。	
			【平成 21 年度末の現況 (見込み)】	
			100%	

番号	区分	事業名	事業の概要	担当課
Ⅱ -3-4		4か月児健康	結核予防法に基づき、4か月児健康診査時にBC	保健予防課
		診査時におけ	G接種を実施します。	
		るBCG接種	【平成 21 年度末の現況 (見込み)】	
			BCG接種者数 6,150人	
I I −3−5		予防接種に関	生後 3 か月の子どものいる家庭に、定期予防接	保健予防課
		する適切な情	種の説明や受け方に関するパンフレットを送付し	
		報提供	ます。また、小児のインフルエンザや水痘などの	
			任意の予防接種についての情報提供に努めます。	
			海外渡航・海外帰国者等の相談に個別に対応し、	
			適切な情報提供に努めます。	

4 小児(救急)医療・周産期医療の充実

番号	区分	事業名	事業の概要	担当課
I I −4−1		妊娠高血圧症	妊娠高血圧症候群に係る医療費のうち医療保険	健康推進課
		候群等医療給	適用分を除いた自己負担分を助成します。	
		付事業	【平成 21 年度末の現況 (見込み)】	
			給付件数 8件	
п −4−2		未熟児養育医	出生時の体重が 2,000g以下、または生命力が特	健康推進課
		療給付制度	に弱く、指定医療機関に入院している 1 歳未満の	
			乳児に対して健康保険の自己負担額を給付しま	
			す。	
П −4−3		練馬区小児救	練馬区の小児救急医療の現状と課題を把握・整	地域医療課
		急医療連絡協	理し今後の小児救急医療の改善の方向を検討する	
		議会の運営	ため練馬区医師会・日本大学医学部付属練馬光が	
			丘病院·順天堂大学医学部附属練馬病院·練馬区	
			の委員により練馬区小児救急医療連絡協議会を開	
			催します。	
П −4−4		練馬区夜間救	区役所東庁舎 2 階の練馬休日急患診療所におい	地域医療課
		急こどもクリ	て、365 日の準夜帯(土曜、日曜、祝休日午後 6	
		ニック事業	時から午後 10 時、平日午後 8 時から午後 11 時)	
			に、15 歳以下の小児を対象に練馬区医師会に委託	
			して実施します。	
			【平成 20 年度実績】	
			15 歳以下 5, 187 人	
Ⅱ -4-5		特定不妊治療	医療保険が使えずに高額の医療費がかかる特定	健康推進課
		費の助成	不妊治療(体外受精および顕微授精)に要する治	
			療費の一部を助成します。	
Ⅱ -4-6	計画	病床確保事業	区内の小児医療、周産期医療、救急医療、高度	地域医療課
新規	事業		医療の機能を充実させるために、新たな病院の整	
事業			備および既存病院の増築・増床を行います。	

番号	区分	事業名	事業の概要	担当課
п −4−7		周産期医療	東京都保険医療計画により都が各医療圏単位で	地域医療課
新規		体制の充実	進める周産期医療体制の充実にかかる各事業につ	
事業			いて、練馬区が属する区西北部医療圏での①周産	
			期医療連携体制の構築、②妊婦(胎児)・新生児の	
			リスクに応じた医療提供の仕組みづくりに積極的	
			に参加していきます。	
			また、練馬区内において病床確保事業によるN	
			ICUの整備事業や分娩可能な施設整備を行うと	
			もに、区内で中核となる病院と地域の産科・小児	
			科標榜の医療機関との機能分化と連携協力体制の	
			構築を推進していきます。	

5 食を通じた子どもの健全育成

番号	区分	事業名	事業の概要	担当課
I I −5−1		食育推進ネッ	練馬区食育推進ネットワーク会議等を開催し、	健康推進課
		トワーク事業	区民、関係団体、行政が連携して食育の普及啓発	
			活動と情報交換を行い、食育を推進します。	
II -5-2		保育園児の	保育所における食育目標、年齢別食育計画表を	保育課
		食育の推進	全園に周知します。園ごとに食育の実施計画を作	
			成し、実施・評価を行うとともに、関係機関との	
			連携を進めます。	
			平成 19 年 12 月に策定した食育推進計画を踏ま	
			え、区立保育所全園で食育計画を作成するととも	
			に、園児への食習慣指導を行います。	
Ⅱ -5-3		児童福祉施設	各施設が食育目標を目指し、食育が実施できる	健康推進課
		等の指導	ように講習会や、研修会を実施します。	
			個々に対応した(アレルギー食、回復期食等を	
			含む)食事の提供ができるように、指導支援しま	
			す。 ************************************	
			【平成 21 年度末の現況(見込み)】	
T		海内でイルカ	児童福祉施設(特定給食)指導数 130 件	75 FT 14 14 5H
Ⅱ -5-4		健康づくり協		健康推進課
		力店等栄養表	ができるように、健康づくり協力店(栄養成分表	
		示事業	示している店やヘルシーメニューを提供する店、	
			栄養情報提供の店)の充実をします。	
			正しい食品選択ができるように、外食や加工食品の栄養成分表示・特定保健食品制度の普及・啓	
			ーロの未養成力表が、特定保健良品制度の自及、各一 発を行います。	
II -5-5		食育講習会・	乳幼児期の発育・発達段階に応じた適切な食事	保健相談所
поо		艮月碑自云	のとりかたや生涯にわたって健康的な食習慣の基	不胜的队员
		不良怕政	一礎を培うことができるように、一人ひとりの子ど	
			一もの「食べる力」をはぐくむための支援を行いま	
			す。平成21年度から従来の講習会に加え、1歳児	
			の保護者を対象に食育講習会を開始。	
			【平成 21 年度末の現況(見込み)】	
			実施回数 190 回	

番号	区分	事業名	事業の概要	担当課
Ⅱ -5-6		食に関する啓	区報やホームページに食生活の情報を掲載する	健康推進課、
		発事業	とともに、啓発用パンフレット等の配布により正	保健相談所
			しい食情報の普及啓発を行なっていきます。	

6 思春期における保健対策の充実

番号	区分	事業名	事業の概要	担当課
п-6-1		スクール カウンセラー	小学校および中学校に専門的知識・経験をもったスクールカウンセラーを配置し、生徒へのカウンセリング、教職員および保護者に対する助言を行います。 中学校については、全校配置が完了しているため、今後は小学校にも配置のバランスを考慮しながら拡大していきます。	教育指導課
П-6-2		心のふれあい 相談員	児童・生徒の相談相手となることで、そのストレスなどを和らげ、児童・生徒が心のゆとりをもって学校生活を送ることができるように支援するために、小・中学校に心のふれあい相談員(教職経験者や心理学専攻者等)を配置しています。 平成20年度より、小・中学校全校に配置	教育指導課
П-6-3		ネリマフレンド	小学生または中学生で、年間欠席日数が30日以上で自宅にひきこもりがちな児童・生徒のいる家庭に対して、児童・生徒の悩みの相談や話し相手となる心理学専攻の大学生・大学院生、教職志望者、教育相談の経験者等を派遣します。 【平成20年度】 5家庭へ派遣	教育指導課
Ⅱ -6-4		性感染症(エ イズ)教育	学校と連携をとりながら性感染症(エイズ)教育に協力していきます。 【平成 21 年度末の現況(見込み)】 区内私立高等学校で実施	保健予防課
II -6-5		喫煙・飲酒・ 薬物乱用防止 教育	喫煙・飲酒・薬物の乱用防止・啓発を行ってい きます。	保健相談所
II -6-6		学校保健委員会への支援	学校における健康の問題を研究・協議し、健康 づくりを推進する学校・家庭・地域を結ぶ組織と して、今後も設置校が増えるよう支援していきま す。 【平成21年度末の現況(見込み)】 小学校 50校、中学校 34校に設置	保健給食課

Ⅲ 子どもの健やかな成長を助けるため教育環境を整備します

1 生きる力を育成する学校教育

番号	区分	事業名	事業の概要	担当課
Ⅲ-1-1		学力向上事業	学力向上を図る取組を推進します。 ・個に応じた指導の充実を図ります。 ・学力調査を区内全校で実施します。 ・学習内容の確実な定着を図る授業改善のための 授業提案を行います。	教育指導課
Ⅲ-1-2	事業	少人数指導等 指導方法の充 実	児童・生徒の基礎学力の向上と個性に応じたきめ細かな指導の充実を図ります。 ・ 少人数指導 ・ 習熟度別指導 ・ ティームティーチングの実施	教育指導課
Ⅲ-1-3		国際理解教育	中学校を対象として外国人指導助手を派遣し生徒の実践的コミュニケーション能力と異文化理解の向上を図ります。また小学校に英語活動指導員を派遣し、英語に親しむ活動を行います。 日本語の語学力不足のために、学校生活に支障のある帰国・外国人児童生徒に対して日本語指導等を充実します。	教育指導課
Ⅲ-1-4		中学校生徒 海外派遣事業	区立中学校生徒をオーストラリア・クイーンズランド州イプスウィッチ市に派遣し、相互交流をとおして異なる文化生活習慣を直接体験し、友好親善を深めるとともに、将来にわたり国際社会に貢献できる中学生を育成します。	教育指導課
ш−1–5		キャリア教育	児童・生徒一人ひとりに、望ましい職業観・勤労観および職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育に努めます。職場体験場所を確保するため、企業への協力を継続していきます。	教育指導課
Ⅲ-1-6		校外授業	集団生活の体験や、自然や歴史・文化に親しむ 機会を提供するため、小学校の移動教室、中学校 の臨海・林間学校、スキー教室・修学旅行などを 実施します。	保健給食課
Ⅲ −1−7		個を尊重する 価値観の育成	一人ひとりの自己実現を目指す教育内容の工夫 を行い、授業改善を図るための研修の実施など、 個に応じた指導等の充実を図ります。	教育指導課
Ⅲ-1-8		男女平等をは じめとする人 権教育の推進	あらゆる偏見や差別をなくすための人権教育を 推進する教職員研修、環境整備等、男女平等、人 権尊重の視点による生活指導・進路指導の充実、 教育相談体制を確立します。	教育指導課

番号	区分	事業名	事業の概要	担当課
Ⅲ-1-9		サポートチーム	児童・生徒の問題について、複数の機関が連携	教育指導課
			して支援する必要があると判断されるケース(下	
			記の例)について、必要とされる関係機関の実務	
			担当者による「チーム」をつくり、各機関の業務	
			内容に基づき相互に連携して対応します。	
			(1) 出席停止の児童・生徒への対応	
			(2) 児童・生徒の問題行動発生時の対応	
			(3) 児童・生徒の問題行動の予兆が見られたと	
			きの対応	
			(4) 児童・生徒の健全育成に関わる対応	
			平成 17 年 4 月から平成 21 年 9 月までで、12 件	
			の対応を行いました。	
Ⅲ-1-10	計画	教育相談	教育に関する子ども・保護者・教育関係者の相	総合教育
	事業		談に応じます。区民がより身近なところで相談が	センター
			受けられるよう、実施箇所数と相談員数を充実し	
			ます。	
Ⅲ -1-11		適応指導教室	不登校児童・生徒に居場所を提供し、相談を通	総合教育
			じて心の安定を図るとともに、個々の状況に応じ	センター
			た多様な活動を指導することにより、学校への復	
			帰を支援します。	
Ⅲ-1-12		特色ある学校	地域の特色を生かしたり、地域の人材を活用す	教育指導課
		づくりの推進	るなどして、講演会や体験学習を実施し、各学校	
			や幼稚園が創意工夫し、地域とのつながりを生か	
			して、特色ある学校づくりを推進します。	
Ⅲ-1-13		学校評議員制	平成 20 年度までにすべての区立幼稚園、小中学	教育指導課
		度	校に学校評議員の配置が完了しましたが、今後は	
			学校評議員制度がより活発化するよう支援し、開	
			かれた学校づくりを推進します。	
Ⅲ-1-14		学校施設整備	学校施設の耐震補強工事、校庭の芝生化・屋上	施設課
			緑化等を行い教育環境を整備します。	
Ⅲ-1-15	計画	小中一貫・連	平成 23 年 4 月に小中一貫教育校(1 校)を開校	新しい学校
	事業	携教育の推進	します。	づくり担当課
			小中一貫教育校の取組と成果をすべての小中学	
			校に情報提供し、小中連携教育の推進を図ります。	=,
Ⅲ-1-16	計画	特別支援学級	知的障害学級および情緒障害等通級指導学級を	学務課
_ ,	事業	の設置	新設します。	() A 10 1
Ⅲ-1-17	計画	(仮称)学校	総合教育センターを発展的に改組し、教職員の	総合教育
	事業	教育支援セン	研究 • 研修事業や教育相談事業などを拡充します。 	センター
- 4 10	=:	ターの整備	<u> </u>	14-an am
Ⅲ-1-18	計画	校舎等の耐震	学校校舎・体育館の耐震補強工事を実施し、23	施設課
	事業	化の推進	年度までに全ての校舎・体育館を Is 値 0.7 以上と	
TT 1 10	=1	7. 1911 1 mm +		+/-=n.==
Ⅲ-1-19	計画	みどりと環境	校庭芝生化、屋上緑化およびみどりのカーテン	施設課
	事業	の学校づくり	等緑化工事を実施します。	
		の推進		

番号	区分	事業名	事業の概要	担当課
Ⅲ −1−20	計画	区立学校 •	「第一次実施計画」に基づき、平成22年4月に	新しい学校
	事業	区立幼稚園の	4 校の統合新校(光が丘地区)を開校します。また、	づくり担当課
		適正配置	「第二次実施計画」を策定し、区立学校・区立幼	
			稚園の適正配置を推進します。	

2 家庭教育への支援の充実

番号	区分	事業名	事業の概要	担当課
Ⅲ −2−1		家庭教育講演	家庭教育に関する保護者対象の講演会および不	総合教育
		会	登校の子どもを持つ保護者対象の講演会を、それ	センター
			ぞれ年2回行います。	
Ⅲ −2−2	計画	子育て学習講	子育て学習のほか、家庭教育支援となる講座を	生涯学習課
	事業	座	提供します。特に、これまでの子育てを中心とし	
			た講座(21年度80講座)に加えて、親育ちといっ	
			た視点を取り入れた学習会を区がパイロット的に	
			実施し、地域の団体に広めていくなど、親力を高	
			める事業を推進していきます。また、男親が参加	
			できるよう、講座内容の充実を図ります。	

3 地域の教育力の向上

番号	区分	事業名	事業の概要	担当課
Ⅲ-3-1		青少年委員活動	青少年の余暇活動の充実や青少年団体の育成、 青少年指導に対する援助、官公署、学校および青 少年団体相互の連絡に関すること等を行います。 子ども会事業に地域活動スタッフを始め青少年 を積極的に活用していく取組は徐々に浸透してい ますが、今後もさらに浸透するよう各委員への働 きかけを行っていきます。	青少年課
Ⅲ-3-2		青少年育成地 区委員会活動	子どもの参加型事業、環境浄化活動等を通じて、 自ら考え、決定していく力を養い、青少年の健全 な育成に寄与します。 地区委員の高齢化が進み新しい事業の展開が難 しくなっていることから、ジュニアリーダーOB の参加等、中高生が主体的に事業にかかわり積極 的に参加していけるような方策を検討していきま す。	青少年課
ш-3-3		非行防止対策	「子どもたちを健やかに育てる運動」事業を推進し、地域、学校および行政が一体となって青少年の非行行為を防止するよう促します。また、社会を明るくする運動を実施し、青少年の非行防止と環境改善に寄与します。 「社会を明るくする運動」のさらなる普及啓発とともに、「健やか運動協力店」の設置等、特に子どもの万引き防止に向けて注意や呼びかけを行います。	青少年課

番号	区分	事業名	事業の概要	担当課
Ⅲ −3−4		総合型地域	子どもの多様な体験活動の機会の充実や世代間	スポーツ
		スポーツクラ	の交流を促進し、多様なスポーツニーズに応える	振興課
		ブ (SSC) の	ため、各区民体育館に 1 つの総合型地域スポーツ	
		育成•支援	クラブ(SSC)が設立され、地域住民が主体と	
			なり運営しています。	
			今後は、それぞれのSSCがより自立的に活動	
			できるよう、研修や事業委託等の側面支援をして	
			いきます。	
Ⅲ −3−5		ボランティア	平成 21 年 3 月に「練馬区子ども読書活動推進計	光が丘図書館
		養成講座▫	画(第二次)」を策定しました。計画に基づき、地	
		講習会	域の施設や区立図書館などで読み聞かせやブック	
			スタート事業などを行う読書活動ボランティアの	
			育成拡大と活用を図ります。	
			具体的には、読み聞かせボランティア育成講習	
			会、布の絵本講習会等を実施し、ボランティア育	
			成講習会修了者の活用を図ります。	

4 幼児教育の充実

番号	区分	事業名	事業の概要	担当課
Ⅲ −4−1		私立幼稚園へ	私立幼稚園に対して、教育環境整備等の補助を	学務課
		の助成	行い、幼児教育の充実を図ります。	
Ⅲ −4−2		私立幼稚園等	区立幼稚園児の保護者の負担と私立幼稚園児の	学務課
		園児保護者負	保護者の負担の均衡を図るよう適切な補助をおこ	
		担軽減費等の	なうことで、幼児の就園を奨励していきます。	
		支給		
Ⅲ −4−3		幼稚園におけ	幼稚園と小学校の連携の実施状況を把握すると	学務課
		る幼小連携の	ともに、各園に対して連携の取組についての情報	
		推進	提供や情報交換を進めていきます。	

IV 子どもと子育て家庭を応援するまちづくりを進めます

1 居住環境の整備と子育てバリアフリーのまちづくり

番号	区分	事業名	事業の概要	担当課
IV-1-1		住宅に関する情報の提供	区民向けに、①公的な賃貸住宅の入居・募集情報の提供、②住宅に関する各種助成情報などを中心とした住宅施策ガイドを発行(隔年)しています。また、ホームページ等により、随時最新の情報を提供していきます。	住宅課
IV-1-2		区営住宅の設置・管理	低所得の住宅に困窮している区民の入居機会を増やすため、第3次住宅マスタープラン策定のなかで区営住宅整備について検討を行います。また、若年ファミリー世帯やひとり親世帯に対し、全体のバランスを見ながら募集枠を確保していくほか、子どもが3人以上の世帯に対する優遇倍率制度を引き続き実施していきます。 【平成21年度末の現況(見込み)】 区営住宅 793戸	住宅課
IV-1-3		公共施設整備 におけるユニ バーサルデザ インの推進	だれもが利用しやすい施設づくりを目指します。そのため、施設整備の際に協議を行うことなどにより、公共施設整備のユニバーサルデザインを推進します。	施設管理課、建築課
IV-1-4	事業	鉄道駅および 駅周辺のデザ インの促進	だれもが安全で快適に暮らせ、社会参加できる環境を創出するため、バリアフリー法の目標年である平成22年までに、区内にある21のすべての駅のバリアフリー化の完了に向けて、鉄道事業者が実施する駅のエレベーターなどのバリアフリーを設め整備に対して補助を実施します。また、区内の鉄道施設におけるバリアフリーの状況を確認するとともに課題を抽出し、さらなる設備の充実を図ります。 このほか、駅周辺や「だれでもトイレ」の設置などについても、ユニバーサルデザインの考え方に立って、施設を整備します。	交通企画課
IV-1-5	計画事業	歩道のバリア フリー化	安全で快適な歩行者空間を確保するとともに魅力あるまち並みを形成するため歩行者横断部を改良し、また電線類を地中化します。	計画課
IV-1-6	計画 事業	公園へのだれ でもトイレの 設置	安心して外出できる環境整備の一環として、公園新設および大規模改修時に、障害者や子ども連れでも利用できる「だれでもトイレ」を設置するとともに、バリアフリー化を進めます。	公園緑地課

2 安全・安心のまちづくり

番号	区分	事業名	事業の概要	担当課
IV-2-1		交通安全の	区報や交通安全講習会などを通じて、交通安全	交通安全課
		普及・啓発	思想の普及啓発を行います。	
			中学生に対するスタントマンを活用した講座等	
			の開催や、小学校 1 年生へのランドセルカバーの	
			配布等を行います。	

番号	区分	事業名	事業の概要	担当課
IV-2-2	計画	自転車運転	実技指導と筆記試験により、子どもに自転車運	交通安全課
	事業	免許制度	転のルール・マナーを教え、自転車に関する正し	
			い知識を身につけた子どもに、自転車安全運転カ	
			一ドを発行します。子どもに自覚を持たせること	
			により、自転車による交通事故の防止に努めます。	
			未実施校への周知と理解を求め、より多くの児童	
			を対象に事業を実施していきます。	
IV-2-3		交通安全教育	小学生に交通規則や、横断歩道の渡り方、自転	教育指導課
			車運転時の注意などを教え、交通安全意識の啓発	
			に努めます。	
IV-2-4		防犯情報の	引き続き、警察署等から収集した犯罪情報や不	安全・安心
		収集・提供	審者情報について、区のホームページに専用のペ	担当課
			一ジを設置し掲載するとともに、町会・商店会・	
			PTA などの地域住民団体に提供します。また、	
			希望する個人には、安全・安心メールにより配信し	
			ていますが、周知とともに配信内容、配信手順に	
			ついてもより効果的な方向を目指し検討していき	
			ます。	
			このほか、「地域安全マップ」の情報収集・シス	
			テムについては、区のホームページへの公開を目 **!	
πτ 0 E		***	指します。	r . 7⁄2 =⊞
IV-2-5		学校安全安心	保護者や地域住民に、ボランティアとして、区	庶務課
		ボランティア 事業	立小学校の玄関付近で来校者への声かけなどの活動をしていただき、授業時間中における児童の安	
		尹禾	動をしていたださ、投業時間中にあける児童の女 全を高めるとともに、ふれあい給食などを通じた	
			エを同めることもに、ふれめい相段などを通じた ボランティアと児童の交流を進めます。	
			一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	
			できるよう、小学校教職員やボランティアへの啓	
			発活動を充実していきます。	
IV-2-6	計画	地域パトロー		安全・安心
1, 5	事業	ル体制の充実	や資材の提供等による支援や、防犯設備整備への	担当課
	7.7	72 11/11/10/2020	助成等、地域団体の防犯・防火活動の支援や組織	J_ J PK
			体制の強化を推進します。	
			地域の住民組織による防犯活動の取組が困難な	
			部分について、安全・安心パトロールカーの効率	
			的な運用や区関係部署、区内各警察署・消防署と	
			の連携を図りながら防犯防火事業を実施します。	
IV-2-7		防犯に関する	警察や関係団体と協力して、防犯に関する啓発	安全・安心
		意識啓発	冊子を作成し、地域団体等に配布しています。ま	担当課
			た、地域において専門家による防犯講習や防犯訓	
			練を実施する場合には、講師派遣等の必要な支援	
			を行っています。	
			さらに区民の防犯意識の啓発を図るため、防犯	
			イベント等を開催します。	
IV-2-8		児童館、保育	児童館・保育所等において、危機管理マニュア	子育て支援課、
		所等の危機管	ルを時勢に合わせて見直していくとともに、マニ	保育課
		理マニュアル	ュアルに基づき防犯訓練(図上・実施)や講習会	
		の作成等	などを実施します。	

番号	区分	事業名	事業の概要	担当課
IV-2-9		子ども防犯 ハンドブック の配付	親子で防犯について話しあう教材として、小学1年生、4年生の児童全員に、「子ども防犯ハンドブック」を配付します。また学校でも副読本として活用します。	青少年課
IV-2-10		セーフティ教室	児童生徒の非行防止と犯罪被害防止を目的に、 警察署などと連携して学校がセーフティ教室を実施します。警察官などによる授業を保護者や地域 関係者にも参観していただき、授業後に学校・警 察署・保護者・地域の関係者で協議会を開催します。	教育指導課
IV-2-11	計画 事業	児童・生徒の 地域における 緊急避難所の 設置	主に通学路等で、児童・生徒が犯罪に巻き込まれそうになった時、助けを求め「駆け込むことのできる」場所を、区民の協力を得て確保し、犯罪発生を抑止します。 引き続き、すべての小学校学区域により多くの緊急避難所が設置できるように、地域の実施団体へ働きかけていきます。	青少年課
IV-2-12		防犯設備設置に係る助成	地域住民組織などが、犯罪防止を目的として、 不特定多数の者が出入り、または往来する場所に、 防犯カメラ・防犯灯などの防犯設備を設置する場 合に助成を行います。今後は繁華街を中心に、対 策を強化します。	安全・安心 担当課
IV-2-13		防犯用品・防 犯機器の普及 促進	小中学生に防犯ブザーを配付します。また、防 犯用品・防犯機器販売業者団体等と協定を結び、 区民に防犯用品・防犯機器をあっせんします。	安全·安心 担当課
IV-2-14		雑誌自動販売 機等実態調査	青少年の健全育成と非行防止のために、雑誌や ビデオテープなど青少年の健全な育成に有害と思 われる自動販売機の実態を調査し、実態を把握す るとともに、場合によっては撤去を促します。	青少年課
IV-2-15	計画 事業	子ども安全学 習講座	子どもが安全にかつ安心して生活するために、 子ども自身が考え行動できるような実践的な内容 の講座や、地域での取組を推進していくような講 座を、引き続き実施していきます。	生涯学習課
IV-2-16	事業	地域防犯防火 連携組織の確 立	小学校区を基本単位としながら、地域の実情に 応じた範囲を組織の単位として、地域団体、区、 学校、警察など関係機関の連携を進めていきます。 連携組織については、新たに組織を構築する他、 防犯、防火などですでに連携が見られている地域 では、既存組織の強化による組織構築を進めます。	安全・安心 担当課

番号	区分	事業名	事業の概要	担当課
IV-2-17	計画	情報教育推進	子どもにとって有害な情報の実際を学ぶととも	生涯学習課
	事業	事業	に、大人として地域として取り組むことのできる	
			予防(子どもにパソコンや携帯電話を買い与える	
			際に注意すべきことなど)や対策について考えま	
			す。また、学校裏サイトにおけるいじめなどの実	
			態をとおして、インターネットと人権侵害につい	
			ても考える機会とします。	
			今後も、区内全小中学校で実施している「情報	
			モラル講習会」と連携して実施していくほか、情	
			報を読み取る力を身につけ悪意のある情報から自	
			らの身を守れるよう、情報リテラシ一教育を展開	
			していきます。	
IV-2-18		情報通信シス	子ども特に小学生が不審者による犯罪に巻き込	安全•安心
新規		テムを活用し	まれることのないよう、ICタグ等情報通信シス	担当課
事業		た防犯システ	テムを活用した防犯システムの構築に向けた研究	
		ムの研究	を行います。	

V 支援が必要な子どもと子育て家庭を応援します

1 児童虐待防止対策の充実

番号	区分	事業名	事業の概要	担当課
V-1-1		子ども家庭支援	子ども家庭支援センター5か所において、区民か	子育て支援課
		センターにおけ	らの児童虐待通報や相談を受けます。	
		る児童虐待に関	児童虐待通報については、東京都児童相談セン	
		する相談	ターと連携して子どもの安否の確認を最優先にし	
			ます。	
			保護者からの相談については、子どもと家庭の	
			問題解決のために、関係機関との連携の充実に努	
			めます。	
V-1-2		その他の機関	日常的な相談の中から児童虐待を早期に発見	総合福祉
		における児童	し、関係機関と連携しながら、適切な援助を行い	事務所、
		虐待に関する	ます。	保健相談所、
		相談	<総合福祉事務所>	子育て支援課、
			<保健相談所>	総合教育
			<児童館>	センター
			<総合教育センター>	
V-1-3		児童虐待防止	平成 16 年 3 月発行(平成 20 年 12 月改訂版発行)	子育て支援課
		マニュアルの	の「児童虐待防止マニュアル」を、時勢に合わせ	
		改訂	て改訂します。	
V-1-4		児童虐待防止	児童福祉法第 25 条の 2 に基づき、練馬区要保護	子育て支援課
		ネットワーク	児童対策地域協議会を引き続き運営し、ネットワ	
		の強化・啓発	一クの強化とともに、児童虐待について周知する	
			ことで保護者や地域の理解が得られるよう啓発活	
			動を進めるなど、児童虐待防止対策の充実を図り	
			ます。	
V-1-5		心の相談事業	保護者から受ける相談について、深刻な悩みに	子育て支援課
			は、心の相談事業の参加を案内し、母親同士のグ	
			ループミーティングを通じて考え、話しあうこと	
			で参加者自身の「育てる力」の向上と、虐待予防	
			を図ります。	

2 ひとり親家庭の自立の支援

番号	区分	事業名	事業の概要	担当課
V-2-1		ひとり親家庭 の各種相談	母子自立支援・婦人相談員または面接員が生活 全般の相談を受けます。ひとり親家庭が自立した 生活をおくれるよう、区内外関係機関との連携に より、必要な支援につなげられるようにしていき ます。	総合福祉 事務所
V-2-2		女性に対する 暴力専門相談	夫の暴力など女性に対する暴力に関する相談を受けます。平成 21 年度から、相談日数・時間および相談場所を増やし、より多くの人の相談に応じられるようにしています。 【平成 21 年度末の現況(見込み)】 個別相談 400 人 グループミーティング 150 人	人権・男女 共同参画課

番号	区分	事業名	事業の概要	担当課
V-2-3		女性および母	夫等からの暴力により、保護を求めてくる女性	人権・男女
		子緊急一時保	および母子を、区で独自に確保した施設や東京都	共同参画課、
		護	等の施設で、一時的に保護します。	総合福祉事務所
			【平成 21 年度末の現況 (見込み)】	
			3か所4室(区が確保している施設)	
V -2-4		母子生活支援	配偶者のいない母親とその子どもを保護し、経	総合福祉
		施設	済的自立を促し、安心して児童の養育ができるよ	事務所、
			うにします。	子育て支援課
			また、入所した世帯が社会に適合し、自立した	
			生活が営めるように援助・指導を行います。	
			【21 年度末の現況(見込み)】	
			1 か所、20 室	
V-2-5		ひとり親家庭	ひとり親家庭の母および父の就労に際して主体	総合福祉
		就労支援事業	的な能力開発を支援するため、自立支援教育訓練	事務所
			給付金事業、高等技能訓練促進費事業を実施しま	
			す。支給対象をひとり親に拡大したことに伴い、	
			事業の周知を図ります。	
V-2-6		各種資金の貸付	母子福祉資金、女性福祉資金、応急小口資金、	総合福祉
			高等学校進学準備資金の貸し付けを行い、経済的	事務所
			自立、生活の安定、生活意欲の増進を図ります。	
			区が実施する各種資金のこれらの貸付や関連するため、大きながある。	
			る施策(東京都や社会福祉協議会が実施する貸付)	
			の活用が、相談者の状況に応じ、より効果的に行	
			えるよう、PRしていきます。 【巫は21.5度まの現況(見込む)】	
			【平成 21 年度末の現況(見込み)】 母子福祉資金 710 件	
			女性福祉資金	
			応急小口資金 483 件	
			高等学校進学準備資金 40件	
V-2-7		児童扶養手当	父が離婚や死亡などでいないか、父が重度の障	子育て支援課
		の支給	害者の 18 歳までの児童(障害がある場合は 20 歳	. 日、人」及所
			未満) のいる家庭に手当を支給し、生活の安定と	
			自立の促進を図ります。国の制度で、所得制限が	
			あります。	
			- 支給額:	
			1 人目 41,720 円	
			(一部支給は 41, 710 円~9, 850 円)	
			2 人目 5,000 円	
			3 人目以降 3,000円 (月額)	
			【平成 21 年度末の現況 (見込み)】	
			受給世帯 4,300世帯	
			対象児童 6,400人	
			※平成22年8月に、父子家庭も支給対象とする内	
			容の制度改正が予定されています。	

番号	区分	事業名	事業の概要	担当課
V-2-8		児童育成手当	父または母が死亡・離婚等でいないか、父また	子育て支援課
		(育成手当)	は母が重度の障害者の18歳までの児童の保護者に	
		の支給	手当(支給額 1人 13,500円(月額))を支給し、	
			生活の安定と自立の促進を図ります。東京都の制	
			度で、所得制限があります。	
			【平成 21 年度末の現況 (見込み)】	
			受給世帯 5,900世帯	
			対象児童 8,500人	
V-2-9		ひとり親家庭等	父または母が死亡・離婚等でいないか、父また	子育て支援課
		医療費の助成	は母が重度の障害者の 18歳(障害がある場合は 20	
			歳未満)までの児童のいる家庭に医療証を交付し	
			て、医療費の一部を助成します。東京都の制度で、	
			所得制限があります。	
			(一部負担内容)	
			住民税課税世帯:	
			自己負担分の1割と	
			入院時食事療養費標準負担額	
			住民税非課税世帯:	
			入院時食事療養費標準負担額	
			【平成 21 年度末の現況 (見込み)】	
			受給者数 3,500 世帯	
			対象者 4,900人	
V-2-10		ひとり親家庭	小学生以下の児童のいるひとり親家庭の母親や	総合福祉
		ホームヘルプ	父親あるいは児童が、一時的な疾病などで日常生	事務所
		サービス事業	活に困った場合、ひとり親家庭になった直後で生	
			活が不安定な場合、親族等の冠婚葬祭に親が出か	
			ける場合等にホームヘルパーを派遣し、子どもの	
			世話・食事の介助等の援助を行います。なお、派	
			遣時間については、午後 10 時までです。	
			【平成 21 年度末の現況 (見込み)】	
			延べ 300 世帯	
			延べ 24,700 時間	
V-2-11		ひとり親家庭	ひとり親家庭等がレクリエーションその他休養	総合福祉
		等休養ホーム	のために、区が指定する宿泊施設を利用する場合	事務所
		事業	に、宿泊料金の一部を区で補助することにより、	
			ひとり親家庭等の福祉の増進を図ります。	
			【平成 21 年度末の現況(見込み)】	
			利用泊数 大人 480 泊	
			子ども 260 泊	
			施設数 21 施設	

3 障害児の健全な発達の支援

番号	区分	事業名	事業の概要	担当課
V-3-1		発達に心配の ある子どもに 対する診察・ 相談	発達に心配のある子どもについて、専門医が診察を行い、専門スタッフが相談に応じます。平成24年度に開設予定の(仮称)こども発達支援センターに、乳幼児および学齢児の相談を移行し、事業の充実を図ります。 【平成21年度末の現況(見込み)】 相談件数3,600件	障害者サービス 調整担当課
V-3-2		心身障害者 (児)歯科相談	心身に障害を有する者および児童とその保護者 (介護者)に対する歯科相談を、練馬つつじ歯科 診療所で練馬区歯科医師会に委託して実施しま す。	地域医療課
V-3-3		心身障害者 (児)歯科診療	心身に障害を有し一般の歯科診療所では治療が 困難な者および児童に対する歯科診療を、練馬つ つじ歯科診療所で練馬区歯科医師会に委託して実 施します。	地域医療課
V-3-4		障害児の早期 療育	発達に心配のある子どもが抱える課題を、保健・医療・福祉・保育等の関係機関の連携によりできるだけ早期に発見し、必要な療育を行うことによって、障害の軽減や基本的生活能力の向上を図ります。対象者を乳幼児から高校生までに拡大し機能を強化するために、心身障害者福祉センターの実績を踏まえて、(仮称)こども発達支援センターを整備します。 心身障害者福祉センター(幼児部門)の機能は、(仮称)こども発達支援センターに移行します。 【平成21年度末の現況(見込み)】 心身障害者福祉センター、通所定員 102名	障害者サービス調整担当課
V-3-5	計画 事業	特別支援教育 に関わる教員 の専門性の向 上	特別支援教育理解のための研修、特別支援教育 コーディネーター養成のための研修を充実させ、 教員の専門性の向上を図ることにより、特別支援 学級および通常学級における特別支援教育の一層 の充実を図ります。	教育指導課
V-3-6		幼稚園におけ る障害児教育	区立幼稚園では障害があると思われる幼児を各園若干名受け入れています。私立幼稚園については、障害児を受け入れている園に区が保育委託を行い、受入れ園の広がりを図っています。 さらに、発達障害児等特別な配慮を要する幼児が私立幼稚園に入園した場合、園がクラス担任以外の補助員を配置する経費の一部を助成します。 幼稚園を卒園した後、小学校へ就学する際に、切れ目のないよう適切な連携を図っていきます。	学務課

番号	区分	事業名	事業の概要	担当課
V-3-7		障害児保育	原則として、集団での保育が可能な、身体障害	保育課
			者手帳3級・愛の手帳3度以下程度の中軽度な障	
			害をもつ満 3 歳以上の児童を、保育所で受け入れ	
			ます。今後、年齢枠を撤廃することで、0~2歳児	
			の受入れも行い、保護者ニーズに応えていきます。	
			また、保育所を卒園した後、小学校へ就学する	
			際に、切れ目のないよう適切な連携を図っていき	
			ます。	
			【平成 21 年度末の現況 (見込み)】	
			受入れ人数	
			区立保育所 153名	
77.0.0		***	私立保育所 51 名	フナーナ 原田
V-3-8		学童クラブで		子育て支援課
		の障害児の受		
		入れ等	各3名)、計190名の受入れ枠がありますが、発達	
			障害や注意欠陥多動性障害等の新たな障害による 近年の需要の増大に対応するため、受入れ枠を拡	
			近年の需要の項人に対応するため、受人化性を拡 大していきます。	
			へしていさより。 また、地域で暮らす重い障害のある児童の放課	
			後の居場所の提供を検討します。	
V-3-9		特別児童扶養	20 歳未満で中度以上の障害のある児童を養育す	子育て支援課
V 0 3		手当の支給	る保護者に手当を支給します。国の制度で、所得] 月(又)及1水
		1 100	制限があります。	
			1級 50,900円(月額)	
			2級 33,900円(月額)	
			【平成 21 年度末の現況(見込み)】	
			受給者数 600 人	
V -3-10		児童育成手当	心身に一定程度の障害がある20歳未満の児童を	子育て支援課
		(障害手当)	養育する保護者に手当(支給額 1 人 15,500円(月	
		の支給	額)) を支給します。東京都の制度で、所得制限が	
			あります。	
			【平成 21 年度末の現況 (見込み)】	
			受給世帯 450 世帯	
			対象児童 470 人	
V-3-11	計画	心身障害者	重度の心身障害者(児)の日常生活を容易にす	障害者サービス
	事業	(児)に対す	るため、浴室、トイレ、玄関等の改善工事などに	調整担当課
		る住宅改造・	対する「住宅設備改善費の給付制度」の普及に努	
77 0 10	=1	改善の助成	めます。	7 to
V-3-12	計画	心身障害者	心身障害児の必要なサービスが十分に供給され	障害者サービス
	事業	(児)に対す	るよう、また、心身障害児の家族の病気や事故、	調整担当課
		る居宅系サー	レスパイト(休養)などのため、一人ひとりのニーズを押提し、効率的効果的な民党を共一ビス(民	
		ビスの充実	一ズを把握し、効率的効果的な居宅系サービス(居 宅介護・重度訪問介護・行動援護・重度障害者等	
			七川護・里及の同川護・行動振護・里及障害有寺 包括支援・短期入所・児童デイサービス)の提供	
			己枯又猿・短朔人所・兄童ディリーこ人)の徒侠 の充実を図ります。	
	I		ツル大で囚りより。	

番号	区分	事業名	事業の概要	担当課
V-3-13	計画 事業	日常生活を容 易にするため の各種援助	重度の心身障害者(児)に対して、日常の生活を容易にしたり、介護者の負担を軽減するための用具を給付または貸与します。心身障害者(児)のニーズに配慮した給付品目や給付体制を検討します。	障害者サービス 調整担当課
V-3-14		福祉タクシー 等事業	外出困難な心身障害者(児)の生活圏を拡大することを目的として、福祉タクシー券の支給、自動車燃料費の助成およびリフト付タクシーの円滑な供給を行います。	総合福祉事務所
V-3-15		チェアキャブ 運行事業への 補助	歩行困難で外出時に車イスを常時使用する障害 児の社会参加を進めるために、練馬区社会福祉協 議会が実施するチェアキャブ運行事業の事業運営 費を補助します。	障害者施策 推進課
V-3-16		民間幼児・児 童訓練教室に 対する運営費 の助成等	通所訓練事業などを行っている民間幼児・児童 訓練教室に運営費を助成します。また、教室への 通所バスを運行します。	障害者施策 推進課
V-3-17		特別支援教育の推進	児童・生徒一人ひとりの障害の状態や特性などに応じた教育を行うとともに、地域バランスを考慮しながら特別支援学級を増設します。 (仮称)こども発達支援センターの開設を踏まえ、幼稚園・保育所・小中学校・高等学校から成人まで、ライフステージに応じた適切な相談支援体制のネットワーク整備を進めていきます。 また、学校巡回相談、交流および共同学習等の実施、特別支援教育についての理解啓発に取り組みます。	学務課、教育指導課
V-3-18 新規 事業	事業	(仮称) こども 発達支援セン ターの整備	発達に心配のある子どもが抱える課題を早期に 発見し、発達を支援するため、相談・療育事業を 実施してきた心身障害者福祉センターの実績を踏 まえ、より機能を強化するため、(仮称)こども発 達支援センターを整備します。 (仮称)こども発達支援センターの機能として は、相談、通所による療育、関係機関への支援と 連携、家族への支援、地域住民の啓発などを想定 しています。	障害者サービス 調整担当課

VI 計画の着実な推進を図ります

1 計画を推進する仕組みづくり

番号	区分	事業名	事業の概要	担当課
VI-1-1		次世代育成支 援推進協議会 の設置	行動計画の実施状況の把握・点検に区民の意見 を反映させるため、公募区民、団体代表、学識経 験者等で構成する「練馬区次世代育成支援推進協 議会」を設置します。 また、協議会には、施策に関する問題提起や提 案を行っていただき、次世代育成支援施策の推進 に努めます。	子育て支援課
VI-1-2		行動計画の実施状況の公表 と区民意見の 反映	計画で示した施策の推進や、事業の実施にあたっては、定期的に計画の実施状況を把握・点検することが必要です。計画の実施状況を、年度ごとに把握・点検し、区報、ホームページなどで公表します。区民の方から意見をいただき、計画の実施に反映させます。	子育て支援課
VI-1-3		行政評価制度 の活用	行政評価制度を活用して、施策の評価や事業の 評価を実施することによって、成果重視の計画の 推進を目指します。	各課
VI-1-4		区民参加によ る評価制度の 活用	保育所、学童クラブなどの施設について、第三 者評価や利用者(保護者)アンケートを実施し、 区民の意見を反映したよりよい運営を目指しま す。	各課
VI-1-5		施設の管理運営、業務の委託等の推進	区民、民間との協働による効率的で効果的な施設の管理運営や業務の実施を目指して、保育所、 学童クラブ、地区区民館などの管理運営などの委託化を進めます。	各課
VI-1-6		区の推進体制の整備	関係部長で構成する次世代育成支援行動計画推進委員会を設置し、関係組織が連携した計画の推進と進行管理を行います。 また、子どもに関わる組織を再編強化し、計画の推進体制を整備します。	子育て支援課 等
VI-1-7 新規 事業		第三者評価の 受審	利用者へのサービス向上を図るため、区・私立 保育所、認証保育所や障害福祉サービス事業所に おいて、自己評価の実施および第三者評価の受審 を支援します。	保育課 障害者サービス 調整担当課

練馬区次世代育成支援行動計画

事業案内

次世代育成支援行動計画の事業のうち、計画事業や区民の皆さんに密接な事業を中心にご紹介します。 平成22年度から26年度までの5年間で取り組む事業ですので、まだ実施していない事業や、施設によっては 実施していない事業もあります。

区では、行動計画の達成に向けて全力をあげて取り組みます。

区民の皆さんや事業者の皆さんも一緒に、子どもと子育て家庭を応援してください。

場面	出産まで	0~3歳	4~5歳	小学生	中·高校生					
I子どもたち	の「育つ力」と子育て	家庭の「育てる力」を	応援します							
情報が欲しい	子どもと子育てに関す	る情報の一元的な発信	ホ−	-ムページや印刷物により効果	的な情報提供を行います。					
	子ども家庭支援センターの整備 子育てに関する総合相談窓口									
相談したい	地域における子育て相]談(保健相談所)	談(保健相談所) 保健師、管理栄養士、歯科衛生士などが相談を受けます。							
Marie Contraction of the Contrac		地域における子ども相 ●児童館 児童指導の職員が相談を受けます。	児童指導の職員が相談を受 園長・栄養士・看護師などが 園長などが相談を受けます。 相談員が相談を受けま							
仲間を		子育てのひろば	乳幼児と親同士が自由に交流	する場を設置します。						
つくりたい 子どもと 一緒に遊び		児童館等における子育	育て支援事業を通じた交流	である。 児童館、地区区E 保健相談所で行	R館、厚生文化会館、 います。					
たい	aus	保育所・幼稚園における	子育て家庭の交流の促進		を通して交流を行います。 れあい給食」も行います。					
子育ての手助けが		ファミリーサポート事	業	区民同士の助け	合いで子育てを支援します。					
したい		放課後児童等の広場	事業(放課後児童の広場、乳幼児	の一時預かり、子育てのひろば))	地域の団体が、放課後等家庭で 保育ができない児童の保育など を行い、子育てを支援します。					
	-	保育所待機児童の解える。 ●保育所認可保育がで保育を行います。 ●家庭福祉員、駅型グループ保区が認定した家庭福祉員の自宅	●認証保育所 都が認証した保育施設で、保育を		私立認可保育所の新設、 既設の認可保育所の 増改築等による定員増 および認証保育所の新 設などにより、待機児 童の解消を図ります。					
	保護者が働いているので 預かってもらいたい	幼稚		私立幼稚園で保育所の入所要 対象に、保育所と同じ時間の保						
			きない児童の保育を行います。 害のある児童は6年生まで)	学童クラブ 事業						
預かって もらいたい	_			放課後児童等の広場 事業(民間学童保育)	地域の団体が、放課後等 家庭で保育ができない児 童の保育を行います。					
9507201	もう少し遅くまで 預かってもらいたい	延長保育		開所時間の延長と、実施園を拡	大します。					
	日曜・祝日も 預かってもらいたい 子どもが病気だが	休日保育、年末保育		保育所に通っている児童を対象 日、年末に保育を行います。	象に、拠点方式により日曜·休					
	預かってもらいたい	病児·病後児保育			いる児童を、病気の回復期等 期間に、一時的に預かります。					
		一時預かり		保護者が冠婚葬祭や育児疲れの保育施設で預かります。	のリフレシュをする時などに、					
	一時的に預かって もらいたい	短期特例保育		保護者が出産、疾病等で養育で の自宅や保育施設で預かります						
		乳幼児一時預かり事業 子ども家庭支援センターで一時的に乳幼児を預かります。								

場面	出産まで	0~3歳	4~5歳	小学生	中·高校生					
預かって	一時的に預かって	短期入所	(ショートステイ) (18	3歳未満までの施設もあります)	保護者が病気などで養育できない時に、施設で預かります。					
もらいたい	もらいたい	夜間一時保	育(トワイライトステイ) (18	8歳未満までの施設もあります)	保護者が仕事などで夜間に 養育できない時に、施設で 預かります。					
	魅力ある児童館活動の展開、地区区民館・厚生文化会館の児童館事業									
遊びたい		児童館に中高生専用の時間	間帯を設けることで中高生の	居場所づくりを本格実施します。	中高生の居場所づくり					
<u>MEO/201</u>	放課後の校庭や和室、図書室等 読書等の居場所を提供するな	等の使用可能な学校施設で、地 ど、地域人材の活用と学校施設		が、 学校応援団のひろば事業						
	地域の団体などが0~15歳を 対象に様々な講座を行います。		どもの居場所づくり)事業							
			状を高める契機とします。また 望を、区が聴く機会とします。		練馬子ども議会					
いろんな 事業に 参画したい	子どものニー	ズが反映された児童館になるカ	とめに設置し、意見を聴きます	・・ 児童館子どもスタッ	フの設置					
PLOSE			中高生自らが小学生を対象	象に、講座の企画・運営をします。	ねりま遊遊スクール (子どもによる講座づくり) 事業					
	中学校3年生までの児童を養育 する保護者に手当を支給します。	子ども手当の支給								
経済的な支援が	中学校3年生までの児童を対象に 健康保険の自己負担分と入院時食 事療養費標準負担額を助成します。	子ども医療費の助成								
交援が欲しい	経済的理由により児童・生徒に 費等の援助を行います。	義務教育を受けさせることが	困難な保護者に、学用品・給食	就学援助費の支給						
	保護者の経費負担を軽減し、幼児 に入園料や保育料の補助を行いる		Z幼稚園等園児保護者 □軽減費等の支給							
	男女共同参画に関する啓	啓発行事等 講演会等の各種的	各発行事を実施することによって、働き	き方の見直しや職場での固定的な性別	役割分担意識の解消を促します。					
子育て	「ねりま産業情報(ぺがる	さす)」等による啓発・広報	意識改革や仕事と子育ての	両立に関連する法制度等の広報・目	啓発、情報提供等を行います。					
しやすい 就業環境を	男女共同参画情報紙「M	IOVE」等による啓発・広報	意識改革や仕事と子育ての	両立に関連する法制度等の広報・目	啓発、情報提供等を行います。					
つくって	就職・再就職のための	情報提供	子育てで退職したち	z性等に、就職·再就職に必要な情幸	服の収集、提供等を行います。					
	起業家支援のための記	講座	多様な働き方のひとつとし	て、創業に必要な知識、技術の習得	のための講座を開催します。					

Ⅱ 子どもと親	見の健康づくりを応援します
	妊娠届、母子健康手帳交付 妊娠届出時に、母子健康手帳を交付し、妊婦健康診査受診票、パンフレット等が入った 「母と子の保健バッグ」を差し上げます。
na ce e	乳幼児健康診査 生後4か月、6~7か月、9~10か月、1歳6か月、3歳児の健康診査を行います。
健康を チェックして もらいたい	幼児歯科 健康診査 1歳6か月、2歳、2歳6か月、3歳児の歯科健康診査および歯科保健指導を行います。
	保育園児、幼稚園児の健康診断 通園している園で健康診査を行います。
	通学している学校で健康診断を行います。
	両親学級(パパとママの 文親・母親・家族になる方を対象に、出産・育児等に関する講習を行います。
健康に育てたい	妊産婦訪問、産後相談 妊産婦に健康状態、生活環境、疾病予防等の訪問指導を行います。また、4か月児健康診査時に産後相談を行います。
	こんにちは赤ちゃん事業 (乳児全戸訪問事業) 助産師・保健師が生後4か月までの乳児がいる全家庭を訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て 支援に関する情報提供を行います。また、親子の心身の状況や養育環境への助言等を行います。
	育児栄養相談 乳幼児の発育発達、栄養・保育について、保健師・管理栄養 士・歯科衛生士が相談を受けます。

場面	出産まで	0~3歳	4~5歳	小学生中·高校生					
健康に 育てたい	子育て相談 1歳児および2歳児を対象に、育児・栄養・歯科についての相談にのり子育てを支援していきます。 1歳兄・兄児徳宗公本はの席し、は話記をしませばる。 の計画 ロー・クジケスにはなります。								
	1歳6か月児健康診査時の麻しん接種調査と未接種者への勧奨 麻しんの発生予防に努めます。								
	1年を通して準夜帯に15歳以 下の小児を対象に実施します。								
病気が心配	日曜日、祝日、年末・年始の救 急患者を対象に実施します。	休日急患診療(医科、前	歯科)						
思春期になって心配		中学生へのが	コウンセリング、教職員および保	護者に対する助言を行います。	スクールカウンセラー				

Ⅲ 子どもの健やかな成長を助けるため教育環境を整備します

	学習内容の確実な定着と向上を図ります。 学力向上事業
*****	基礎学力向上と個性に応じたきめ細かな指導を行います。 少人数指導等
学校では どんな教育を してくれるの	望ましい職業観・勤労観および職業に関する知識や技能、 主体的に進路を選択する力などを育てる教育を行います。 キャリア教育
oc vitas	自己実現を目指す教育内容の工夫を行い、個に応じた指導 等の充実を図ります。
	保護者や地域の方々の意見を学校経営に活かし、開かれた 学校づくりを実現します。
AV	心理専門家、教職経験者、精神科医が相談を受けます。
学校でうまく やっていける かしら	不登校児童·生徒に居場所を提供し、相談を通じて心の安定を図るとともに、指導により学 校への復帰を支援します。
13.05	児童・生徒の相談相手として、心のふれあい相談員を配置し、児童・生徒のストレスを和らげ、
家庭での教育は どうすればいいの	家庭や地域での子どもの教育について、PTAなどの団体に 講座の企画・運営を委託し、学習機会を提供します。
地域で	区民が主体となって、子どものスポーツ体験活動の充実や世代間 の交流を促進し、子どもの多様なスポーツニーズに応えます。 総合型地域スポーツクラブ (SSC)の育成
活動したい	地域の方々が、青少年の健全育成と非行防止、環境浄化の ために、様々な活動を行います。 青少年委員活動、青少年育成地区委員会活動

Ⅳ 子どもと子育て家庭を応援するまちづくりを進めます

子育てしや すいまちを つくって	歩道のバリアフリー化 安心して外出ができるように歩道のバリアフリー化を行います。
	駅のバリアフリー化 バリアフリー法に基づいて鉄道業者が実施する駅舎のバリアフリー化工事に対する助成を行います。
	公園へのだれでもトイレの設置 公園内に障害者や子ども連れでも利用できる「だれでもトイレ」を設置します。
	区立小学校の4年生以上に自転車運転のルール・マナーを教え、自転車安全運転カードを発行します。 (『自転車運転 免許制度』
安全で安心	防犯情報の収集・提供 犯罪情報、不審者情報をホームページに掲載します。また、希望する区民にはメール配信をします。
できるまちにしたい	保護者や地域住民の方々が、ボランティアとして授業時間中の児童の安全を高めるととも に、児童との交流を進めます。
	地域パトロール体制の充実 安全・安心パトロールカーの貸出、パトロール用品の支給など、地域で行われる各種パトロール活動を支援します。

場面	出産まで	0~3歳	4~5歳	小学生	中·高校生					
安全で安心										
できるまち にしたい	通学路等で児童・生徒が犯罪 を区民の協力を得て確保しま	に巻き込まれそうになった時、 す。	「駆け込むことのできる」場所	児童・生徒の地域 緊急避難所の設置						

V 支援が必要な子どもと子育て家庭を応援します

虐待じゃ	子ども家庭支援センターにおける児童虐待に関する相談 虐待通報や相談を受けます。
ないかしら	その他の機関における児童虐待に関する相談 (総合福祉事務所、保健相談所、教育相談室など)
子どもを 虐待して	子ども家庭支援センターにおける児童虐待に関する相談 ひとりで悩まないで、何でも相談して下さい。
しまいそう	その他の機関における児童虐待に関する相談 (総合福祉事務所、保健相談所、教育相談室など)
	母子自立支援・婦人相談員 または面接員が、生活全般 の相談を受けます。 ひとり親家庭の各種相談
	母子家庭の母の能力開発を 支援します。 母子家庭就労支援事業
ひとり親	各種資金の貸し付けを行い、 経済的自立、生活の安定を 図ります。
家庭です	手当を支給し、生活の安定 と自立の促進を図ります。 所得制限があります。 所得制限があります。
	医療証を交付し、医療費の 助成を行います。所得制限 があります。
	ホームヘルパーを派遣し、育児や 食事の世話など生活を援助します。 所得に応じた費用負担があります。
	専門医や専門職が相談を受 けます。
	発達を促すための療育を行 います。
	子どものライフステージに応じた医療・保健・福祉・教育・労働 等の関係機関との連携したネットワークを構築します。 特別支援教育の推進
子どもに	身の回りのことがおおむねできる幼児について、 幼稚園で保育を行います。
障害が あります	総合保育の可能な中・軽度の障害のある幼児に ついて、保育所で保育を行います。
	中・軽度の障害のある児童について、学童クラブで保育を行います。 学童クラブでの 障害児の受入れ等
	保護者に手当を支給します。 所得制限があります。 特別児童扶養手当の支給、児童育成手当 (障害手当)の支給
	日常生活の安定を図るために、家事・介護を 行うホームヘルパーが利用できるよう支援 します。所得に応じた費用負担があります。

練馬区の現況

1. 人口・世帯

- ●人口の推移を見てみると、総人口は増加しているが、年少人口はほぼ同水準で推移している。 総人口に占める年少人口の割合は低下している。また、平成29年までの人口推計結果から、今 後も総人口に占める年少人□の比率が低下し、老齢人□の割合が増加することが見込まれる(図 表資料-1~3)。
- ●世帯あたり子ども数は、昭和 55 年まで 1.8 人であったのが、年々減少し、平成 17 年には 1.6 人となっている(図表資料 4)。

800,000 13.2% 686,237 691,230 697,174 702,922 706,449 710,834 714,468 717,934 721,225 724,297 727,229 730,029 131% 700.000 13.0% 12.9% 12.8% 684,365 13.0% 12.8% 600,000 12.8% 12.7% 126% 12.6% 500,000 12.6% 12.5% 12.4% 400,000 12.4% 300,000 12.2% 200 000 12.0% 89 693 89.479 89,575 89,677 89,708 89 403 89.221 100,000 11.8% 11.6% 平成17 27 **──** 総人口(人) **─■** 年少人口(人) <u>─▲</u> **-** 対総人口比(%)

図表資料-1 児童人口の推移

(平成 17 ~ 22 年 1 月 1 日現在、住民基本台帳および外国人登録原票、平成 23 年以降は平成 16 年 1 月 ~ 平成 21 年 1 月までの実績に基づく推計値)

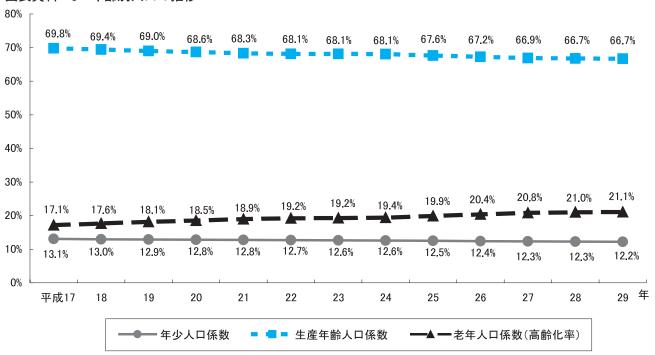
図表資料 - 2	年少人口、	生産年齢人口、	老齢人口の推移

	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
年少人口 (0~14歳)	89,352	88,914	89,159	89,504	89,770	89,575	89,677	89,708	89,693	89,479	89,403	89,221	89,149
生産年齢人口 (15~64歳)	477,711	476,255	476,737	478,593	480,173	480,899	484,349	486,216	485,363	484,840	484,412	485,347	486,985
老年人口 (65歳以上)	117,302	121,068	125,334	129,077	132,979	135,975	136,808	138,544	142,878	146,906	150,482	152,661	153,895
合計	684,365	686,237	691,230	697,174	702,922	706,449	710,834	714,468	717,934	721,225	724,297	727,229	730,029
年少人口係数	13.1%	13.0%	12.9%	12.8%	12.8%	12.7%	12.6%	12.6%	12.5%	12.4%	12.3%	12.3%	12.2%
生産年齢人口係数	69.8%	69.4%	69.0%	68.6%	68.3%	68.1%	68.1%	68.1%	67.6%	67.2%	66.9%	66.7%	66.7%
老年人口係数 (高齢化率)	17.1%	17.6%	18.1%	18.5%	18.9%	19.2%	19.2%	19.4%	19.9%	20.4%	20.8%	21.0%	21.1%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

⁽平成 $17 \sim 22$ 年 1 月 1 日現在、住民基本台帳および外国人登録原票、平成 23 年以降は平成 16 年 1 月~平成 21 年 1 月までの実績に基づく推計値)

⁽注) 年少人口係数…0 歳~14 歳人口割合、生産年齢人口係数…15 歳~64 歳人口割合、老年人口係数…65 歳以上人口割合

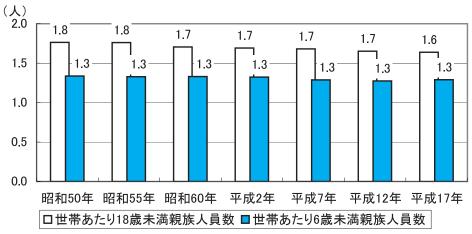
図表資料-3 年齢別人口の推移



(平成 17 ~ 22 年 1 月 1 日現在、住民基本台帳および外国人登録原票、平成 22 年以降は平成 16 年 1 月~平成 21 年 1 月までの実績に基づく推計値)

(注) 年少人口係数…0 歳~14 歳人口割合、生産年齢人口係数…15 歳~64 歳人口割合、老年人口係数…65 歳以上人口割合

図表資料-4 世帯あたり子ども数の推移



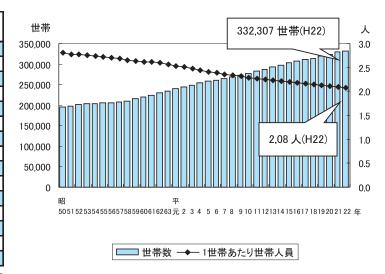
出典:国勢調査 各年10月1日現在

●人口増加に伴い、世帯数も年々増加しており、平成22年では人口692,450人、世帯数332,307 世帯で最も多くなっている。しかし、1世帯あたりの世帯人員は、平成22年が2.08人で最も少 ない。また、核家族世帯にも同様の傾向がみられ、世帯数は年々増加しているものの、1 世帯あ たりの親族人員は年々減少している(図表資料-5、6)。

図表資料-5 人口・世帯の推移

年	人口	世帯数	1世帯あたり 世帯人員
平成 8年	627,662	268,548	2.34
平成 9年	631,140	272,482	2.32
平成10年	635,827	277,532	2.29
平成11年	641,821	282,976	2.27
平成12年	646,729	287,745	2.25
平成13年	651,618	292,305	2.23
平成14年	657,377	297,517	2.21
平成15年	662,885	302,605	2.19
平成16年	667,512	306,942	2.17
平成17年	672,251	310,889	2.16
平成18年	674,123	314,248	2.15
平成19年	678,869	318,925	2.13
平成20年	684,107	324,194	2.11
平成21年	689,187	329,290	2.09
平成22年	692,450	332,307	2.08





図表資料-6 核家族世帯

	核家抗	美世帯			ħ.	亥家族世帯内詞	Я		
			夫婦のみ 夫婦と子供			男親。	:子供	女親る	と子供
	世帯数	1世帯あたり 親族人員	世帯数	世帯数	1世帯あたり 親族人員	世帯数	1世帯あたり 親族人員	世帯数	1世帯あたり 親族人員
昭和50年	117,251	3.39	21,223	86,179	3.83	1,308	2.56	8,541	2.53
昭和55年	122,016	3.34	24,039	86,604	3.83	1,582	2.53	9,791	2.51
昭和60年	130,569	3.26	28,954	87,896	3.80	2,043	2.50	11,676	2.49
平成 2年	141,642	3.17	35,732	89,794	3.76	2,653	2.45	13,463	2.46
平成 7年	150,750	3.04	44,602	87,699	3.70	3,408	2.38	15,401	2.42
平成12年	159,481	2.96	51,071	87,288	3.66	3,229	2.35	17,893	2.41
平成17年	163,429	2.92	55,052	85,878	3.65	3,892	2.38	18,607	2.39

出典:国勢調查 各年10月1日

【一般世帯】一般世帯とは、住居と生計を共にしている人の集まりまたは一戸を構えて住んでいる単身者、これらの世帯と 住居を共にし、別に生計を維持している間借り・下宿などの単身者および会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舎、独身 寮などに居住している単身者をいう。

【核家族世帯】世帯の家族類型は、一般世帯を、その世帯員の世帯主との続き柄により、親族世帯(二人以上の世帯員から なる世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のいる世帯)、非親族世帯(二人以上の世帯員からなる世帯のうち、世帯 主と親族関係にある者がいない世帯)、単独世帯(一世帯人員が一人の世帯)に分類し、さらに、親族世帯については、そ の親族の中で原則として最も若い世代の夫婦とその他の親族世帯員との関係によって、核家族世帯とその他の親族世帯に 分類している。さらに、核家族世帯は、夫婦のみの世帯、夫婦と子どもからなる世帯、男親と子どもからなる世帯、女親 と子どもからなる世帯に分類される。なお、三世代世帯等は、その他の親族世帯に含まれる。

- ●国勢調査における平成 17 年の母子世帯総数は 2,815 世帯であり、平成 12 年より減少したものの 平成 2 年の 1.11 倍となっている。特に 6 歳未満の子どものいる世帯が 541 世帯と、平成 2 年よ り大きく増加している。
 - 一方、父子世帯総数は 345 世帯、6 歳未満の子どものいる世帯は 33 世帯であり、平成 2 年より やや多い (図表資料 7、8)。

◆ひとり親家庭の状況

図表資料-7 母子家庭の状況

		母子	世帯数(世帯)				1 世帯あた			
年	総数	子どもが 1 人	子どもが 2 人	子どもが 3 人以上	(再掲) 6歳未満の 子どものい る世帯	総数	子どもが 1 人	子どもが 2 人	子どもが 3 人以上	(再掲) 6歳未満の 子どものい る世帯	り子どもの 数 (人)
平成 2	2,544	1,350	954	240	344	6,544	2,700	2,862	982	914	1.6
7	2,707	1,512	955	240	495	6,874	3,024	2,865	985	1,276	1.5
12	3,298	1,784	1,178	336	708	8,520	3,568	3,534	1,418	1,928	1.6
17	2,815	1,476	1,039	300	541	7,349	2,952	3,117	1,280	1,507	1.6

国勢調査 各年10月1日

図表資料-8 父子家庭の状況

		父子	~世帯数(世帯)			父子世帯人員(人)					
年	総数	子どもが 1 人	子どもが 2 人	子どもが 3 人以上	(再掲) 6歳未満の 子どもの いる世帯	総数	子どもが 1 人	子どもが 2 人	子どもが 3 人以上	(再掲) 6歳未満の 子どもの いる世帯	1 世帯あた り子どもの 数 (人)	
平成 2	474	268	161	45	24	1,204	536	483	185	71	1.5	
7	460	263	155	42	46	1,163	526	465	172	122	1.5	
12	434	239	152	43	54	1,110	478	456	176	145	1.6	
17	345	207	110	28	33	862	414	330	118	94	1.5	

国勢調査 各年10月1日

【母子世帯】母子世帯とは、未婚、死別又は離別の女親と、その未婚の20歳未満の子供のみからなる一般世帯(他の世帯員がいないもの)をいう。

【父子世帯】父子世帯とは、未婚、死別又は離別の男親と、その未婚の 20 歳未満の子供のみからなる一般世帯(他の世帯員がいないもの)をいう。

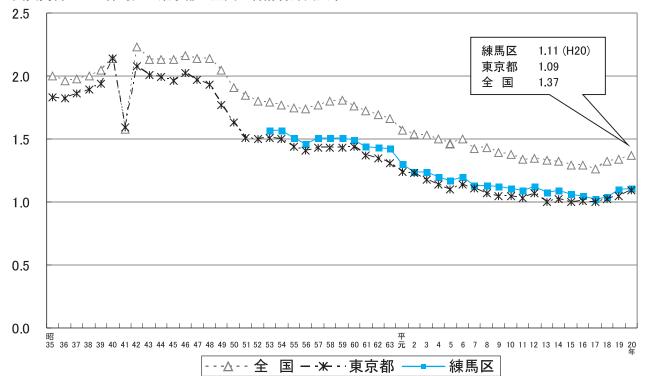
2. 出生数と合計特殊出生率等の推移

- ●出生数は、昭和40年代には11,000人前後で推移していた。出生率も昭和40年代には人口千人 あたり20.0を超え、全国、東京都より高い水準にあった。しかし、その後はどちらも低下を続 け、平成20年には、出生数は6,023人、出生率も8.5となった。この数字は、東京都より高く、 全国より低い(図表資料-9)。
- ●1人の女子が一生の間に生む子ども数に相当する合計特殊出生率は、緩やかな低下を続けている。 しかし、平成17年には過去最低の1.02となったが、平成18年は1.04、平成19年は1.10、平 成20年は1.11と上昇している。東京都や国と比較すると、東京都よりやや高く、全国より低い (図表資料-10)。

図表資料-9 出生数・合計特殊出生率の推移

		練馬	区		東京都	全国	練馬区	東京都	全国
年	出生数	出生数	出生数					合計特殊	
	(男)	(女)	(合計)	出生率	出生率	出生率	出生率	出生率	出生率
昭和 45	5,704	5,263	10,967	20.8	20.1	18.8		1.96	2.13
46	5,697	5,344	11,041	20.7	20.2	19.2		2.02	2.16
47	5,547	5,121	10,668	19.7	19.9	19.3		1.97	2.14
48	5,517	5,178	10,695	19.5	19.5	19.4		1.93	2.14
49	5,161	4,908	10,069	18.2	18.0	18.6		1.77	2.05
50	4,565	4,321	8,886	15.9	16.0	17.1		1.63	1.91
51	4,353	4,023	8,376	14.8	14.9	16.3		1,51	1.85
52	3,997	3,803	7,800	13.7	14.1	15.5		1.50	1.80
53	3,857	3,709	7,566	13.3	13.4	14.9	1.57	1.51	1.79
54	3,729	3,534	7,263	12.8	12.7	14.2	1.57	1.50	1.77
55	3,490	3,281	6,771	12.0	12.0	13.6	1.51	1.44	1.75
56	3,307	3,143	6,450	11.4	11.8	13.0	1.46	1.41	1.74
57	3,320	3,170	6,490	11.5	11.5	12.8	1.51	1.43	1.77
58	3,343	3,173	6,516	11.4	11.2	12.7	1.51	1.43	1.80
59	3,349	3,204	6,553	11.3	11,1	12.5	1.51	1.43	1.81
60	3,392	3,255	6,647	11.3	10.7	11.9	1.49	1.44	1.76
61	3,424	3,100	6,524	10.9	10.2	11.4	1.44	1.37	1.72
62	3,301	3,242	6,543	10.8	9.9	11.1	1.43	1.35	1.69
63	3,335	3,228	6,563	10.7	9.6	10.8	1.42	1.31	1.66
平成元	3,143	2,907	6,050	9.8	8.9	10.2	1.30	1.24	1.57
2	3,066	2,805	5,871	9.5	8.8	10.0	1.24	1.23	1.54
3	3,055	2,883	5,938	9.5	8.7	9.9	1.24	1.18	1.53
4	2,990	2,907	5,897	9.4	8.5	9.8	1.20	1.14	1.50
5	2,918	2,864	5,782	9.2	8.3	9.6	1.17	1.10	1.46
6	3,073	2,971	6,044	9.5	8.6	10.0	1.20	1.14	1.50
7	2,977	2,815	5,792	9.1	8.2	9.6	1.13	1,11	1.42
8	2,977	2,871	5,848	9.1	8.3	9.7	1,13	1.07	1.43
9	3,017	2,897	5,914	9.2	8.3	9.5	1.12	1.05	1.39
10	3,072	2,898	5,970	9.2	8.3	9.6	1,11	1.05	1.38
11	3,030	2,927	5,957	9.1	8.2	9.4	1.09	1.03	1.34
12	3,144	2,958	6,102	9.3	8.3	9.5	1.12	1.07	1.36
13	3,060	2,879	5,939	8.9	8.1	9.3	1.08	1.00	1.33
14	3,099	2,928	6,027	9.0	8.2	9.2	1.09	1.02	1.32
15	3,013	2,841	5,854	8.7	8.0	8.9	1.06	1.00	1.29
16	3,027	2,795	5,822	8.6	8.2	8.8	1.05	1.01	1.29
17	2,853	2,706	5,559	8.1	7.8	8.4	1.02	1.00	1.26
18	2,952	2,788	5,740	8.2	8.2	8.7	1.04	1.02	1.32
19	3,211	2,763	5,974	8.5	8.3	8.6	1.10	1.05	1.34
20	3,087	2,936	6,023	8.5	8.4	8.7	1,11	1.09	1.37

図表資料-10 練馬区・東京都・全国の合計特殊出生率



出典: (出生数・出生率)「東京都衛生年報」(平成 15 年以前)、「人口動態統計」(平成 16 年以降)、厚生労働省「人口動態統計」 練馬区の率については、一部再計算しているので原資料と一致しない年がある。

(合計特殊出生率)「ねりまの保健衛生(平成 21 年度版)」 ※平成 20 年の数値は概数である。 ●平成 20 年の周産期死亡数は 30 人、死産数は 160 人であった。また、新生児死亡数は 10 人、乳 児死亡数は 23 人であった(図表資料 - 11、12)。

図表資料-11 周産期死亡と死産の推移

		周産期	明死亡			死	産	
	練馬	馬区	東京都	全国	練馬	馬区	東京都	全国
	死亡数	死亡率 (出生千対)	死亡率 (出生千対)	死亡率 (出生千対)	死産数	死産率 (出生千対)	死産率 (出生千対)	死産率 (出生千対)
平成10年	32	5.3	6.3	6.2	154	25.1	30.4	31.4
平成11年	39	6.5	6.3	6.0	164	26.8	31.1	31.6
平成12年	32	5.2	5.6	5.8	163	26.0	29.0	31.2
平成13年	25	4.2	5.3	5.5	159	26.1	28.7	31.0
平成14年	34	5.6	5.8	5.5	130	21.1	28.2	31.1
平成15年	24	4.1	5.1	5.3	167	27.7	29.0	30.5
平成16年	32	5.5	5.2	5.0	144	24.1	28.6	30.0
平成17年	27	4.8	4.8	4.8	150	26.3	28.6	29.1
平成18年	18	3.1	4.7	4.7	142	24.1	26.6	27.5
平成19年	28	4.7	4.4	4.5	141	23.1	24.6	26.2
平成20年	30	5.0	4.3	4.3	160	25.9	25.1	25.2

出典:「東京都衛生年報」(平成15年以前)、「人口動態統計」(平成16年以降)、厚生労働省「人口動態統計」

図表資料-12 新生児死亡と乳児死亡の推移

		新生」	見死亡			乳児	死亡	
	練馬区		東京都全国		練馬	馬区	東京都	全国
	死亡数	死亡率 (出生千対)	死亡率 (出生千対)	死亡率 (出生千対)	死産数	死亡率 (出生千対)	死亡率 (出生千対)	死亡率 (出生千対)
平成10年	10	1.7	2.0	2.0	18	3.0	3.6	3.6
平成11年	13	2.2	1.8	1.8	27	4.5	3.3	3.4
平成12年	12	2.0	2.0	1.8	20	3.3	3.5	3.2
平成13年	10	1.7	1.6	1.6	18	3.0	3.0	3.1
平成14年	8	1.3	1.7	1.7	11	1.8	2.9	3.0
平成15年	6	1.0	1.4	1.7	19	3.2	3.0	3.0
平成16年	8	1.4	1.2	1.5	17	2.9	2.6	2.8
平成17年	11	2.0	1.3	1.4	18	3.2	2.7	2.8
平成18年	5	0.9	1.5	1.3	16	2.8	2.9	2.6
平成19年	10	1.7	1.4	1.3	18	3.0	2.7	2.6
平成20年	10	1.7	1,1	1.2	23	3.8	2.5	2.6

出典:「東京都衛生年報」(平成 15 年以前)、「人口動態統計」(平成 16 年以降)、厚生労働省「人口動態統計」

- ●婚姻率は、平成元年から 16 年までほぼ横ばいで推移し、平成 17 年以降は人口千人あたり 6.0 台となり、平成 19 年には 6.2 と最も低くなりました。
 - 一方、離婚率は、平成 14 年までほぼ一貫して上昇し人口千人あたり 2.44 となったが、その後は下降し、平成 19 年には平成 7 年以来の 2.00 を下回った(図表資料 13 \sim 15)。

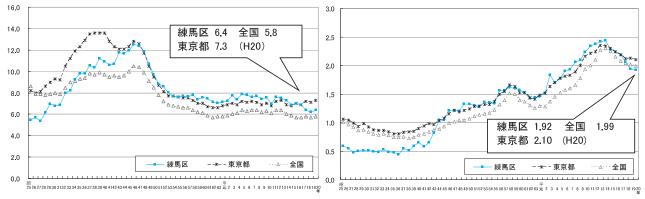
図表資料-13 練馬区・東京都・全国の婚姻率、離婚率

	練馬	区	東京都	全国	東京	都	練馬	区	東京都	全国
年	婚姻数	婚姻率	婚姻率	婚姻率	平均初婚 年齢(夫)	平均初婚 年齢(妻)	離婚数	離婚率	離婚率	離婚率
平成 元	4,360	7.1	6.8	5.8	29.3	26.7	888	1.44	1.48	1.29
2	4,442	7.2	6.9	5.9	29.3	26.7	931	1.50	1.51	1.28
3	4,773	7.6	7.0	6.0	29.3	26.7	1,136	1.82	1.63	1.37
4	4,575	7.3	6.9	6.1	29.3	26.9	1,058	1.68	1.70	1.45
5	4,921	7.8	7.2	6.4	29.4	27.0	1,102	1.74	1.78	1.52
6	4,872	7.7	7.1	6.3	29.5	27.1	1,190	1.88	1.81	1.57
7	4,767	7.5	7.2	6.4	29.6	27.3	1,213	1.91	1.83	1.60
8	4,847	7.6	7.1	6.4	29.7	27.4	1,298	2.03	1.89	1.66
9	4,727	7.3	6.9	6.2	29.7	27.6	1,330	2.06	2.00	1.78
10	4,847	7.5	7.0	6.3	29.9	27.7	1,434	2.21	2.16	1.94
11	4,505	6.9	6.8	6.1	30.0	27.9	1,510	2.30	2.21	2.00
12	4,996	7.6	7.2	6.4	30.1	28.0	1,565	2.38	2.24	2.10
13	4,968	7.5	7.3	6.4	30.4	28.3	1,612	2.42	2.35	2.27
14	4,894	7.3	6.9	6.0	30.5	28.4	1,635	2.44	2.34	2.30
15	4,463	6.9	6.8	5.9	30.7	28.7	1,631	2.28	2.30	2.25
16	4,331	7.0	7.0	5.7	30.9	28.9	1,482	2.24	2.24	2.15
17	4,195	6.9	6.9	5.7	31.2	29.2	1,569	2.19	2.19	2.08
18	4,432	6.4	7.2	5.8	31.3	29.3	1,435	2.06	2.12	2.04
19	4,394	6.2	7.1	5.7	31.5	29.6	1,364	1.94	2.13	2.02
20	4,537	6.4	7.3	5.8	31.5	29.6	1,358	1.92	2.10	1.99

出典:「東京都衛生年報」(平成15年以前)、「人口動態統計」(平成16年以降)、厚生労働省「人口動態統計」

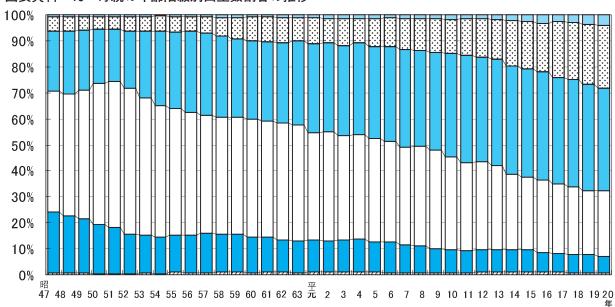
図表資料-14 練馬区・東京都・全国の婚姻率

図表資料 - 15 練馬区・東京都・全国の離婚率



出典:「東京都衛生年報」(平成15年以前)、「人口動態統計」(平成16年以降)、厚生労働省「人口動態統計」

●出生数の割合を母親の年齢階級別に見ると、出産時期の30歳代への移行が顕著になっている。 平成元年には、20歳代が5割程度、30歳代が4割強を占めていたが、平成19年には、30歳未 満が3分の1を割り込み、反対に30歳以上が7割近くまで増加している。また、全体に占める 割合は低いものの、40~44歳の割合が徐々に増加している(図表資料-16)。



図表資料-16 母親の年齢階級別出生数割合の推移

図 ~19歳 ■ 20~24歳 □ 25~29歳 ■ 30~34歳 □ 35~39歳 ■ 40~44歳 ■ 45歳以上

出典:「東京都衛生年報」(平成15年以前)、「人口動態統計」(平成16年以降)、厚生労働省「人口動態統計」

年	総数	~19歳	20~24 歳	25~29 歳	30~34 歳	35~39 歳	40~44 歳	45~歳
平成元	100.0	1.0	12.2	41.5	34.0	10.1	1.2	0.0
2	100.0	1.0	11.9	42.2	34.3	9.4	1.3	0.0
3	100.0	1.1	12.3	40.0	34.8	10.2	1.6	0.0
4	100.0	1,1	12.6	40.1	35.4	9.4	1.4	0.1
5	100.0	1,1	11.7	39.7	35.2	10.8	1.5	0.0
6	100.0	0.7	12.1	38.7	36.3	11.0	1.2	0.0
7	100.0	0.7	11.0	37.6	37.5	11.7	1.6	0.1
8	100.0	0.7	10.4	38.3	37.0	12.3	1.3	0.1
9	100.0	0.6	9.5	38.0	37.6	12.7	1.6	0.0
10	100.0	0.9	8.9	35.5	39.7	13.1	1.8	0.1
11	100.0	0.8	8.4	34.1	41.1	14.0	1.6	0.0
12	100.0	1.3	8.5	33.6	40.4	14.6	1.5	0.0
13	100.0	1.1	8.5	32.3	41.2	15.1	1.8	0.1
14	100.0	1.0	8.5	29.2	41.4	17.4	2.3	0.0
15	100.0	1.0	8.6	27.9	41.8	18.2	2.6	0.0
16	100.0	1.0	7.6	27.9	41.4	18.8	3.1	0.1
17	100.0	1.0	7.3	26.7	40.9	21.4	2.6	0.1
18	100.0	0.6	7.3	25.8	41.3	22.1	2.8	0.1
19	100.0	0.9	7.0	24.5	40.9	22.8	3.8	0.1
20	100.0	0.6	6.6	25.1	39.3	24.4	3.9	0.1

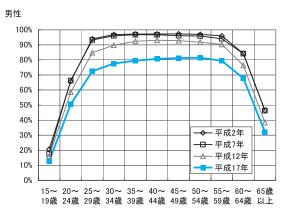
出典:「東京都衛生年報」(平成15年以前)、「人口動態統計」(平成16年以降) ※端数処理の都合上、合計が100にならないものがある。

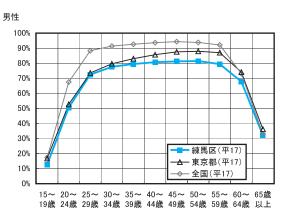
3. 就労と子育ての状況

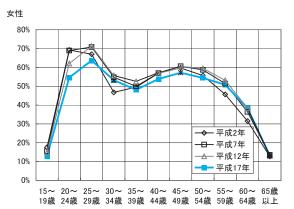
●女性の労働力率を年齢階級別に比較すると、20歳代で高く、その後子育でに関わる30歳代で一旦大きく低下し、子どもが小学校高学年以降となる40歳以降で再び上昇、55歳以降で低下するいわゆる「M字曲線」を描いている。また、時系列で比較すると、平成12年までは25歳以降の全年齢階級で労働力が上昇するとともに、M字の底が浅くなる傾向が見られたが、平成17年は再び低下した。一方、全国・東京都と比べると、30歳以降の労働力率が低く、出産で離職しそのまま職に就かない女性の割合が高い。男性については、各年齢階級とも、全国・東京都より低くなっている(図表資料 – 17)。

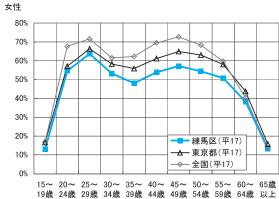
図表資料-17 労働力率の推移

			月	9					3	ر		
年齢階級		練馬	馬区		東京都	全国		練馬区			東京都	全国
	平成 2	平成 7	平成 12	平成 17	平成 17	平成 17	平成 2	平成 7	平成 12	平成 17	平成 17	平成 17
15~19 歳	20.6	17.6	16.1	12.7	16.7	17.4	17.5	15.4	14.9	13.0	16.6	16.8
20~24 歳	65.7	66.3	58.6	50.5	52.7	67.5	69.3	69.0	62.1	54.6	57.1	67.7
25~29 歳	93.9	93.2	84.7	72.5	73.5	88.3	67.0	70.8	71.3	63.7	66.4	71.6
30~34 歳	96.8	96.0	89.8	77.6	79.6	91.4	46.8	54.8	55.7	53.2	58.3	61.6
35~39 歳	97.1	96.8	92.4	79.5	83.0	92.6	49.6	50.0	52.6	48.1	55.8	62.3
40~44 歳	97.2	96.7	93.1	80.7	85.7	93.7	56.9	56.9	57.2	53.9	61.2	69.5
45~49 歳	97.3	96.1	92.7	81.3	87.5	94.4	59.7	60.6	60.5	57.2	64.9	72.7
50~54 歳	96.9	95.9	91.7	81.4	87.9	93.8	55.7	58.7	59.5	54.4	63.1	68.3
55~59 歳	96.0	94.1	90.3	79.4	87.0	92.2	45.7	51.4	53.2	50.8	58.1	59.7
60~64 歳	84.3	84.2	76.3	67.8	74.0	73.1	31.5	36.4	38.4	38.3	43.7	40.4
65 歳以上	46.6	46.3	38.4	32.1	36.2	33.0	12.7	13.5	13.2	13.2	15.8	14.0









29歳 34歳 39歳 44歳 49歳 54歳 59歳 64歳 以上 出典:国勢調査、各年 10 月 1 日現在 ●職業別の就業者数に占める女性の数は、事務従事者、サービス職業従事者の2つが6割前後と高い。なお、専門的・技術的職業従事者と管理的職業従事者の割合がわずかではあるが、増加している(図表資料-18)。

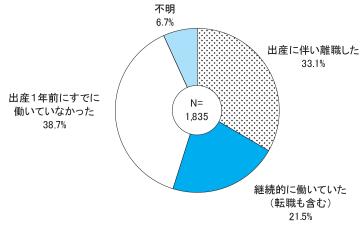
図表資料 - 18 職業別・女性の 15歳以上の就業者数

		平成7年			平成 12 年			平成 17 年	
職業	総就業	女	性	総就業女性		性	総就業	女性	
	者数(人)	総数(人)	割合(%)	者数(人)	総数(人)	割合(%)	者数(人)	総数(人)	割合(%)
総数	330,557	124,885	37.8	324,075	127,026	39.2	274,192	111,966	40.8
専門的∙技術的職業従事者	54,590	20,447	37.5	57,788	22,214	38.4	49,030	20,069	40.9
管理的職業従事者	18,453	1,770	9.6	11,617	1,306	11.2	8,769	1,049	12.0
事務従事者	79,783	49,221	61.7	78,149	48,396	61.9	70,053	42,410	60.5
販売従事者	60,657	19,556	32.2	59,892	18,480	30.9	47,434	14,998	31.6
サービス職業従事者	27,096	15,231	56.2	30,003	17,155	57.2	26,924	16,487	61.2
保安職業従事者	5,440	412	7.6	5,666	438	7.7	4,958	354	7.1
農林漁業作業者	1,819	591	32.5	1,570	512	32.6	1,428	471	33.0
運輸▪通信従事者	11,585	678	5.9	11,025	501	4.5	8,299	348	4.2
生産工程・労務作業者	65,933	14,707	22.3	60,361	14,530	24.1	48,268	12,036	24.9
分類不能の職業	5,201	2,272	43.7	8,004	3,494	43.7	9,029	3,744	41.5

出典: 国勢調査 各年10月1日

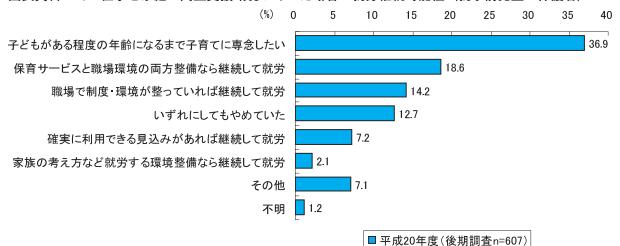
●出産前後の、母親の離職の有無を質問したところ、「出産一年前にすでに働いていなかった」が38.7%で最も多くなっているが、「出産に伴い離職した」も33.1%で3割を占めている。また、「出産に伴い離職した」と回答した人に、仕事と家庭の両立を支援する保育サービスや環境が整っていた場合の就労継続の可能性について質問したところ、「子どもがある程度の年齢になるまで子育てに専念したい」が36.9%で最も多くなっているが、「保育サービスと職場環境の両方整備なら継続して就労」も18.6%で2番目に多くなっている(図表資料 - 19、20)。

図表資料-19 出産前後の母親の離職の有無(就学前児童の保護者)



出典: (後期) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書(平成20年度)

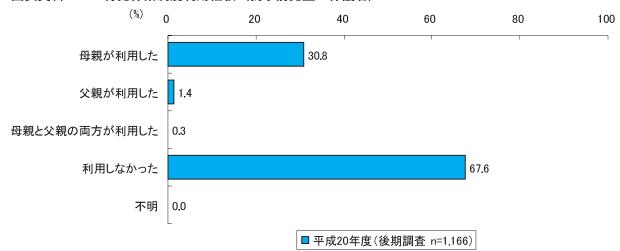
図表資料-20 仕事と家庭の両立支援環境があった場合の就労継続可能性(就学前児童の保護者)



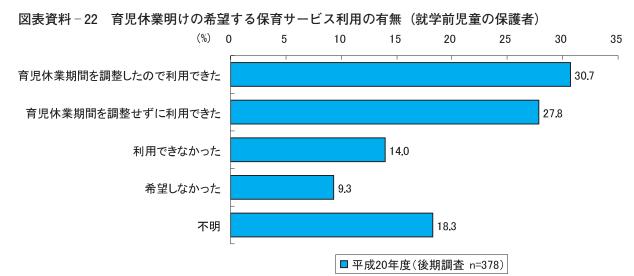
出典: (後期) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書 (平成 20 年度)

●母親または父親の育児休業制度利用経験について質問したところ、「利用しなかった」が67.6%で最も多く、続いて「母親が利用した」が30.8%となっている。また、育児休業制度を利用したと回答した人に、育児休業明けに、希望する保育サービスをすぐ利用できたかを質問したところ、「育児休業期間を調整したので(希望する保育サービスが)利用できた」が30.7%で最も多く、続いて「育児休業期間を調整せずに(希望する保育サービスを)利用できた」が27.8%となっている(図表資料 - 21、22)。

図表資料-21 育児休業制度利用経験(就学前児童の保護者)



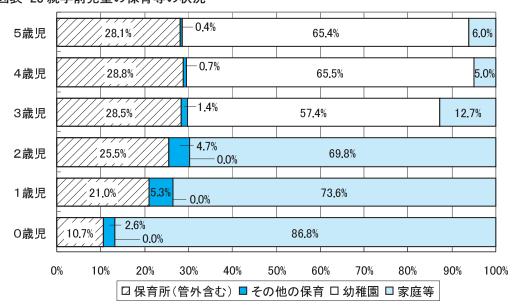
出典: (後期) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書(平成 20 年度)



出典: (後期) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書 (平成 20 年度)

4. 保育等の状況

●「就学前児童の保育等の状況」として、0歳児は家庭等で保育されている児童が86.8%に対して保育所、その他の保育が13.3%である。1歳児と2歳児は保育所とその他の保育が26.3%~30.2%となり、幼稚園が始まる3歳児以上は幼稚園の利用が57.4%~65.5%、保育所とその他の保育が28.5%~29.9%、家庭等は5.0%~12.7%となっている(図表資料-23)。



図表 -23 就学前児童の保育等の状況

(各種資料をもとに再計算したもの。平成 21 年 4 月 1 日現在、幼稚園は 5 月 1 日現在)

(注)保育所等の重複利用の有無、幼稚園と保育所で集計期日での1か月の差異はここでは考慮していない。 その他の保育:認証保育所、保育室、家庭福祉員、駅型グループ保育室 ●保育所在所率(定員に対する在籍者数の割合)は、区立保育所の0歳児の93.3%以外は概ね9割後半で推移している。(図表資料-24)。

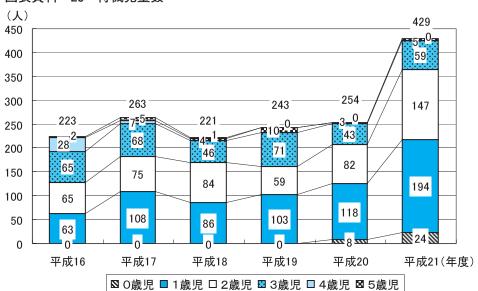
図表資料-24 保育所在所率

年齢	在原	沂率
— → 掛巾	区立	私立
O歳児	93.3	99.3
1歳児	99.9	99.6
2歳児	99.7	99.7
3~5歳児	97.3	97.4

※私立 $3\sim 5$ 歳児は、私立園では、年齢別定員を設けていないところがあるため数字を合算している。 出典:練馬区児童青少年部計画調整担当課提供 平成 21 年 4 月 1 日現在

●待機児童数は、平成 21 年 4 月 1 日現在で 429 人となっている。また、年齢別にみると、1 歳児が 194 人で最も多い(図表資料 - 25)。

図表資料-25 待機児童数



出典:練馬区児童青少年部計画調整担当課提供 各年4月1日現在

5. 放課後の居場所

- ●直近の金曜日の子どもの居場所について、小学1~3年生について見てみると、ほとんどの時間帯で「保護者や祖父母等の同居している家族と過ごした」が多く、午後3時~6時では「学童クラブ」や「塾や習いごと、スポーツクラブに行った」もやや多くなっている。
 - また、小学 $4\sim6$ 年生では、ほとんどの時間帯で「保護者や祖父母等の同居している家族と過ごした」が多く、午後 4 時~ 8 時では「塾や習いごと、スポーツクラブに行った」などもやや多くなっている(図表資料 -26、27)。
- ●中学生の放課後の居場所については、「自分の家」が87.6%で最も多く、続いて「部活動」が65.7%、「学習塾や習いごと」が49.3%となっている。また、高校生では、「自分の家」が78.2%で最も多く、続いて「部活動」が42.7%、「アルバイト・仕事先」が36.4%となっている(図表資料 28、29)。

◆この前の金曜日の放課後の居場所

図表資料-26 小学1~3年生

												(%)
	した 居している家族と過ご 保護者や祖父母等の同	学童クラブにいた	ツクラブに行った塾や習いごと、スポー	に参加したくり事業、クラブ活動児童放課後等居場所づ	家にいた	地域の施設にいた児童館や図書館などの	や知人等の大人といた同居していない祖父母	自宅で一人で過ごした	で過ごした	就寝していた	その他	不明(無回答含む)
午後1時~2時	7.9	13.7	0.4	12.4	0.9	0.7	0.5	0.9	0.0	0.0	18.5	44.2
午後2時~3時	17.8	17.3	1.5	13.2	3.1	2.5	8.0	1.4	0.2	0.1	13.7	28.4
午後3時~4時	26.9	19.4	10.7	11.2	8.8	5.8	1.1	1.8	1.5	0.1	6.1	6.6
午後4時~5時	27.7	17.2	23.6	6.0	7.8	5.1	1.8	1.3	0.8	0.2	4.6	4.0
午後5時~6時	56.5	8.5	18.0	0.0	1.5	0.4	3.4	1.6	2.1	0.2	1.9	5.8
午後6時~7時	78.0	0.1	6.1	0.0	0.6	0.2	2.7	1.6	2.0	0.5	1.5	6.6
午後7時~8時	83.6	0.1	1.9	0.0	0.4	0.1	2.1	0.7	0.4	2.7	1.2	6.8

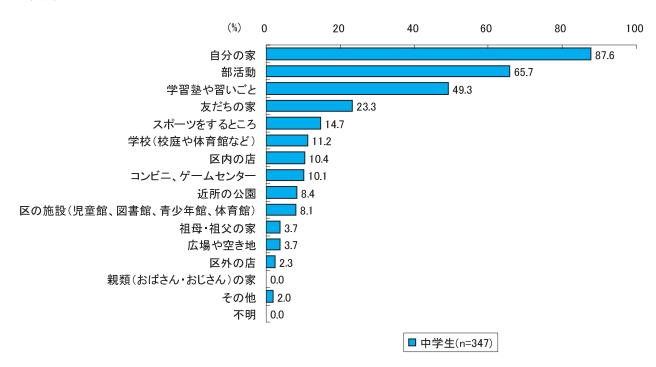
図表資料-27 小学4~6年生

												(%)
	した 居している家族と過ご 保護者や祖父母等の同	ツクラブに行った塾や習いごと、スポー	に参加したくり事業、クラブ活動児童放課後等居場所づ	自宅で一人で過ごした	友だちの家にいた	で過ごした	や知人等の大人といた同居していない祖父母	地域の施設にいた児童館や図書館などの	就寝していた	学童クラブにいた	その他	不明(無回答含む)
午後1時~2時	3.5	0.3	16.3	1.2	0.6	1.2	0.2	0.3	0.1	0.1	23.1	53.1
午後2時~3時	6.8	1.0	16.3	1.6	1.5	1.5	0.3	0.8	0.1	0.2	21.9	47.7
午後3時~4時	16.5	4.6	14.1	5.6	6.1	3.2	0.9	2.9	0.1	0.3	15.5	30.0
午後4時~5時	32.2	22.8	5.0	6.3	9.4	5.0	2.1	2.7	0.1	0.2	6.5	7.8
午後5時~6時	40.8	34.9	0.7	4.5	3.0	4.2	2.4	0.3	0.1	0.1	2.4	6.5
午後6時~7時	58.3	24.6	0.0	2.7	0.1	2.5	2.5	0.1	0.2	0.0	1.2	7.8
午後7時~8時	73.0	12.3	0.0	0.6	0.3	1.2	1.5	0.1	8.0	0.0	1.5	8.7

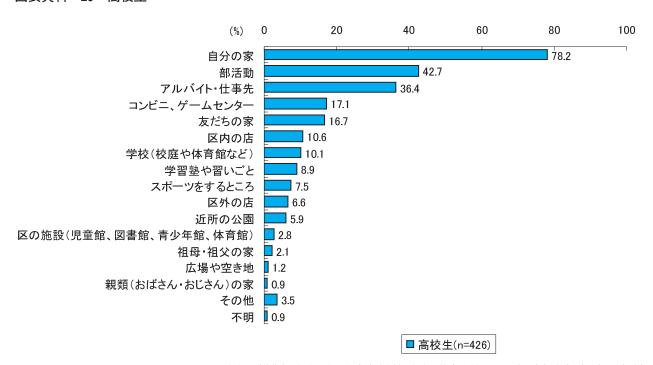
出典:(後期) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書(平成 20 年度)

◆放課後の居場所

図表資料-28 中学生



図表資料-29 高校生



出典:(後期) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書(平成 20 年度)

6. 子どもの安全・安心

●中学生以下の子どもの交通事故は、平成19年には発生件数が247件、死者数が1件、負傷者数が291件となっており、平成15年と比較すると件数は67件、21.3%の減少となっている(図表資料-30)。

図表資料-30 子どもの交通事故発生状況

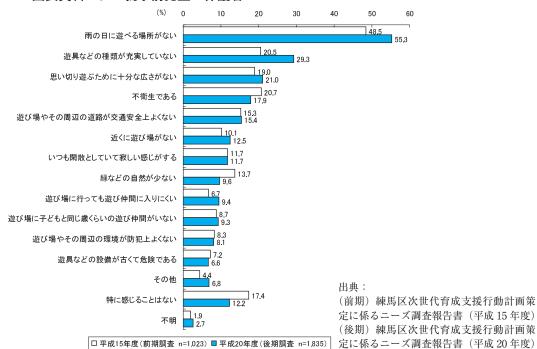
年および	発生件数					死者	 皆数		負傷者数			
警察署	計	幼児	小学生	中学生	計	幼児	小学生	中学生	計	幼児	小学生	中学生
平成 15	314	40	207	67	0	0	0	0	362	90	210	62
16	328	42	220	66	0	0	0	0	404	111	229	64
17	316	45	207	64	1	0	1	0	373	87	216	70
18	274	26	184	64	0	0	0	0	329	68	196	65
19	247	24	169	54	1	0	1	0	291	69	171	51
練馬警察署	65	7	42	16	0	0	0	0	66	10	40	16
光が丘警察署	65	6	47	12	1	0	1	0	90	29	49	12
石神井警察署	117	11	80	26	0	0	0	0	135	30	82	23

出典:「練馬区統計書」(平成20年版)

- (注) 件数は、子どもが第一・第二当事者となった事故件数で、死傷者数は、車両同乗者等を含む全被害者数を計上した。 練馬警察署、光が丘警察署、石神井警察署の取扱い件数であるため、区内の発生件数とは一致しない。
- ●子どもの屋外の遊び場について感じることについて、就学前児童の保護者は、「雨の日に遊べる場所がない」が55.3%で最も多く、続いて「遊具などの種類が充実していない」が29.3%、「思い切り遊ぶために十分な広さがない」が21.0%となっている。また、就学児童の保護者は、「雨の日に遊べる場所がない」が49.2%で最も多くなっており、続いて「思い切り遊ぶために十分な広さがない」が38.4%などとなっている。(図表資料-31、32)。

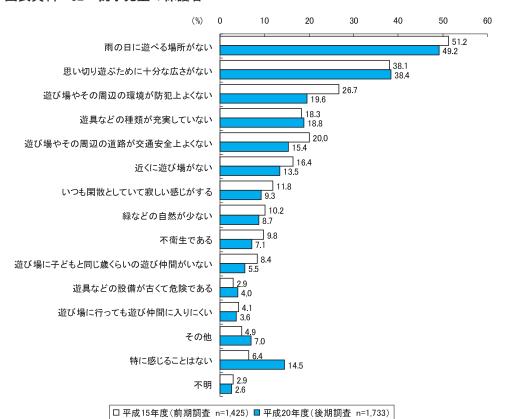
◆子どもの屋外の遊びについて感じること

図表資料-31 就学前児童の保護者



183

図表資料-32 就学児童の保護者



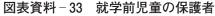
出典:

(前期) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書(平成 15 年度) (後期) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書(平成 20 年度)

7. 子どもの健康

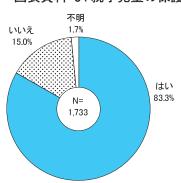
- ●かかりつけ医の有無について見てみると、就学前児童保護者の88.7%、就学児童保護者の83.3%が持っている(「はい」)と回答している(図表資料-33、34)。
- 『かかりつけ医を持っている』と回答した人に満足度について質問したところ、就学前児童保護者では「満足している」が34.9%、「だいたい満足している」が56.4%となっており、合計すると91.3%となる。就学児童保護者では、「満足している」が36.6%、「だいたい満足している」が56.4%となっており、合計すると93.0%となる。(図表資料 35、36)。
- ●休日・夜間対応の小児救急医療機関の有無について見てみると、就学前児童保護者は83.9%が、 就学児童保護者は81.9%が「ある」と回答している(図表資料-37、38)。
- ●乳幼児健診への満足度については、「満足している」が 26.4%、「だいたい満足している」が 59.0%となっており、合計すると 85.4%となっている。(図表資料 39)。

◆小児科かかりつけ医の有無





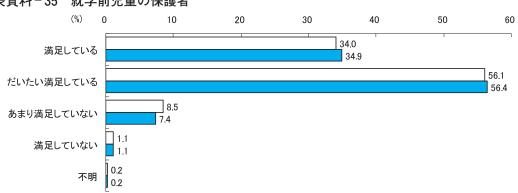
図表資料 -34 就学児童の保護者



出典:(後期)練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書(平成20年度)

◆小児科かかりつけ医への満足度

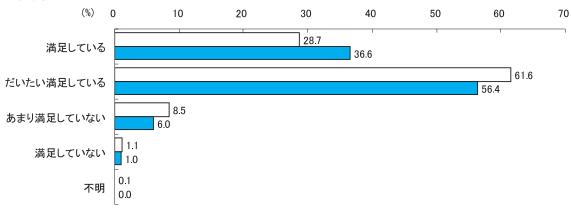
図表資料-35 就学前児童の保護者



□ 平成15年度(前期調査 n=823) ■ 平成20年度(後期調査 n=1,628)

出典:(前期)練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書(平成15年度) (後期)練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書(平成20年度)

図表資料-36 就学児童の保護者

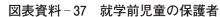


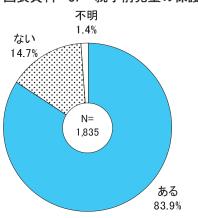
□ 平成15年度(前期調査 n=1,134) ■ 平成20年度(後期調査 n=1,444)

出典:

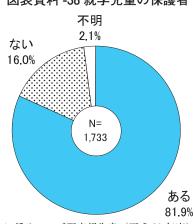
(前期) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書 (平成 15 年度) (後期)練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書(平成20年度)

◆休日・夜間対応の小児救急医療機関の有無



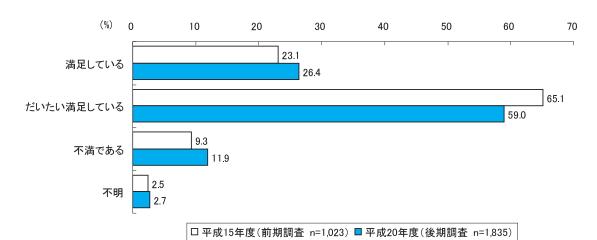


図表資料 -38 就学児童の保護者



出典:(後期)練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書(平成20年度)

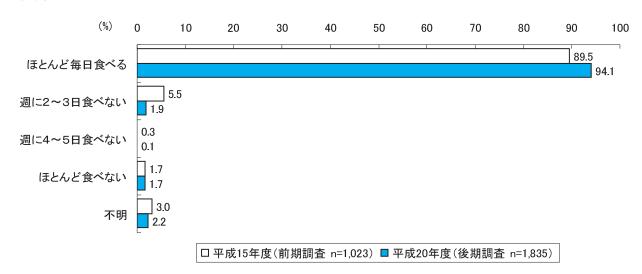
図表資料-39 乳幼児健診の内容・方法への満足度(就学前児童の保護者)



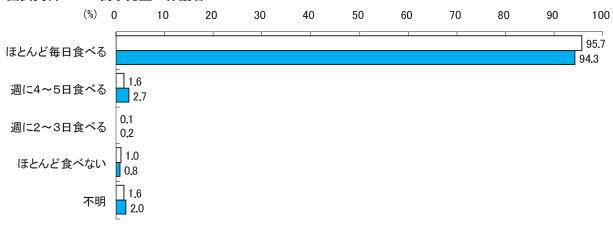
出典:(前期)練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書(平成15年度) (後期) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書(平成 20 年度) ●朝食摂取状況については、就学前児童は「ほとんど毎日食べる」が94.1%、就学児童は「ほとんど毎日食べる」が94.3%となっている。(図表資料-40、41)。

◆朝食摂取の状況

図表資料-40 就学前児童の保護者



図表資料-41 就学児童の保護者



□ 平成20年度(後期調査 n=1,733) ■ 平成15年度(前期調査 n=1,425)

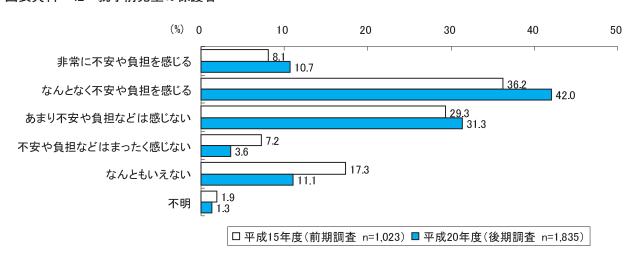
出典: (前期) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書(平成15年度) (後期) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書(平成20年度)

8. 子育てへの不安や負担

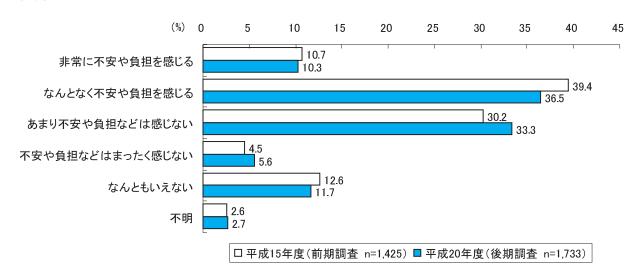
- ●就学前児童保護者の子育てに関する不安感や負担感については、不安や負担を感じる(「非常に不安や負担を感じる」+「なんとなく不安や負担を感じる」)は52.7%、不安や負担などは感じない(「あまり不安や負担などは感じない」+「不安や負担などはまったく感じない」)は34.9%となっている。(図表資料 42)。
- ●就学児童保護者の子育でに関する不安感や負担感については、不安や負担を感じる(「非常に不安や負担を感じる」+「なんとなく不安や負担を感じる」)は46.8%、不安や負担などは感じない(「あまり不安や負担などは感じない」+「不安や負担などはまったく感じない」)は38.9%となっている。(図表資料-43)。

◆子育てに関する不安感や負担感

図表資料-42 就学前児童の保護者



図表資料-43 就学児童の保護者

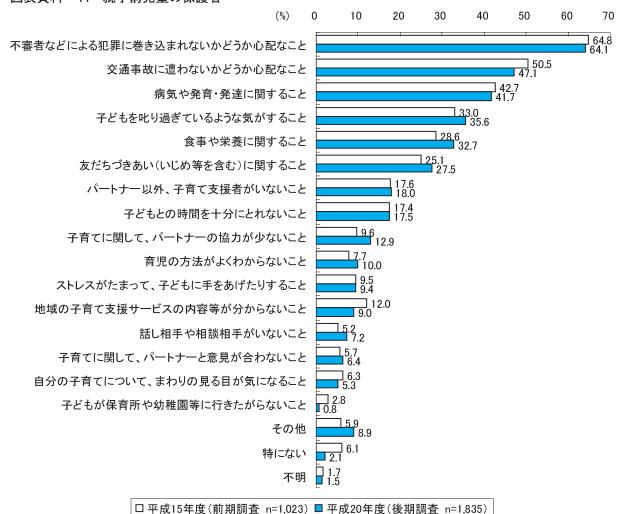


出典: (前期) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書(平成15年度) (後期) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書(平成20年度)

- 就学前児童の子どものことで心配に感じていること、気になっていることについて見てみると、「不審者などによる犯罪に巻き込まれないか心配なこと」が 64.1%で最も多くなっており、続いて「交通事故に遭わないかどうか心配なこと」が 47.1%、「病気や発育・発達に関すること」が 41.7%となっている。これら上位3つの項目は、平成15年度調査から変化はない。(図表資料 − 44)。
- ●就学児童保護者の子どものことで心配に感じていること、気になっていることについて見てみると、「不審者などによる犯罪に巻き込まれないか心配なこと」が73.4%で最も多く、続いて「交通事故に遭わないかどうか心配なこと」が53.3%、「友達づきあい(いじめ等を含む)に関すること」が42.8%となっている。また、これら上位3つの項目は、平成15年度調査でも上位3つに入っている。(図表資料-45)。

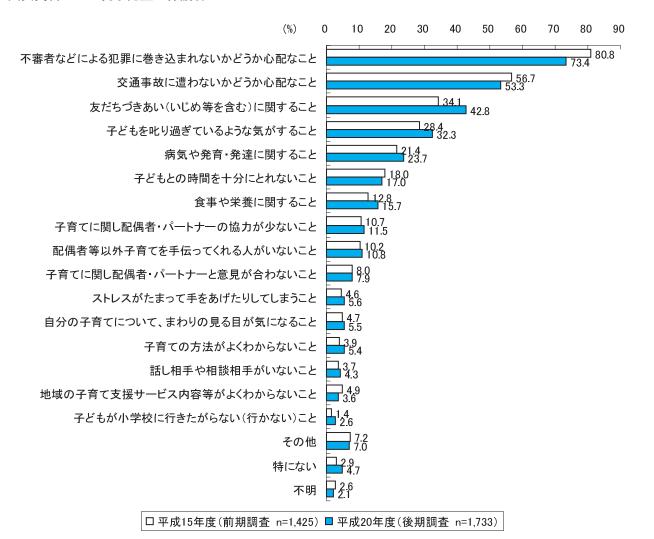
◆子どものことで心配に感じていること、気になっていること

図表資料-44 就学前児童の保護者



出典:(前期)練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書(平成15年度) (後期)練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書(平成20年度)

図表資料-45 就学児童の保護者

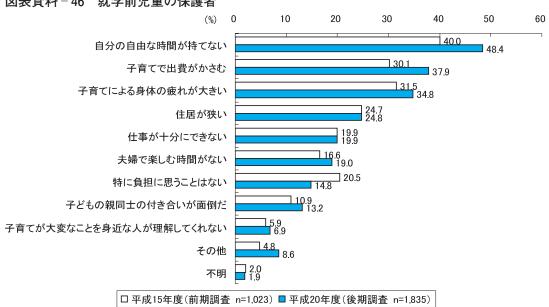


出典:(前期)練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書(平成15年度) (後期)練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書(平成20年度)

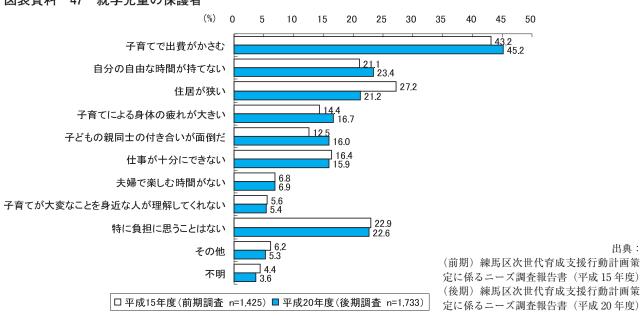
- 就学前児童保護者の子育てをするうえで特に負担を感じていること、悩んでいることについて見てみると、平成20年度期調査では、「自分の自由な時間が持てない」が48.4%、「子育てで出費がかさむ」が37.9%、「子育てによる身体の疲れが大きい」が34.8%となっている。これら上位3つの項目は、平成15年度調査においても上位3つに入っている(図表資料-46)。
- ●就学児童保護者の子育てをするうえで特に負担を感じていること、悩んでいることについて見てみると、「子育てで出費がかさむ」が45.2%で最も多く、続いて「特に負担に思うことはない」が22.6%、「自分の自由な時間が持てない」が23.4%となっている。平成15年度調査では、「子育てで出費がかさむ」43.2%、「住居が狭い」27.2%、「特に負担に思うことはない」22.9%が上位3つとなっている(図表資料 47)。

◆子育てをするうえで特に負担を感じていること、悩んでいること

図表資料-46 就学前児童の保護者



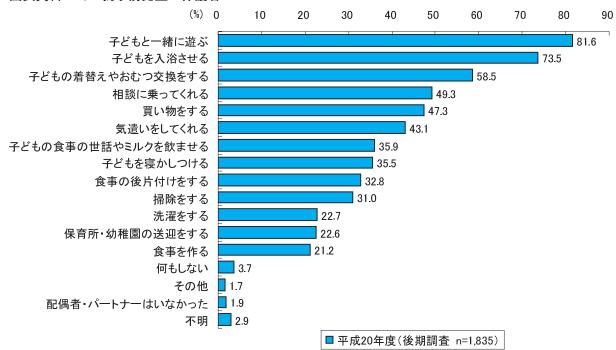
図表資料-47 就学児童の保護者



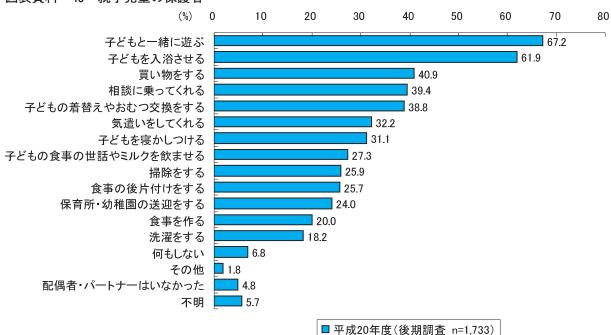
●配偶者・パートナーの育児へ参加形態について質問したところ、就学前児童では「子どもとー緒に遊ぶ」が81.6%で最も多く、続いて「子どもを入浴させる」が73.5%、「子どもの着替えやおむつ交換をする」58.5%となっている(図表資料-48)。また、就学児童では、「子どもと一緒に遊ぶ」が67.2%で最も多くなっており、続いて「子どもを入浴させる」が61.9%となっている(図表資料-49)。

◆配偶者・パートナーの育児への参加形態

図表資料-48 就学前児童の保護者



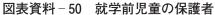
図表資料-49 就学児童の保護者

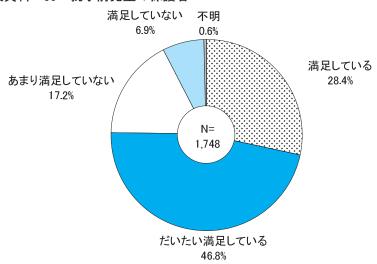


出典:(後期) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書(平成 20 年度)

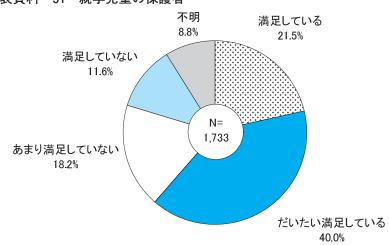
●配偶者・パートナーの育児参加の仕方への満足度を質問したところ、就学前児童保護者では「満足している」28.4%、「だいたい満足している」46.8%となっており、合計 75.2%が満足していることがわかる。一方「あまり満足していない」17.2%、「満足していない」6.9%となっており、合計 24.1%が満足していない(図表資料 -50)。また、就学児童保護者では、「満足している」21.5%、「だいたい満足している」40.0%となっており、合計は61.5%である。一方「あまり満足していない」が18.2%、「満足していない」が11.6%となっており、合計は29.8%である(図表資料 -51)。

◆配偶者・パートナーの育児参加への満足度





図表資料-51 就学児童の保護者

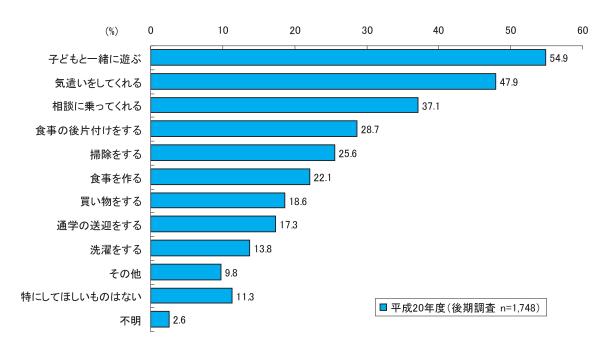


出典:(後期)練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書(平成20年度)

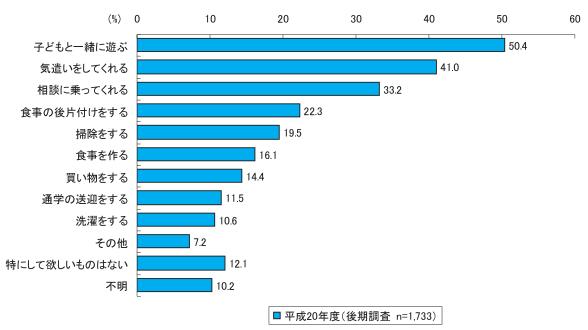
●配偶者・パートナーに育児参加をしてほしいと思う(思った)ことについて質問したところ、 就学前児童保護者では、「子どもと一緒に遊ぶ」が54.9%で最も多くなっており、続いて「気遣 いをしてくれる」が47.9%、「相談に乗ってくれる」が37.1%となっている(図表資料-52)。ま た、就学児童保護者では、「子どもと一緒に遊ぶ」が50.4%で最も多く、続いて「気遣いをして くれる」が41.0%、「相談に乗ってくれる」が33.2%となっている(図表資料-53)。

◆配偶者・パートナーに育児参加してほしいと思う(思った)こと

図表資料-52 就学前児童の保護者



図表資料-53 就学児童の保護者

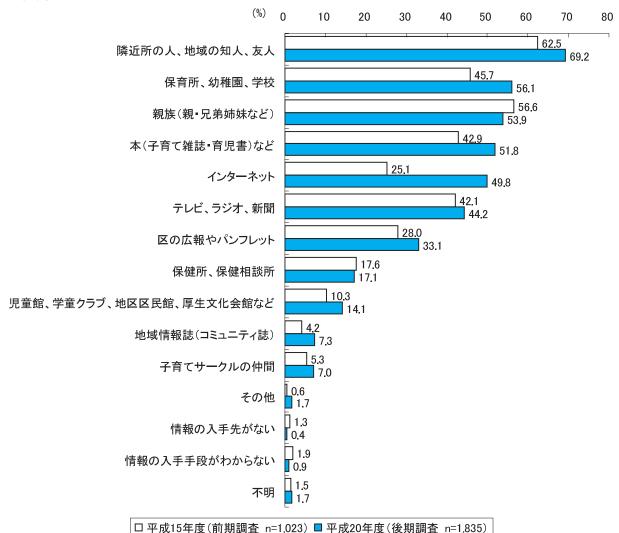


出典:(後期)練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書(平成20年度)

●子育て情報の入手先について見てみると、就学前児童では、「隣近所の人、地域の知人、友人」が69.2%で最も多く、続いて「保育所、幼稚園、学校」が56.1%、「親族(親・兄弟姉妹など)」が53.9%となっている。また、就学児童保護者では、「隣近所の人、地域の知人、友人」が73.2%で最も多く、続いて「テレビ、ラジオ、新聞」が55.8%、「保育所、幼稚園、学校」が55.7%となっている。就学前児童保護者、就学児童保護者ともに平成15年度調査と上位3項目は同様の結果である(図表資料-54、55)。

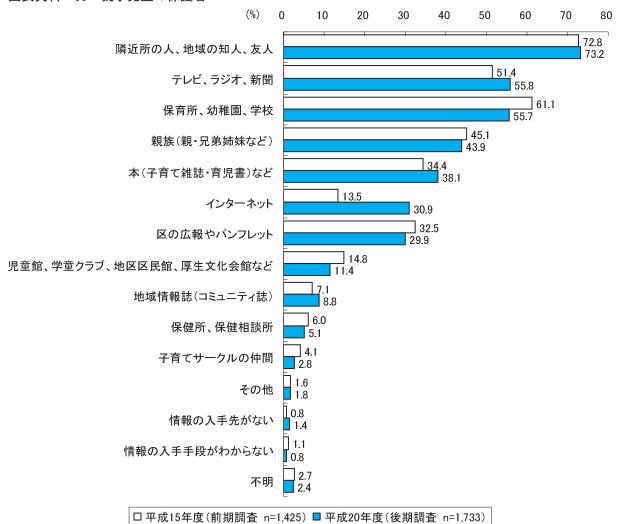
◆子育て情報入手先

図表資料-54 就学前児童の保護者



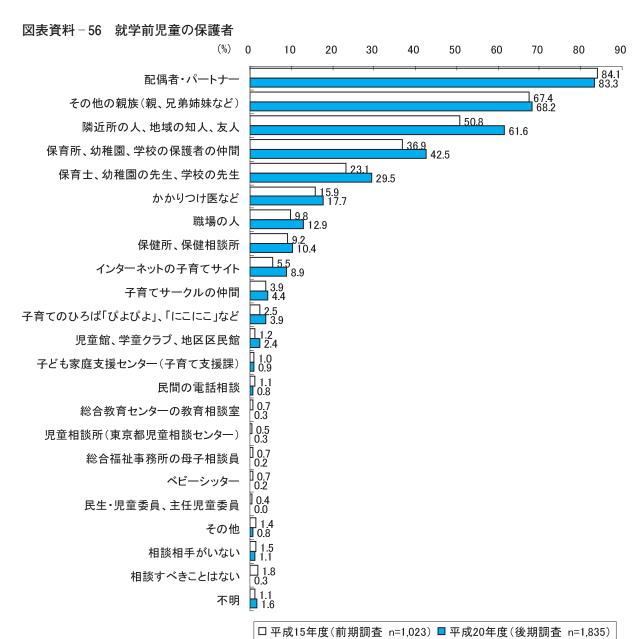
出典:(前期)練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書(平成15年度) (後期)練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書(平成20年度)

図表資料-55 就学児童の保護者



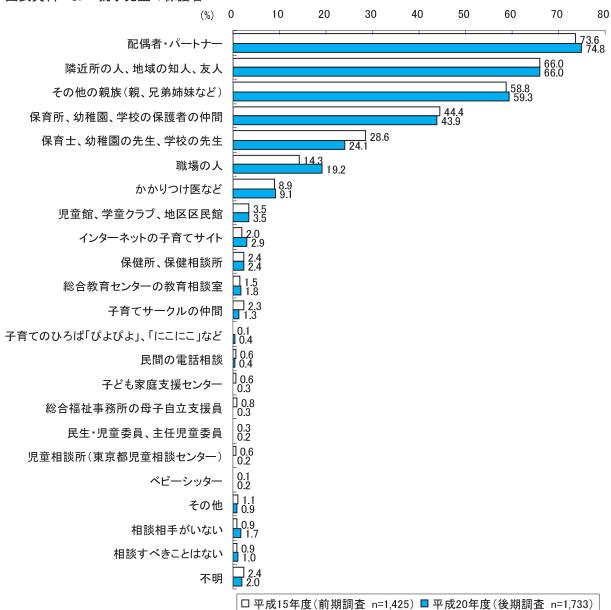
出典: (前期) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書(平成15年度) (後期) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書(平成20年度) ●子育てに関する悩みや不安などの相談相手について見てみると、就学前児童保護者では、「配偶者・パートナー」が83.3%で最も多く、続いて「その他の親族(親、兄弟姉妹など)」が68.2%、「隣近所の人、地域の知人、友人」が61.6%となっている。また、就学児童保護者では、「配偶者・パートナー」が74.8%で最も多く、続いて「隣近所の人、地域の知人、友人」が66.0%、「その他の親族(親、兄弟姉妹など)」が59.3%となっている。就学前児童保護者、就学児童保護者ともに平成15年度調査と上位3項目は同様の結果であるが、就学前児童の3位である「隣近所の人、地域の知人、友人」は平成15年度調査より10ポイント増加している(図表資料 - 56、57)。

◆子育てに関する悩みや不安などの相談相手



出典:(前期)練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書(平成15年度) (後期)練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書(平成20年度)





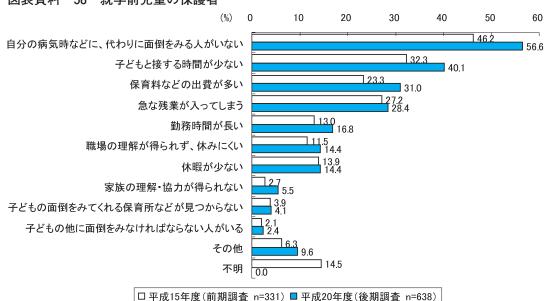
出典: (前期) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書(平成15年度) (後期) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書(平成20年度)

9. 仕事と子育ての両立

◆仕事と子育てとを両立させるうえで大変だと感じていることについては、就学前児童保護者で は、「自分が病気をした時等に代わりに面倒をみる人がいない」が56.6%で最も多く、続いて 「子どもと接する時間が少ない」が 40.1%となっている。これら上位 2 つの項目は、平成 15 年 度調査でも同様であるが、割合は平成20年度調査の方が高い(図表資料-58)。また、就学児童 保護者では、「自分が病気をした時等に代わりに面倒をみる人がいない」が49.8%で最も多く、 続いて「子どもと接する時間が少ない」が33.3%となっている。平成15年度調査においても、 これら2つの項目が上位2つとなっている(図表資料-59)。

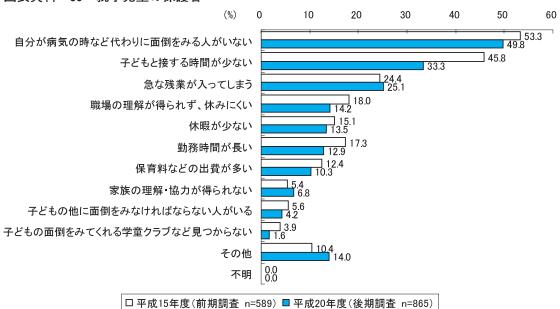
◆什事と子育てを両立させるうえで大変だと感じること

図表資料-58 就学前児童の保護者



□ 平成15年度(前期調査 n=331) ■ 平成20年度(後期調査 n=638)

図表資料-59 就学児童の保護者



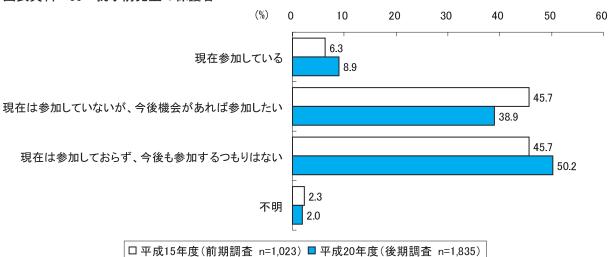
出典: (前期) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書 (平成 15 年度) (後期) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書 (平成 20 年度)

10. 子育てのネットワーク

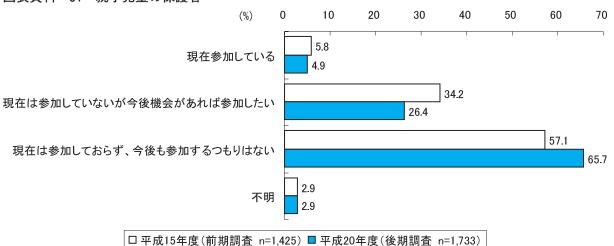
●子育てサークルなど自主的活動への参加については、就学前児童保護者では、「現在は参加しておらず、今後も参加するつもりはない」が50.2%で、「現在は参加していないが、今後機会があれば参加したい」が38.9%となっている。また、就学児童保護者では、「現在は参加しておらず、今後も参加するつもりはない」が65.7%で、「現在は参加していないが、今後機会があれば参加したい」が26.4%である。平成15年度調査と比較すると、どちらも「現在は参加しておらず、今後も参加するつもりはない」が増加している(図表資料-60、61)。

◆自主的活動への参加

図表資料-60 就学前児童の保護者



図表資料-61 就学児童の保護者



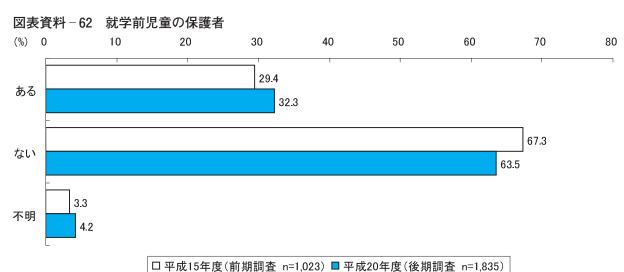
出典: (前期) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書(平成 15 年度)

(後期) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書(平成20年度)

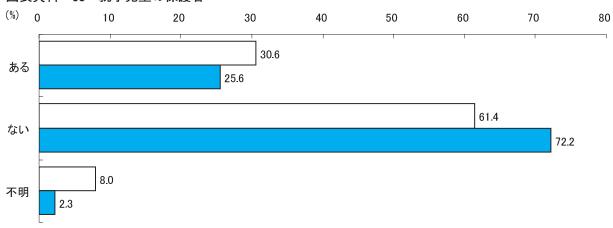
11. 行政の子育て支援への要望

●子育てに関する担当者の対応への不満について見てみると、就学前児童保護者は、「ある」が 32.3%、「ない」が 63.5%となっている。また、就学児童保護者では、「ある」が 25.6%、「ない」が 72.2%となっている(図表資料 - 62、63)。

◆出産、育児に関する担当者への不満



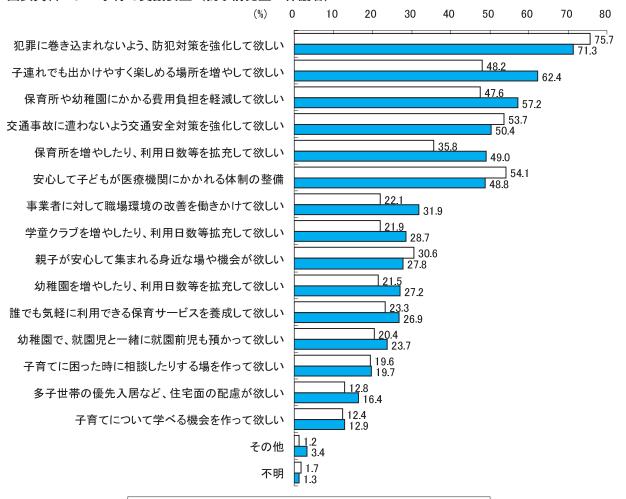
図表資料-63 就学児童の保護者



□ 平成15年度(前期調査 n=1,425) ■ 平成20年度(後期調査 n=1,733)

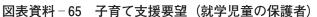
出典: (前期) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書(平成15年度) (後期) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書(平成20年度) ●子育て支援要望について見てみると、「犯罪に巻き込まれないよう、防犯対策を強化して欲しい」が71.3%で最も多く、続いて「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やして欲しい」が62.4%、「保育所や幼稚園にかかる費用負担を軽減して欲しい」が57.2%となっている。平成15年度調査では、「犯罪に巻き込まれないよう、防犯対策を強化して欲しい」が75.7%で最も多く、続いて「安心して子どもが医療機関にかかれる体制の整備」が54.1%、「交通事故に遭わないよう交通安全対策を強化して欲しい」が53.7%となっており、全体的に安心・安全に関する要望が強い。一方、平成20年度調査では安心・安全に関する要望のほか、環境整備や経済的支援の割合が平成15年度調査よりも高くなっている(図表資料 - 64)。

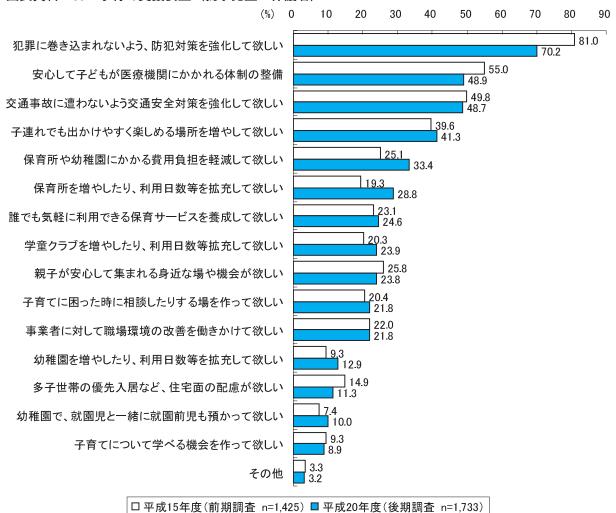
図表資料-64 子育で支援要望(就学前児童の保護者)



□ 平成15年度(前期調査 n=1,023) ■ 平成20年度(後期調査 n=1,835)

出典:(前期)練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書(平成15年度) (後期)練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書(平成20年度) ●子育て支援要望について見てみると、「犯罪に巻き込まれないよう、防犯対策を強化して欲しい」が70.2%で最も多く、続いて「安心して子どもが医療機関にかかれる体制の整備」が48.9%、「交通事故に遭わないよう交通安全対策を強化してほしい」が48.7%となっている。平成15年度調査においても同様の項目が上位3位になっており、全体的に安心・安全に関する割合が高い(図表資料-65)。





出典:(前期)練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書(平成15年度) (後期)練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書(平成20年度)

練馬区次世代育成支援行動計画検討経過

練馬区次世代育成支援推進協議会設置要綱

平成 17 年 6 月 21 日 17 練児子第 1005 号

(設置)

第1条 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)に基づく、練馬区次世代育成支援行動計画 (以下「行動計画」という。)を策定および推進するにあたり、区民および識見を有する者の意見を反映させるために、練馬区次世代育成支援推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 協議会は、行動計画の策定について意見をまとめ区長に提出する。
 - 2 協議会は、行動計画の推進についての意見をまとめ区長に提出する。

(構成)

第3条 協議会委員は、つぎに掲げる者および団体の代表者で構成され、区長が委嘱または任命する。

(1) 公募区民 9人以内

(2) 地域住民組織・事業主 6人以内

(3) 学識経験者 2人以内

(4) 保健・福祉・教育関係者 10人以内

(5) 行政職員 3人以内

- 2 協議会に、座長および副座長を置き、協議会委員の互選により定める。
- 3 座長は、協議会の会議を主宰し、協議会を代表する。
- 4 座長に事故があるときまたは座長が欠けたときは、副座長がその職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 協議会委員の任期は、委嘱または任命の日からその翌年度の末日までとする。

(会議)

- 第5条 協議会は、座長が招集する。
 - 2 座長は、必要に応じて、協議会委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聞くことができる。

(分科会)

- 第6条 協議会が必要と認めたときは、分科会を置くことができる。
 - 2 分科会は、座長の指名した協議会委員がこれにあたる。
 - 3 分科会に会長を置き、当該分科会に属する協議会委員の互選により定める。
 - 4 会長は分科会の招集および運営をし、分科会の経過または結果を協議会に報告する。

(公開)

第7条 協議会の会議は、原則として公開で行うものとする。ただし、付属機関等の会議の公開および区民 公募に関する指針(平成13年2月27日練企企発第245号)の定めるところにより非公開とすることがで きる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、健康福祉事業本部児童青少年部計画調整担当課が処理する。 (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は座長が定める。 付 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

付 則 (平成 18 年 4 月 1 日 18 練児子第 10033 号)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則 (平成 21 年 11 月 4 日 21 練児子第 10301 号)

この要綱は、平成21年11月5日から施行する。

平成 20·21 年度 練馬区次世代育成支援推進協議会 委員名簿

(構成区分別・50音順、敬称略)

(1) 公募区民

No.	氏 名	選 出 区 分	備考
1	青木 淳子	公募	
2	小宮真理子	公募	
3	齊藤 秀彦	公募	
4	谷口 広美	公募	
5	土門久美子	公募	
6	中川奈緒美	公募	
7	成岡 千絵	公募	
8	前田 妙子	公募	

(2) 地域住民組織・事業主

1	大柴 慶子	社団法人 練馬産業連合会	
2	緒方 巧	東京商工会議所練馬支部	
3	長島 良介	練馬区小学校 P TA 連合協議会	平成 21 年 11 月 4 日まで
4	甲斐 智重	練馬区小学校 P TA 連合協議会	平成 21 年 11 月 5 日から
5	矢野 伸一	練馬区立中学校 PTA 連合協議会	平成 21 年 11 月 4 日まで
6	田中 美恵	練馬区立中学校 PTA 連合協議会	平成 21 年 11 月 5 日から
7	平野 一枝	練馬区町会連合会	

(3) 学識経験者

1	【副座長】大屋 幸恵	学識経験者 (武蔵大学教授)	
2	【座長】広岡 守穂	学識経験者 (中央大学教授)	

(4) 保健・福祉・教育関係者

1	飯島 健志	社団法人 練馬区医師会	
2	小野 雅保	練馬区立中学校長会	平成 21 年 5 月 20 日まで
3	片柳 博文	練馬区立中学校長会	平成 21 年 5 月 21 日から
4	金谷 閏子	練馬区青少年育成地区委員会	
5	苅部 一夫	練馬区立小学校長会	
6	髙橋 八映	練馬区私立保育園協会	
7	田中 泰行	練馬区私立幼稚園協会	
8	玉井 弘子	練馬区民生児童委員協議会	
9	土田 秀行	練馬区社会福祉協議会	
10	若生二三子	練馬区母子寡婦福祉連合会	

(5) 行政職員

1	坂本	靖	東京都児童相談センター	
---	----	---	-------------	--

平成 20·21 年度 練馬区次世代育成支援推進協議会 分科会委員名簿

(構成区分別・50音順、敬称略)

(1) 就学前児童施策検討分科会

No.	氏 名	選出区分
1	大柴 慶子	社団法人 練馬産業連合会
2	緒方 巧	東京商工会議所練馬支部
3	小宮真理子	公募
4	齊藤 秀彦	公募
5	髙橋 八映	練馬区私立保育園協会
6	田中 泰行	練馬区私立幼稚園協会
7	【座長】広岡 守穂	学識経験者 (中央大学教授)
8	〈会長〉前田 妙子	公募

(2) 就学児童施策検討分科会

No.	氏 名	選 出 区 分
1	〈会長〉青木 淳子	公募
2	【副座長】大屋 幸恵	学識経験者 (武蔵大学教授)
3	甲斐 智重	練馬区小学校 PTA 連合協議会
4	片柳 博文	練馬区立中学校長会
5	金谷 閏子	練馬区青少年育成地区委員会
6	苅部 一夫	練馬区立小学校長会
7	田中 美恵	練馬区立中学校 PTA 連合協議会
8	谷口 広美	公募
9	土門久美子	公募

(3) 主に障害のある子・虐待防止等施策検討分科会

No.	氏 名	選出区分
1	飯島 健志	社団法人 練馬区医師会
2	坂本 靖	東京都児童相談センター
3	玉井 弘子	練馬区民生児童委員協議会
4	〈会長〉土田 秀行	練馬区社会福祉協議会
5	中川奈緒美	公募
6	成岡 千絵	公募
7	平野 一枝	練馬区町会連合会
8	若生二三子	練馬区母子寡婦福祉連合会

練馬区次世代育成支援推進協議会検討経過

第1回

- 1 日時 平成20年6月11日(水)午後6時30分から
- 2 場所 練馬区役所本庁舎 5 階庁議室
- 3 議題 (1) 委員委嘱
 - (2) 副区長あいさつ
 - (3) 委員紹介
 - (4) 座長・副座長の選出
 - (5) 会議の進め方について
 - (6) 練馬区次世代育成支援行動計画について
 - (7) 練馬区次世代育成支援行動計画実施状況(平成19年度)
 - (8) 練馬区次世代育成支援行動計画の一部変更について
 - (9) 今後のスケジュールについて
 - (10) その他
- 4 配付資料 資料 1 練馬区次世代育成支援行動計画(平成 17 年度~ 21 年度)
 - 資料 2 練馬区次世代育成支援行動計画実施状況(平成 19 年度)
 - 資料3 練馬区次世代育成支援行動計画の一部変更について
 - 資料 4 平成 20·21 年度 練馬区次世代育成支援推進協議会委員名簿
 - 資料 5 練馬区次世代育成支援推進協議会設置要綱
 - 資料6 会議の運営について(案)

第2回

- 1 日時 平成20年9月9日(火)午後6時30分から
- 2 場所 練馬区役所本庁舎 5 階庁議室
- 3 議題 (1) 計画事業について

基本目標のうち

- I 子どもたちの「育つ力」と子育て家庭の「育てる力」を応援します
- Ⅱ 子どもと親の健康づくりを応援します
- Ⅲ 子どもの健やかな成長を助けるための教育環境を整備します
- (2) 次世代育成支援行動計画(後期)策定に係るニーズ調査について
- (3) その他
- 4 配布資料 資料1 保育所在籍・待機児童数について
 - 資料 2 学校応援団
 - 資料 3 次世代育成支援行動計画 (後期計画) 策定の手引き (厚生労働省素案) 抜粋

第3回

- 1 日時 平成20年11月11日(火)午後6時30分から
- 2 場所 練馬区役所本庁舎 5 階庁議室
- 3 議題 (1) 次世代育成支援行動計画(後期)策定に係るニーズ調査について
 - (2) 計画事業について

基本目標のうち

- Ⅰ 子どもたちの「育つ力」と子育て家庭の「育てる力」を応援します
- (3) その他
- 4 配布資料 資料1 厚生労働省のモデル調査票 (就学前児童票 (案)・就学児童票 (案))
 - 資料 2 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書〈概要版〉(平成 16 年 3 月)

第4回

- 1 日時 平成21年3月17日(火)午後6時30分から
- 2 場所 練馬区役所本庁舎5階庁議室
- 3 議題 (1) 計画事業について意見交換

行動計画の7つの基本目標のうち

- Ⅱ 子どもと親の健康づくりを応援します
- Ⅲ 子どもの健やかな成長を助けるため教育環境を整備します
- Ⅳ 子どもと子育て家庭を応援するまちづくりを進めます
- V 子育てと仕事の両立を応援します
- VI 特に援助が必要なこどもと子育て家庭を応援します
- ₩ 計画の着実な推進を図ります
- の各基本施策について
- (2) 次世代育成支援行動計画(後期)策定に係るニーズ調査の進捗状況について
- (3) その他
- 4 配布資料 資料 1 練馬区次世代育成支援行動計画(平成 22 年度 ~ 26 年度)策定に係るニーズ 調査
 - 資料 2 練馬区次世代育成支援に関するニーズ調査票
 - (1) 就学前児童の保護者用
 - (2) 就学児童の保護者用
 - (3) 中学生意識調査
 - (4) 高校生意識調査
 - (5) 独身者および子どものいない世帯調査
 - (6) 子育て中および子育て終了世帯調査
 - (7) 子育て関係施設従事者調査

参考資料

第5回

- 1 日時 平成21年5月21日(木)午後6時30分から
- 2 場所 練馬区役所本庁舎 5 階庁議室
- 3 議題 (1) 委員委嘱
 - (2) 次世代育成支援行動計画実施状況(平成20年度)について
 - (3) 次世代育成支援行動計画の一部変更について
 - (4) 次世代育成支援行動計画(平成22年度~26年度)策定に係るニーズ調査報告について(資料3)
 - (5) その他
- 4 配布資料 資料 1 練馬区次世代育成支援行動計画実施状況 (平成 20 年度)
 - 資料 2 練馬区次世代育成支援行動計画の一部変更について
 - 資料 3 練馬区次世代育成支援行動計画(平成 22 年度~ 26 年度)策定に係るニーズ 調査報告書(概要版)
 - 資料 4 平成 20·21 年度 練馬区次世代育成支援推進協議会委員名簿

第6回

- 1 日時 平成21年11月5日(木)午後6時30分から
- 2 場所 練馬区役所本庁舎5階庁議室
- 3 議題 (1) 新委員紹介、委嘱
 - (2) 練馬区次世代育成支援推進協議会設置要綱の改正について
 - (3) 練馬区次世代育成支援行動計画 (平成22年度~26年度) 素案について
 - (4) 練馬区次世代育成支援推進協議会分科会の進め方について
 - (5) その他
- 4 配布資料 資料 1 平成 20·21 年度 練馬区次世代育成支援推進協議会委員名簿
 - 資料 2 練馬区次世代育成支援推進協議会設置要綱
 - 資料 3 練馬区次世代育成支援行動計画 (平成 22 年度~ 26 年度) 素案
 - 資料 4 練馬区次世代育成支援行動計画 (平成22年度~26年度) の要点について
 - 資料 5 練馬区次世代育成支援行動計画の前期と後期の事業内容について
 - 資料 6 前期計画、後期計画の骨子の比較
 - 資料7 練馬区における次世代育成支援の課題 前期と後期計画の比較
 - 資料 8 練馬区次世代育成支援推進協議会 後期行動計画策定分科会の進め方

第7回

- 1 日時 平成22年2月18日(木)午後6時30分から
- 2 場所 練馬区役所本庁舎 5 階庁議室
- 3 議題 (1) 練馬区次世代育成支援行動計画 (平成 22 年度~ 26 年度) 素案に対する練馬区次 世代育成支援推進協議会の意見について

- (2) 練馬区次世代育成支援行動計画 (平成 22 年度~ 26 年度) 素案に対するパブリックコメントについて
- (3) 練馬区次世代育成支援行動計画 (平成22年度~26年度) 素案から案への変更点 について
- (4) 練馬区次世代育成支援行動計画 (平成22年度~26年度) に対する評価について
- (5) その他
- 4 配布資料 資料 1 練馬区次世代育成支援推進協議会意見対応表(次世代育成支援行動計画素案)
 - 資料2 パブリックコメント対応表 (次世代育成支援行動計画素案)
 - 資料3 練馬区次世代育成支援行動計画(素案)に対する練馬区次世代育成支援推進 協議会の意見について
 - 資料4 練馬区次世代育成支援行動計画(素案)に対するパブリックコメントについて
 - 資料 5 練馬区次世代育成支援行動計画 (平成 22 年度~ 26 年度) 案
 - 資料 6 練馬区次世代育成支援行動計画(平成 22 年度~ 26 年度)素案から案への主 な変更(予定)内容一覧

練馬区次世代育成支援推進協議会分科会検討経過

第1回

- 1 日時 平成 21 年 11 月 10 日 (火) 午後 6 時 30 分から
- 2 場所 練馬区役所本庁舎 19 階 1902 会議室
- 3 議題 (1) 分科会の進め方
 - (2) 各分科会での討議
 - (3) まとめ
 - (4) 各分科会の意見発表
 - (5) その他
- 4 配布資料 資料 1 練馬区次世代育成支援推進協議会分科会名簿

第2回

- 1 日時 平成21年12月3日(木)午後6時30分から
- 2 場所 練馬区役所本庁舎 19 階 1902 会議室
- 3 議題 (1) 前回分科会の意見の確認
 - (2) 各分科会での討議
 - (3) まとめ
 - (4) 各分科会の意見発表
 - (5) 次回次世代育成支援推進協議会日程について
 - (6) その他
- 4 配布資料 資料 1 練馬区次世代育成支援推進協議会分科会名簿

練馬区長 志村 豊志郎 様

練馬区次世代育成支援推進協議会 座長 広岡 守穂

練馬区次世代育成支援行動計画の素案に対する意見

練馬区次世代育成支援推進協議会は、平成 21 年 11 月 5 日に開催した第 6 回会議で練馬 区次世代育成支援行動計画(平成 22 年度~ 26 年度)素案について練馬区から説明を受け ました。

そこで、同協議会では「未就学児施策検討グループ」「就学児施策検討グループ」「障害のある子ども・虐待その他施策検討グループ」の3分科会を設置し、11月10日と12月3日に開催した第1回、第2回合同分科会で、練馬区次世代育成支援行動計画(平成22年度~26年度)の素案についてワークショップ形式で意見を出しあいました。

各委員から出された意見を体系別に分類し「練馬区次世代育成支援推進協議会の意見」といたしましたので、練馬区次世代育成支援行動計画の策定にあたりこれらの意見を反映していただきますようお願いいたします。

なお、意見の別れる項目は、各委員の意見を併記しています。

練馬区次世代育成支援推進協議会の意見

平成 21 年 11 月 10 日、12 月 3 日開催

I. 子どもたちの「育つ力」と子育て家庭の「育てる力」を応援します

○子ども同士の育ちあいを支える環境づくり

(1) 遊びの場

- ・地域における遊び場(公園等)の環境の整備(ゴミ、危険な物などの除去 木々、防災倉庫で死角を作らない 遊具の 点検)をしてほしい。
- ・かつて子どもたちが集団で自由に遊んだ空き地のような冒険広場を作ってほしい。人工的な公園ではなく、木や草など 自然環境が必要である。
- ・無認可保育園など園庭を持たない施設の子どもたちが、安全に利用できる地域の公園が必要である。
- ・2、3歳で活発に動けるようになった幼児の施設が必要である。
- ・子どもたちが自由に遊べるような、遊びを創り出せるような木々と小屋だけの公園をつくってはどうか。

(2) つどいの場

- ・つどいの広場のような場を数多く作る必要がある。
- ・子育てサークルがたくさん生まれるように促す必要がある。
- ・地域のいろいろな年代の人々が出入りする施設の中に、子育て支援の施設があるとよいと思う。
- ・にこにこにもスタッフを置いてほしい。
- ・子どもと老人が集う場所を作り、保育所と老人ホームのコラボレーションを進めてほしい。
- ・地域の集会所などで、地域の人たち(さまざまな仕事を経験してきた高齢者など)に子育て、仕事の話、地域の歴史といった話を聞く場所があればよいと思う。
- ・つどいの広場等の施設の提供だけでなく、発達を促していくのに必要な遊具・玩具の充実など、質を高めていく必要がある。

(3) イベントの機会づくり

- ・子どもだけを対象としたものでない地域のイベント (運動会やまつり)を盛大に開催してほしい。
- ・開校記念祭など学校行事に力を入れて、子どもたち、親、地域の相互の交流を盛んにしたい。
- ・商店街や企業などが協力して子ども、親子対象のイベントを開く。
- イベントの場を増やすべき。

○親育ちの支援

(1) 親の子育て力

- ・父親の子育てへのかかわりを、もっと高める必要がある。
- ・妊娠中のカップル対象の子育で講座で、男女共同参画など広い視野から学ぶ機会をつくる。

(2) 相談の場

- ・在宅で子育てをしている母親たちがいつでも専門家に相談できるよう、ひろばにも専門家を配置する。
- ・子育てお悩み110番などを作り、相談を受け付けるボランティア家庭の玄関にわかるようにシールを貼っておく。
- ・生まれたばかりの赤ちゃんを抱え、どこに行って何を話せばよいかわからない親子を援助する場をつくる。
- (3) 正確な情報提供
- ・子育て地域ネットワークが多いので、わかりやすくする (例:小学校区ごとというように)。
- (4) 子育てについて学ぶ
- ・父親による子どもへの虐待の事例があるため、父親学級を開催して子育てについて学ぶ機会を設けてはどうか。
- ・情報に振り回されない子育てができるように、親対象の学習講座を設けてほしい。
- ・大人が大人であることが子どもの健やかな成長の何よりの糧である。子どもっぽい大人の育ちを考える必要がある。

○保育の充実

(1) 定員の拡大

- ・待機児童をなくす。
- ・働き口を探す時間だけでも保育をしてほしい(一時預かり、ハローワーク付属臨時保育所など)。
- ・0~3歳の保育園を増設し、母親の就業にかかわらず、希望すれば入れるようにしてほしい。
- ・産休明けでも利用できる保育所を増設してほしい。途中では入所しづらく、仕事を辞めなければならない人が多いため。
- ・一時預かりは、誰でも利用できるような工夫が必要である。
- ・小規模な保育施設が、地域にたくさんあると良い。
- ・子どもの健やかな育ちを保育していくためには、無認可保育園などの基準を緩くするのは良くない。
- ・幼稚園の保育時間を大幅に延ばせないか。
- ・保育所の面積基準を現在より少なくすることに反対である。

(2) 子育て支援

- ·NPO を活用して、子育て支援を充実してほしい。
- (3) 人材活用
- ・保育士の資格を持つ若い人を活用すべきである。

I. 子どもたちの「育つ力」と子育て家庭の「育てる力」を応援します

- ・人材を活かす仕組みを整える。
- (4) 職員の質
- ・一時預かりは保育園と違う保育士配置などの基準が必要である。
- ・今だからこそ、民間でなく区直轄の保育所でアピールすべきである。
- (5) 病児・病後児
- ・病児・病後児への対応を増やすことを検討すべきではないか。
- ・大泉地区に新設をしてほしい。
- ・財政的支援を充実してほしい。
- ・施設間の連携が必要である。
- (6) 幼稚園・保育園の教職員
- ・子どもの育ちにかかわる職員の資質向上のため、研修の強化と待遇改善が必要である。
- ・保育所の定員拡大を、職員の質を下げずに行ってほしい。

○ワークライフバランス

- ・地域の企業に対してワークライフバランスの取組を勧める。
- ・父親が子育てにかかわることができるよう、仕事環境の整備をすることが重要である。
- ・就業している家庭では、両親のどちらかは必ず定時で帰宅して子どもと関わりをもてるよう企業に働きかけをしてほしい。
- ・低年齢の子どもを持つ家庭の父親も労働時間の短縮が可能となるような制度を徹底して、夫婦がそろって子育てできる 社会を実現してほしい。
- ・共働き家庭では子育てとの両立、また、在宅で子育て中の家庭では父親不在とならないような働き方が可能となるよう 企業への働きかけが必要ではないか。

○経済的支援

・働く女性のみに世間の関心や公的資金が集中し、「せめて小さいうちは」と仕事・収入を犠牲にして子育でに専念している母親は置き去りにされている。父親もまだ若く低収入で2人、3人と子どもを産むカップルは多い。このような家庭にも経済的支援をしてほしい。

○子どもの放課後の居場所

- ・生徒の放課後活動(施設、指導者、種類)を充実させる。
- ・子どもの居場所が学校にあったら、不登校が少なくなるのではないかと思う。中学生は学校が心の居場所であってほしい。
- ・学校応援団を実施するにあたり、隣接中学校との連携ができないか?狭い学校は、応援団を実施することに特に施設面で問題が多い。
- ・空店舗や統廃合で空いた学校施設など利用して、高齢者、就学児童、未就学児、保護者など、あらゆる世代が集まれる "広場"のような場所がほしい。
- ・中・高校生が、部活動以外に日常的かつ気軽に運動ができる施設・メニューを充実してほしい。
- ・土・日の学校開放は野球やサッカークラブがメインではない。ルールの確認・見直をして、安全な遊びの確保が必要である。
- ・夏休みなど長期休暇の期間も学校応援団を実施してほしい。
- ・学校でひろば事業に必要な部屋の確保をしてほしい。足りない学校もある。
- ・SSCの活動拠点を増やしてほしい。教室の数が少なくては入れない。

○子どもの「育つ力」

- ・子どもにもっと学校内の掃除をさせてはどうか?
- ・道徳の時間などで、「夢をあきらめるな」と教えるのもいいが、例えば、納税の義務とか「現実を見ろ」とも教えてほしい。

○子ども家庭支援センター

- ・子ども家庭支援センターの職員を増員する。それぞれの専門職員が必要である。
- ・子ども家庭支援センターに常勤の心理職を配置してほしい。
- ・子ども家庭支援センターの活動はぴよぴよ等に偏りすぎている。
- ・虐待児の発見で子ども家庭支援センターはどのような対応をしているのか? 発見したら、電話だけでなく、すぐに職員自ら足を運んで欲しい。
- ・子ども家庭支援センターのワンストップ、ブランチ型への移行に際して、現行のデメリットの分析とメリットの効果を わかりやすく説明する必要がある。
- ・子ども家庭支援センターに週に2日程度、児童福祉司、障害担当の児童福祉司を置いてほしい。
- ・高齢者と児童を分けた対応だけでなく、子ども家庭支援センターを拡大し、家族支援センターとしてはどうか。
- ・窓口で相談された問題の解決方法を具体的・迅速に提示できるよう機能の充実を図る。
- ・子育てに困ったときに相談したりする場として、機能の充実を図ってほしい。
- ・子育て広場や子育て支援啓発講座の開催場所を小学校や幼稚園などで行う出前型にする。

I. 子どもたちの「育つ力」と子育て家庭の「育てる力」を応援します

- ○相談できる休制
- ・具体的にどこに相談を持っていったらよいのか。1つの窓口で方向を示し、解決できるようにしてほしい。
- ○ソーシャルワーカーの養成
- ・子育て支援のソーシャルワーカーの養成が必要である。
- ○泊まりを含む一時預かり
- ・ショートステイ(障害児に限らず泊まりを含む一時預り)を使いやすくしてほしい。
- (乳児から2歳児、病児が利用できない、費用が高いと低所得者が利用しづらい)
- ○冒険遊び場 (プレーパーク)
- ・ I -6-16 外遊び事業の提供事業で、冒険遊び場(プレーパーク)を実施してほしい。

Ⅱ. 子どもと親の健康づくりを応援します

- ○子どもの健康づくり
- ・子どもが9時頃に寝るようにする。
- ○身体をつかって遊べる施設
- ・子どもが身体を動かして遊べる屋内外の施設が必要である。
- ○保護者のリフレッシュ施設
- ・保護者のリフレッシュのため、保育のあるスポーツ施設を整備することが大切である。
- ○食育について
- ・アレルギーへの対応を推進してほしい。
- ・食に関して、学校給食の場で先生が「感謝の気持ち」「もったいない」などについて話をしてほしい。
- ・親子料理教室の費用補助、スタッフ派遣、学校の食育推進事業を応援する仕組み作りをしてほしい。
- ・栄養、休養、運動のバランスが心身の健康づくりに大切ということを普及させたい。
- ・食育を知りたいが誰に聞いてよいかわからない。身近な子育て広場に栄養士を配置してほしい。
- ・食育推進ネットワーク会議では、一昨年より食育実践ハンドブックを作成する等、食の大切さを伝えている。今年は食育カレンダーを作成し「もったいない」や「感謝の心」等を重点的に盛り込んだ。今後もより多くの人に食への関心を持ってもらえるよう食育推進ネットワーク事業を推進してほしい。
- ○予防接種
- ・就学児の集団予防接種を学校で実施してほしい (新型インフルエンザなど)。
- ・ヒブワクチン、肺炎球菌ワクチン、HPV ワクチンなどの公費負担を推進してほしい。
- ・新型インフルエンザなどの知識があいまいでいたずらに不安が広がるので、保健相談所を中心に広報をしてほしい。
- ○小児救急医療の適正利用
- ・コンビニ受診の増加に歯止めをかける対策を進めてほしい。
- ・利用者の医療費の一部(全部)負担を検討してほしい。
- ・休日診療では、整形外科にも対応してほしい。
- ○乳幼児健診
- ・乳幼児健診の充実(発達障害スクリーニング)、1 歳 6 か月児健診、3 歳月児健診については、診察を担当する医師会員の啓発をする必要がある。また、5 歳児健診を新設してほしい。
- ○その他
- ・区の健康診断が有料になり種類も複雑になったので、利用者が減らないだろうか?

Ⅲ. 子どもの健やかな成長を助けるため教育環境を整備します

- ○地域における定年後等の人材活用
- ・小中学校では少人数クラスにこだわらず、サブの先生が複数いて、生徒を見守ることも大切ではないか。定年後の先生 の活用も考えられるのではないか。
- ・小中学生の暴力が急増しており、子どもが育つ環境が余りに貧しい。社会の大人たちに対して、子どもの発達に関する 教育を充実させたい。
- ・特別支援が必要な子どもをサポートできる人的配置を検討すべきである。定年後の人材の活用なども考えられる。
- ・地域に住む高齢者の方たちなどの専門性を活かすことに、積極的に取り組んでいく必要がある

Ⅲ、子どもの健やかな成長を助けるため教育環境を整備します

- ○乳幼児と小・中・高生のふれあいの機会と場
- ・10代の頃に学校の社会科の一つとして、幼い子どもへのかかわり(実践)を学ぶシステムづくりが大切である。
- ・小・中・高校に赤ちゃん授業などを採り入れ、赤ちゃんと直接ふれあう機会を作っていく。育児とは何かを体験し感じることが、次代の親づくりにつながる。

○自然のなかで子どもたちが育ち合える場

・子どもを閉じ込めて教育する方面ばかりに目が向いている。地域や自然の中で、自ら学ぶ体験の場がもっと必要である。 そのためには、公園、自然の広場、林や森、川などを舞台として子ども同士が育ち合える場、それを陰から支える大人 が必要である。

○人とのふれあい

・いろいろな人がいて自分の生活が成り立っているということを、実感できる教育が必要である。思いやりの心・協調性 を育てる必要がある。

○子どもが思い切り身体を動かせる環境

・体を動かしたい子どもために、土のミニマラソンの環境を作ってほしい。

○イベント、行事

- ・地域、学校関係者、保護者などに声掛けし、多くの子ども事業に参加できるシステムをつくってほしい。
- ・親子で参加するボランティア活動を推進してほしい。
- ・地域の子ども会の充実、地域の行事に参加できない家庭の子どもへの応援、行事では縦割りから地域連携を推進してほ しい。
- ・地域のイベント、祭りなどにもっと多くの子どもや親が参加する工夫ができないか?
- ・学校行事の充実と参加の拡大が必要である。

○授業

- ・副担任をおいて、授業について行けない子のフォローができればよいと思う。
- ・少人数クラスあるいはチーム・ティーチングを実現してほしい。

○体験学習

- ・異年齢、異文化を持つ人々(高齢者、幼児、障害者)との交流機会の創出が必要である。
- ・消費者教育を充実させるために IT 技術を、環境教育を充実させるためにリサイクル、省エネ、まちの美化等を体験をとおして学ぶ必要がある。
- ・特に中・高生にボランティア活動の重要性を認識させ、実施させる必要がある。
- ・アニメ製作などを体験的に学習させる。
- ・体験農園など、"いのち"を育てる経験を充実させる。
- ・コミュニケーション能力(つながりを作るための能力)の醸成プログラムの拡充が必要である。
- ・図書館の蔵書の充実あるいは図書館における読み聞かせ等、イベントの充実が必要である。

○中学生の生きる力、社会力

- ・中学生の生きる力、社会力 UP のため、職場体験の日数を増加してほしい。
- ・中学生の生きる力、社会力 UP のため、杉並区で実施している「世の中課」の授業を実施してほしい。

○その他

- ・道徳の時間等で、納税、勤労、教育、ニートの防止など生きるうえでの義務等を話題にしてほしい。
- ・統廃合小学校の空き教室を利用し、習い事や補習塾を開いてはどうか? 先生は区民有志、ただし、ボランティアではなく、少ない金額でも有償とする。
- ・ネット利用などで「子育て学習講座」の申し込み手続きを簡素化してほしい。そうすればもっと開催回数が増えると思う。
- ・子どもとのコミュニケーション (会話) が必要である。先生、保護者、地域がひとつになり、よりよい教育環境をつくる必要がある。
- ・小・中の連携が、もう少しうまくいくようにしてほしい。
- ・スクールカウンセラーは常時学校にいるようにしてほしい。(娘の学校の相談室は、毎日開かれていない)
- ・地域で子どもを見守ると言われているが、中学の場合、選択制があり遠くから通学している生徒がおり、どこまで地域 と連携していけるか不安である。
- ・地域のお寺などに協力してもらい、子どもたちの育成に一役かってほしい。
- ・子育て中の母親対象の生涯学習や職業能力向上のための学びの場を充実してほしい。

Ⅳ. 子どもと子育て家庭を応援するまちづくりを進めます

○地域の人々が集える場

- ・子育てはみんなが悩んでいるが、「大丈夫だよ」と気楽に回りが声掛けできる場を作る(見知らぬ人だと心をなかなか 開かない)。
- ・子育てのひろばで子育てで悩んでいるのが見てわかる場合に、一杯のお茶・ミルクを提供し、話を引き出す機関を地域 につくりたい。
- ・"食べること"を通じて子育て中のママが集える企画、高齢者の食のほっとサロンの子育て版をぜひ設けたい。
- ・異世代が交流できる場づくりが必要である。
- ・老若男女が一堂に会して楽しめる行事を設けることが大切である。

○地域での交流できる場

・働く女性ばかりに目が向いている。在宅で子育てに励む女性を力づけ、元気づけなければならない。各公園に親子がホッとできるような、子育ての先輩と交われるような環境がほしい。

○子どもの安全

- ・登校で通る道の危険エリアの改善要望を速やかに実行してほしい。
- ・自転車が安全に走行できる工夫がほしい。

○子育て家庭への支援

・子育て家庭向けに住宅の拡充費用や家賃などに対して補助が必要である。

○子どもの遊べる場

- ・緑化エリア (用途不明で樹木が植わっているような土地) を公園にしてはどうか?
- ・子どもが、声や騒音を出すことを気にしないで遊べるよう、環境を整備する必要がある。

Ⅴ. 支援が必要な子どもと子育て家庭を応援します

○専門家の充実

- ・支援が必要な父子家庭は地域行事にほとんど参加しない。どのようにすれば参加を促せるか、専門家のノウハウを用いたい。
- ・つどいの広場に発達を専門とする専門家が、関わっていくようにする。
- ・幼稚園・保育園にも臨床心理士等の専門家を配置し、親と子の発達を支えていく必要がある。

○要保護児童対策地域協議会の実務者会議(ネットワーク)

- ・要保護児童対策地域協議会は、実質的活動をしてほしい。
- ・要保護児童対策地域協議会は、どんな対応をしているのか。
- ・要保護児童対策として、里親支援を地域でおこなってほしい。また、ネットワークの構成員に里親も加えてほしい。

○特別支援教育

- ・特別支援教育が実施されても必ずしもうまくいっていないのではないか。専門の技量をもった相談員や療法士などが圧 倒的に少ない。その場その場をしのぐより、その子どもが将来自分なりに生きていけるような能力、態度などを育てて いく必要がある。
- ・心身障害者福祉センター職員の増員を検討すべきである。
- ・すべての学校に特別支援学級を設置する。支援が必要な子とそうでない子が一緒に遊び、生活することはお互いの成長 にプラスになる。
- ・障害を持っている保護者の子どもへの対応策として、保護者へのカウンセリングなどの身近なサポートが必要である。
- ・特別支援の必要な児童への対応として、生活支援員の増員や学童クラブの受入れ枠の増などをおこなってほしい。
- ・障害児の放課後の居場所作りを推進してほしい。
- ・障害児の保護者へのサポートをしてほしい。
- ・特別支援学級に発達障害の状況にあわせた職員の配置が必要である。
- ・児童デイサービス、障害児の療育に関する指導、臨床心理士などの派遣などを充実してほしい。
- ・障害児のショートステイ、親のレスパイト(休息)を推進してほしい。

○発達障害児の専門家の育成

- ・発達障害のある児童の学校での対応として、先生、生活支援員の増員をしてほしい。
- ・障害のある幼児は「ぴよぴよ」や「にこにこ」に参加しにくいので、参加できる場所をつくってほしい。
- ・ぴよぴよには障害のある子は入れない。
- ・ボーダーラインの子どもに対する仕組みがあいまいなのではないか。専門家ぞろいと思うので、親を育ててほしい。
- ・軽度の障害児はまわりの対応で変わると思う。普通学級へ進級した場合、お客様扱いしないように、先生の教育を充実 する必要がある。

Ⅴ. 支援が必要な子どもと子育て家庭を応援します

- ・家庭の周りでは伸び伸びしているが、幼稚園ではおどおどしている。先生方は、障害だからと周りの子らと溶け込ませないのか?
- ・幼稚園で、「この子は」と固定観念を持って対応しているのではと感じることがある。先生の指導次第でまっすぐ育つ ことが多い。反対に普通な子でも少々オーバー気味だと、情緒不安定症児となってしまう例がある。安心して学校で生 活できるようにしてほしい。
- ・普通学級へ入れる子と入れない子の基準があいまいではないか。基準を整備してほしい。
- ・スクールカウンセラーがもっと専門性を発揮できるように、小学校全校配置を望む。
- ・スクールソーシャルワーカーの配置を推進してほしい。

○発達障害児に対する支援

- ・特別支援学校の放課後の居場所づくりの具体的な内容を検討してほしい。
- ・発達障害、知的障害は個々によって対応が異なるので、専門職員の配置が必要である。
- ・発達障害児のステージ毎に囲(居)場所、預かり場所の確保が必要であり、保護者の支援にもなる。(幼児期から、また、学校内外で)
- ・虐待、不登校、いじめ、ニート、子育てストレスなどの防止のために現在療育対象になっていない高機能広汎性発達障害児の専門ケアを早期(1歳6か月児)から学童期、中学まで実施してほしい。
- ・高機能広汎性発達障害児に早期療育として、外遊びでの感覚統合療法を実施してほしい。
- ・高機能広汎性発達障害児の感覚統合療法の専門化配置、子育て支援施設スタッフの研修を実施してほしい。
- ・高機能広汎性発達障害児への理解促進、適切な対応を行ってほしい (一般の親、子育てひろば・学校応援団スタッフ、 学校・幼稚園・保育園職員などに)。

○特別支援コーディネータと特別支援養成研修

- ・V-3-5特別支援コーディネータについて、知らない保護者が多いと思う。
- · V 3 5 養成研修は足りるか?

○普通学級に通う障害児への支援

- ・V-3-17特別支援学級の増設が本当に望まれているのか?
- ・固定学級だけでなく、普通学級に通う障害のある子に対する生活支援員の増員をしてほしい。
- ・生活支援員について障害種別に応じた特化なども考えてほしい。
- ・生活支援員を活用するための仕組みづくりが必要である (予算も含めて)。
- ・V-3-17 就学相談という名で、振り分けがされないようにしてほしい。
- ・自分の子どもの教育は、保護者が判断できるような支援の仕組みが必要である。
- ・子どもの将来のことを考えて、専門家の判断を交えてしかるべき支援を行う必要がある。
- ・特別支援学級が6校増えるとあるがその内容、どういう区分けをするか明らかにしてほしい。

○子ども発達支援センター

- ・子ども発達支援センターを利用しやすいように、敷居の低い相談機能を設けてほしい。
- ・子ども発達支援センターに一般医療機関が容易に参加、利用できる体制(診療や検査にオープンに参加)を整えてほしい。

○公的な補助等

・幼児教育の場では、いわゆる障害と疑われる子どもの増加に追いつけていない。公的な補助、援助を早急に増大させな ければならない。

○障害児保育を行う保育園へのチェック体制

・V-3-7障害児保育を行う保育園のチェック体制を強化する。

○ひとり親家庭

- ・ひとり親で仕事に出ている間、その家庭がたまり場になり、またその家庭の子は「パシリ」に使われているのをよく見る。家が荒れてしまい、町会としてもまわりの人が注意をするが聞かない。こういう環境は何とかならないか。
- ・ひとり親は大変疲れている。収入も少なく、子には金がかかる。教育に金のかからないようにならないか。生活も大変 である。
- ・進学の際にかかる金銭面の不安が少しでもなくなるような制度、奨学金を拡充してほしい。
- ・ひとり親家庭(特に父子家庭)の支援(家事援助など)を充実させる。
- ・母子家庭で障害を持っている子どもへのサポート体制を充実してほしい。
- ・障害児の一時預かりを、金額的にも利用しやすいようにしてほしい。
- ・父子家庭のサポートが少ないのではないか?
- ・ヘルパー派遣を定期的または常時にしてほしい。
- ・ぴよぴよに来る母子・父子を支えられるよう子ども家庭支援センターの機能を充実してほしい。
- ・ひとり親家庭の就労をサポートするために、預かり保育などを整えていく必要がある。

V. 支援が必要な子どもと子育て家庭を応援します

- ○不登校児童
- ・不登校児童のいる家庭への介入システムを導入してほしい。
- ○児童養護施設から家庭復帰に際しての支援体制
- ・家庭内の子どもの虐待は見えにくいが、近所で気がついた場合に相談に行ける窓口が必要である。結果として親を支援 でき、防止につながるのではないか?
- ・要保護児童対策地域協議会の実務者会議(子どもを守る地域ネットワーク)の構成員に児童養護施設関係者を入れる必要がある。
- ・児童養護施設から家庭に引き取られた親子を、地域で見守れるシステムを構築してほしい。
- ・虐待児の保護者への対応は、どうなっているか。
- ○障害児、被虐待児、不登校児、ニート等への支援
- ・不登校児は、そのまま大人になっても家から出られず、家庭内暴力を起こしている。子は力があり、親は年を取り弱くなっている。支援策はどうなっているか。
- ・障害児、弱体児への取組として、小学校3年までに区切らないで青年になるまで延長して親・子を助ける仕組みにする など、充実してほしい。
- ・障害児の居場所対策を充実してほしい。
- ・障害児の学童保育の小学校6年生までの延長受入れを、特別枠としてでも拡大してほしい。
- ・親にとって自分が死んだ後、「この子はどうなる?」かが一番心配である。誰もが施設に入れるのか?
- ・地域としてもどこにどういう子がいるか、わからないと助けようがない。わかるようにしてほしい。
- ・支援の必要な子どもについての情報を個人情報の重要性も踏まえて共有し、よりよい成長の一助とする。
- ・要保護児童を発見する仕組みを確立し、利用に結び付けられるようにする必要がある。
- ○幼稚園・保育園での医療行為
- ・簡単な医療行為を必要とする子どもの受入れが出来るように、幼稚園・保育園を整備していく必要がある。
- ○支援が必要な子を持つ家庭のフォロー
- ・暴力を起こす子どもに対して、家庭と連絡を取って、地域でフォローしていくようにしたい。
- ・地域での会議で積極的に特に支援の必要な家庭について話しあいをし、輪の中に入っていただき解決を図る(子どもの 居場所など)。
- ○周産期医療や母子保健との連携システム
- ・要保護児童対策地域協議会において、特定妊婦等も対象になったことから、周産期医療や母子保健との連携システムを 構築したい。

練馬区次世代育成支援行動計画推進委員会設置要綱

平成17年9月5日 17練児子第1953号

(設置)

第1条 次世代育成支援対策推進法(平成15年7月法律第120号)に基づく、練馬区次世代育成支援行動計画(以下「行動計画」という。)の策定および推進をするため、練馬区次世代育成支援行動計画推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 委員会は、つぎの各号に掲げる事項について審議し、必要に応じて区長に報告する。
 - (1) 行動計画の策定に関する事項
 - (2) 行動計画の推進に関する事項
 - (3) 行動計画の変更に関する事項
 - (4) 次世代育成支援施策の総合調整に関する事項
 - (5) 前各号の他、区長が必要と認める事項

(構成)

- 第3条 委員会は、委員長、副委員長および委員をもって構成する。
 - 2 委員長は、健康福祉事業本部長とする。
 - 3 副委員長は、児童青少年部長とする。
 - 4 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。
 - 5 前項の規定にかかわらず、委員長は、別表第1に掲げる者のほか、必要と認める者を委員に充てることができる。

(会議)

- 第4条 委員長は、委員会を招集し、会議を主宰する。
 - 2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。
 - 3 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求めて意見を聴くことができる。

(幹事会)

- 第5条 委員会に、幹事会を設置する。
 - 2 幹事会は、委員会の所掌事項について調査、検討し、その結果を委員会に報告する。
 - 3 幹事会の幹事長は児童青少年部長、副幹事長は計画調整担当課長の職にある者とし、幹事は別表第2 に掲げる職にある者をもって充てる。
 - 4 前項の規定にかかわらず、幹事長は、別表第2に掲げる者のほか、必要と認める者を幹事に充てることができる。
 - 5 幹事長は、幹事会を招集し、会議を主宰する。
 - 6 幹事長に事故があるときは、副幹事長がその職務を代理する。
 - 7 幹事長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求めて意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会、幹事会の庶務は、計画調整担当課が処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に必要な事項は委員長が、幹事会の運営等に必要な 事項は幹事長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成17年9月5日から施行する。

付 則 (平成 18 年 4 月 1 日 18 練児子第 10034 号)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則 (平成 21 年 10 月 26 日 21 練児子第 10295 号)

この要綱は、平成21年10月26日から施行する。

別表第1(第3条関係)

委 員

企画部長

危機管理室長

総務部長

区民生活事業本部区民部長

区民生活事業本部産業地域振興部長

健康福祉事業本部福祉部長

健康福祉事業本部健康部長

環境まちづくり事業本部環境清掃部長

環境まちづくり事業本部都市整備部長

環境まちづくり事業本部土木部長

学校教育部長

生涯学習部長

別表第2(第5条関係)

幹 事

企画部企画課長

危機管理室防災課長

総務部総務課長

区民生活事業本部区民部戸籍住民課長

区民生活事業本部産業地域振興部経済課長

健康福祉事業本部経営課長

健康福祉事業本部福祉部地域福祉課長

健康福祉事業本部健康部健康推進課長

健康福祉事業本部児童青少年部子育て支援課長

環境まちづくり事業本部環境清掃部環境政策課長

環境まちづくり事業本部都市整備部都市計画課長

環境まちづくり事業本部土木部管理課長

学校教育部庶務課長

生涯学習部生涯学習課長

練馬区次世代育成支援行動計画推進委員会幹事会

第1回

- 1 日時 平成21年5月15日(金)午後4時から
- 2 場所 練馬区役所本庁舎 5 階庁議室
- 3 議題 (1) 平成 20 年度練馬区次世代育成支援行動計画の実施状況について
 - (2) 練馬区次世代育成支援行動計画の一部変更(案) について
 - (3) 練馬区次世代育成支援行動計画 (平成22年度~26年度) 策定に係るニーズ調査 報告について
 - (4) 今後のスケジュール (案)
 - (5) その他
- 4 配布資料 資料 1 練馬区次世代育成支援行動計画実施状況 (平成 20 年度)
 - 資料 2 練馬区次世代育成支援行動計画の一部変更(案)について
 - 資料3 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書<概要版>
 - 資料 4 練馬区次世代育成支援行動計画策定スケジュール (案)

第2回

- 1 日時 平成 21 年 10 月 26 日 (月) 午前 10 時~
- 2 場所 練馬区役所本庁舎 19 階 1907 会議室
- 3 議題 (1) 設置要綱の改正について
 - ① 練馬区次世代育成支援行動計画推進委員会設置要綱
 - ② 練馬区次世代育成支援推進協議会設置要綱
 - (2) 練馬区次世代育成支援行動計画 (平成22年度~26年度) 素案について
 - (3) 今後のスケジュール
 - (4) その他
- 4 配布資料 資料 1 練馬区次世代育成支援行動計画推進委員会設置要網
 - 資料 2 練馬区次世代育成支援推進協議会設置要綱
 - 資料 3 練馬区次世代育成支援行動計画(平成 22 年度~ 26 年度)素案
 - 資料 4 前期計画、後期計画の骨子の対比
 - 資料 5 練馬区次世代育成支援推進協議会分科会について

第3回

- 1 日時 平成22年1月29日(金)午後4時~
- 2 場所 練馬区役所本庁舎4階 会議室
- 3 議題 (1) 練馬区次世代育成支援行動計画 (平成 22 年度~ 26 年度) 素案に対するパブリックコメントについて
 - (2) 練馬区次世代育成支援行動計画(平成22年度~26年度)素案に対する練馬区次

世代育成支援推進協議会の意見について

- (3) 練馬区次世代育成支援行動計画 (平成22年度~26年度) 素案から案への変更点 について
- (4) 後期計画に対する評価について
- (5) 今後のスケジュール
- (6) その他
- 4 配付資料 資料1 パブリックコメント対応表(次世代育成支援行動計画素案)
 - 資料 2 練馬区次世代育成支援推進協議会意見対応表(次世代育成支援行動計画素案)
 - 資料3 練馬区次世代育成支援行動計画 (素案) に対するパブリックコメントについて
 - 資料 4 練馬区次世代育成支援行動計画 (素案) に対する練馬区次世代育成支援推進 協議会の意見について
 - 資料 5 練馬区次世代育成支援行動計画(平成 22 年度~ 26 年度)案
 - 資料 6 練馬区次世代育成支援行動計画 素案から案への主な変更 (予定) 内容一覧

練馬区次世代育成支援行動計画推進委員会検討経過

第1回

- 1 日時 平成21年5月19日(火)午後3時30分から
- 2 場所 練馬区区役所東庁舎 501 会議室
- 3 議題 (1) 平成 20 年度練馬区次世代育成支援行動計画の実施状況について
 - (2) 練馬区次世代育成支援行動計画の一部変更(案) について
 - (3) 練馬区次世代育成支援行動計画 (平成22年度~26年度) 策定に係るニーズ調査 報告について
 - (4) 今後のスケジュール (案)
 - (5) その他
- 4 配布資料 資料 1 練馬区次世代育成支援行動計画実施状況 (平成 20 年度)
 - 資料 2 練馬区次世代育成支援行動計画の一部変更(案)について
 - 資料3 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書<概要版>
 - 資料 4 練馬区次世代育成支援行動計画策定スケジュール (案)

第2回

- 1 日時 平成21年11月2日(月)午前10時~
- 2 場所 練馬区役所本庁舎 1903 会議室
- 3 議題 (1) 要綱の改正
 - ① 練馬区次世代育成支援行動計画推進委員会設置要綱
 - ② 練馬区次世代育成支援推進協議会設置要綱
 - (2) 練馬区次世代育成支援行動計画 (平成22年度~26年度) 素案について

- (3) 今後のスケジュール
- (4) その他
- 4 配付資料 資料 1 練馬区次世代育成支援行動計画推進委員会設置要綱
 - 資料 2 練馬区次世代育成支援推進協議会設置要綱
 - 資料 3 練馬区次世代育成支援行動計画 (平成 22 年度~ 26 年度) 素案
 - 資料4 後期計画の要点について
 - 資料 5 練馬区次世代育成支援推進協議会分科会について

第3回

- 1 日時 平成22年2月4日(木)午後3時~
- 2 場所 練馬区役所本庁舎 4 階 会議室
- 3 議題 (1) 練馬区次世代育成支援行動計画(平成 22 年度~ 26 年度)素案に対するパブリックコメントについて
 - (2) 練馬区次世代育成支援行動計画 (平成 22 年度~ 26 年度) 素案に対する練馬区次 世代育成支援推進協議会の意見について
 - (3) 練馬区次世代育成支援行動計画 (平成22年度~26年度) 素案から案への変更点 について
 - (4) 後期計画に対する評価について
 - (5) 今後のスケジュール
 - (6) その他
- 4 配付資料 資料1 パブリックコメント対応表(次世代育成支援行動計画素案)
 - 資料 2 練馬区次世代育成支援推進協議会意見対応表(次世代育成支援行動計画素案)
 - 資料 3 練馬区次世代育成支行動計画 (素案) に対するパブリックコメントについて
 - 資料 4 練馬区次世代育成支行動計画 (素案) に対する練馬区次世代育成支援推進協 議会の意見について
 - 資料 5 練馬区次世代育成支援行動計画 (平成 22 年度~ 26 年度) 案
 - 資料 6 練馬区次世代育成支援行動計画 素案から案への主な変更 (予定) 内容一覧